

【世田谷区感染症予防計画 別冊】

新型コロナウイルス感染症 世田谷区への対応記録

令和6年3月
世田谷区

目次

- 本編をお読みいただくにあたって... 1
- 世田谷区は新型コロナウイルスとどう向き合ったか? ... 2
- 1 世田谷区における新規感染者数の推移... 11
(令和2年4月1日～令和5年5月7日)
- 2 世田谷区における主な取り組み
年表: ~ 未曾有の困難に立ち向かう ~
 - 世田谷区 新型コロナウイルス感染症への取り組み... 13
年表: 国と東京都の動向及び区の取り組み... 24
 - (1) 令和2年1月～令和5年5月7日
 - 本部体制・情報連絡体制
 - ア: 世田谷区健康危機管理対策本部... 42
 - イ: 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部... 43
 - ウ: 新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会... 50
 - 保健所体制の強化... 52
 - 相談
 - ア: 新型コロナウイルス相談窓口(後遺症相談も含む)... 53
 - イ: 新型コロナウイルス感染症に関する「暮らしの総合相談窓口」... 55
 - ウ: 感染症アドバイザー派遣... 56
 - エ: 各種相談業務の拡充(人権擁護相談の手法改善、女性のための悩みごと・DV相談の拡充、男性相談の拡充)... 57
 - 検査
 - ア: 従来型検査... 58
 - イ: 社会的検査... 60
 - ウ: 感染拡大に伴う緊急措置... 63
 - ・区民等を対象とした抗原定性検査キットの配布(区施設等における配布事業)
 - ・医療機関への抗原定性検査キット配付
 - ・高齢、障害、保育施設等への抗原定性検査キット緊急追加配付
 - ・区民等を対象とした抗原定性検査キットの配布(薬剤師会における配布事業)
 - ・上用賀公園拡張用地における臨時検査会場の設置
 - ・東京都PCR等検査無料化事業に関する民間事業者との連携
 - 積極的疫学調査... 66
 - 入院勧告・医療費公費負担決定... 67
 - 患者移送... 68
 - 証明書の発行 宿泊・自宅療養証明書を作成... 69
 - 物資... 70
 - 医療提供体制
 - ア: 世田谷区医師会、玉川医師会との連携... 71
 - ・世田谷区医師会による地域外来・検査センター開設
 - ・玉川医師会によるドライブスルー方式検査の実施
 - ・新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ同時流行対応
 - ・地区医師会による往診体制強化
 - コロナ禍における世田谷区医師会の活動記録... 73
 - 新型コロナウイルス感染症対応の記録... 79

目次(続き)

イ:区による医療提供支援...83

- ・区独自の健康観察体制
- ・世田谷区酸素療養ステーション(入院待機施設)の設置・運営
- ・医療機関によるオンライン診療等体制の確保

ワクチン接種...86

経済政策

ア:経済政策...90

- ・新型コロナウイルス感染症対策緊急融資
- ・新型コロナウイルス感染症対策商店街向け融資
- ・区民相談体制拡充(労働相談、経営相談、生活困窮相談など)
- ・区内飲食店への支援事業(せたがやPay活用)
- ・せたがやPayを活用した事業者支援
- ・「東京都生活応援事業」を活用したプレミアム付区内共通商品券の発行
- ・短時間・短期間の雇用マッチング事業ほか各種就労支援事業
- ・区内飲食店応援冊子の発行
- ・業態転換及び新ビジネス創出支援補助
- ・クラウドファンディング支援事業
- ・介護サービス事業所緊急支援金交付事業
- ・区有地を活用したキッチンカー等移動販売の機会拡充による事業者支援の実施
コロナ禍の事業者支援の一例...96

イ:アーティスト及び民間文化施設等支援事業(せたがや元気出せArtsプログラム)...97

給付金等

ア:特別定額給付金事業...100

イ:住居確保給付金...101

ウ:新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金...102

エ:国民健康保険料減免...103

オ:介護保険料減免...104

カ:国民健康保険傷病手当金...105

キ:新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業...106

ク:子育て世帯への特別給付金等給付事業...107

- ・令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金(国制度)
- ・令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金(国制度)
- ・令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(国・区制度)
- ・令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(国制度)
- ・令和4年度低所得の子育て世帯生活支援追加特別給付金(区制度)
- ・乳幼児臨時特別給付金(区制度)
- ・子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金を含む)

ケ:住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金...114

コ:新型コロナウイルスの影響を踏まえた生活困窮世帯の子どもの生活を応援する給付事業...115

- ・休校中の緊急的な弁当配達
- ・就学援助による昼食代補助(給食費相当額の支給)
- ・生活困窮世帯の子どもへの主食の応援
- ・高校生世代の子どもへの生活応援
- ・中学3年生への新生活応援
- ・子ども配食事業

目次(続き)

サ:子ども関連施設等支援事業...119

- ・新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園に対する支援事業補助金
 - ・地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業並びにファミリー・サポート・センター事業における緊急対応補助金
 - ・一時預かり事業及び延長保育事業における感染症拡大防止のための備品購入等補助金
 - ・産後ケア事業等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策事業
 - ・私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金
 - ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校等の臨時休業等によるファミリー・サポート・センター事業補助金
 - ・保育施設等に対する新型コロナウイルス感染拡大防止のための備品購入費等補助金
- ### 届出・証明

ア:住民票異動届出期間の猶予...125

イ:郵送による国外転出届の取消届...126

ウ:住民票の写しの交付手数料免除...127

エ:郵送による住民基本台帳事務における支援措置延長申出...128

オ:印鑑登録申請時の回答期限の延長(印鑑登録事務)...129

住民税・軽自動車税

ア:軽自動車税(種別割)(三輪以上の軽自動車に限る)の所有権変更申請期限の延長に伴う課税処理...130

イ:特別区民税・都民税の申告期限の延長...131

ウ:地方税(特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割))の猶予制度【特例】...132

公共施設・区主催イベントの対応...133

高齢者施設等に対する感染症対策の主な取組み...138

高齢者施設での感染症対策記録...140

障害者施設等に対する感染症対策の主な取組み...142

保育施設に対する感染症対策の主な取組み...144

新型コロナウイルス感染症との闘い ~区立保育園の軌跡~...146

小・中学校(区立)に対する感染症対策の主な取組み...150

新型コロナウイルス感染症との闘い ~区立小学校の軌跡~...154

新型コロナウイルス感染症との闘い ~区立中学校の軌跡~...156

幼稚園(区立)に対する感染症対策の主な取組み...157

児童相談所・一時保護所(令和2年4月開設)に対する感染症対策の主な取組み...158

新BOP学童クラブに対する感染症対策の主な取組み...159

児童館に対する感染症対策の主な取組み...161

図書館に対する感染症対策の主な取組み...162

区営住宅に対する感染症対策の主な取組み...163

区民等への情報発信

ア:広報...164

- ・感染者数等の公表
- ・報道(取材)対応、動画配信、ホームページ、SNS・LINE・写真ニュース、区のおしらせ等
- ・やさしい日本語による在住外国人への情報提供

イ:広聴...173

・世田谷区民意調査

・区民の声

ウ:新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害防止チラシの作成...175

目次(続き)

その他

ア:世田谷区新型コロナウイルスをともに乗り越える寄附金...177

イ:マスクや消毒液などの寄附の受け入れ...178

ウ:新型コロナウイルス対策のためのICT環境の整備...179

エ:各種取組みへの応援職員配置状況...180

(2)令和5年5月8日以降(新型コロナウイルス感染症5類移行後)

区の対応方針...183

令和5年5月8日以降も継続とした主な区の実施...184

【別添資料】

世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和2年度～令和5年度)

本編をお読みいただくにあたって

【感染流行とその時期について】

本冊子において新型コロナウイルス感染症の感染流行期を「波」と表現し、その時期は次のとおりとしています。

第1波	令和2年(2020年)1月～5月	第2波	令和2年(2020年)7月～9月
第3波	令和2年(2020年)11月～ 令和3年(2021年)3月	第4波	令和3年(2021年)4月～6月
第5波	令和3年(2021年)7月～10月	第6波	令和3年(2021年)12月～ 令和4年(2022年)3月
第7波	令和4年(2022年)7月～9月	第8波	令和4年(2022年)11月～ 令和5年(2023年)1月

世田谷区は新型コロナウイルスとどう向き合ったか？

コロナ禍の始まり

2020年(令和2年)1月15日、国内で初の新型コロナウイルス感染症の患者が確認されてから、徐々に国内へ感染が拡大していき、その結果人々の暮らしは大きく変化しました。

その災禍の中で世田谷区がこれまでどのような取り組みを行ってきたか区長として振り返りたいと思います。

世田谷区は、2020年(令和2年)1月27日に「世田谷区健康危機管理対策本部(後に世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部へ移行)」を立ち上げ、30日には相談窓口を設置しました。2月にはクルーズ船の感染者対応を区内医療機関でも担うこととなり、3月4日には区内で感染者が確認され、徐々にその数は増えていくこととなります。

4月には国が緊急事態宣言を発出するなど、日本は新型コロナウイルス感染症の拡大するパンデミックに陥りました。

その中で初めに浮かび上がってきた問題は、発熱した区民がPCR検査を希望しても、すぐには受けることが出来ないということでした。

検査体制の拡充

区内で初めての感染者が確認されてから、「保健所の電話相談センターに連絡をしても、なかなか繋がらない。」という声が多く聞こえてきました。

また国は、検査体制に限りがある等の理由から、PCR検査を受けられる目安のひとつを「37.5度以上の発熱が4日間以上続いたとき」等としていました。

世田谷区では、区民の相談体制や検査需要に可能な限り対応しましたが、感染者は増え続け、保健所だけでは手がまわらなくなっている状態でした。

そこで、まず保健所体制を強化しました。PCR検査から結果告知、入院搬送まで保健所で全てをやる体制を改め、PCR検査は病院等の医療機関に検体採取を担ってくれるよう依頼し、検体搬送と検査は民間検査会社をお願いし、入院調整後の患者移送は民間救急車も活用しました。各々のプロセスを保健所本体から一部分離することで負担を軽減するとともに、保健所職員を増加し、体制強化を図りました。

また国が緊急事態宣言を発出した4月7日同日に、世田谷区医師会や玉川医師会をはじめ、治療にあっていた病院の責任者などを招き、新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会を開催し、「検査体制を速やかに拡大すべき」という方針を確認し、世田谷区医師会の迅速な対応と協力を得て、4月8日にはPCR検査センターを、5月1日には世田谷区医師

会の保険診療による地域外来・検査センターを新たに発足させました。続いて玉川医師会にも協力をいただき、5月13日よりドライブスルー方式での検査も実施しました。

それまでは、保健所と一部民間病院の外来のみで行っていたものを、新たに区内に案内できる検査ルートを設定することで、保健所の負担を減らすとともに、区内の検査量を増やすことができました。

5月25日、4月から続いていた緊急事態宣言の全面解除に比例するように、区内の感染者数も減っていきました。他の自治体では、この時期に検査体制を縮小したところもありましたが、世田谷区では、第2波、第3波を予想して、むしろ検査体制の拡充の準備を進める方向に舵をきりました。4月には約780件だったPCR検査数は、5月約1,400件、6月約1,500件、7月約4,600件と急増していきました。

このように世田谷区では当初から、国の方針に先んじて、検査体制を充実してきました。それは、検査・診断から治療にいたるサイクルをまわすことが重要だと考えたからです。この検査の徹底はいつしか新型コロナウイルス感染症対策のスタンダードな考えになっていきました。



世田谷保健所・世田谷区医師会PCR検査センター

学びの場の確保

2020年(令和2年)3月、明治の学制発布以来、戦時中でも経験していない全国一律での学校休業となりました。

世田谷区には当時、区立小・中学校の児童・生徒が約4万9,000人いました。この突然の学校休業は大きな影響と戸惑いを子ども達、保護者、教職員にもたらしました。先行きが見えない中で学力や心の健康の心配もありました。区は教育委員会とともに、この子ども達の学びの場を確保するため、様々な工夫を凝らしました。

区立小・中学校において、登校時間を午前・午後や1日おきに分け、クラスの約2分の1に登校人数を限定する分散登校や、授業をオンラインで配信できるように準備したうえで、通常授業とオンライン授業の選択制を実施しました。

また、文部科学省の「GIGAスクール構想」に基づき、学校及び家庭双方での活用を視野に入れ、区立小・中学校の児童・生徒1人1台のタブレット端末を、予定の時期から大幅に前倒しして配備し、オンラインでの学習環境を整えました。ビデオ会議システムや授業支援アプリ等のインタラクティブな学習ソフトの活用が進んだことはコロナ禍に直面した状況だったからこそできた改革でした。

社会的検査の実施

2020年(令和2年)7月27日、世田谷区の新型コロナウイルス感染症対策本部で行った有識者との意見交換会で、児玉龍彦・東京大学先端科学技術研究センター名誉教授からPCR検査の思い切った拡充、介護、保育等、社会機能維持のために欠かすことのできない仕事に就いている人たちに対する検査の2つの提案がありました。

児玉氏は流行当初から、ヨーロッパ各国の高齢者施設や医療施設などで、入居者や患者だけでなく職員も含めて施設丸

ごとコロナが蔓延し、治療も受けられないままに多くの人亡くなっていっている状況に強い危機感を抱いておられました。そして「同じことを日本で起こさないように、戦略的に社会的検査を位置づけて、院内感染や施設内感染を徹底防止することが急務だ」と主張されていたのです。

そこで、世田谷区として高齢者施設などへの検査体制の準備をすぐに始めるとともに、高齢者施設を守るための定期的な一斉検査について、厚生労働省にも助言と制度的な確立を求めていきました。

その後、2020年(令和2年)8月28日、安倍首相の突然の辞任表明の記者会見において「重症化リスクの高い方がいる高齢者施設や病院では、地域の感染状況を考慮して職員への定期的検査」について言及されました。

9月15日に、感染拡大地域での高齢者施設等を対象としたPCR検査は「行政検査」として国費で負担することが厚生労働省から明らかにされ、世田谷区の提唱する「社会的検査」の重要性を厚生労働省も積極的に受け止めてくれました。世田谷区では高齢者施設等を対象に感染者を早期に発見し、重症化を避け、施設内でのクラスターを抑止することを目的とした社会的検査を2020年(令和2年)10月1日より開始しました。世田谷区での問題意識が先行して国へも伝わり、全国の感染防止対策をリードするかたちになったのです。

検査体制を構築するにあたり、当初は高齢者施設を中心に施

設ごとに巡回し、感染者が出ていなくてもPCR検査を行う「定期検査」のみを考えていました。

ところが、区内の介護施設・事業所だけで1,200か所以上あり、一巡するだけで相当の時間がかかってしまうという課題がありました。

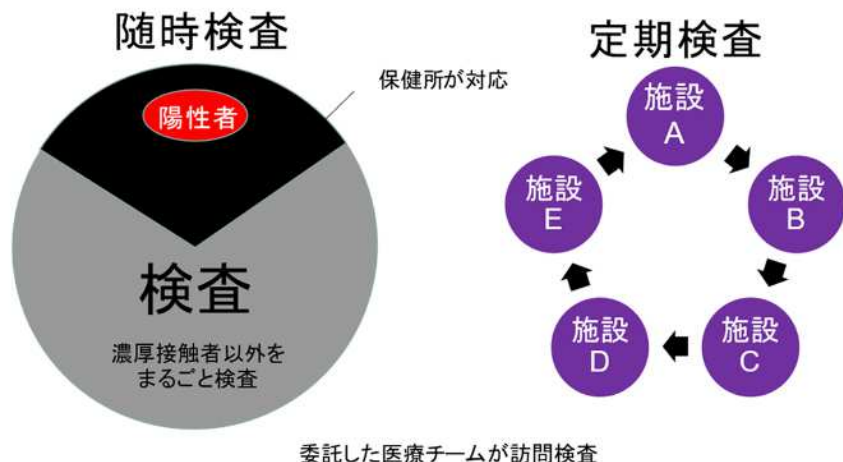
そこで、社会的検査の中に「随時検査」という枠組みを導入しました。これは、感染者の出た施設で職員・利用者全員を対象に施設を訪問し、全員検査をするというものです。

ここで実際にあった事例をあげると、区内の特別養護老人ホームの定期検査で無症状の職員10名の陽性者が確認され、その後未受検の職員・利用者を対象に随時検査を実施したところ、さらに職員3名及び入居者2名の陽性者が確認されましたが、ただちに感染防止対策を取ることができ、感染規模が大きくなる手前で、デイケアを休止するだけで入居者の一時退避のための転居等の必要はなく、施設機能は保持されました。

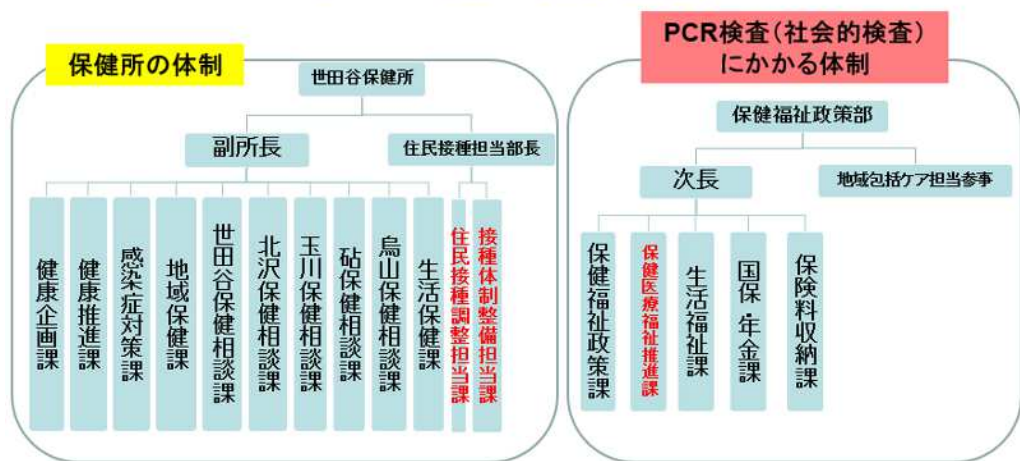
社会的検査は、当初の定期検査とともに始めた「随時検査」の体制をとったことが大きな成果を生みました。高齢者施設だけでなく、保育園や幼稚園などの子ども施設でも陽性者が出た場合、その直後に施設職員・利用者全員を対象に検査を行い、感染拡大を防ぎました。

世田谷区では、保健所の負担を軽減するため、保健福祉政策部がこの定期検査・随時検査を行い、その一部は民間事業者に委託しました。保健所に極力負荷をかけない仕組みを考案し、区役所一丸となって区民の生命と健康を守るスキームを構築しました。

社会的検査



世田谷区組織図



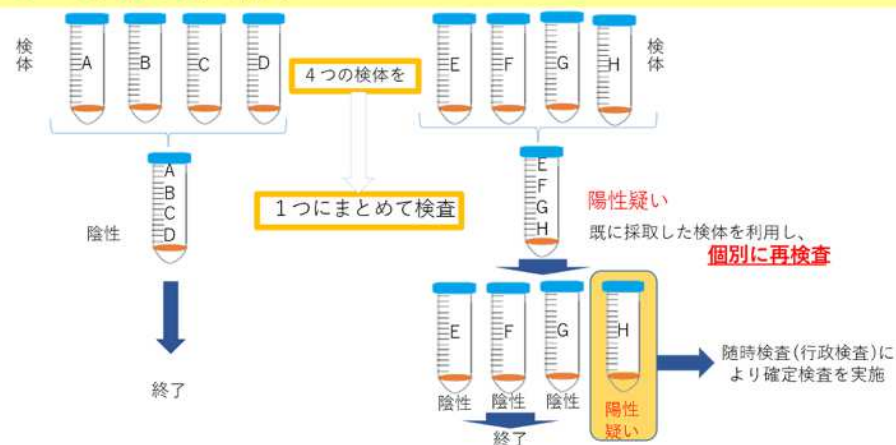
さらに、2021年(令和3年)2月2日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」では「特定都道府県に対し、感染多数地域における高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画を策定し、2021年(令和3年)3月までを目途に実施するとともに、その後も地域の感染状況に応じ定期的に実施するよう求める。」との文言が盛り込まれ、感染拡大地域に対して、積極的に高齢者施設の検査を実施することは、国の方針になりました。

行政検査による検体プール検査法の実現へ

PCR検査の手法も、複数の検体を同時に検査する「検体プール検査法」を採用することで、コストの削減などが図れます。検体プール検査法とは、唾液などの検体を検査機器に1人分ずつかける通常の検査とは違い、複数人分の検体を混同して同時に検査するという手法です。

陰性であればそれで全員問題なしと判断し、陽性反応が出た場合だけ、混合前に、取り置いて保存しておいた検体を個別に再検査して、陽性者を確定させていきます。また例えば4人分をまとめて検査すれば、試薬の量が1/4となり、その費用を抑えることが期待できるメリットがあります。

プール方式の導入



当時、アメリカや中国では当たり前に行われていたが、日本では単体検査以外認めていませんでした。国立感染症研究所では「まだ正確性が保障されていない」と判断を留保している状態で、行政検査導入への動きが滞っていました。

検体プール検査法の採用を提唱された前出の児玉氏が下北沢の街頭で無料検査実験を行い、2020年(令和2年)10月に区に「実証検証報告書」を提出していただきました。結果は単体検査も検体プール検査法の結果もいずれも同じであるというものでした。

その後、厚生労働省にプール検査法の検討を深めるよう依頼し、当時、田村憲久厚生労働大臣にも「報告書」を渡して、プール検査法の早期実施を促しました。続いて、2021年(令和3年)1月22日、田村厚生労働大臣(当時)は検体プール検査法の行政検査の承認を公表しました。

世田谷区からの提唱から時間差はあったものの、社会的検査と行政検査による検体プール検査法は国が認めて制度化しました。

なお、東京都が実施した「PCR等検査無料化事業」において区は川崎重工業株式会社と連携協定を結び、2022年(令和4年)1月14日から2023年(令和5年)5月7日まで区内で無料PCR検査を延べ80,425件実施しました。同社は、多くの検体を扱うべく、「自動PCR検査ロボットシステム」を用いて検査を実施。またここでは「検体プール検査法」を採用しておりました。

ワクチン接種の準備

区では、ワクチン接種に向けて、2020年(令和2年)12月に担当を配置し、準備を始め、2021年(令和3年)2月10日に住民接種担当部を立ち上げました。連日のように、接種方法を検討し、シミュレーションを続けて、当初は4月1日に開始予定だった「高齢者接種」に備えてきました。

当初、日本におけるワクチン接種はファイザー社のワクチンを医療機関・医療関係者の方が2月から3月にかけて接種し、その後4月から住民接種の第一順位である高齢者接種に入るはずでしたが、予定は遅れ、4月12日に、東京都では世田谷区と八王子市で、もっとも早く高齢者向けのワクチン接種(ファイザー社)が始まりました。

区では高齢者施設入所者を対象として、限られた数のワクチンを活用することにしました。

4月上旬に国から届いたワクチンは約1,500人分にすぎませんでした。一方、区内の高齢者数は約18万5,000人いるため、まずは高齢者施設の入所者・職員からの接種を始めることが合理的だと考えました。



高齢者施設でのワクチン接種



高齢者への接種予約支援

国からの情報を総合し、5月半ばから集団接種の本格開始が始められると予想していたさなか、4月14日に東京都から5月連休前に約1万5,000人分が届く旨の通知があり、高齢者を対象に5月3日から区内2か所の集団接種会場を先行して開くことを決めました。

また、高齢者施設での接種も同時並行で続け、6月下旬までに19か所の会場を順次開き、本格的な接種体制へ入っていききました。

本格的に集団接種予約を受け付け始めるとコールセンターに想定以上の電話が殺到し、電話が全く繋がらない状況に陥りました。何十回、何百回と電話をかけてもコールセンターには繋がらず、ワクチン接種を諦めてしまう方もいらっしゃいました。

インターネットでの予約は、高齢者にとって、なかなか難しく圧倒的に電話予約の需要が多かったのです。

そこで、地域で活動する民生委員の方たちの協力で高齢者への声掛けを進め、区内28か所のまちづくりセンターに職員を急遽配置し、ワクチン接種予約のお手伝いをしました。

まちづくりセンターに行けば、その場で職員がインターネットから予約を受けつける仕組みで、実に約1万6,000人の方が利用されました。

世田谷区独自の取組み紹介

上述した以外でも、区では独自の取組みを行ってききましたので、いくつかご紹介します。

ワクチン接種が本格的に開始されましたが、2021年(令和3年)8月末の区内の新型コロナウイルス感染症の自宅療養者は3,000人を超えていました。デルタ株が猛威をふるった時期です。

当時、都内の入院病床や宿泊療養施設の利用状況はひっ迫しており、新規感染者の大半が自宅療養をせざるを得ない状況でした。自宅療養中に体調が急変し、緊急に酸素投与が必要になる患者も増加していたため、世田谷区酸素療養ステーションを開設しました。(1か所目:令和3年8月31日~10月15日、2か所目:令和4年1月~令和5年5月)



酸素療養ステーション 1か所目

また、当時の課題となったのは家庭内での感染でした。そこで、2021年(令和3年)12月には区内の保育園や幼稚園等に通う子どもがいる世帯を対象に抗原検査キットを配付しましたが、2022年(令和4年)の年明けに、さらに感染が急拡大したため、検査需要に対応すべく、急遽希望する区民や、通勤・通学で区内に通う人に無料で抗原検査キットを配布しました。

この時期には感染者が急増したことで、区や医師会のPCR検査センターも混み合い、地域のクリニックも朝から並んでも患者さんが多すぎて、検査を受けることができない状況となっていました。また全国的に抗原検査キットが品薄となったため、国が示す要件等に基づき、区で確保した抗原検査キットを緊急に、地域住民、医療機関や高齢、障害、保育施設等へ配付いたしました。



抗原定性検査キット

一方、抗原検査キットの配付を受け、自身で検査をした結果、陽性となった場合はあらためて医療機関による診療・診断が必要となります。このため医療機関によるPCR検査の需要のさらなる増加に備えるとともに、区内医療機関の負担を少しでも減らそうと、上用賀公園拡張用地に臨時PCR検査車両を設置しました。小型バスくらいの専用の車両を5台用意し、無症状であっても検査を受けることができる体制を整備しました。



臨時検査会場で設置した検査用車両

2022年(令和4年)8月にも感染者が急増する危機がありました。持病がなくオンライン診療で対応できる発熱者に検査 診断 投薬まで、ワンストップでできる医療機関によるオンライン診療の仕組みを確保しました。

熱や咳などの症状がある区内在住者は、専用WEBフォームへアクセスし、基本情報などを入力します。この時検査を実施していない方には、医療機関より抗原検査キットが自宅までバイク便で届けられます。その後診察予約を行っていただき、検査結果を踏まえオンラインでの診察を実施。診察後、医療機関より薬が処方され、再びバイク便で薬が届けられるものです。最短で朝、連絡をすれば、昼には診断がつき、夕方には薬が手元に届くことになります。

これらの取組みのように、区ではその時々に応じて、効果的な取組みを、全庁をあげて行ってきました。



オンライン診断の様子

最後に

新型コロナウイルス感染症の拡大は私たちの生活を大きく変えました。

2020年(令和2年)1月以降、私たちは92万自治体として、誰も経験したことがないパンデミックを迎え、手探りで日々変わる状況に向き合いながら、総力戦で対処しました。

1人でも多くの生命を守り、先の見えない不安の中にある区民に正確な情報発信を続け、組織を柔軟に変化させながら対応を続けました。

世田谷区・玉川両医師会、地域の医療機関、そして世田谷保健所を中心とした臨戦体制が継続できたのも、関係者の皆様の献身的なご努力と区民の皆様のご理解があつてのことです。

長期にわたる厳しい時期に、昼夜を問わず奮闘してくれた全ての皆さんに心からの敬意と感謝をささげます。

この間の全記録を残して、区職員の取組みの全体像をまとめておくことで、次のパンデミック対策に向き合う一助となれば幸いです。

世田谷区長 保坂 展人

1 世田谷区における新規感染者数の推移

(1) 令和2年4月1日～令和4年9月25日

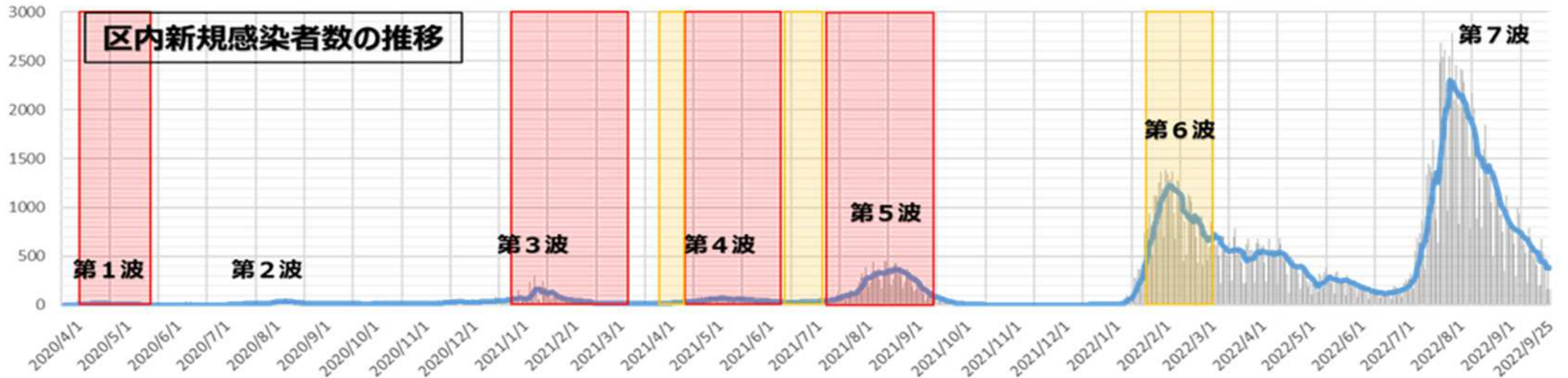
新型コロナウイルスの毒性、感染力等の特性が明らかでなかった時期

新型コロナウイルスの特性や、感染が起きやすい状況についての知見が深まり、地域・業種を絞った対策を講じた時期

アルファ株からデルタ株の変異株に対応した時期

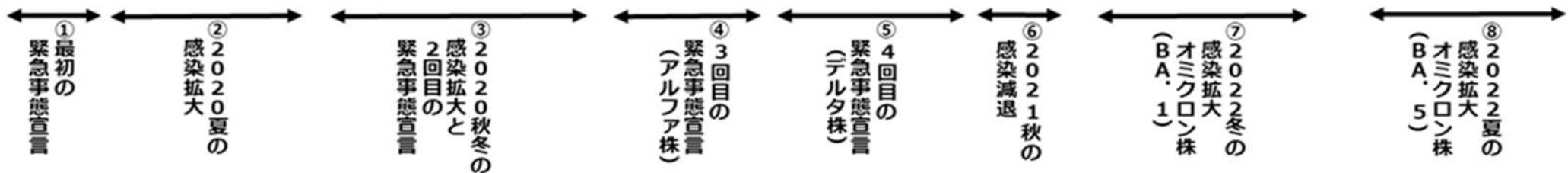
オミクロン株に対応した時期

BA.5系統の感染拡大に対応した時期



■ 新規感染者数 ● 過去7日平均

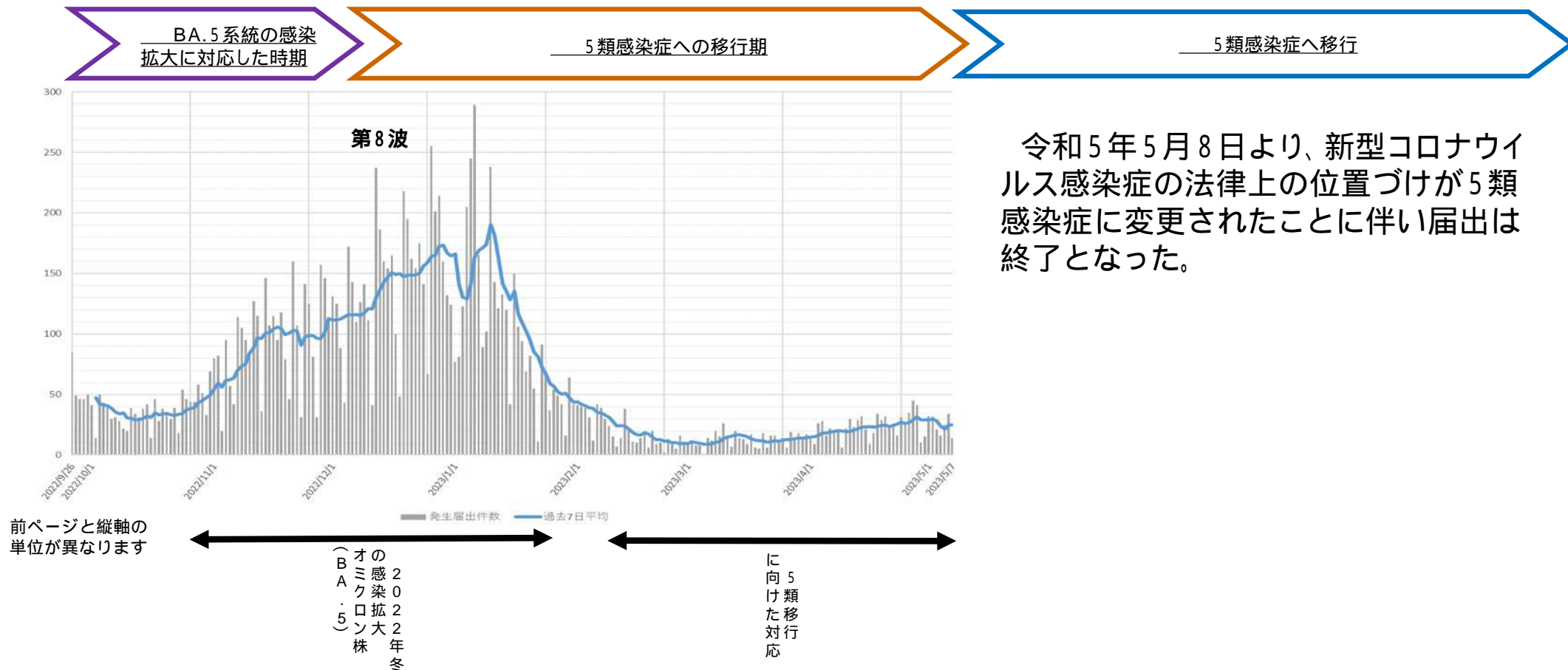
(注) 赤囲いは緊急事態措置が適用された期間、黄囲いはまん延防止等重点措置のみの期間



1 世田谷区における新規感染者数の推移

(2) 令和4年9月26日～令和5年5月7日

令和4年9月26日以降の全数把握の見直しにより、把握可能人数が発生届対象者(65歳以上の者、入院を要する者、重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者、妊婦)のみに限られたことから、令和4年9月26日から令和5年5月7日までは、感染者の一部のみを集計し発生届件数として記載している。



～ 未曾有の困難に立ち向かう～ 世田谷区 新型コロナウイルス感染症への取り組み

令和元年12月～令和2年3月

令和元年
(2019年)
12月

- ・世田谷区健康危機管理対策本部を設置(27日)
- ・新型コロナウイルス感染症相談窓口を設置(30日)

令和2年
(2020年)
1月

- ・帰国者・接触者電話相談センターを設置
- ・積極的疫学調査を開始
- ・新型コロナウイルス感染症患者への入院勧告・医療費公費負担決定を開始
- ・武漢からの帰国者(区内医療機関入院患者)への防疫対応
- ・ダイヤモンド・プリンセス号関係者(区内医療機関入院患者)への防疫対応

令和2年
(2020年)
2月

令和2年
(2020年)
3月

- ・区内初の感染者確認(4日)
- ・新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養施設等への移送開始(～令和5年5月)
- ・世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部を設置(26日)
1月に設置した、健康危機管理対策本部を移行
- ・保健所体制の強化 : 庁内の応援体制を構築
- ・休校中の緊急的な弁当配達の実施
- ・子ども配食事業の実施
- ・特別区民税・都民税の申告期限の延長(～令和4年4月)
- ・区民相談体制拡充(労働相談、経営相談、生活困窮相談など)

～ 未曾有の困難に立ち向かう～ 世田谷区 新型コロナウイルス感染症への取組み

令和2年4月

令和2年
(2020年)
4月

- ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(7日)
- ・保健所体制強化 : 外部からの応援受入開始
- ・世田谷区医師会の協力により、世田谷保健所PCR検査センターを設置(～令和5年5月)
- ・新型コロナウイルス感染症対策緊急融資 (～令和3年3月)
- ・新型コロナ感染症の感染拡大等の状況を踏まえた住居確保給付金制度の変更(以降、適宜実施)
- ・就学援助による昼食代補助の実施 (～令和2年6月)



世田谷保健所・世田谷区医師会PCR検査センター

- ・新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園に対する支援事業補助金の実施(～令和5年5月)
- ・地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業並びにファミリー・サポート・センター事業における緊急対応補助金の実施(～令和5年5月)
- ・私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の実施(～令和5年5月)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校等の臨時休業等によるファミリー・サポート・センター事業補助金(～令和3年3月)
- ・一部事由による住民票の写しの交付手数料免除
- ・郵送による住民基本台帳事務における支援措置延長申出の適用(～令和5年5月)

- ・軽自動車税(種別割)(三輪以上の軽自動車に限る)の所有権変更申請期限の延長に伴う課税処理(～令和5年4月)
- ・地方税(特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割))の猶予制度(～令和3年3月)
- ・公共施設・区主催イベントの対応(～令和5年5月)
- ・新型コロナウイルス感染症に関する感染者数等の公表開始
- ・高齢者・障害者施設等支援事業の実施
- ・世田谷区新型コロナウイルスをともに乗り越える寄附金の募集開始

～ 未曾有の困難に立ち向かう～ 世田谷区 新型コロナウイルス感染症への取組み

令和2年5月～令和2年6月

令和2年
(2020年)
5月

- ・世田谷区医師会による地域外来・検査センター開設(～令和5年5月)
- ・玉川医師会によるドライブスルー方式の検査センターの実施(～令和2年6月)
- ・感染症アドバイザー派遣事業の実施
- ・新型コロナウイルス感染症対策商店街向け融資の実施(～令和2年9月)
- ・短時間・短期間の雇用マッチング事業ほか各種就労支援事業(～令和4年3月)
- ・特別定額給付金事業の実施(～令和3年3月)
- ・令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金(国制度)の実施(～令和3年3月)
- ・郵送による国外転出届の取消届の適用(～令和5年5月)

令和2年
(2020年)
6月

- ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(1日)
- ・宿泊・自宅療養証明書の発行開始
- ・新型コロナウイルス感染症相談窓口・帰国者・接触者電話相談センターに人材派遣を導入(8日)
- ・業態転換及び新ビジネス創出支援補助の実施
- ・クラウドファンディング支援事業の実施(～令和3年3月)
- ・介護保険料減免対応の実施(～令和5年3月)
- ・令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金(国制度)の実施(～令和3年3月)

～ 未曾有の困難に立ち向かう～ 世田谷区 新型コロナウイルス感染症への取り組み

令和2年7月～令和2年10月

令和2年
(2020年)
7月

- ・世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、有識者と意見交換(27日)
- ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(29日)
- ・世田谷文化生活情報センター劇場施設利用料金の減額の実施(～令和2年9月)
- ・国民健康保険料減免対応の実施
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した者に対する国民健康保険傷病手当金の実施
- ・感染症対策研修(WEB配信)の実施

令和2年
(2020年)
8月

- ・東京都へ要望を提出(11日)
(社会的検査実施に向けた支援)
- ・厚生労働省へ疑義照会(31日)
(社会的検査の実施内容並びに検体プール検査法における行政検査の扱いについて)
- ・区内飲食店応援冊子の発行
- ・新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業の実施

令和2年
(2020年)
9月

- ・保健所体制の強化 : 世田谷保健所に地域保健課、世田谷保健相談課、北沢保健相談課、玉川保健相談課、砧保健相談課、烏山保健相談課を設置
- ・アーティスト支援事業の実施(～令和3年3月)
- ・民間文化・芸術施設支援事業の実施(～令和3年3月)



社会的検査(会場イメージ)

令和2年
(2020年)
10月

- ・世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、有識者と意見交換(21日)
- ・社会的検査(定期検査、随時検査)の実施(定期検査は～令和3年9月)
- ・生活困窮世帯の子どもへの主食の応援(～令和3年3月)
- ・高校生世代の子どもへの生活応援(～令和3年3月)
- ・中学3年生への新生活応援(～令和3年3月)
- ・一時預かり事業及び延長保育事業における感染症拡大防止のための備品購入等補助金の実施
- ・産後ケア事業等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策事業に実施(～令和3年3月)
- ・保育施設等に対する新型コロナウイルス感染拡大防止のための備品購入費等補助金の実施

～ 未曾有の困難に立ち向かう～ 世田谷区 新型コロナウイルス感染症への取り組み

令和2年11月～令和3年2月

令和2年
(2020年)
11月

- ・「帰国者・接触者電話相談センター」を「発熱相談センター」に名称を変更(1日)
- ・介護サービス事業所緊急支援金交付事業の実施(～令和3年3月)
- ・各総合支所に新型コロナウイルス感染症に関する「暮らしの総合相談窓口」を設置



パルスオキシメーター

令和2年
(2020年)
12月

- ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(2日)
- ・区内飲食店への支援事業(せたがやPay活用)(～令和3年8月)



健康観察センター

令和3年
(2021年)
1月

- ・世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、有識者と意見交換(18日)
- ・社会的検査(スクリーニング検査)の実施(～令和3年12月)
- ・パルスオキシメーター貸出の実施(～令和5年5月)
- ・在宅要介護高齢者の受入体制整備事業の実施
- ・在宅要介護者の受入体制整備事業の実施

令和3年
(2021年)
2月

- ・自宅療養者への支援を行う世田谷区自宅療養者健康観察センターを設置(区独自の往診体制の整備)(～令和5年5月)
- ・自宅療養者への飲料水等の生活支援物資配送開始(～令和5年5月)
- ・積極的疫学調査の一部業務委託開始(16日)
- ・新型コロナワクチンコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害防止チラシの作成、配布(～令和3年7月)



生活支援物資

～ 未曾有の困難に立ち向かう～ 世田谷区 新型コロナウイルス感染症への取組み

令和3年3月～令和3年6月

令和3年
(2021年)
3月

- ・感染者情報等のデータ入力等委託開始(1日)
- ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(3日)
- ・区有地を活用したキッチンカー等移動販売の機会拡充による事業者支援の実施



新型コロナワクチン集団接種の準備

令和3年
(2021年)
4月

- ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(7日)
- ・新型コロナウイルス感染症後遺症相談窓口の設置
- ・世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、有識者と意見交換(14日)
- ・新型コロナワクチンの高齢者施設接種開始
- ・入院調整中等で酸素吸入が必要な自宅療養者へのフォローアップ体制を強化(28日)
- ・令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(国・区制度)の実施(～令和4年3月)



高齢者施設でのワクチン接種

令和3年
(2021年)
5月

- ・新型コロナワクチンの集団接種開始
- ・新型コロナワクチンの高齢者等の予約支援開始



新型コロナワクチン集団接種会場

令和3年
(2021年)
6月

- ・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業の実施(～令和5年3月)
- ・乳幼児臨時特別給付金(区制度)の実施(～令和4年3月)
- ・住民票異動届出期間の猶予取扱(～令和5年5月)
- ・印鑑登録申請時の回答期限の延長(～令和4年3月)
- ・移動困難な障害者等に対する福祉タクシー券の給付(～令和5年3月)
- ・厚生労働省へ要望書を提出(9日)(社会的検査で陽性となった事例のウイルス量に関する報告と分析結果を踏まえたCt値の活用等)



高齢者への接種予約支援

～ 未曾有の困難に立ち向かう～ 世田谷区 新型コロナウイルス感染症への取組み

令和3年7月～令和3年10月

令和3年
(2021年)
7月

- ・障害者施設向け接種支援(巡回接種、施設利用者専用レーン)の実施



障害者施設向け接種支援

令和3年
(2021年)
8月

- ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(11日)
- ・世田谷区酸素療養ステーションの開設(1カ所目)(31日～10月15日)



酸素療養ステーション 1カ所目

令和3年
(2021年)
9月

- ・社会的検査(抗原定性検査(随時検査の補完、行事前検査))の実施(行事前検査は～令和5年3月)
- ・自宅療養者相談センター設置
- ・「東京都生活応援事業」を活用したプレミアム付区内共通商品券の発行(～令和4年1月)
- ・文化・芸術活動継続支援事業の実施(～令和5年3月)
- ・就学援助による昼食代補助の実施

令和3年
(2021年)
10月

- ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(18日)

～ 未曾有の困難に立ち向かう～ 世田谷区 新型コロナウイルス感染症への取り組み

令和3年11月～令和4年2月

令和3年
(2021年)
11月

- ・せたがやPayを活用した事業者支援 (～令和4年1月)
- ・「世田谷区新型コロナウイルス感染症陽性者における後遺症に関する調査」報告書発表
- ・厚生労働省へ要望(ワクチン3回目接種)及び情報提供(後遺症アンケート結果)(25日)



酸素療養ステーション 2か所目

令和3年
(2021年)
12月

- ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(16日)
- ・社会的検査(抗原定性検査(施設及び家庭における感染拡大防止))の実施(～令和5年3月)
- ・子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金を含む)の実施(～令和4年7月)



東京都PCR等検査無料化事業に関する民間事業者との連携(代田区民センター)

令和4年
(2022年)
1月

- ・区民等を対象とした抗原定性検査キットの配布(区施設等における配布事業)
- ・医療機関への抗原定性検査キット配付の実施(～令和4年8月)
- ・東京都PCR等検査無料化事業に関する民間事業者との連携(～令和5年5月)
- ・地区医師会による往診体制強化(～令和5年5月)
- ・保健所体制強化 : 国土館大学・日本体育大学と「災害時及び新型インフルエンザ等感染症対応における保健所との協力体制に関する協定」を締結、大学の救急救命士による自宅療養者のフォローアップ体制強化
- ・世田谷区酸素療養ステーション開設(2か所目)(～令和5年5月)

令和4年
(2022年)
2月

- ・高齢、障害、保育施設等への抗原定性検査キット緊急追加配付の実施(～令和4年3月)
- ・上用賀公園拡張用地における臨時検査会場の設置(～令和4年3月)
- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の実施(～令和4年12月)



臨時検査会場で設置した検査用車両

～ 未曾有の困難に立ち向かう～ 世田谷区 新型コロナウイルス感染症への取り組み

令和4年3月～令和4年6月

令和4年
(2022年)
3月

- ・区民等を対象とした抗原定性検査キットの配布(薬剤師会における配布事業)
- ・「世田谷区新型コロナウイルス感染症陽性者における後遺症に関する調査(その2)」報告書発表



抗原定性検査キット

令和4年
(2022年)
4月

- ・新型コロナウイルス感染症対策緊急融資(～令和5年3月)
- ・新型コロナウイルス感染症相談窓口・発熱相談センターに外部委託を導入(1日)
- ・東京都への報告(後遺症アンケート)及び要望(防疫体制)(15日)
- ・令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(国制度)、令和4年度低所得の子育て世帯生活支援追加特別給付金(区制度)の実施(～令和5年3月)



新型コロナウイルス感染症相談窓口・発熱相談センター

令和4年
(2022年)
5月

- ・世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、有識者と意見交換(9日)
- ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(30日)



移転後のPCR検査センター

令和4年
(2022年)
6月

- ・保健所、世田谷区医師会のPCR検査センターを移転(1日)
- ・保健所PCR検査センターを増設(17日)



増設したPCR検査センター

～ 未曾有の困難に立ち向かう～ 世田谷区 新型コロナウイルス感染症への取組み

令和4年7月～令和4年10月

令和4年
(2022年)
7月

・せたがやPayを活用した事業者支援
(～令和4年10月)

令和4年
(2022年)
8月

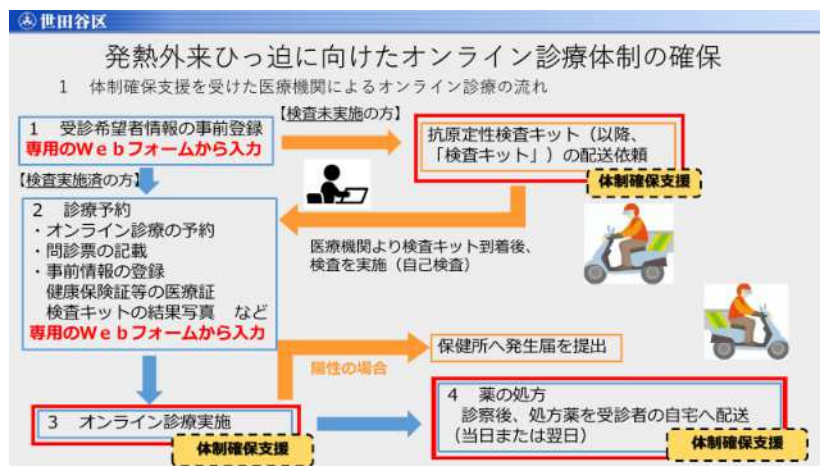
・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関
情報連絡会(2日)

・医療機関によるオンライン診療等の体制
確保の実施(～令和5年3月)

令和4年
(2022年)
9月

・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関
情報連絡会(26日)

令和4年
(2022年)
10月



医療機関によるオンライン診療等の体制確保(開始当初の流れ)(区長定例記者会見資料より)



医療機関によるオンライン診療等の体制確保(対応の様子)

～ 未曾有の困難に立ち向かう～ 世田谷区 新型コロナウイルス感染症への取組み

令和4年11月～令和5年5月

令和4年
(2022年)
11月

- ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(25日)
- ・新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ同時流行対応へ向けた世田谷区医師会、玉川医師会との連携(～令和5年3月)

令和4年
(2022年)
12月

- ・医療機関によるオンライン診療等の体制確保の拡充(小児専用同時検査・診療所、同時検査・オンライン診療(3か所))

令和5年
(2023年)
1月

令和5年
(2023年)
2月

令和5年
(2023年)
3月

令和5年
(2023年)
4月

令和5年
(2023年)
5月

- ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(2日)



世田谷区

第8波対応における小児専用同時検査・診療所等の運用状況について

今冬の新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えて地域医療の支援として実施

いずれもWEB予約

- ①臨時の小児専用同時検査・診療所
- ②同時検査・オンライン診療体制
- ③オンライン診療体制

3か所

オンライン診療等の体制確保の拡充(区長定例記者会見資料より)

国と東京都の動向及び区の実施

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実施
元年 (2019)	12月	・中国武漢市における原因不明のウイルス性肺炎の発生に関して武漢当局が発表(30日)		
2年 (2020)	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・国内で初の新型コロナウイルス感染症患者を確認(15日) ・WHOが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」を宣言(30日) ・政府に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置(30日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・都内初の感染者確認(24日) ・危機管理対策会議開催(24~29日) ・新型コロナウイルス対策本部を設置(30日) ・コールセンターの設置(29日) ・武漢からの帰国者の一部を都立・公社病院へ受入れ(29日) ・中小企業者等特別相談窓口の設置(30日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区健康危機管理対策本部を設置(27日) ・新型コロナウイルス感染症相談窓口を設置(30日)
2年 (2020)	2月	<p style="text-align: center;">第1波</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症を感染症法における指定感染症に指定(1日) ・クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の横浜・大黒ふ頭沖での検疫の開始(3日) ・「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」(帰国者等への支援、国内感染対策の強化、水際対策の強化、影響を受ける産業等への緊急対応、国際連携の強化等)を決定(13日) ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定(25日) ・全国規模のイベントの中止、延期、規模縮小等の対応を要請(26日) ・小学校・中学校・高等学校等について、3月2日から春休みまでの臨時休校を要請(27日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康安全研究センターの検査体制拡充 ・民間検査機関の活用による検査可能件数の拡大 ・都主催イベント、都立施設の休止等 ・新型コロナ受診相談窓口・新型コロナ外来の開設(7日) ・都内病院に病床確保等を要請 ・都立・公社病院の患者受入拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者電話相談センターを設置 ・積極的疫学調査を開始 ・新型コロナウイルス感染症患者への入院勧告・医療費公費負担決定を開始 ・武漢からの帰国者(区内医療機関入院患者)への防疫対応 ・ダイヤモンド・プリンセス号関係者(区内医療機関入院患者)への防疫対応

国の動向...厚生労働白書「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年~令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋
 東京都の動向...新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

国と東京都の動向及び区の実施

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実施
2年 (2020)	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾」(感染拡大防止策と医療提供体制の整備、学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応、事業活動の縮小や雇用への対応、事態の変化に既対応した緊急措置等)を決定(10日) ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正(13日) ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定(28日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校臨時休業(2日～5月31日) ・都立・公社病院の重症患者受入体制強化 ・緊急融資制度の創設(6日) ・ワーク助成金募集開始(6日) ・生活福祉資金特例貸付の受付開始(25日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・区内初の感染者確認(4日) ・新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養施設等への移送開始(～令和5年5月) ・世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部を設置(26日) 1月に設置した、健康危機管理対策本部を移行 ・保健所体制の強化 :庁内の応援体制を構築 ・休校中の緊急的な弁当配達の実施 ・子ども配食事業の実施 ・特別区民税・都民税の申告期限の延長(～令和4年4月) ・区民相談体制拡充(労働相談、経営相談、生活困窮相談など)
2年 (2020)	4月	<p style="text-align: center;">第1波</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の発出(対象地域:東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、福岡の7都府県、期限:5月6日)(7日) ・「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、雇用の維持と事業の継続、強靱な経済構造の構築など)を決定(4月20日に一部変更決定)(7日) ・緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大(16日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都入院調整本部を設置 ・新型コロナ対策条例制定(7日) ・緊急事態措置等の実施(外出自粛・飲食店への時短要請等) ・STAYHOME週間(25日～5月6日) ・宿泊療養施設運用開始(7日) ・患者情報管理センターの立上げ(30日) ・病床3,300床を確保 ・感染拡大防止協力金の創設を公表(10日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(7日) ・保健所体制強化 :外部からの応援受入開始 ・世田谷区医師会の協力により、世田谷保健所PCR検査センターを設置(～令和5年5月) ・新型コロナウイルス感染症対策緊急融資(～令和3年3月) ・新型コロナ感染症の感染拡大等の状況を踏まえた住居確保給付金制度の変更(以降、適宜実施) ・就学援助による昼食代補助の実施(～令和2年6月) ・新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園に対する支援事業補助金の実施(～令和5年5月) ・地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業並びにファミリー・サポート・センター事業における緊急対応補助金の実施(～令和5年5月) ・私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の実施(～令和5年5月) ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校等の臨時休業等によるファミリー・サポート・センター事業補助金(～令和3年3月) ・一部事由による住民票の写しの交付手数料免除 ・郵送による住民基本台帳事務における支援措置延長申出の適用(～令和5年5月) ・軽自動車税(種別割)(三輪以上の軽自動車に限る)の所有権変更申請期限の延長に伴う課税処理(～令和5年4月) ・地方税(特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割))の猶予制度(～令和3年3月) ・公共施設・区主催イベントの対応(～令和5年5月) ・新型コロナウイルス感染症に関する感染者数等の公表開始 ・高齢者・障害者施設等支援事業の実施 ・世田谷区新型コロナウイルスをともに乗り越える寄附金の募集開始

国の動向...厚生労働白書「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年～令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋
 東京都の動向...新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

国と東京都の動向及び区の実り

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実り	
2年 (2020)	5月	第1波	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の期限を5月末まで延長(4日) ・緊急事態宣言の対象地域を縮小(北海道、東京、埼玉、千葉、神奈川、京都、大阪、兵庫の8都道府県を除く39県を解除)(14日) ・厚生労働省「PCR等の検査体制の更なる強化について」を発表(15日) ・緊急事態宣言の対象地域を縮小(京都、大阪、兵庫を解除)(21日) ・緊急事態宣言の全面解除(25日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ公表(22日) ・宿泊療養施設2,865室を確保 ・実質無利子融資の開始(1日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区医師会による地域外来・検査センター開設(～令和5年5月) ・玉川医師会によるドライブスルー方式の検査センターの実施(～令和2年6月) ・感染症アドバイザー派遣事業の実施 ・新型コロナウイルス感染症対策商店街向け融資の実施(～令和2年9月) ・短時間・短期間の雇用マッチング事業ほか各種就労支援事業(～令和4年3月) ・特別定額給付金事業の実施(～令和3年3月) ・令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金(国制度)の実施(～令和3年3月) ・郵送による国外転出届の取消届の適用(～令和5年5月)
2年 (2020)	6月		<ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症に関するPCR等の検査体制の強化に向けた指針」を発売(2日) ・都道府県をまたぐ移動自粛要請について全国的に緩和(19日) ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(略称:COCOA)配信 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2波に備える新たな対応」とりまとめ(11日) ・新たなモニタリング項目公表(30日) ・東京アラート発動(2日～11日) ・感染防止対策徹底宣言ステッカー発行開始(12日) ・「東京都版コロナ見守りサービス」運用開始(12日) ・ガイドライン等に基づく取組を行う中小企業等の支援の開始(18日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(1日) ・宿泊・自宅療養証明書の発行開始 ・新型コロナウイルス感染症相談窓口・帰国者・接触者電話相談センターに人材派遣を導入(8日) ・業態転換及び新ビジネス創出支援補助の実施 ・クラウドファンディング支援事業の実施(～令和3年3月) ・介護保険料減免対応の実施(～令和5年3月) ・令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金(国制度)の実施(～令和3年3月)
2年 (2020)	7月	第2波	<ul style="list-style-type: none"> ・GoToトラベル事業の開始(22日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング会議を設置 ・「東京都版CDC」創設準備の公表(6日) ・新たなモニタリング指標による分析の本格稼働(9日) ・保健所支援拠点の設置(20日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、有識者と意見交換(27日) ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(29日) ・世田谷文化生活情報センター劇場施設利用料金の減額の実施(～令和2年9月) ・国民健康保険料減免対応の実施 ・新型コロナウイルス感染症に感染した者に対する国民健康保険傷病手当金の実施 ・感染症対策研修(WEB配信)の実施

国の動向...厚生労働省「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年～令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋
 東京都の動向...新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

国と東京都の動向及び区の実施

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実施
2年 (2020)	8月	<ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」(感染症法における入院勧告等の権限の運用の見直し、検査体制の抜本的な拡充、医療提供体制の確保、治療薬・ワクチン、保健所体制の整備、感染症危機管理体制の整備、国際的な人の往来に係る検査能力・体制の拡充)を決定(28日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策条例改正(1日)(店舗等へのステッカー掲示等を規定) ・都立・公社病院でコロナ病床約1,000床を確保する方針公表(7日) ・宿泊療養施設3,044室を確保 ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の支給(3日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都へ要望を提出(11日)(社会的検査実施に向けた支援) ・厚生労働省へ疑義照会(31日)(社会的検査の実施内容並びに検体プール検査法における行政検査の扱いについて) ・区内飲食店応援冊子の発行 ・新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業の実施
2年 (2020)	9月	<p style="text-align: center;">第2波</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針」を発出(15日) ・催物の開催制限を条件付きで緩和(19日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ専用医療施設の開設(東海大学医学部附属東京病院) ・保健所支援機能の強化(トレーサー班の設置) ・宿泊療養施設3,307室を確保 ・雇用安定化就業支援事業を開始(28日) ・倒産防止特別相談窓口設置(28日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所体制の強化 : 世田谷保健所に地域保健課、世田谷保健相談課、北沢保健相談課、玉川保健相談課、砧保健相談課、烏山保健相談課を設置 ・アーティスト支援事業の実施(～令和3年3月) ・民間文化・芸術施設支援事業の実施(～令和3年3月)

国の動向...厚生労働白書「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年～令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋
 東京都の動向...新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

国と東京都の動向及び区の実施

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実施
2年 (2020)	10月	・ビジネスや留学などの滞在者を対象にした入国制限が緩和(新規入国対象の拡大)(1日)	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京iCDC」立ち上げ(1日) ・感染症対策条例改正(15日)(都及び都民等の具体的責務の規定) ・高齢者の季節性インフルエンザ予防接種への補助 ・ペット同伴者用の宿泊療養施設の開設(9日) ・「GoToトラベル」東京都への適用開始(1日) ・「もっとTokyo」の販売開始(23日) ・「新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据えた都の取組」公表(30日) ・「新型コロナ受診相談窓口」の運営を終了し、「発熱相談センター」を開設(30日) ・診療・検査医療機関の指定(約2,400か所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、有識者と意見交換(21日) ・社会的検査(定期検査、随時検査)の実施(定期検査は～令和3年9月) ・生活困窮世帯の子どもへの主食の応援(～令和3年3月) ・高校生世代の子どもへの生活応援(～令和3年3月) ・中学3年生への新生活応援(～令和3年3月) ・一時預かり事業及び延長保育事業における感染症拡大防止のための備品購入等補助金の実施 ・産後ケア事業等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策事業に実施(～令和3年3月) ・保育施設等に対する新型コロナウイルス感染拡大防止のための備品購入費等補助金の実施
2年 (2020)	11月	<p style="text-align: center;">第3波</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会が緊急提言(最近の感染状況を踏まえたより一層の対策強化について)(9日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・検査処理能力約6.8万件/日を確保 ・自宅療養者フォローアップセンターの設置 ・保健所支援機能の強化(トレーサー班の拡充) ・東京における「GoToEat」一時停止(27日) ・「もっとTokyo」新規予約停止(28日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「帰国者・接触者電話相談センター」を「発熱相談センター」に名称を変更(1日) ・介護サービス事業所緊急支援金交付事業の実施(～令和3年3月) ・各総合支所に新型コロナウイルス感染症に関する「暮らしの総合相談窓口」を設置

国の動向...厚生労働白書「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年～令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋
 東京都の動向...新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

国と東京都の動向及び区の実り

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実り
2年 (2020)	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・予防疫種法及び検査法の一部を改正する法律が成立(9日公布・施行)(2日) ・「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(新型コロナウイルス感染症の拡大防止策、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保など)を閣議決定(8日) ・GoToトラベル事業の全国一時停止を決定(14日) ・日本の空港検査の陽性検体(5名)から英国で報告された変異株が初めて確認(25日) ・全世界からの外国人の新規入国を12月28日から令和3年1月末まで停止することを決定(26日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・変異株スクリーニング検査開始(28日) ・コロナ専用医療施設(旧府中療育センター)開設(16日) ・病床3,500床、宿泊療養施設3,961室を確保 ・「GoToトラベル」利用自粛呼び掛け(2日) ・「年末特別」中小企業・雇用就業対策の実施 ・「GoToトラベル」全国一斉停止(28日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(2日) ・区内飲食店への支援事業(せたがやPay活用)(～令和3年8月)
3年 (2021)	1月	<p style="text-align: center;">第3波</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の発出(対象地域:東京、埼玉、千葉、神奈川。期限2月7日)(8日) ・緊急事態宣言の対象地域を拡大(栃木、愛知、岐阜、大阪、京都、兵庫、福岡を追加。計11都府県)(13日) ・医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法において、検体プール検査法を用いた行政検査及び抗原簡易キットによる検査について、その内容を示す(22日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間入院調整窓口を設置 ・パルスオキシメーター貸与を開始 ・一都三県で緊急事態宣言の発出を政府に要請(2日) ・鉄道の終電時刻繰り上げの前倒しを鉄道事業者・国交省に要請 ・緊急事態措置等の実施(外出自粛、飲食店への時短要請等) ・都立・公社3病院のコロナ重点病院化(13日) ・保健所支援機能の強化(トレーサー班の拡充) ・病床4,700床、宿泊療養施設4,947室を確保 ・「中小企業等による感染症対策助成事業」を開始(4日) ・協力金の店舗ごとの支給(8日) ・協力金の支給対象を大企業にも拡大(22日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、有識者と意見交換(18日) ・社会的検査(スクリーニング検査)の実施(～令和3年12月) ・パルスオキシメーター貸出の実施(～令和5年5月) ・在宅要介護高齢者の受入体制整備事業の実施 ・在宅要介護者の受入体制整備事業の実施

国の動向...厚生労働白書「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年～令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋
 東京都の動向...新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

国と東京都の動向及び区の実り

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実り
3年 (2021)	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の期限の3月7日までの延長(栃木県以外の10都府県)を決定(2日) ・新型インフルエンザ等対策特別措置法、感染症法の改正法案が成立・公布(13日施行)(3日) ・緊急事態宣言の対象地域を縮小(愛知、岐阜、大阪、京都、兵庫、福岡の6府県を解除)(28日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・都、区市町村、医師会等によるワクチンチーム発足(3日) ・集中的検査開始 ・後方支援病院への支援開始 ・病床5,000床、宿泊療養施設6,010室を確保 ・都内の特産品販売の特設ページを開設(26日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅療養者への支援を行う世田谷区自宅療養者健康観察センターを設置(区独自の往診体制の整備)(~令和5年5月) ・自宅療養者への飲料水等の生活支援物資配送開始(~令和5年5月) ・積極的疫学調査の一部業務委託開始(16日) ・新型コロナワクチンコールセンターの設置 ・新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害防止チラシの作成、配布(~令和3年7月)
3年 (2021)	3月	<p style="text-align: center;">第3波</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の期限の3月21日までの再延長(東京、埼玉、千葉、神奈川)を決定(5日) ・「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」(飲食の感染対策、変異株対策の強化、モニタリング検査などの感染拡大防止策の強化、ワクチン接種の着実な推進、医療提供体制の充実)を決定(18日) ・緊急事態宣言の全面解除(21日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・MIST(東京都新型コロナウイルス感染者情報システム)の導入 ・ワクチン副反応相談センター開設(1日) ・医療従事者等接種開始(4日) ・コロナ対策リーダー開始(22日) ・保健所支援機能の強化(トレーサー班の拡充) ・病床5,048床、宿泊療養施設6,010室を確保 ・「中小企業等による感染症対策助成事業」の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者情報等のデータ入力等委託開始(1日) ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(3日) ・区有地を活用したキッチンカー等移動販売の機会拡充による事業者支援の実施

国の動向...厚生労働白書「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年~令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋
 東京都の動向...新型コロナウイルス感染症に係る東京都の実り(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

国と東京都の動向及び区の実り

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実り
3年 (2021)	4月	<p>・緊急事態宣言を発出(対象地域:東京、京都、大阪、兵庫。5月1日まで)(23日)</p>	<p>・まん延防止等重点措置の実施(23区及び多摩6市・12日～24日)</p> <p>・緊急事態宣言の発出を政府に要請(21日)</p> <p>・「徹底点検TOKYOサポートプロジェクト」開始(12日～)</p> <p>・検査処理能力約9.7万件/日</p> <p>・L452R変異株スクリーニング検査開始(30日～)</p> <p>・ワクチン集団接種会場として都府施設を提供(4/1～)</p> <p>・200施設、1,000床の後方支援病院確保</p> <p>・自宅療養者への医療支援体制の強化(20日)</p> <p>・都立・公社病院の後遺症相談窓口を8病院に拡大(26日)</p> <p>・住まいを失った方への一時宿泊場所の提供</p> <p>・事業規模に応じた協力金の支給</p> <p>・大規模施設に対する協力金の支給</p> <p>・休業の協力依頼に応じた中小企業、個人事業主に対する都独自の支援金制度を創設</p>	<p>・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(7日)</p> <p>・新型コロナウイルス感染症後遺症相談窓口の設置</p> <p>・世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、有識者と意見交換(14日)</p> <p>・新型コロナワクチンの高齢者施設接種開始</p> <p>・入院調整中等で酸素吸入が必要な自宅療養者へのフォローアップ体制を強化(28日)</p> <p>・令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(国・区制度)の実施(～令和4年3月)</p>
3年 (2021)	5月	<p>・緊急事態措置の対象地域を拡大(愛知、福岡を追加)、期間を延長(5月31日まで)(7日)</p> <p>・緊急事態措置の対象地域を拡大(北海道、岡山、広島を追加。5月31日まで)(14日)</p> <p>・緊急事態措置の対象地域を拡大(沖縄を追加。6月20日まで)(21日)</p> <p>・緊急事態措置の期間を延長(6月20日まで)(28日)</p>	<p>・テレワークマスター企業支援事業の開始(12日)</p> <p>・GW期間中の診療、検査医療機関等への支援を実施(1日～5日)</p> <p>・病床5,594床、宿泊療養施設5,708室を確保</p> <p>・ワクチン接種促進に向け、地域の診療所等への協力金支給</p> <p>・築地ワクチン接種センター開設を公表(開設期間:6/8～6/30)</p> <p>・中小事業者等月次支援給付金の支給</p> <p>・自殺防止相談やひとり親に対する支援体制を強化・充実</p>	<p>・新型コロナワクチンの集団接種開始</p> <p>・新型コロナワクチンの高齢者等の予約支援開始</p>

国の動向...厚生労働白書「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年～令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋
 東京都の動向...新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

国と東京都の動向及び区の実施

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実施
3年 (2021)	6月	<p>第4波</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態措置の期間を延長(対象地域:沖縄、7月11日まで)(17日) ・まん延防止等重点措置へ移行(対象地域:北海道、東京、愛知、大阪、京都、兵庫、福岡、7月11日まで)(21日) ・政府対策本部において「令和3年6月21日以降における取組」を取りまとめ(21日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置の実施(23区及び多摩市町・6/21～7/11) ・都庁展望室ワクチン接種センターの開設(北6/18南6/25) ・回復期支援病院の確保(約200施設・約1,000床) ・宿泊療養施設5,820室を確保 ・一定要件を満たした店舗で酒類提供が可能に(2人以内・90分以内・19時まで)(21日～) ・飲食店、大規模施設等への協力金の支給 ・中小事業者等月次支援給付金の支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業の実施(～令和5年3月) ・乳幼児臨時特別給付金(区制度)の実施(～令和4年3月) ・住民票異動届出期間の猶予取扱(～令和5年5月) ・印鑑登録申請時の回答期限の延長(～令和4年3月) ・移動困難な障害者等に対する福祉タクシー券の給付(～令和5年3月) ・厚生労働省へ要望書を提出(9日)(社会的検査で陽性となった事例のウイルス量に関する報告と分析結果を踏まえたCt値の活用等)
3年 (2021)	7月	<p>第5波</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態措置の対象地域を拡大(東京を追加)、期間を延長(8月22日まで)(8日) ・緊急事態措置の対象地域を拡大(埼玉、千葉、神奈川、大阪を追加)、期間を延長(8月31日まで)(30日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉保健局ホームページに「新型コロナ保健医療情報ポータル」を開設 ・要請に応じない店舗への対策強化(個別訪問等) ・入院待機ステーション開設(葛飾) ・新たな大規模接種会場(7か所)、大学と連携した接種会場(青学大、一橋大、都立大)を開設 ・病床5,967床、宿泊療養施設5,962室を確保 ・回復期支援病院の確保(約230施設・約1,500床) ・飲食店、大規模施設等への協力金の支給 ・中小事業者等月次支援給付金の支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者施設向け接種支援(巡回接種、施設利用者専用レーン)の実施

国の動向...厚生労働省「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年～令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋
 東京都の動向...新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

国と東京都の動向及び区の実施

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実施
3年 (2021)	8月	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態措置の対象地域を拡大(茨城、栃木、群馬、静岡、京都、兵庫、福岡を追加)、期間を延長(9月12日まで)(17日) 緊急事態措置の対象地域を拡大(北海道、宮城、岐阜、愛知、三重、滋賀、岡山、広島を追加、9月12日まで)(25日) 	<ul style="list-style-type: none"> 路上飲み対策の強化 商業施設の人混み削減に向けた業界団体との連携 酸素ステーション整備(都民の城) 入院待機ステーション開設(八王子) 抗体カクテル療法の活用 宿泊療養施設約6,546室を確保 訪問看護ステーションと連携した自宅療養者への健康観察の開始 感染症法に基づく医療機関への要請(病床確保、人員派遣等) 若者対象の接種会場開設(渋谷) 妊婦等のワクチン接種促進 妊産婦等への支援の強化(助産師によるオンライン相談、円滑な入院調整等) 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(11日) 世田谷区酸素療養ステーションの開設(1カ所目)(31日～10月15日)
3年 (2021)	9月	<p style="text-align: center;">第5波</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急事態措置の対象地域の一部について期間を延長(北海道、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、広島、福岡、沖縄を9月30日まで)(9日) 政府対策本部において「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を決定(28日) 緊急事態措置を全面解除(30日) 	<ul style="list-style-type: none"> 繁華街や高齢者施設等における戦略的・集中的な検査の継続 学校や保育所等での検査体制の整備 大会施設を活用した酸素・医療提供ステーションの開設(築地・調布) 入院待機ステーション開設(北) 約9,200床の医療提供体制を確保(病床6,651床、回復期支援1,785床、酸素・医療提供ステーション620床等) 都の大規模接種会場の対象を拡大(都内在住在勤在学の全12歳以上) 飲食店の経営基盤強化への支援 観光事業者の収益力向上のための取組支援 飲食店等に対する協力金の早期支給(要請期間終了を待たずに支給) 	<ul style="list-style-type: none"> 社会的検査(抗原定性検査(随時検査の補充、行事前検査))の実施(行事前検査は～令和5年3月) 自宅療養者相談センター設置 「東京都生活応援事業」を活用したプレミアム付区内共通商品券の発行(～令和4年1月) 文化・芸術活動継続支援事業の実施(～令和5年3月) 就学援助による昼食代補助の実施

国の動向...厚生労働省「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年～令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋
 東京都の動向...新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

国と東京都の動向及び区の実り

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実り
3年 (2021)	10月	第5波	<ul style="list-style-type: none"> ・リバウンド防止措置の実施(1日～24日) ・基本的対策徹底期間における対応(10月25日～11月30日) ・商業施設における入場者整理、イベントにおける人数上限等に沿った開催や参加者の直行直帰等を要請 ・感染防止対策を徹底した部活動の実施、修学旅行等の延期 ・教育活動に取り組む上で、PCR検査を活用できる体制を整備 ・新たな大規模接種会場の開設(渋谷、東京ドーム) ・都の大規模接種会場で予約なし接種を実施(渋谷、行幸地下、東京ドーム) ・中和抗体薬治療コールセンターの開設 ・認証店のみ酒類提供が可能に(1テーブル4人以内・20時まで)(1日～) ・飲食店への協力金の支給 ・中小事業者等月次支援給付金の支給 ・認証店について、5人以上で同一テーブルを使用する際に「TOKYOワクシヨソアプリ」又は接種証明書等の活用を推奨(25日～) ・非認証店も酒類提供が可能に(1テーブル4人以内・21時まで)(25日～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(18日)
3年 (2021)	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・政府対策本部において「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」(医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保、国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復)を決定(12日) ・世界でのオミクロソ株の感染状況を踏まえ、11月30日以降の外国人の入国停止等の措置を実施(29日) ・国内空港に到着した者のオミクロソ株ウイルスへの感染を確認(30日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「三つの密」の回避等をはじめとした基本的な感染防止策の徹底について協力を依頼 ・「都における今後のコロナ対策の基本的な考え方」(25日) ・東京都医療人材登録データベースの設置 ・「TOKYOワクシヨソアプリ」開始(1日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・せたがやPayを活用した事業者支援(～令和4年1月) ・「世田谷区新型コロナウイルス感染症陽性者における後遺症に関する調査」報告書発表 ・厚生労働省へ要望(ワクチン3回目接種)及び情報提供(後遺症アンケート結果)(25日)

国の動向...厚生労働白書「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年～令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋
 東京都の動向...新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

国と東京都の動向及び区の実り

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実り
3年 (2021)	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・空港検疫外で、オミクロン株に感染した者(直近の海外渡航歴がなく、感染経路が明らかではない者)を確認(22日) ・外国人の入国停止等の措置を当面の間継続することを決定(28日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的対策徹底期間における対応(1日～) ・オミクロン株に関する緊急対応(3日) ・マスク着用等、基本的な感染防止対策の更なる徹底を依頼 ・テレワークや時差通勤等、人と人の接触機会低減を依頼 ・都民に対する検査受検要請(25日) ・行政検査体制の拡充 ・宿泊療養施設8,459室を確保 ・オミクロン株特別対応(病床確保レベルの早期引上げ) ・高機能型酸素・医療提供ステーション(旧赤羽中央総合病院)設置(13日) ・都の大規模接種会場における3回目接種の開始(19日) ・認証店について、9人以上大人数で同一テーブルを使用する際に「TOKYOワクショアプリ」又は接種証明書等の活用を推奨(1日～) ・非認証店は1テーブル4人以内・酒類提供2時まで(1日～) ・「テレワーク推進リーダー」制度の開始(6日) ・緊急的な一時宿泊場所の提供(27日～1月5日) ・PCR等検査無料化事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(16日) ・社会的検査(抗原定性検査(施設及び家庭における感染拡大防止))の実施(～令和5年3月) ・子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金を含む)の実施(～令和4年7月)
第6波				
4年 (2022)	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置の実施(対象地域: 広島、山口、沖縄、1月31日まで)(9日) ・まん延防止等重点措置の対象地域を拡大(群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、岐阜、愛知、三重、香川、長崎、熊本、宮崎を追加、2月13日まで)(19日) ・まん延防止等重点措置の対象地域を拡大(北海道、青森、山形、福島、茨城、栃木、石川、長野、静岡、京都、大阪、兵庫、島根、岡山、福岡、佐賀、大分、鹿児島を追加、2月20日まで)(25日) ・まん延防止等重点措置の対象地域の一部について期間を延長(広島、山口、沖縄を2月20日まで)(25日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応(11日～20日) ・まん延防止等重点措置の実施(1月21日～2月13日) ・混雑する場所などへの外出を控えるなど感染リスクの高い行動を控えるよう依頼 ・不要不急の外出自粛を要請 ・感染に不安を感じる都民に対して、検査を受けることを要請 ・病床6,919床、宿泊療養施設9,332室を確保 ・感染拡大時療養施設(東京スポーツスクエア)開設(25日) ・都庁南展望室ワクチン接種センター開設(26日) ・自宅療養サポートセンター(うさば東京)の開設(31日) ・受験総合相談窓口の設置(13日～) ・飲食店への協力金の支給(1グループ・1テーブル4人、認証店: 21時まで、酒提供可(「20時まで、酒提供不可」との選択制)非認証店: 20時まで、酒提供不可)21日～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・区民等を対象とした抗原定性検査キットの配布(区施設等における配布事業) ・医療機関への抗原定性検査キット配付の実施(～令和4年8月) ・東京都PCR等検査無料化事業に関する民間事業者との連携(～令和5年5月) ・地区医師会による住診体制強化(～令和5年5月) ・保健所体制強化: 国士館大学・日本体育大学と「災害時及び新型インフルエンザ等感染症対応における保健所との協力体制に関する協定」を締結、大学の救急救命士による自宅療養者のフォローアップ体制強化 ・世田谷区酸素療養ステーション開設(2か所目)(～令和5年5月)

国の動向...厚生労働白書「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年～令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋
 東京都の動向...新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

国と東京都の動向及び区の実施

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実施
4年 (2022)	2月	<p>・まん延防止等重点措置の対象地域を拡大(和歌山を追加。2月27日まで)(3日)</p> <p>・まん延防止等重点措置の対象地域を拡大(高知を追加)、対象地域の一部について期間を延長。(群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、岐阜、愛知、三重、香川、高知、長崎、熊本、宮崎を3月6日まで)(10日)</p> <p>・まん延防止等重点措置の対象地域の一部について期間を延長(北海道、青森、福島、茨城、栃木、石川、長野、静岡、京都、大阪、兵庫、和歌山、岡山、広島、福岡、佐賀、鹿児島を3月6日まで)(18日)</p>	<p>・まん延防止等重点措置(2月14日～3月6日まで延長)</p> <p>・高齢者等の通所・訪問系事業所や保育所等の職員の集中的検査を開始(7日)</p> <p>・濃厚接触者に症状が現れた際に自宅等で速やかに検査ができるよう、抗原定性検査キットの配布を開始(8日)</p> <p>・高齢者施設等を対象としたワクチンバスの運行開始(14日)</p> <p>・高齢者を感染から守る宿泊施設への滞在支援事業の開始(18日)</p> <p>・病床7,229床、宿泊療養施設12,601室を確保</p> <p>・立川南ワクチン接種センター開設(1日)</p> <p>・感染拡大時療養施設(立飛)運用開始(9日)</p> <p>・医療機能強化型、妊婦支援型、高齢者等医療支援型の臨時医療施設を整備(19日～)</p> <p>・すべての診療・検査医療機関(約4,200医療機関)をホームページに公表(25日～)</p> <p>・感染拡大時療養施設(立飛・高松)完成(28日)高松は一部をワクチン大規模接種会場に転用</p> <p>・エッセンシャルワーカーに係る緊急人材確保サポート事業の実施(1日)</p> <p>・社会と家族を守る宿泊型テレワークによるBCP支援事業の実施(1日～)</p> <p>・「TOKYOワクションアプリ」3回目接種記録の登録機能を追加(10日)</p>	<p>・高齢、障害、保育施設等への抗原定性検査キット緊急追加配付の実施(～令和4年3月)</p> <p>・上用賀公園拡張用地における臨時検査会場の設置(～令和4年3月)</p> <p>・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の実施(～令和4年12月)</p>
4年 (2022)	3月	<p>・まん延防止等重点措置の対象地域の一部について期間を延長(北海道、青森、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、石川、岐阜、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、香川、熊本を3月21日まで)(4日)</p> <p>・まん延防止等重点措置を全面解除(22日)</p>	<p>・まん延防止等重点措置(3月7日～3月21日まで延長)</p> <p>・リバウンド警戒期間(3月22日～4月24日)</p> <p>・混雑している場所や時間を避けて行動するよう依頼</p> <p>・感染に不安を感じる都民に対して、検査を受けることを要請</p> <p>・診療・検査医療機関マップをリニューアル(11日)</p> <p>・予約なしでの3回目接種を実施(行幸地下、立川高松、東京ドーム)(15日～)</p> <p>・事業復活支援金等を受給した方のための緊急支援の実施</p> <p>・認証店:1テーブル4人以内・2時間以内(陰性証明書活用の場合を除く)(22日～)</p> <p>・非認証店:1テーブル4人以内・2時間以内・酒類の提供は21時まで(22日～)</p>	<p>・区民等を対象とした抗原定性検査キットの配布(薬剤師会における配布事業)</p> <p>・「世田谷区新型コロナウイルス感染症陽性者における後遺症に関する調査(その2)」報告書発表</p>

国の動向...厚生労働白書「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年～令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋
 東京都の動向...新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

国と東京都の動向及び区の実施

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実施
4年 (2022)	4月		<ul style="list-style-type: none"> ・リバウンド警戒期間(4月25日～5月22日まで延長) ・GW中に帰省や旅行をする都民などに対して、検査を積極的に呼び掛け ・高齢者施設、障害者施設向けに専用相談窓口の開設及び即応支援チームの派遣を開始(28日) ・ゴールデンウィーク期間中の臨時検査会場を設置(4/28～5/8) ・認証店:1テーブル8人以内・2時間以内(陰性証明書活用の場合を除く)(25日～) ・非認証店:1テーブル4人以内・2時間以内・酒類の提供は21時まで(25日～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策緊急融資(～令和5年3月) ・新型コロナウイルス感染症相談窓口・発熱相談センターに外部委託を導入(1日) ・東京都への報告(後遺症アンケート)及び要望(防疫体制)(15日) ・令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(国制度)、令和4年度低所得の子育て世帯生活支援追加特別給付金(区制度)の実施(～令和5年3月)
4年 (2022)	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・第二期追加接種(4回目接種)の開始(新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高い方等)(25日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・5月23日以降の取組(5月23日～9月12日) ・基本的な感染防止対策の徹底と感染を上げないための行動等を依頼 ・高齢者等医療支援型施設(旧東京女子医大東医療センター)の後継施設として、酸素・医療提供ステーション(赤羽)を高齢者等医療支援型施設(赤羽)に転換(9日) ・認証店:人数制限等は終了(23日～) ・非認証店:1テーブル4人以内・2時間以内・酒類の提供は21時まで(23日～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、有識者と意見交換(9日) ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(30日)
4年 (2022)	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の国・地域からの外国人観光客(旅行代理店等利用)の入国再開(10日) ・政府対策本部において「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性」を決定(17日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症に注意して場面に応じた、正しいマスクの着用を呼び掛け ・病床確保レベル、宿泊療養施設稼働レベル引き下げ(1日) ・酸素・医療提供ステーション(調布庁舎)の後継施設として、酸素・医療提供ステーション(立川)を開設(21日) ・「もっとTokyo」をトライアル実施(6月10日～7月31日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所、世田谷区医師会のPCR検査センターを移転(1日) ・保健所PCR検査センターを増設(17日)

国の動向...厚生労働白書「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年～令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋
 東京都の動向...新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

国と東京都の動向及び区の実り

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実り
4年 (2022)	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・政府対策本部において「BA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」を決定(15日) ・第二期追加接種の対象者拡大(医療従事者等)(22日) ・政府対策本部において「病床、診療・検査医療機関のひっ迫回避にむけた対応」「社会経済を維持しながら感染拡大に対応する都道府県への支援について」を決定(29日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京iCDC所長」の設置(1日) ・今夏の感染拡大への対策に関する方針(15日) ・病床確保レベル引き上げ(12日) ・宿泊療養施設稼働レベル引き上げ(15日) ・高齢者等医療支援型施設を世田谷玉川(21日)・渋谷(31日)に開設 ・感染拡大時療養施設(高松)の運用を開始(27日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・せたがやPayを活用した事業者支援(～令和4年10月)
4年 (2022)	8月	<p style="text-align: center;">第7波</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府対策本部において「オミクロン株の特徴に合わせた医療機関や保健所の更なる負担軽減への対応」を決定(4日) ・新型コロナ単独の抗原定性検査キットのOTC化を決定(17日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・有症状者向け抗原定性検査キットの配布を開始(1日) ・お盆期間中の感染防止対策を呼び掛け(10日) ・お盆明けに向けた感染防止対策の呼び掛け(18日) ・発熱相談センター回線を最大700に増(1日) ・東京都陽性者登録センターを開設(3日) ・お盆期間中の臨時検査会場を設置(5日～18日) ・お盆期間中の診療・検査体制確保(11日～16日) ・宿泊療養施設13,501室を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(2日) ・医療機関によるオンライン診療等の体制確保の実施(～令和5年3月)

国の動向...厚生労働白書「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年～令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋
 東京都の動向...新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

国と東京都の動向及び区の実り

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実り
4年 (2022)	9月	<p>第7波</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府対策本部において「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策」を決定(2日) ・第一期追加接種(3回目接種)の開始(5~11歳)(6日) ・全ての国・地域からの外国人観光客(旅行代理店等利用、添乗員不要)の入国再開(7日) ・政府対策本部において「Withコロナに向けた政策の考え方(発生届の見直しなど)を決定(8日) ・オミクロン株対応2価ワクチン接種の開始(初回接種を完了した12歳以上の全ての方)(20日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナとの共存に向けた都の方針決定(13日) ・感染拡大防止の取組(13日~) ・発生届の全数届出の見直し(26日) ・後遺症対応医療機関をホームページで公表(8日) ・病床確保レベル、宿泊療養施設稼働レベル引き下げ(30日) ・宿泊療養施設13,195室を確保 ・「もっとTokyo」トライアル実施を再開(1日~) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(26日)
4年 (2022)	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての国・地域からの外国人観光客(個人客含む)の入国再開、空港・海港における国際線受入の再開(11日) ・「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」を公表(13日) ・初回接種(1~3回目接種)の開始(生後6か月~4歳)(20日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊療養施設12,884室を確保 ・都の大規模接種会場における新型コロナワクチンと高齢者インフルエンザワクチンの同時接種を開始(14日) ・「東京都陽性者登録センター」の受付時間を24時間に拡大(20日) ・「ただいま東京プラス」開始(20日) 	
4年 (2022)	11月	<p>第8波</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府対策本部において「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について」を決定(18日) ・重症化リスク因子のない軽症から中等症患者に投与可能な経口薬「エンシトレルビル」を緊急承認(22日) ・新型コロナとインフルエンザの同時検査キットのOTC化を決定(28日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・病床確保、宿泊療養施設稼働レベル引き上げ(17日) ・三楽病院(11日)、立川南ワクチン接種会場(29日)で乳幼児接種を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(25日) ・新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ同時流行対応へ向けた世田谷区医師会、玉川医師会との連携(~令和5年3月)

国の動向...厚生労働白書「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年~令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋
 東京都の動向...新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

国と東京都の動向及び区の実り

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実り
4年 (2022)	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案が成立(9日公布・一部施行)(2日) ・「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた外来医療体制等の強化について」を公表(2日) ・中国(香港・マカオを除く)を対象とする水際措置の見直し(入国時検査などの臨時的な措置)を実施(30日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・今冬の感染拡大に向けた対策の基本的な考え方(1日) ・年末年始に向け、年内のオミクロン株対応ワクチンの接種と帰省・旅行の前後の検査を呼び掛け(1日) ・病床7,231床(最大7,477床)を確保(1日) ・高齢者等医療支援型施設(青山・足立東和・八王子めじろ台・府中)を開設(1日)、滝野川(26日)開設 ・感染拡大時療養施設(立飛・高松)を宿泊療養施設に転換(1日) ・「東京都陽性者登録センター」専用コールセンターを設置(1日) ・「東京都臨時オンライン発熱診療センター」の開設(12日) ・年末年始期間中の臨時検査会場を設置(24日～1月12日) ・「東京都臨時オンライン発熱診療センター」の診療時間を24時間に拡大(29日～1月3日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関によるオンライン診療等の体制確保の拡充(小児専用同時検査・診療所、同時検査・オンライン診療(3か所))
5年 (2023)	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>政府対策本部において「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」(感染症法上の位置づけや位置づけ変更に伴う医療提供体制等の政策・措置の見直し等)を決定(27日)</u> ・基本的対処方針を改正し、感染防止安全計画の策定等による基本的な感染対策の実施を前提に、収容率上限を50%(大声あり)とする制限については廃止(27日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催制限の見直し(27日～) ・<u>位置づけ変更にかかる都の対応方針(31日)</u> ・病床確保レベル引き下げ(31日) 	
5年 (2023)	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・政府対策本部において「マスク着用の考え方を見直し等について」を決定(10日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊療養施設11,101室を確保 	

国の動向...厚生労働白書「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年～令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋
 東京都の動向...新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

国と東京都の動向及び区の実施

令和 (西暦)	月	国の動向	東京都の動向	区の実施
5年 (2023)	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・オミクロン株対応2価ワクチン接種の開始(初回接種を完了した5~11歳)(8日) ・政府対策本部において「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」を決定(10日) ・政府対策本部において「オミクロン株の特徴に合わせた医療機関や保健所の更なる負担軽減への対応」を決定(10日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用の見直し(13日~) ・宿泊療養施設9,954室を確保 ・行幸地下ワクチン接種センターが有楽町駅前地下ワクチン接種会場に移転(1日) ・有楽町駅前地下ワクチン接種会場、立川南ワクチン接種センターの運営を終了(31日) 	
5年 (2023)	4月		<ul style="list-style-type: none"> ・都民・事業者への要請・協力依頼及び東京都新型コロナウイルス対策本部の終了を決定(28日) ・宿泊療養施設4,215室を確保 ・移行計画策定。病床確保移行期間前半約3,100床、移行期間後半約2,000床を確保(28日) 	
5年 (2023)	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを「5類感染症」に移行(8日) ・政府新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止(8日) ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を廃止(8日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・隔離のための宿泊療養は終了(7日)、高齢者・妊婦支援型を継続(337室) ・東京都新型コロナウイルス対策本部を廃止(8日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会(2日)

国の動向...厚生労働白書「2 現下の政策課題への対応 第8章 健康で安全な生活の確保」の各年次報告(令和2年~令和5年版)、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について 自治体・医療機関向け情報一覧(事務連絡等)」より抜粋
 東京都の動向...新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組(令和5年6月2日改訂版)より抜粋

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

本部体制・情報連絡体制 ア 世田谷区健康危機管理対策本部

実施期間 令和2年1月～3月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

国内で初の新型コロナウイルス感染症患者を確認(令和2年1月15日)、都内初の感染者確認(令和2年1月24日)を受け、区では、区内全域にわたり被害が急速に拡大するおそれがあり、健康危機の状況が深刻で全庁組織をあげて対応すべき事態にあると判断し、世田谷区健康危機管理マニュアルに基づき、「危機管理レベル3」に位置づけ、世田谷区健康危機管理対策本部を令和2年1月27日に設置した。

詳細

開催回数: 23回

構成員は、区長、副区長、教育長、政策経営部長、総務部長、危機管理室長(当時)、保健所長に加え、関係部課長としていた。

新型コロナウイルスの毒性、感染力等の特性が明らかでなかった時期に、区の対応方針の決定、国や都の取組み状況等の庁内での情報共有の場として活用した。

(主な審議事項)

- ・国や都の方針を踏まえた、検査、患者発生時の対応フロー
- ・区主催のイベント対応
- ・全国小中高校への休校要請に伴う区立小・中学校の対応
- ・世田谷区新型コロナウイルス感染症対策緊急融資の実施について

国や都の動きを踏まえ、令和2年3月26日をもって世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画(平成26年4月策定)に基づく「世田谷区新型インフルエンザ等対策本部」に移行した。

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

本部体制・情報連絡体制 イ 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部

実施期間 令和2年3月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき国が政府対策本部を設置し、東京都も対策本部を設置したことを受け、区では世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画(平成26年4月策定)に基づき、「世田谷区新型インフルエンザ等対策本部(以下「区対策本部」という。)」を、令和2年3月26日付けで設置(緊急事態宣言発令時以外は特措法に基づかない任意設置)した。

主に新型コロナウイルス感染症に関する区の方針や対策を立案、決定した。

なお、区対策本部の名称については区民に分かりやすいよう「世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部」と読み替えることとした。

詳細

開催回数:104回(令和5年5月7日時点)

構成員は、区長、副区長、教育長、政策経営部長、総務部長、危機管理部長、保健所長を基本出席者としている。

令和2年4月に世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則(平成22年規則第32号)に基づき「事業継続対策部会」を設置した。

また、「事業継続対策部会」の班構成は、令和2年4月の勤務訓令(世田谷区訓令甲第41号)により定め、各種課題に対応した。

<「事業継続対策部会」の班構成(令和5年4月1日時点)>
総括調整班、分析班、広報班、人事班、財政班、患者対応班、緊急対応班、PCR対応班、臨時特別給付班、子育て世帯特別給付班、特殊詐欺対策班、住民接種班、総務物資班

区対策本部では専門家による最新の知見と助言を得るため、区対策本部会議に各分野の有識者に出席いただき、意見交換を実施した。

開催回数:5回 概要については45ページ参照

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

本部体制・情報連絡体制 イ 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部

参考資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部
事業継続部会 班構成(令和5年4月1日時点)

班名	班長・副班長	班員(班所属)
総括調整班	班長 政策経営部長 副班長 政策経営部政策企画課長	政策経営部政策企画課
分析班	班長 世田谷保健所副所長 副班長 総合支所保健福祉センター所長のうち区長が指定する者 副班長 政策経営部政策企画課長 副班長 危機管理部災害対策課長 副班長 保健福祉政策部保健医療福祉推進課長 副班長 世田谷保健所感染症対策課長 副班長 世田谷保健所副参事(感染症危機管理担当)	政策経営部政策企画課 政策経営部広報広聴課 危機管理部災害対策課 世田谷保健所感染症対策課
広報班	班長 政策経営部広報広聴課長 副班長 地域行政部地域行政課長	政策経営部広報広聴課 地域行政部地域行政課
人事班	班長 総務部人事課長 副班長 総務部職員厚生課長	総務部人事課 総務部職員厚生課
財政班	班長 政策経営部財政課長	政策経営部財政課
患者対応班	班長 世田谷保健所長 副班長 世田谷保健所感染症対策課長	世田谷保健所健康企画課 世田谷保健所感染症対策課 世田谷保健所生活保健課
緊急対策班	班長 保健福祉政策部長 副班長 保健福祉政策部保健福祉政策課長	保健福祉政策部保健福祉政策課
PCR対応班	班長 保健福祉政策部長 副班長 保健福祉政策部保健医療福祉推進課長	保健福祉政策部保健医療福祉推進課
臨時特別給付班	班長 保健福祉政策部次長 副班長 保健福祉政策部生活福祉課長 副班長 子ども・若者部子ども家庭課長	財務部課税課 生活文化政策部人権・男女共同参画課 地域行政部住民記録・戸籍課 保健福祉政策部保健福祉政策課 保健福祉政策部生活福祉課 子ども・若者部子ども家庭課
子育て世帯特別給付金班	班長 子ども・若者部長 副班長 総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課長のうち区長が指定する者 副班長 子ども・若者部子ども家庭課長	世田谷総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 砧総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 烏山総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 子ども・若者部子ども家庭課

班名	班長・副班長	班員(班所属)
住民接種班	班長 世田谷保健所長 副班長 総合支所長のうち区長が指定する者 副班長 総合支所保健福祉センター所長のうち区長が指定する者 副班長 保健福祉政策部長 副班長 世田谷保健所副所長 副班長 世田谷保健所住民接種担当課長	世田谷総合支所地域振興課、世田谷総合支所区民課 世田谷総合支所地域調整課、世田谷総合支所街づくり課 世田谷総合支所保健福祉センター生活支援課 世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課 世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課 世田谷総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 北沢総合支所地域振興課、北沢総合支所区民課 北沢総合支所街づくり課、北沢総合支所拠点整備担当課 北沢総合支所保健福祉センター生活支援課 北沢総合支所保健福祉センター保健福祉課 北沢総合支所保健福祉センター健康づくり課 北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 玉川総合支所地域振興課、玉川総合支所区民課 玉川総合支所街づくり課 玉川総合支所保健福祉センター生活支援課 玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課 玉川総合支所保健福祉センター健康づくり課 玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 砧総合支所地域振興課、砧総合支所区民課 砧総合支所街づくり課 砧総合支所保健福祉センター生活支援課 砧総合支所保健福祉センター保健福祉課 砧総合支所保健福祉センター健康づくり課 砧総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 烏山総合支所地域振興課、烏山総合支所区民課 烏山総合支所街づくり課 烏山総合支所駅前周辺整備担当課 烏山総合支所保健福祉センター生活支援課 烏山総合支所保健福祉センター保健福祉課 烏山総合支所保健福祉センター健康づくり課 烏山総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 生活文化政策部人権・男女共同参画課 地域行政部住民記録・戸籍課、世田谷保健所健康企画課 世田谷保健所感染症対策課、世田谷保健所住民接種担当課 世田谷保健所生活保健課
総務物資班(事務局)	班長 総務部長 副班長 総務部総務課長 副班長 庁舎整備担当部庁舎管理担当課長	総務部総務課 庁舎整備担当部庁舎管理担当課

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

本部体制・情報連絡体制 イ 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部

参考資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議(有識者との意見交換) 概要

本部	日時	出席者	次第
第21回	令和2年7月27日 (月)	<p>【有識者】 大杉覚氏(東京都立大学法学部教授) 加藤悦雄氏(大妻女子大学家政学部児童学科准教授) 窪田美幸氏(世田谷区医師会長) 児玉龍彦氏(東京大学名誉教授、東京大学先端科学技術研究センターがん・代謝プロジェクトリーダー) 吉本一哉氏(玉川医師会長)</p> <p>【世田谷区】 保坂区長、宮崎副区長、岡田副区長、渡部教育長、中村政策経営部長、田中総務部長、菅井危機管理部長、澁田保健福祉政策部長、辻保健所長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 区の現状分析に関する報告 3 総合的な施策展開について意見交換 <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染拡大防止に寄与する検査体制のあり方 課題: 電話相談の体制、PCR検査(拡大)、病床確保について (2) 感染拡大防止と社会福祉施設運営のあり方 課題: 社会福祉施設における抗体保有調査の実施について (3) 感染拡大防止に寄与する区が行う普及啓発のあり方 課題: 感染状況区民への情報発信について (4) 感染拡大防止と学校等子ども関連施設運営のあり方 課題: 子どものあそび方・過ごし方と感染予防について (5) 「感染拡大防止」と「区民生活・経済活動」の両立のために必要なこと 4 閉会

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

本部体制・情報連絡体制 イ 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部

参考資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議(有識者との意見交換) 概要(続き)

本部	日時	出席者	次第
第31回	令和2年10月21日 (水)	<p>【有識者】</p> <p>大杉覚氏(東京都立大学法学部教授) 加藤悦雄氏(大妻女子大学家政学部児童学科准教授) 窪田美幸氏(世田谷区医師会会長) 児玉龍彦氏(東京大学名誉教授、東京大学先端科学技術研究センターがん・代謝プロジェクトリーダー) 小原道法氏(公益財団法人東京都医学総合研究所感染制御プロジェクト特任研究員) 神保和彦氏(昭和信用金庫会長) 吉本一哉氏(玉川医師会会長)</p> <p>【世田谷区】</p> <p>保坂区長、宮崎副区長、岡田副区長、渡部教育長、中村政策経営部長、田中総務部長、菅井危機管理部長、田中経済産業部長、澁田保健福祉政策部長、有馬保健福祉政策部次長、長岡高齢福祉部長、片桐障害福祉部長、加賀谷子ども・若者部長、知久保育部長、辻世田谷保健所長</p>	<p>1 開会</p> <p>2 区の概況報告および現状分析について 新型コロナウイルス感染症に伴う区の対応について 新型コロナウイルス感染症予防の取組み</p> <p>3 総合的な施策展開についての意見交換 (1) 新型コロナウイルス感染症に係る区内の経済状況及び支援策について (2) 世田谷区社会福祉協議会の特例貸付、住居確保給付金及び生活保護、子育て世帯への支援等の状況について (3) 社会的検査における今後の方向性について (4) その他</p> <p>4 閉会</p>

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

本部体制・情報連絡体制 イ 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部

参考資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議(有識者との意見交換) 概要(続き)

本部	日時	出席者	次第
第45回	令和3年1月18日 (月)	【有識者】 窪田美幸氏(世田谷区医師会会長) 小原道法氏(公益財団法人東京都医学総合研究所感染制御プロジェクト 特任研究員) 吉本一哉氏(玉川医師会会長) 【世田谷区】 保坂区長、中村副区長、加賀谷政策経営部長、田中総務部長、 菅井危機管理部長、澁田保健福祉政策部長、有馬保健福祉政策部次長、 辻世田谷保健所長、鶴飼世田谷保健所副所長、 寺西世田谷保健所副参事(住民接種担当)	1 開会 2 区の概況報告および現状分析について 3 新型コロナウイルスワクチン接種についての 意見交換 4 閉会

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

本部体制・情報連絡体制 イ 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部

参考資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議(有識者との意見交換) 概要(続き)

本部	日時	出席者	次第
第57回	令和3年4月14日 (水)	<p>【有識者】</p> <p>榮留富美子氏(感染管理認定看護師、北里大学看護キャリア開発研究センター認定看護師課程非常勤講師)</p> <p>大杉覚氏(東京都立大学法学部教授)</p> <p>加藤悦雄氏(大妻女子大学家政学部児童学科准教授)</p> <p>窪田美幸氏(世田谷区医師会会長)</p> <p>児玉龍彦氏(東京大学名誉教授、東京大学先端科学技術研究センターが ん・代謝プロジェクトリーダー)</p> <p>小原道法氏(公益財団法人東京都医学総合研究所感染制御プロジェクト 特別客員研究員)</p> <p>神保和彦氏(昭和信用金庫会長)</p> <p>西原広史氏(慶應義塾大学医学部教授、腫瘍センターゲノム医療ユニット 長)</p> <p>吉本一哉氏(玉川医師会会長)</p> <p>【世田谷区】</p> <p>保坂区長、宮崎副区長、岡田副区長、中村副区長、渡部教育長 加賀谷政策経営部長、池田 総務部長、菅井危機管理部長、 田中経済産業部長、澁田保健福祉政策部長、有馬保健福祉政策部次長、 長岡高齢福祉部長、柳澤子ども・若者部長、辻世田谷保健所長、 馬場世田谷保健所副所長、久末住民接種担当部長</p>	<p>1 開会</p> <p>2 区の概況報告および現状分析について</p> <p>3 今後の対策についての意見交換</p> <p>(1) 新たな感染症対策について</p> <p>(2) 社会経済状況の変化を踏まえた対応について</p> <p>4 閉会</p>

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

本部体制・情報連絡体制 イ 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部

参考資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議(有識者との意見交換) 概要(続き)

本部	日時	出席者	次第
第91回	令和4年5月9日 (月)	<p>【有識者】 大杉覚氏(東京都立大学法学部教授) 児玉龍彦氏(東京大学名誉教授、東京大学先端科学技術研究センターが ん・代謝プロジェクトリーダー) 小原道法氏(公益財団法人東京都医学総合研究所感染制御プロジェクト 特別客員研究員) 神保和彦氏(昭和信用金庫会長) 吉本一哉氏(玉川医師会会長)</p> <p>【世田谷区】 保坂区長、中村副区長、岩本副区長、渡部教育長、粟井教育監 清水世田谷総合支所長、木本北沢総合支所長、馬場玉川総合支所長、 佐々木砧総合支所長、皆川烏山総合支所長、加賀谷政策経営部長、 池田総務部長、大塚危機管理部長、片桐生活文化政策部長、 大澤スポーツ推進部長、後藤経済産業部長、田中保健福祉政策部長、 有馬保健福祉政策部次長、山戸高齢福祉部長、須藤障害福祉部長、 柳澤子ども・若者部長、和田保育部長、向山世田谷保健所長、 松本世田谷保健所副所長、久末住民接種担当部長、知久教育総務部長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 区の概況報告および現状分析について 3 今後の対策についての意見交換 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新型コロナワクチン住民接種の実施状況及び4回目接種について (2) 小児の新型コロナワクチン接種について (3) 新型コロナウイルス感染症後遺症への対応について (4) 新型コロナウイルス感染症に係る区内の社会経済状況について (5) 新型コロナウイルス感染症に係る生活困窮対策の状況について (6) 新型コロナウイルス感染症の第7波に備えた対策について 4 今後のイベント、お祭り、コミュニティ活動のあり方についての意見交換 5 閉会

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

本部体制・情報連絡体制 ウ 新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会

実施期間 令和2年4月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

区内の地域医療の観点から、世田谷区医師会及び玉川医師会の会長ほか、区内の各病院の院長等との区長並びに関係所管部による、新型コロナウイルス感染症に関する情報共有や意見交換などを行い、連携を強化していくことを目的に開催。

詳細

構成員は、世田谷区医師会、玉川医師会の両会長、区内の各病院長。区は区長、副区長、保健福祉政策部長、世田谷保健所長を基本出席者としている。なお、第11回連絡会より救急現場の状況の共有を図るため、区内の3消防署(世田谷、成城、玉川)も出席している。

開催回数:14回

主な情報共有等の内容については次ページ参照

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

本部体制・情報連絡体制 ウ 新型コロナウイルス対策に伴う医療機関情報連絡会

連絡会における主な情報共有等の内容

・第1回開催日(令和2年4月7日)は、国の緊急事態宣言が発出されるタイミングでの開催となり、第1波の区内感染状況を共有し、本連絡会を継続的に開催することを確認した。

・2か月後となる6月に第2回連絡会を開催し、PCR検査体制の確保や地域におけるコロナ診療等を報告し共有を図った。その後、7月・12月と開催し、感染拡大に備えた医療体制や区における支援体制等の意見交換を重ねた。翌年、令和3年3月の第5回連絡会ではワクチン接種に関する情報共有や意見交換を行った。

・令和3年度における連絡会では、新型コロナワクチン接種における課題や接種方法、抗原定性検査キットの取り扱い等の意見交換を行った。

・令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の後遺症への対応、全数届出の見直しの影響、オンライン診療の取組みなど、感染状況に応じた対応について、区や医師会、医療機関それぞれの観点での意見交換と共有の場となった。加えて、同年8月開催(第11回連絡会)より、区内の3消防署も参加し、医療救急現場の現状等の報告、共有を行うようになった。

・令和5年5月(第14回連絡会)では、5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の位置付けが2類から5類に移行することへの意見交換等を行った。また、今後有事の際は本連絡会を設け、色々な情報を共有する場をお願いしたいとの意見があった。

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

保健所体制の強化

実施期間 令和2年3月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

新型コロナウイルスの感染拡大に応じて増加する関連業務を円滑に進めるため、庁内外の人的資源を活用し、保健所の体制を強化した。

詳細

庁内の応援体制の構築(令和2年3月～)

感染拡大に伴う積極的疫学調査や感染者のデータ管理等保健所業務の増加に対し、全庁からの職員応援体制を組むことで対応した(第5波までは、業務状況に応じた応援を実施、第6波以降は、感染状況に応じた参集体制・応援体制を構築)

外部からの応援受入(令和2年4月～)

東京都職員、東京大学・東京医科歯科大学大学院生、結核予防会結核研究所職員(保健師)の応援により、電話相談、防疫業務支援の体制強化を図った
東京都職員・日に5名の職員が、研修派遣として、保健所防疫業務に従事
東京大学・東京医科歯科大学大学院生等・最大16名(医師2名、看護師8名、保健師2名、事務4名)が電話相談、防疫業務に従事
結核予防会結核研究所職員・協定に基づき保健師1名が受診調整等の業務に従事

組織改正(令和2年9月)

感染第3波に備えるため、保健師を始めとした職員が平時から緊密に連携するとともに、有事の際に迅速に保健所に参集して機動的かつ柔軟な対応が可能となるよう、組織改正を行った(「地域保健課」及び各総合支所に「保健相談課」を設置)
地域保健課・外部看護師等の受援調整、濃厚接触者対応、感染者数の公表等を担当
令和5年4月1日に感染症対策課に統合
保健相談課・感染症対策課、地域保健課の積極的疫学調査等の業務支援(支所健康づくり課の保健師が兼務)

大学との連携(令和4年1～3月、7～8月、12月、令和5年1月)

国士舘大学・日本体育大学と協定を締結し、大学の救急救命士による自宅療養者のフォローアップ体制の充実を図った(延べ289名の大学の救急救命士による、入院待機者や自宅療養者への健康観察、入院調整、救急隊との調整を実施)

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

相談 ア 新型コロナウイルス相談窓口(後遺症相談も含む)

実施期間 令和2年1月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

状況に応じて適切な医療に繋がられるよう電話相談体制を構築した。

新型コロナウイルス相談窓口...一般的な新型コロナウイルス感染症に関する相談対応の実施

発熱相談センター...発熱や全身のだるさ等の症状がある方の相談対応の実施

令和2年10月までは、「帰国者・接触者電話相談センター」

後遺症相談窓口...療養期間終了後も何らかの症状が残っている方の相談対応の実施(令和3年4月～)

発熱相談センターと同じ電話番号を使用して運営

受診調整(最大4名)

の相談内容に対し、必要に応じて世田谷保健所運営のPCR検査センターの予約調整・管理や医療機関への受診調整等を実施した

詳細

相談対応件数実績(令和2年1月30日～令和5年5月7日)

新型コロナウイルス相談窓口	43,610件
発熱相談センター	69,679件
のうち後遺症相談窓口(延べ)	2,586件

各月の回線数及び相談対応件数は次ページ参照

実施体制の編成

区の直営での実施(令和2年1月～令和2年7月)

↓	・保健所職員での対応	} 最大3回線
	・各総合支所の保健師(OB・OG含む)による応援	
	・大学院生による応援(令和2年4月～)	
	・区立保育園の看護師による応援	} 最大6回線

人材派遣の導入により受電体制を強化(令和2年8月～令和4年3月)

↓	・令和2年8月より最大8回線、令和2年9月より最大10回線で運営	状況に応じ最大21回線まで拡大可となる体制を整備
---	----------------------------------	--------------------------

外部委託化により最大25回線まで受電体制を強化(令和4年4月～)
受診調整のみ保健所内へ残し、相談業務の履行場所を外部に設けた

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

相談 ア 新型コロナウイルス相談窓口(後遺症相談も含む)

電話相談対応件数

・令和2年1月30日～令和5年5月7日

・令和3年4月以降については、発熱相談センター対応件数に後遺症相談窓口対応件数が含まれている

・新型コロナウイルス感染症相談窓口における月の最大対応件数は、令和3年8月の2,466件

・発熱相談センターにおける月の最大対応件数は、令和4年8月の4,992件

・新型コロナウイルス感染症相談窓口と発熱相談センターを合計した月の最大対応件数は、令和4年8月の7,299件

	令和2年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全回線数	3	3	3	3	6	6	6	8	10	10	10	10
新型コロナウイルス感染症相談窓口対応件数	32	734	1,048	1,666	1,050	826	1,644	1,563	1,050	774	769	1,133
発熱相談センター対応件数		394	1,462	2,543	1,845	1,281	3,234	3,497	3,238	1,585	1,393	2,391

	令和3年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全回線数	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
新型コロナウイルス感染症相談窓口対応件数	1,559	676	603	2,148	1,866	1,198	1,446	2,466	984	357	283	356
発熱相談センター対応件数	3,211	1,023	1,015	1,622	1,472	1,030	1,833	3,696	1,506	572	425	534

	令和4年												令和5年				
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
全回線数	10	10	10	20	20	20	20	22	22	25	25	25	25	25	25	25	25
新型コロナウイルス感染症相談窓口対応件数	2,262	2,303	1,613	1,285	800	626	2,300	2,307	883	512	697	850	480	170	142	129	20
発熱相談センター対応件数	2,725	2,642	1,874	1,943	1,233	869	4,942	4,992	1,581	804	1,364	1,905	1,224	263	222	221	73

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

相談 イ 新型コロナウイルス感染症に関する「暮らしの総合相談窓口」

実施期間 令和2年11月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

新型コロナウイルスの影響は多岐にわたっており、これに対応し、多様な支援策が設けられている中で、生活上の困りごと等について、どこに相談したらよいかわからない等へ対応するため、設置した。

詳細

設置場所

各総合支所の「すぐやる相談窓口」及び「区民相談室」

業務内容

新型コロナウイルス感染症に関する暮らしの相談窓口として、様々な困りごと等の相談を受け止め必要に応じて適宜担当の窓口等を案内

相談件数

702件(令和5年5月7日時点)

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

相談 ウ 感染症アドバイザー派遣

実施期間 令和2年5月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

希望する社会福祉施設等に対し、医師及び感染管理認定看護師のアドバイザーが現地訪問、電話、メール等で新型コロナウイルス感染症に関する感染症対策及び予防に係る助言等を行うことによって、施設内での感染拡大の防止及び円滑な業務継続を図った。

詳細

対象施設等

世田谷区内の高齢福祉、障害福祉、児童福祉の通所及び入所の事業を実施している区立施設及び民間施設その他社会福祉に係る事業所等

アドバイザーによる助言等の内容

- ・クラスター防止対策に関すること
- ・業務継続に関すること
- ・事業を休止した場合の再開に向けた可否判断及び準備に関すること
- ・感染症予防策の普及・助言に関すること

実施件数

68件(令和5年5月7日時点)

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

相談 Ⅰ 各種相談業務の拡充

実施期間 令和2年7月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

- (1) 人権擁護相談の手法改善
- (2) 女性のための悩みごと・DV相談の拡充
- (3) 男性相談の拡充

詳細

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、多くの自治体が人権擁護相談を中止する中で、区は、これまでの対面相談から、事前予約制の電話相談に手法を切り替え、中止することなく業務を継続した。
- (2) DVに関する相談が増えていく中で、女性のための悩みごと・DV相談(男女共同参画センター委託事業)について、令和2年7月電子メールでの受付を開始し、令和4年5月には、LINE相談を新たに開始した。
- (3) 男性へのDV相談も増えていたため、令和4年4月からこれまで月1回の電話相談を月4回に拡充した。

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

検査 ア 従来型検査(旧保健センターにおけるPCR検査センター設置・運営)

実施期間 令和2年4月～令和4年5月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

令和2年2月中旬以降、保健所職員(医師等)及び区内の一部医療機関(帰国者・接触者外来)において感染疑い例に対する検体採取を行った。しかしながら、令和2年4月の感染第1波による感染者数の伸びに対して、検体採取の実施体制が追い付かず、検査待ちの疑い例が増加することとなった。

そこで、世田谷区医師会の協力のもと、検査待ちの疑い例に対して迅速に検査を行うことを目的に、令和2年4月8日より世田谷保健所を運営主体とするPCR検査センターを設置した(同年5月からは、世田谷区医師会の保険診療による地域外来・検査センターを併設し、対象は右記2パターンとなった。保健所の疫学調査により濃厚接触者となった方、診療所で感染対策がとれないためセンターでの検査が必要な方)。

PCR検査センターでは、検体採取を行い、検査は令和2年4月は東京都の健康安全研究センターへの持ち込み、同年5月以降は、民間検査会社に委託を行い検査を実施した。

詳細

検査対象
主に無症状の濃厚接触者

検査実績(令和2年4月8日～令和4年5月31日)
35,156件

運営体制
基本は2ブース、月～金曜日(祝日含む)の13時～17時で実施
感染拡大時においては、運営時間の延長(13時～19時)や検査ブースの拡大(最大5ブース)により、検査体制の強化を行った。

令和2年4月8日～令和4年3月31日

検体採取:人材紹介による委嘱(医師)

検体採取補助:人材紹介による委嘱(看護師)

検査:民間検査会社(外部委託)

受付:区職員

令和4年4月1日～令和4年5月31日

予約受付から検体採取、結果の連絡までを民間事業者へ一括委託

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

検査 ア 従来型検査(PCR検査センターの移転・増設)

実施期間 令和4年6月～令和5年5月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

当初は旧保健センターにPCR検査センターを設置し、世田谷区医師会と共同運用を行った。しかしながら、施設の老朽化や、当面継続して運用すること等を見据え、世田谷区医師会及び東京都との協議の結果、令和4年6月1日より都立松沢病院の敷地内にプレハブ棟を設置し、PCR検査センターを移転した。

区民の利便性や感染拡大時の更なる検査需要にも対応するため、新たに令和4年6月17日より都立玉川高校跡地内にPCR検査センターを増設した。

詳細

検査対象(従前と変更なし)
主に無症状の濃厚接触者

検査実績(令和4年6月1日～令和5年5月7日)
都立松沢病院敷地内: 4,210件
都立玉川高校跡地内: 2,591件

運営体制(通常時)
令和4年4月1日より、予約受付から検体採取、結果の連絡までを民間事業者へ一括委託。また、PCR検査センター内の消毒や会場入口付近の警備についても別の事業者へ委託して実施。

	都立松沢病院敷地内	都立玉川高校跡地内
開設日	6月1日	6月17日
ブース	3	2
時間	月～土 (祝日含む) 9時半～12時半	月～土 (祝日含む) 9時半～12時半

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

検査 イ 社会的検査

実施期間 令和2年10月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

以下を目的とした各種検査を世田谷区内の介護事業所等を対象に実施することで、事業所・施設内感染を防ぐための迅速な対応につなげ、職員が安心して業務に従事できるようにし、福祉サービスを止めない環境づくりに貢献する。

ア:事業所・施設利用者への感染を未然に防ぎ、重症化を避けること

イ:感染者又は感染疑いのある方に接触した可能性が高い方に対して、早期に対応すること

ウ:事業所・施設内でのクラスターを抑止すること

詳細

実施した検査種別は以下のとおり

定期検査(行政検査)(令和2年10月～令和3年9月)

随時検査(行政検査)(令和2年10月～)

スクリーニング検査(令和3年1月～令和3年12月)

抗原定性検査(随時検査の補完)(令和3年9月～)

抗原定性検査(行事前検査)(令和3年9月～令和5年3月)

抗原定性検査(施設及び家庭における感染拡大防止)

(令和3年12月～令和5年3月)

各種検査の具体的内容は次ページ参照

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

検査 イ 社会的検査 各種検査の具体的内容

PCR検査

定期検査(行政検査) / 随時検査(行政検査)

対象: 対象事業所・施設の職員・利用者で無症状者

医師の診断が伴う検査

検体採取は原則対象事業所・施設へ委託事業者が訪問して実施

定期検査: 定期的な検査を希望する場合に実施

随時検査: 以下に該当する場合に実施

- ・事業所・施設内で感染者が発生した場合
- ・区が実施するスクリーニング検査や抗原定性検査で陽性になった場合
- ・感染者又は感染疑いの方に接触した可能性が高く、かつ、感染への不安がある場合

【検査実績】

定期検査 延べ16,349件 随時検査 延べ53,793件(令和5年5月7日時点)

スクリーニング検査

対象: 対象事業所・施設の職員で無症状者

医師の診断が無い場合、結果が陽性となった場合は、随時検査の受検又は医療機関への受診が必要

事前に検体採取キットを施設へ送付したうえで、受検者が自己採取を行い、委託事業者が施設を巡回して回収

【検査実績】 延べ30,878件

抗原定性検査

一定以上のウイルス量を有する方を早期に発見するために実施

抗原定性検査(随時検査の補完)

対象: 対象事業所・施設の職員・利用者で無症状又は軽い倦怠感やのどの痛みなどが有る方

対象事業所・施設へ抗原定性検査キットを配付し、以下に該当する場合に受検者は検体を自己採取し、結果を確認する(医師の診断は無い)

- ・事業所・施設内で感染者が発生した場合
- ・感染者又は感染疑いの方に接触した可能性が高く、かつ、感染への不安がある場合
- ・軽い倦怠感やのどの痛みなど体調が気になる場合

【配付実績】 437,290キット (令和5年5月7日時点)

感染拡大に伴う緊急措置による緊急追加配付分は除く

抗原定性検査(行事前検査)

区内の小中学校を対象に、校外学習や部活動の大会等の行事実施前に検査することで、感染拡大防止を図る【配付実績】 99,860キット

抗原定性検査(施設及び家庭における感染拡大防止)

当時、ワクチン接種対象外となる子どもの関連施設における感染が多く見られたため、施設や利用者家庭の感染を予防することを目的として、保育園等の利用者に対し抗原定性検査キットを配付

感染拡大が見込まれる時期に合わせ、対象施設に計3回配付

(配付時期: 令和3年12月、令和4年6～7月、令和4年11月)

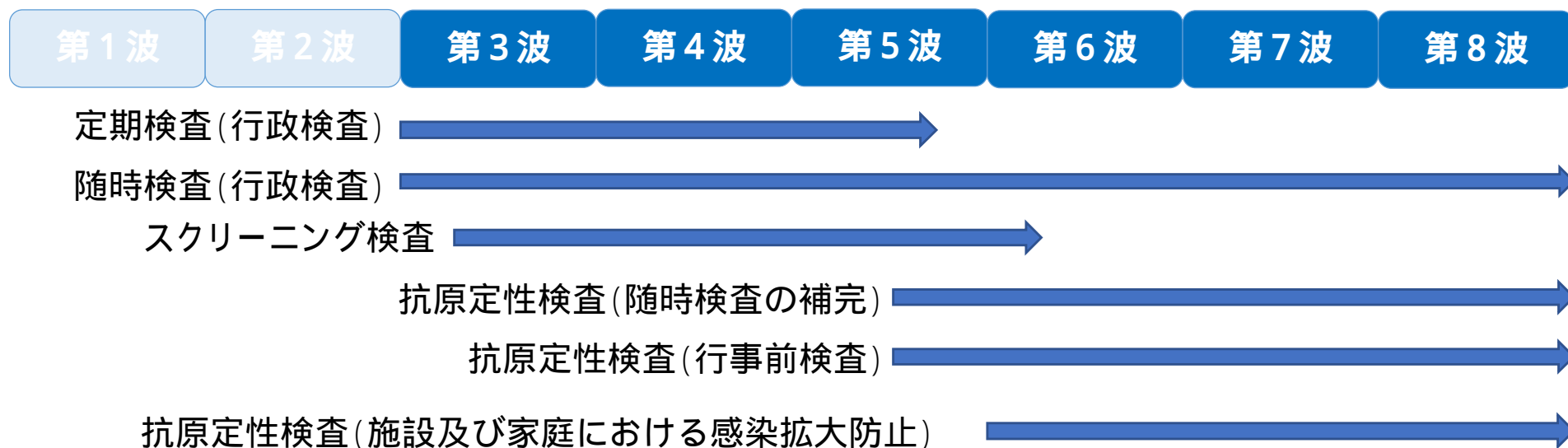
【配付実績】 214,600キット

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

検査 イ 社会的検査

【参考】各種検査と実施時期一覧



定期検査(行政検査)(令和2年10月～令和3年9月)

随時検査(行政検査)(令和2年10月～)

スクリーニング検査(令和3年1月～令和3年12月)

抗原定性検査(随時検査の補完)(令和3年9月～)

抗原定性検査(行事前検査)(令和3年9月～令和5年3月)

抗原定性検査(施設及び家庭における感染拡大防止)(令和3年12月～令和5年3月)

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

検査 ウ 感染拡大に伴う緊急措置

実施期間 令和4年1月～令和5年5月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

新型コロナウイルス感染症の変異株であるオミクロン株やその亜系統による急激な感染拡大が懸念され、これにより検査需要が著しく増加すると想定されたことから緊急措置として、抗原定性検査キットの配付、臨時検査会場の設置等を実施。

詳細

実施した事業は以下のとおり

区民等を対象とした抗原定性検査キットの配布
(区施設等における配布事業)(令和4年1月)

医療機関への抗原定性検査キット配付(令和4年1月～令和4年8月)
高齢、障害、保育施設等への抗原定性検査キット緊急追加配付
(令和4年2月～令和4年3月)

区民等を対象とした抗原定性検査キットの配布
(薬剤師会における配布事業)(令和4年3月)

上用賀公園拡張用地における臨時検査会場の設置
(令和4年2月～令和4年3月)

東京都PCR等検査無料化事業に関する民間事業者との連携
(令和4年1月～令和5年5月)

各種事業の具体的内容は次ページ参照

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

検査 ウ 感染拡大に伴う緊急措置

各種事業の具体的な内容

区民等を対象とした抗原定性検査キットの配布（区施設等における配布事業）

対象：区内在住・在勤・在学者
感染拡大により、不安を抱え検査を希望する対象者への対応として実施
配布場所は同時期に実施していた東京都PCR等検査無料化事業（令和4年1月13日時点、区内会場は3か所）を補完することとして3か所（二子玉川公園、成城学園前駅南口広場、烏山区民センター広場）で実施

【配布実績】 38,388キット

医療機関への抗原定性検査キット配付

対象：区内医療機関（要件有り）、世田谷区医師会、玉川医師会
抗原定性検査キット不足の解消による診療患者に対する検査体制を確保や職員等への感染拡大防止などを使用目的とした抗原定性検査キットを配付

【配付実績】 71,207キット

高齢、障害、保育施設等への抗原定性検査キット緊急追加配付

対象：令和4年1月27日付の国通知「新型コロナウイルス感染症オミクロン株の発生等に伴う抗原定性検査キットの発注等について」の要件に該当する高齢、障害、保育施設等の職員・利用者
抗原定性検査キット不足の中、区が在庫を確保し、国の優先付けに基づき随時検査（行政検査）の補完や濃厚接触者の待機期間短縮のための検査用として配付

【配付実績】 83,505キット

区民等を対象とした抗原定性検査キットの配布（薬剤師会における配布事業）

対象：世田谷区民で65歳以上又は基礎疾患を有する方
感染拡大により、不安を抱え検査を希望する対象者への対応として実施
配布場所は世田谷薬剤師会・玉川砦薬剤師会会員のうちご協力いただける薬局222箇所

【配布実績】 90,000キット

上用賀公園拡張用地における臨時検査会場の設置

新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大に伴い、臨時の検査会場を設置。
以下のいずれかに該当する方に対し、検査を実施（費用は有料（診察料））
ア：区民で抗原定性検査キットや東京都PCR等検査無料化事業で陽性となった方
イ：区内の陽性者が発生した社会福祉施設（高齢者施設等）で濃厚接触者となった利用者及び職員（区民以外含む）

ウ：上記ア、イの検査の結果、陽性者となった方と同居する方

エ：世田谷区民で陽性者となった方と同居する方

オ：区民で医療機関等の判断によりPCR検査受検の必要性が認められた方

カ：区民でかかりつけ医や地域の身近な医療機関での診療・検査が困難な方
上記ア～オは無症状、カは有症状であること

【検査受付実績】 1,966件

東京都PCR等検査無料化事業に関する民間事業者との連携

川崎重工業株式会社と協定を結び、東京都PCR等検査無料化事業に基づく無料PCR検査を区内で実施
開始時期、終了時期は各会場で異なる
検査会場8か所（代田区民センター、宮坂区民センター、大蔵第二運動場屋外プール棟、玉川三丁目旧保育施設、旧松原まちづくりセンター施設、烏山区民センター広場、経堂駅前道路事業用代替地、玉川総合支所コミュニティ広場）

【検査実績】 80,425件

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

検査 ウ 感染拡大に伴う緊急措置

【参考】各種検査と実施時期一覧



区民等を対象とした抗原定性検査キットの配布(区施設等における配布事業) →

医療機関への抗原定性検査キット配付 →

高齢、障害、保育施設等への抗原定性検査キット緊急追加配付 →

区民等を対象とした抗原定性検査キットの配布(薬剤師会における配布事業) →

上用賀公園拡張用地における臨時検査会場の設置 →

東京都PCR等検査無料化事業に関する民間事業者との連携 →

区民等を対象とした抗原定性検査キットの配布(区施設等における配布事業)(令和4年1月) 医療機関への抗原定性検査キット配付(令和4年1月～令和4年8月)

高齢、障害、保育施設等への抗原定性検査キット緊急追加配付(令和4年2月～令和4年3月)

区民等を対象とした抗原定性検査キットの配布(薬剤師会における配布事業)(令和4年3月)

上用賀公園拡張用地における臨時検査会場の設置(令和4年2月～令和4年3月)

東京都PCR等検査無料化事業に関する民間事業者との連携(令和4年1月～令和5年5月)

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

積極的疫学調査

実施期間 令和2年2月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

感染症法第15条に基づき保健所は感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするため調査を実施。

詳細

発生届が出された陽性者全員に、療養方針の決定、入院・宿泊調整、自宅療養者の健康観察、濃厚接触者の特定、勤め先や利用している施設への聞きとりほかを実施した。

令和2年感染者数増加(第2波)により疫学調査、濃厚接触者、施設調査についてフェーズごとに庁内・部内応援体制を組み、さらに9月には、地域保健課を新設し、保健相談課の応援で濃厚接触者対応、施設調査等防疫対応を強化した。

令和3年2月、疫学調査補助業務の一部を外部委託し入院調整・入院勧告・施設調査・濃厚接触者調査を実施。患者数増加を見据え2月から世田谷区自宅療養者健康観察センターを開設し外部委託をした。4月からHER-SYS(新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム)での患者管理を開始。

令和3年感染者急増期(第6波)には療養サポートシート(検査受検時に配布し事前に本人の情報を電子申請で入力)の活用や年齢・重症度等を材料に調査対象者を限定することを行った。施設調査は重点化しながら、施設集団発生に対する施設調査に加え感染対策、社会福祉施設での療養相談、健康観察を実施。SNSを活用し陽性者へ情報提供を実施。

令和4年9月、発生届の対象が限定化され保健医療体制の強化、重点化が進められた。陽性者急増期に疫学調査の部内応援を実施。

実績

・陽性者数(令和2年～令和4年9月25日):212,518件

・疫学調査(委託数)

患者調査

令和3年:13,472件 令和4年～令和5年5月7日:71,723件

・濃厚接触者調査

令和3年:6,857件

・施設調査件数

令和3年:1,078件 令和4年～令和5年5月7日:2,632件

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

入院勧告・医療費公費負担決定

実施期間 令和2年2月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に基づき、人への感染性があり、入院の必要性があると医師から診断された方には、家族や周囲の人に感染を拡大させないことと、適切な医療を受けていただく必要性から当該患者又はその保護者に対し説明し、書面で勧告した。

また、入院勧告に基づいた入院期間中の医療費について、申請により医療費公費負担を手続きし、書面で医療費の一部又は全額の公費負担を決定した。

実績

令和2年度: 2,308件

令和3年度: 4,276件

令和4年度: 4,686件

令和5年度(5/7時点): 118件

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

患者移送

実施期間 令和2年3月～令和5年5月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要

入院を要する患者及び宿泊療養施設等へ患者が入所する際の移動手段を確保した。

当初から民間救急事業者との契約で確保し、感染拡大により不足した場合は新たに別事業者と契約した。

また、令和2年8月からは日産車体株式会社より無償貸与された特別仕様(運転席と後部座席の分離及び後部座席の陰圧加工)の車両の利用を開始した。

加えて令和2年10月から公益財団法人日本財団の災害支援活動として始まった、軽症者の移送を無償で実施する事業を令和2年12月～令和4年3月31日の事業終了まで活用した。

実績

令和2年度:1,814件

令和3年度:3,548件

令和4年度:3,087件

令和5年度:83件

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

証明書の発行 宿泊・自宅療養証明書を作成

実施期間 令和2年6月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要

本業務は令和2年5月15日付厚生労働省の事務連絡により、患者が個人で加入する医療保険等の入院給付金の請求のために、宿泊療養又は自宅療養の証明書を求められた場合の提出書類を区において発行するよう求められたものである。

区では、第3波以降多量の申請・問い合わせにより業務がひっ迫し、令和3年8月には申請方法を電話から郵送へと変更する等業務改善を図った。

また令和4年4月27日より厚生労働省提供のMy HER-SYSに療養証明発行機能が追加された。区も同年5月31日よりこれを用いて患者個人がインターネット上で発行する対応を基本とした。

実績

申請書受理数

令和2年度:1,285件 (保健所職員にて対応)

令和3年度:8,975件 (庁内応援にて対応)

令和4年度:20,339件(外部委託にて対応)

令和5年度(5/7時点):101件(外部委託にて対応)

医療機関等より保健所へ発生届が提出されている患者が宿泊・自宅療養証明書の発行対象。

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

物資

実施期間 令和3年1月～令和5年5月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

第3波での自宅療養者の急増に伴い、自宅療養者への適切な支援を行うことを目的に実施

詳細

自宅療養者への生活関連物資支援

東京都の物資配送を補完することを目的に、区独自の取組みとして、外部委託により希望者に飲料水等を配送。

自宅療養者の中には、入院待機者もいるため食欲・体調などを考慮し、3日分の水分や消化のよい食料と生活用品を配付することにより、入院までの適切な支援を図った。

実績・・・42,559件

(配付品)

イオン飲料3本、ゼリー飲料3個、カップスープ(顆粒)1箱(3袋入)、ボックスティッシュ1箱、トイレトペーパー2個)

(経過)

令和3年2月 配付開始(イオン飲料2本、ゼリー等飲料3個)

令和3年4月 追加(トイレトペーパー2個、ボックスティッシュ2箱)

令和3年6月 追加(カップスープ(顆粒)1箱(3袋入))

令和3年9月 追加(イオン飲料1本)

運営体制

令和3年2月～8月 配付物品の確保・管理・梱包は区職員、配送のみ外部委託
令和3年9月～ 配付物品の確保から配送までを外部委託化

パルスオキシメーターの確保・貸出

自宅療養中の適切な健康管理を目的に、パルスオキシメーターを区が独自に確保し、希望者に貸出を実施

総確保数・・・9,160台(事業開始時点で500台、第6波までに9,160台を確保)
総貸出数・・・8,410台

運営体制

令和3年1月 区職員による貸出(郵便を利用)

令和3年2月 パルスオキシメーターの管理・消毒は区職員、配送・回収のみ外部委託

令和4年1月 パルスオキシメーターの管理・消毒・配送・回収のすべてを外部委託

その他として、約400台を診療所や関係機関へ貸与。

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

医療提供体制 ア 世田谷区医師会、玉川医師会との連携

(世田谷区医師会による地域外来・検査センター開設、玉川医師会によるドライブスルー方式検査の実施、新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ同時流行対応)

実施期間 令和2年4月～令和5年5月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

世田谷区医師会による地域外来・検査センター開設(令和2年5月～)

世田谷区医師会においては、令和2年5月1日より保険適用による検体採取等を開始し、肺炎等の疑いのある方を対象にCTによる検査を開始した。

玉川医師会によるドライブスルー方式検査の実施(令和2年5月～)

玉川医師会においては、5月13日からドライブスルー方式による検体採取を開始し、検査体制の拡充を図った。

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ同時流行対応(令和4年11月～)

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備えるため、(ア)令和4年11月3日より、烏山総合支所内において発熱患者等の診療・検査スペースを拡充し、(イ)同年12月18日より、玉川診療所内敷地にて陰圧スペースを備えた検査車両を利用し、新型コロナウイルス及びインフルエンザの検査を実施した。

詳細

世田谷区医師会による地域外来・検査センター開設(令和2年5月～令和5年5月)

【検査体制】 地域外来・検査センター開設し、医師や看護師等の配置による検体採取事業を世田谷区医師会への委託により実施した。

【実施件数】 49,041件

玉川医師会によるドライブスルー方式検査の実施(令和2年5月～6月)

【検査体制】 玉川医師会に検体採取を委託したほか、看護師の配置や会場の設営・警備・消毒、検体検査、廃棄物処理を民間事業者への業務委託により実施した。

【実施件数】 26件

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ同時流行対応(令和4年11月～令和5年3月)

【検査体制】 (ア)世田谷区医師会に委託している烏山診療所に臨時診療・検査スペースを拡充し、(イ)玉川医師会に委託している玉川診療所の敷地内に陰圧スペースを備えた検査車両を設置し、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの検査を実施した。

【実施件数】 (ア)1,178件、(イ)1,056件

新型コロナウイルス感染症患者以外の烏山診療所の患者実績を含んだ数値

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

医療提供体制 ア 世田谷区医師会、玉川医師会との連携(地区医師会による往診体制強化)

実施期間 令和4年1月～令和5年5月



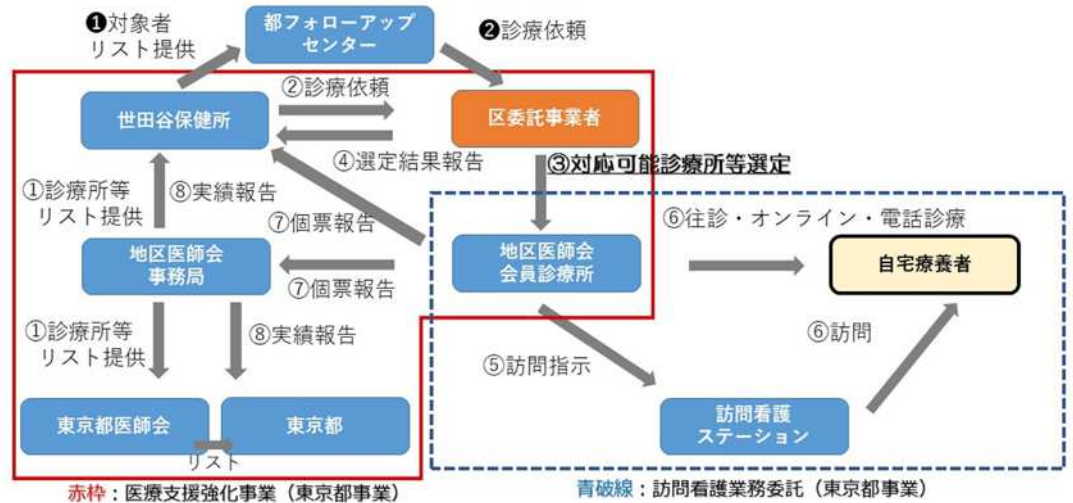
概要(目的)

第3波、第5波による感染者の急増により、入院病床や宿泊療養施設の利用状況がひっ迫し、新規感染者の大半が自宅療養せざるを得ない状況となったため、自宅療養者の体調悪化時の支援体制の構築が急務となっていた。

こうした状況を踏まえ、東京都では、先行して自宅療養者への往診対応を行っていた当区の取組みを参考に、地区医師会と各保健所、東京都の「自宅療養者フォローアップセンター」との連携によって、都内全域において、自宅療養者の体調が悪化した場合に速やかに地域の医師等による電話・オンラインや訪問による診療が受けられる体制を構築した。

区では、第6波に備えるため、世田谷区医師会、玉川医師会と協議を重ね、両医師会の協力の下、東京都の事業を基とし、区健康観察センター受託事業者を活用した往診体制を整備した。

詳細



往診等対応実績・379件(令和3年度173件、令和4年度206件)

コロナ禍における世田谷区医師会の活動記録

一般社団法人世田谷区医師会 医療安全対策部
理事 岩澤 晶子

新型コロナウイルス感染症が日本に拡大しつつあった2020年春頃は、相談センターの電話がつながりにくいというえ武漢渡航歴など行政PCR検査を受けられるハードルが高く、対応できる感染症指定病院が限られていたため医療難民と化した発熱患者が巷に溢れた。

世田谷区医師会はこの事態を何とかすべく、3月には保健所の行政検査に押しかけ女房的に協力を始め行政検査のキャパは大幅に増やした。しかし行政の検査機関、健安研が対応しきれず感染者が増えていくにつれ結果報告に何日もかかるようになった。そしてついに患者さんが自宅待機中にお亡くなりになるという痛ましい事態が区内で発生してしまった。

我々世田谷区医師会は医療に携わる者として二度とこのような状況を繰り返してはならないと固く誓い、「必要な医療を必要な人に迅速に届ける」という当たり前の日常を取り戻すため、翌日結果報告が可能な民間検査業者導入を行政検査に強く求めると同時に、つながりにくい相談センターの電話を介さず医師の判断で速やかにPCR検査ができるよう、医師会PCR検査センター設置に向けて動いた。

法律の壁に加え、前代未聞の事態のため行政の中でも担当部署がはっきりせず手続きが前に進まないという壁が立ちだかった。我々は各方面に働きかけ、嘆願書を出し、幾度となく区役所に足を運び、紆余曲折の末ようやく2020年5月1日、三軒茶屋の旧保健センター内に世田谷区医師会PCR検査センターを立ち上げた。

こうして世田谷区内の医療機関から依頼のあった患者さんに保険診療でPCR検査を即日実施、翌日結果報告出来る体制がスタートした。ドライブスルーや検査BOXなど「映える」設備は何も無いが、患者さんのために何が出来るか、どうありたいか、理想を持ち寄り、1つ1つ血の通った機能として具現化してきた。それこそが世田谷区医師会PCR検査センターの最大の特徴である。

コロナ禍における世田谷区医師会の活動記録

一般社団法人世田谷区医師会 医療安全対策部
理事 岩澤 晶子

即日検査のため検査時間は診療時間に合わせ午後と夜間。土日年末年始含め365日年中無休翌日結果報告。事務局の皆さんと臨時スタッフ、検査会社の協力なしには成り立たない体制だった。そして全ての検査枠を有志協力会員の出務のみでまかなった。シフトの管理だけでも大変な労力だった。出務のために感染弱者の同居家族を親族に預けた役員、度重なる出務に健康を害した役員もいた。出務予定医が時間に間に合わない時は近隣の先生が急遽ピンチヒッターに入って下さった。

主治医から検査依頼を受けて検査し、主治医に結果報告、主治医が患者さんに結果連絡し発生届提出を基本としたが、陽性判明者はすぐに医師会から簡易第一報を保健所に提出し、仮発生届とすることを認めていただいた。主治医からの発生届提出を待たず自宅待機中の陽性患者さんと保健所を少しでも早く繋げるためである。

品薄のパルスオキシメーターを役員の先生方がかき集め、自宅療養中の悪化に早急に対応できるよう全国に先駆けてパルスオキシメーターを貸し出す体制を構築した。

役員の病院の協力で血中酸素飽和度がすでに低い患者さんは、検査結果を待たずグレーで入院受入可能な後方支援ベッドを確保していただいた。

在宅患者さんは患者宅で主治医が採った検体をPCR検査センターに持ち込んでもらった。2020年冬からはインフルエンザ検査も行い陽性者には抗インフルエンザ薬を処方した。

旧保健センターのCTを再稼働させPCR検査に来た患者さんに出務医師の判断で即日CT検査も施行。読影医がその場でレポートを作成、CD-Rに焼いた画像と共に患者さんに持ち帰らせ主治医にフィードバックした。肺炎像の状況により現地スタッフが入院を手配した。

コロナ禍における世田谷区医師会の活動記録

一般社団法人世田谷区医師会 医療安全対策部
理事 岩澤 晶子

行政検査と共同で同じ設備を使用したことで消毒業者による毎日の清掃やPPI手配、看護師、CT検査技師や読影医の手配など手厚い行政のバックアップをいただいた。

検査待ち、結果待ちを無くし、自宅療養中の悪化を防ぎ医療難民を出さない。その一心で機能をブラッシュアップしていった。他に類を見ない手厚い対応システムだったと自負している。

と同時に、なぜもう少し早くこの体制が出来なかったかと悔やまれる。救えたかもしれない命を救えなかった無念。入院すらできず自宅待機中に死なせた罪悪感。法律の縛りや手続きの壁の前に我々がグズグズ立ち止まっている間に、コロナは誰かの大切な人の命をいともたやすく奪っていった。こんな敗北感、屈辱感は二度と味わいたくない。必要な医療を必要な人に届ける。患者さんが自宅待機中に亡くなるような悲劇を二度と繰り返さないために、医師会役員、協力有志会員、事務局がONETEAMで信念と覚悟を持って走り続けた。

拡大し続けるPCR検査需要に応えるため、東京都医師会を通じて静岡の業者よりトレーラーハウスを3台無償貸与していただき都立松沢病院敷地内に設置。役員が集まりブルーシートと土嚢でトレーラーハウス間に雨よけの屋根をかけ、簡易流し台も作成、2020年12月、文字通り手作りの世田谷区医師会付属八幡山救急診療所を開設した。区北西部の検査体制を拡充すると共に、大学運動部の寮や老人施設などのクラスター発生時の集団検査拠点とした。自然豊かな松沢病院敷地内では冬の寒さ夏の暑さに加え、トレーラー内に飛び込んでくるセミや大量に降り注ぐ落ち葉とも戦った。

2箇所のPCR検査センターは2022年に松沢病院東門側にあらかじめ作られたプレハブの大きなバリアフリーの施設への統合を経て2023年にコロナが5類になりPCR検査センターとしての役割を終えるまで、実に約5万人もの検査を行い、約15,000人の陽性者を検出した。最大検査数はデルタ株流行の第5波2021年8月の3,728人、陽性率最大はオミクロン株流行の第7波2022年7月の70.4%であった。

コロナ禍における世田谷区医師会の活動記録

一般社団法人世田谷区医師会 医療安全対策部
理事 岩澤 晶子

発熱外来の拡充にも邁進した。一般医療機関での発熱外来が認められるようになった2020年10月より、うめとびあの世田谷区医師会初期救急診療所に各種補助金を投入し、クリーンエアパーテーションはじめ感染症対策設備を拡充。従来行えなかったPCR検査を内科ブースで開始。小児の感染者増加に伴い2022年4月から小児科ブースもPCR検査対応とした。内科小児科合わせて発熱外来として感染状況に応じ1日最大200人受け入れ可能な体制で稼働している。

烏山総合支所地下にあり換気の悪かった世田谷区医師会付属烏山診療所は、当初検査機能を八幡山救急診療所に分業していたが、2022年10月からは2階の会議室を利用させていただき感染症対応診察ブースを設置、発熱外来として1日最大100人受け入れ可能になった。患者さんが地下の診療所受付、薬局と2階の診察ブースを行ったり来たりしなければならぬ動線、二つのフロアのスタッフ同士の連絡伝達が難しい点、毎回スタッフが診察ブースを設営、撤去しなければならない点など効率的に運営できない課題も多く、区北西部の発熱外来拠点として早期に更なる改善が求められる。

2022年冬のインフルエンザシーズンには一般医療機関の発熱外来対応医療機関約300ヶ所をHPで公開、発熱外来から溢れた患者さんの受け皿として八幡山救急診療所の予約を可能にし、コロナとインフルエンザ検査に加え簡単な処方にも対応した。

コロナワクチン接種が始まった時は会員向けに筋肉注射やワクチンの取り扱い方法の勉強会や動画作成を行い集団接種にも出務した。とりわけ医療従事者の優先接種では東京都の開発した優先予約システムが事実上稼働しなかったため、医師会事務局がアナログ対応で会員のみならず薬剤師、歯科医師、看護師、救急隊員、消防、レスキュー隊員にいたるまで約10,000人以上の優先接種予約を管理した。

コロナ禍における世田谷区医師会の活動記録

一般社団法人世田谷区医師会 医療安全対策部
理事 岩澤 晶子

コロナ禍との戦いは困難の連続であったが、一方で私達に新たな出会いと絆をも生み出した。そしてコロナ禍と戦う武器もまた、人々が協力し、団結する事であると気付かされた。

2021年のデルタ株では肺炎症状患者さんの入院先探しに苦慮し、救急隊と酸素吸入を何時間も続けた。最後の酸素ボンベを使い切っても搬送先が見つからず、サチュレーションモニターを持たせて自宅まで医師会の車で送って行ったこともある。オミクロン株では診ても診ても大量の患者さんが押し寄せたため検査会社の解析能力が限界を超え、結果報告が深夜になる日もあった。陽性率が70%にもなり、大量の発生届記入やHER-SYS入力に深夜までかかった。事務局員と役員が手分けして結果報告や発生届記入やHER-SYS入力を行った。これまでになく役員同士、事務局職員との結束も深まった。

共にコロナ禍を戦った行政からはPCR検査センターへの強力なバックアップのみならず、2カ所の医師会初期救急診療所で発熱外来を運営するための感染症防止対策強化に多大な御協力をいただくなど本当に感謝している。出務に協力して下さる先生、エールを送って支えて下さる先生、情報を提供して下さる先生。コロナ関連の出務を躊躇する人が多かった時期から勇気を持って共にPCR検査センター運営に協力して下さった方々。365日検体回収と翌日結果報告して下さった検査会社。法律の縛りがまだ厳しい時期に柔軟に対応して下さった担当部署の方。入院調整など1番大変な時に御尽力いただいた。トレーラーハウス3台を無償貸与して下さった静岡の会社。手作りのフェイスシールドやマスク、保湿クリームなどの寄付。小さなお子さんからの励ましのお手紙など、どれも大変勇気づけられた。

コロナ禍における世田谷区医師会の活動記録

一般社団法人世田谷区医師会 医療安全対策部
理事 岩澤 晶子

今、コロナ禍は過去になりつつある。感染症は自然災害と同じで一度で終わりではない。次にまた未知の感染症が入って来た時に、今回と同じ過ちを繰り返さぬようコロナの教訓を生かさねばならない。

形骸化した法律や制度が現場の足を引っ張らないよう柔軟な対応を認めること。速やかに感染弱者と切り離して転用使用できる施設を平時から想定して区内に数ヶ所指定しておくこと。病院や一般開業医は本来感染弱者が多い施設なので素早い初動体制には適さない。PCR検査センターや発熱外来などをすぐに開設できるハコを準備しておくことが重要だ。

きちんと教訓を生かして次に備えることこそ尊い命を犠牲にしてしまった償いだと思っている。

新型コロナウイルス感染症対応の記録

一般社団法人玉川医師会 会長 池上 晴彦

< 第一波 >

2019年12月中国武漢に始まり、2020年1月15日に国内最初のCOVID-19患者、間もなく世田谷区でも感染者が確認された。当初は繁華街中心の感染とされてきたのが、3月花見シーズンから市中感染が広がり東京五輪の延期も決定、著名人の死亡の報道も相次ぎ、発熱があっても何日かしないと検査できない、検査のニーズに追いつかない状態が続いたこともあり、世田谷区及び世田谷区医師会、近隣基幹病院や専門家との緊密な連携を重ね、4月7日国から緊急事態宣言発出、4月8日 世田谷保健所による行政検査が開始。5月13日 玉川医師会では独自のドライブスルー方式のPCR検査センターを開設し、検査ニーズに少しでも応じる体制を作り、次第に感染者の減少につながった。

< 第二波 >

7月から若者中心に感染者数が増加したが、次の感染者増に対応するために当医師会では、5月27日から玉川病院敷地内に、7月から関東中央病院に続けて2つのPCR検査センターを開設するなど、検査体制のさらなる拡充をはかったことと飲食店への時短要請で、重症者や死者は抑えられていた。

一方で当初は軽症でも感染拡大防止のため隔離を目的とした入院が必要だったこともあり、第一波に比べ、入院者は増加した。

< 第三波 >

9月からHER-SYSシステムの運用が開始され、10月から各医師会員のクリニック・医院においてもPCR検査を開始、年末年始には医師会休日夜間診療所での抗原検査を用いた発熱外来を開設し、クリスマス・忘年会などにより患者が急増し、2回目の緊急事態宣言を発出される事態へ対応した。

新型コロナウイルス感染症対応の記録

一般社団法人玉川医師会 会長 池上 晴彦

< 第四波 >

2021年4月24日医療従事者が先行して二子玉川会場中心にワクチンの集団接種が開始され、内科小児科のみならず多くの医師会員の協力のもと5月3日から高齢者より開始され、

6月21日から各クリニック、診療所における個別接種開始

6月22日から日本体育大学をはじめとする職域接種

7月14日から夜間接種(二子玉川会場)

とワクチン接種を進めたが、英国由来の変異株 株により患者数増大し、病床のひっ迫が起こり、3回目の緊急事態宣言の発出を要した。

< 第五波 >

春から夏にかけてワクチン接種が進んだが、重症化・感染力とも強いデルタ株が猛威を振るったため、陽性者も重症化する方も激増し、本来入院が必要でも入院先が見つからないケースが続出、医師会の在宅医療チームが中心となり、往診と在宅酸素療法などで対応した。

保健所の業務のひっ迫に伴い、9月から陽性者に対する架電による健康観察がかかりつけ医の中核となる医師会員が担うことになり、陽性患者の管理上の責任が一層増した。1年延期された東京五輪も、緊急事態宣言の中でほぼ無観客での開催という異例の事態となった。

新型コロナウイルス感染症対応の記録

一般社団法人玉川医師会 会長 池上 晴彦

< 第六波 >

2022年1月、あらたな変異株オミクロンの登場により急激に感染者の増大があったが、感染力が非常に強い一方で、重症化はしにくく、積極的なワクチン接種の影響もあり、重症化率は低下した。

また2021年末に特例承認により使用可能となったラゲブリオは、初めての抗コロナ剤として、とくに重症化リスクの高い方に対して投与されるようになったことも重症化予防におおいに影響を及ぼし、2022年にはパキロビットパック、ゾコーバと抗コロナ剤が続き、治療の選択の幅が広がった。

< 第七波、八波 >

2022年7月から9月までの第七波、10月から2023年1月までの第八波は、オミクロン株の性質から、患者数はさらに増大する一方で重症化率は低かった。また同年9月からコロナの全数届出が見直され、高齢者と有基礎疾患患者における管理に重点をおくことになった。

一方で前年度まで流行のなかったインフルエンザ感染が12月から同時流行したこともあり、医師会休日夜間診療所の発熱患者の対応には、インフル・コロナ抗原検査キットを積極的に活用した。コロナ感染に伴う死者の死因は感染によるものより、基礎疾患の悪化によることが注目された。このため、かかりつけ医の中核となる医師会員は、感染予防指導に加え、基礎疾患の管理治療の重要性を改めて認識し、日々の診療にあたることになった。

新型コロナウイルス感染症対応の記録

一般社団法人玉川医師会 会長 池上 晴彦

< 第九波以降 >

第九波は2023年4月に始まったが、5月8日に感染法上の分類が2類相当から5類に変更されることにより陽性者の管理体制が変化したため、実態の把握が困難となった。いわゆる「コロナ後」ないし「コロナ明け」となり、世の中のマスク着用の義務や飲食やイベントの制限はなくなり、オミクロン系統を主流とする感染は重症化しにくいものの、基礎疾患のある方や高齢者、ワクチン未接種の方では重症化することがあり、医師会としては休日夜間診療所において発熱者の診療を続け、医師会員は個別の医療機関において、一般診療と並行して引き続き発熱者診療とワクチンの個別接種(2023年12月をもって世田谷区において集団接種終了)を継続していくと同時に、今後襲来する可能性のある新興感染症に対して世田谷区、世田谷区医師会、都医師会と緊密に連携して備えていく必要があると考えられる。

ドライブスルー
方式PCR検査



新型コロナウイルスワクチン医療従事者接種会場

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

医療提供体制 イ 区による医療提供支援(区独自の健康観察体制)

実施期間 令和3年2月～令和5年5月



概要(目的)

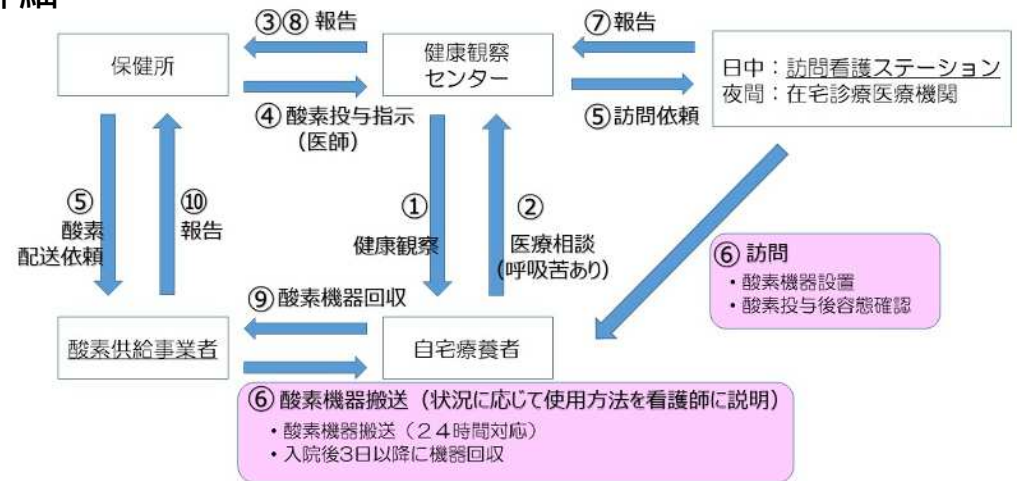
第3波での自宅療養者の急増に伴い、自宅療養者への適切な支援を行うことを目的に実施。

第3波においては、新型コロナウイルス感染症者の急増に伴い、医療機関や宿泊療養施設がひっ迫したことを受け、区内の自宅療養者も急増した。自宅療養者の中には、高齢者かつ症状が継続している入院待機者もあり、区による自宅療養者に対する支援体制の構築が求められた。

上記課題に対し、区は、「世田谷区自宅療養者健康観察センター」を設置し、「架電による健康観察」「医療相談窓口」を一体で実施できる事業者に運営を委託し、自宅療養者の症状等により診療の必要がある場合は、「オンライン・訪問診療、薬剤配送等」につなぐことも可能な独自の往診体制を全国に先駆けて構築した。令和3年9月には、「世田谷区自宅療養者健康観察センター」(架電)と「世田谷区自宅療養者相談センター」(受電)にわけ、自宅療養者の支援を強化した。

令和3年5月、今後想定される感染急拡大に備え、区は入院病床や宿泊療養施設のひっ迫も見越して、自宅療養中に酸素吸入が必要となる中等症程度の感染者に対して、民間事業者と連携し、酸素吸入を行う仕組みを導入した。

詳細



世田谷区自宅療養者健康観察センター(架電・受電数)令和3年2月より設置。
 受電: 6,869件(令和2年度72件、令和3年度:3,454件、令和4年度:3,244件、令和5年度99件)
 架電: 64,969件(令和2年度811件、令和3年度43,464、令和4年度20,241件、令和5年度453件)
 自宅療養者相談センター(受電数)令和3年9月より設置。
 受電: 56,098件(令和3年度6,745件、令和4年度48,772件、令和5年度581件)
 酸素供給
 実績: 84件(令和3年度69件、令和4年度15件)

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

医療提供体制 イ 区による医療提供支援(世田谷区酸素療養ステーション(入院等待機施設)の設置・運営)

実施期間 令和3年8月～令和5年5月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

第5波による感染者の急増により、入院病床や宿泊療養施設の利用状況が再びひっ迫し、新規感染者の大半が自宅療養せざるを得ない状況となり、療養中に体調が急変し、酸素投与が必要になる患者も増加した。

このような状況を踏まえ、区は、医療職の管理の下、入院治療待ちの患者、また、自宅療養中に体調が急変した患者に対して、酸素投与を行うことにより、重症化を予防し、入院治療までの間、患者に必要な支援を行うことを目的として、世田谷区酸素療養ステーションを開設した。

第6波以降は変異株の影響により重症化する事例が減少し、見守りが必要な軽症者や同居の家族からの隔離目的による利用が大半となったため、令和4年度以降は「入院等待機施設」として位置付けを変更した。

詳細

【令和3年8月～10月】

設置場所: 区内医療機関の空きフロアを活用
位置づけ: 新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養施設
体制: 医師1名、看護師2名、事務1名
定員: 7名
利用実績: 14名

入所対象者の当該施設及び病院搬送は、民間救急事業者を区が手配
入所者の食事は、当該医療機関の食事を利用

【令和4年1月～令和5年5月】

設置場所: 区内社会福祉施設を1棟借り上げて設置
位置づけ: 新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養施設
体制: 医師1名、看護師2名、事務1名、ドライバー1名
定員: 16名
利用実績: 252名

入所対象者の当該施設及び病院への搬送は、運営委託事業者が実施
入所者の食事は、運営委託事業者が用意

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

医療提供体制 イ 区による医療提供支援(医療機関によるオンライン診療等体制の確保)

実施期間 令和4年8月～令和5年3月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

感染拡大に伴う地域医療の発熱外来ひっ迫を解消するため、医療機関による重症化リスクの低い区内在住者等(有症状者)を対象としたオンライン診療等体制の確保を実施。

オンライン診療のほか、抗原定性検査キットや薬の自宅配送も実施(いずれの配送も世田谷区内在住者が対象)

また冬に季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されたことから、令和4年12月より、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時検査・オンライン診療体制及び対面診療で行う「小児専用同時検査・診療」体制を確保した。

詳細

各実績は以下のとおり

小児専用 同時検査・診療所 診療件数: 203件

新型コロナ・インフル同時検査

世田谷地域会場: 88件 北沢地域会場: 41件 砧地域会場: 119件

オンライン診療 診療件数: 3,322件

上記は「新型コロナの検査 オンライン診療」及び「新型コロナ・インフル同時検査 オンライン診療」の実績の合算値。

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

ワクチン接種

実施期間 令和3年2月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

コールセンターの設置(令和3年2月～)

ワクチン接種に関する区民からの相談受付や予約代行等の体制確保のため、世田谷区新型コロナワクチンコールを設置。

ワクチン接種の実施(令和3年4月～)

感染拡大防止及び重症化予防のため、国の通知等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を実施

区によるワクチン接種に向けた取組み

ア:高齢者施設における接種(令和3年4月～)

高齢者施設におけるクラスター抑止を最優先するため、高齢者施設入所者等への接種対応として施設への巡回接種を実施

イ:集団接種会場の設置(令和3年5月～)

世田谷区医師会や玉川医師会、区内の医療機関に協力を得ながら、区立施設内に集団接種会場を設置

ウ:高齢者等の予約支援(令和3年5月～)

自身での接種予約が困難な高齢者等に対し、各まちづくりセンターにて、相談対応・予約代行等の支援を実施

詳細

コールセンターの設置(令和3年2月～)

各種接種の開始時等、架電の集中時期に合わせて受付回線数を調整し対応。各月の回線数及び受付件数は次ページ参照

ワクチン接種の実施(令和3年4月～)

各種詳細は88ページ参照

区によるワクチン接種に向けた取組み

ア:高齢者施設における接種(令和3年4月～)

巡回した施設数:216施設 接種実績:約34,000回(入所者のみ)

イ:集団接種会場の設置(令和3年5月～)

主な会場は以下のとおり(開始時期、終了時期は各会場で異なる)

世田谷地域 6会場(世田谷産業プラザ、世田谷文化生活情報センター、桜丘区民センター別館、桜丘ホール、宮坂区民センター、弦巻区民センター、上馬地区会館)

北沢地域 3会場(保健医療福祉総合プラザ、北沢タウンホール、代田区民センター)

玉川地域 3会場(玉川区民会館、旧二子玉川仮設庁舎、深沢区民センター)

砧地域 4会場(砧総合支所、大蔵第二運動場、喜多見東地区会館、希望丘区民集会所)

烏山地域 3会場(烏山区民センター、上北沢区民センター、粕谷区民センター)

ウ:高齢者等の予約支援(令和3年5月～)

各まちづくりセンター(28箇所)で予約代行等の支援を実施

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

ワクチン接種

コールセンター受付件数

	令和3年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
回線数		20	20	20 70	70	70 83	83	83	42	42	30	100
受付件数		303	946	45,705	147,327	74,413	98,461	81,340	31,008	11,456	7,144	8,760
		コールセンター 開始		初回接種 開始	集団接種開始							3回目接種 開始

	令和4年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
回線数	150	150	150	70	50 150	150	150	100	85 150	150	150	131
受付件数	49,356	104,544	36,875	16,037	10,676	15,084	56,183	42,446	24,062	41,532	61,818	18,599
		小児接種開始			4回目接種開始				令和4年秋開始接種 開始			

	令和5年			
	1月	2月	3月	4月
回線数	80	50	30	30
受付件数	9,431	5,134	3,980	3,342

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

ワクチン接種

各接種の詳細

初回接種(1回目・2回目あわせて)(令和3年4月～)

【特徴】

1回目接種から21日経過後(モデルナ社製は28日経過後)に2回目を接種
生後6か月～4歳はその後56日経過後に3回目を接種することで初回接種完了
使用ワクチン:ファイザー社製・モデルナ社製1価ワクチン
ノババックス社製ワクチン

【対象者】

当初:16歳～
現行:生後6か月～(変更日:令和4年10月)

【接種実績】

1,472,017回(令和5年5月時点)

4回目接種(令和4年5月～)

【特徴】

3回目接種から3か月経過後に4回目を接種
使用ワクチン:ファイザー社製・モデルナ社製1価ワクチン
ファイザー社製・モデルナ社製オミクロン株対応2価ワクチン
(令和4年9月～)
ノババックス社製ワクチン

【対象者】

当初:60歳～、基礎疾患のある方
現行:60歳～、基礎疾患のある方、医療従事者等(変更日:令和4年7月)
12歳～(変更日:令和4年9月)

【接種実績】

365,721回(令和5年5月時点)

3回目接種(令和3年12月～)

【特徴】

2回目接種から3か月経過後に3回目を接種
使用ワクチン:ファイザー社製・モデルナ社製1価ワクチン
ファイザー社製・モデルナ社製オミクロン株対応2価ワクチン
(令和4年9月～)
ノババックス社製ワクチン

【対象者】

当初:18歳～
現行:5歳～(変更日:令和4年9月)

【接種実績】

611,453回(令和5年5月時点)

令和4年秋開始接種(令和4年9月～)

【特徴】

従来型ワクチンによる接種から3か月経過後に接種(最大で5回目の接種)
令和4年秋開始接種として、期間中1人1回の接種
使用ワクチン:ファイザー社製・モデルナ社製オミクロン株対応2価ワクチン
ノババックス社製ワクチン

【対象者】

当初:12歳～
現行:基礎疾患のない5～11歳(変更日:令和5年3月)

【接種実績】

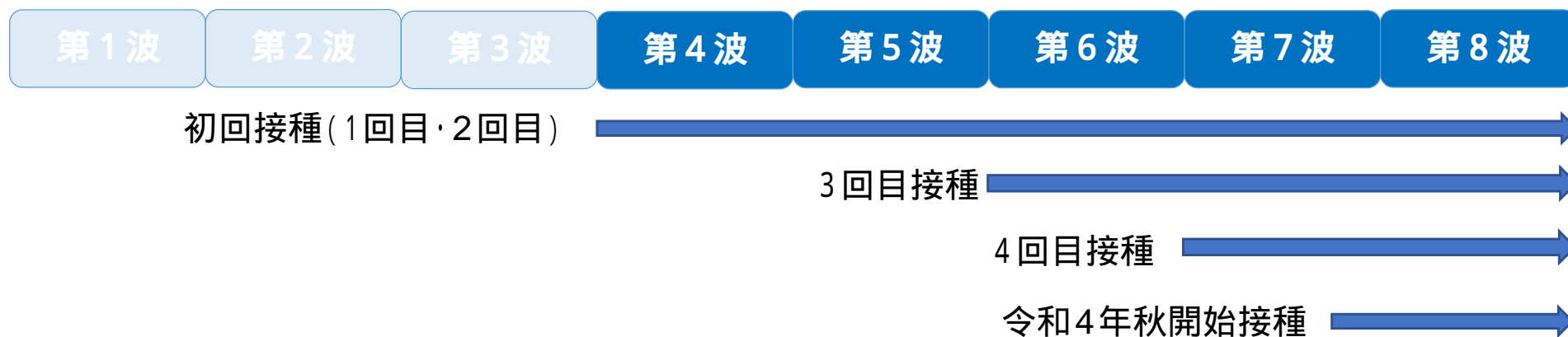
371,298回(令和5年5月時点)

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

ワクチン接種

【参考】各接種の実施時期一覧



初回接種(1回目・2回目あわせて)(令和3年4月～)

3回目接種(令和3年12月～)

4回目接種(令和4年5月～)

令和4年秋開始接種(令和4年9月～)

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

経済政策 ア 経済政策

実施期間 令和2年3月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

<事業者サイドへの支援>

事業存続が困難になる事業者が増加する可能性があるため、資金需要に対応し、業態の転換や再創業による再起を支援する。

<消費の側からの事業者支援>

消費者の消費マインドを刺激し、区内経済の底上げを図る。区内で在宅生活やテレワークをしている消費者の区内での消費を加速する。

<雇用支援>

感染症の影響による解雇や、フリーランスの仕事減少等による失業者の増加や働き方の意識が変革していることから、フルタイム以外の就労希望者の就労支援と人材不足産業の人材確保を同時に行い、福祉など区内産業を支える区民の就業支援を行う。

詳細

実施した取組みは以下のとおり

新型コロナウイルス感染症対策緊急融資(令和2年4月～令和3年3月、令和4年4月～令和5年3月)

新型コロナウイルス感染症対策商店街向け融資(令和2年5月～令和2年9月) 区民相談体制拡充(労働相談、経営相談、生活困窮相談など)(令和2年3月～)

区内飲食店への支援事業(せたがやPay活用)(令和2年12月～令和3年8月) せたがやPayを活用した事業者支援(令和3年11月～令和4年1月、令和4年7月～10月)

「東京都生活応援事業」を活用したプレミアム付区内共通商品券の発行(令和3年9月～令和4年1月)

短時間・短期間の雇用マッチング事業ほか各種就労支援事業(令和2年5月～令和4年3月)

区内飲食店応援冊子の発行(令和2年8月)

業態転換及び新ビジネス創出支援補助(令和2年6月～)

クラウドファンディング支援事業(令和2年6月～令和3年3月)

介護サービス事業所緊急支援金交付事業(令和2年11月～令和3年3月)

区有地を活用したキッチンカー等移動販売の機会拡充による事業者支援の実施(令和3年3月～)

各種事業の具体的な内容は次ページ以降を参照

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

経済政策 ア 経済政策

各種取組みの具体的な内容

(~)

新型コロナウイルス感染症対策緊急融資

新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している区内の中小企業者の資金需要に対応するため、新型コロナウイルス感染症対策緊急融資のあっせん制度を設け、利子補給・信用保証料補助を行った。

実施期間: 令和2年4月～令和3年3月、令和4年4月～令和5年3月
実績:

【融資あっせん】

令和2年度分: 申込み4,379件、17,957,490千円
貸付3,944件、15,905,702千円

令和4年度分: 申込み1,377件、4,939,408千円
貸付1,213件、4,038,097千円

【信用保証料補助】

令和2年度分: 申請3,445件、金額232,097千円
令和4年度分: 申請1,040件、金額62,895千円

新型コロナウイルス感染症対策商店街向け融資

商店街を訪れる人たちの感染回避に取り組む活動を支援するため、商店街振興組合等に対する融資あっせん制度を設け、利子補給・信用保証料補助を実施。

受付期間: 令和2年5月～9月末

実績: 申込み16件、52,190千円 貸付16件、52,190千円

区民相談体制拡充(労働相談、経営相談、生活困窮相談など)

コロナ禍当初に臨時労働電話相談を設け、さらに生活再建及び事業者支援の窓口に加え、後遺症に起因する相談を含む労働相談と医療に関する相談を追加し、内容の充実を図った。掲示板や区窓口、公共施設等で配架、配布を行った。

実績: 臨時労働電話相談1098件、事業者相談2711件

後遺症に関する相談24件(労働7件、経営1件、生活困窮16件)

臨時労働電話相談は令和2年3月～9月まで実施し、その合計値。それ以外は令和5年12月時点

2 世田谷区における主な取組

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

経済政策 ア 経済政策

各種取組みの具体的な内容

(~)

区内飲食店への支援事業(せたがやPay活用)

主に区内飲食店に対する支援として、せたがやPayを活用した、「飲食店応援キャンペーン」、「つかって5%キャンペーン」、「サンキューマスクキャンペーン」を実施。

実施期間: 令和2年12月～令和3年5月、 令和3年6月～8月、
令和3年7月～8月

実績: ポイント還元額合計 11,294千円

「東京都生活応援事業」を活用したプレミアム付区内共通商品券の発行

地域経済活性化のため、「東京都生活応援事業～コロナに負けない!～」を活用し、25%プレミアム付区内共通商品券「世田谷生活応援券」を発行。

実施期間: 令和3年9月～令和4年1月

実績: 発行総額 15億円(うち販売額12億円、プレミアム分3億円)

換金率 99.3%

購入限度額 1人あたり8万円

せたがやPayを活用した事業者支援

コロナ禍で厳しい経営環境に置かれた中小事業者の経営を下支えするため、せたがやPay加盟店へ給付支援を実施。令和3年度: 定額給付(3万円) + 定率給付(5%・上限10万円)、令和4年度: 定率給付(5%・上限20万円)

実施期間: 令和3年11月～令和4年1月、令和4年7月～10月

実績: 令和3年度 1,849店舗、給付額合計89,549千円

令和4年度 2,814店舗、給付額合計99,703千円

短時間・短期間の雇用マッチング事業ほか各種就労支援事業

ウェブを活用した企業説明会等によりフルタイム以外を希望する就職希望者に対し、介護やテレワーク、事務職の求人をメインに職業紹介を行った。

実績: 支援対象者数186人、就職決定者68人

その他、おしごとカフェでのHPでの仕事の情報提供と求人企業の動画作成、R60-SETAGAYA-の試行実施、メディアとタイアップした福祉の魅力発信事業、オンライン面接スペースの提供事業、福祉作業所DX支援事業を行った。

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

経済政策 ア 経済政策

各種取組みの具体的な内容

(~)

区内飲食店応援冊子の発行

新型コロナウイルス感染症により打撃を受けている地元飲食店を応援するため、公益財団法人世田谷区産業振興公社・株式会社榎出版社・世田谷区が連携し、フリーペーパー「世田谷ライフ地元飲食店応援特集号(世田谷ライフ+)」を発行した。

区内電鉄の沿線別(小田急線、京王線・井の頭線、世田谷線、田園都市線・大井町線・目黒線)に4冊作成。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施してテイクアウト・デリバリー・イートインを行っている飲食店をイラストマップ上に表示して紹介。

実施期間: 令和2年8月

実績:【発行部数】各沿線25,000部、合計10万部

業態転換及び新ビジネス創出支援補助

「新しい生活様式」に対応するための業態転換や経営の多角化を図る区内中小企業、個人事業主等を支援し、産業の持続化及び区内経済の循環を推進する。

令和4年度より、名称を「中小事業者経営改善補助金」に変更

飲食業のテイクアウト販売、小売業のEC導入、移動販売や商品配達システムのづくり、対人サービス業のオンライン化、介護事業や建設業等におけるICT導入による省力化、製造業等の製品多角化など、業態転換や経営の多角化等の取組みに対し、補助を行う。

実施期間: 令和2年6月～

実績:

	補助確定件数	補助確定額
令和2年度	164件	14,784,400円
令和3年度	132件	33,822,700円
令和4年度	37件	8,934,100円
令和5年度	14件	3,230,700円

令和5年度は、令和6年2月15日現在

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

経済政策 ア 経済政策

各種取組みの具体的な内容

(~)

クラウドファンディング支援事業

ア:購入型クラウドファンディング

新型コロナウイルス感染症の拡大により区内産業に大きな影響が生じている中、クラウドファンディングプラットフォーム「Makuake」を運営する株式会社マクアケと連携し、新たな商品・製品・サービス開発などにより状況打破に取り組む事業者が実施するサービス購入型のクラウドファンディングを支援する。

イ:文化・芸術産業を支援するクラウドファンディング

新型コロナウイルス感染症による活動自粛が続く、苦境に陥っている、文化芸術産業に携わる事業者に対して、クラウドファンディングを通じた支援を行う。(せたがや舞台芸術支援応援プロジェクトとして、世田谷区産業振興公社で実施。)

実施期間:令和2年6月～令和3年3月

支援内容及び実績

ア:購入型クラウドファンディング

- ・「Makuake」に、世田谷区の特設応援ページを作成し、事業者のプロジェクトをPR。
- ・クラウドファンディングに係る手数料(寄付額の15%)を負担。(1プロジェクトあたり15万円を上限。) 世田谷区産業振興公社事業。

実績

- ・世田谷区の特設応援ページ掲載プロジェクト数 12プロジェクト
- ・手数料補助 11件

イ:文化・芸術産業を支援するクラウドファンディング

世田谷区産業振興公社で、コロナ禍における舞台芸術の制作活動を支援のため、クラウドファンディングを実施。

実績 集まった金額 1,228,514円

介護サービス事業所緊急支援金交付事業

新型コロナウイルス感染症の影響による利用自粛等により減収した介護サービス事業所が事業を継続できるよう支援する補助事業
実績:143件(総額99,223千円の交付)

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

経済政策 ア 経済政策

各種取組みの具体的な内容

()

区有地を活用したキッチンカー等移動販売の機会拡充による事業者支援の実施

新型コロナウイルス感染症禍で、経営多角化や業態転換に取り組む区内事業者を支援するため、区有地においてキッチンカー等の出店スペースを創出するとともに、キッチンカー事業の実施を検討している事業者に対し、民間のキッチンカーコーディネート事業者との連携により支援。

- ・実証実験(令和2年10月～11月)
区有地でのキッチンカーの需要を確認するため、キッチンカーコーディネート事業者と連携し、5つの区有地で実証実験を実施。
- ・本格実施(令和3年3月～)
キッチンカーコーディネート事業者と出店契約及び連携協定を締結し、区内事業者への支援や区民の利便性向上への支援等とともに、出店料による税外収入の確保を図る。
- ・令和4年度からは、公園緑地課が実施していた5公園(喜多見ふれあい広場、大蔵運動公園、玉川野毛町公園、二子玉川公園、羽根木公園)が移管された。
- ・上記に加え令和4年度からは、新規出店場所として世田谷区立教育総合センター(令和4年5月開始)、若林公園(令和5年3月開始)が加わった。
- ・実施場所:区内13か所(令和5年5月7日時点)
実績
令和2年度 出店箇所5か所 歳入160,981円
令和3年度 出店箇所6か所 述べ出店台数1,804台 歳入2,153,561円
令和4年度 出店箇所13か所 述べ出店台数1,905台 歳入2,104,500円
令和5年度(5月末まで):出店箇所13か所 述べ出店台数284台
歳入407,248円
世田谷公園については公園緑地課にて実施

	出店場所	住所	種別
1	JRA馬事公苑前けやき広場	上用賀2-3-4	区道
2	世田谷区役所本庁舎	世田谷4-21-27	区施設
3	喜多見まちづくりセンター	喜多見5-11-10	区施設
4	上用賀五丁目アパート	上用賀5-14-1	区営住宅
5	二子玉川公園	玉川1-16-1	区立公園
6	玉川野毛町公園	野毛1-25-1	区立公園
7	羽根木公園	代田4-38-52	区立公園
8	きたみふれあい広場	喜多見9-25-5	区立公園
9	大蔵運動公園	大蔵4-6-1	区立公園
10	希望丘公園	船橋7-9-2	区立公園
11	代沢せせらぎ公園	代沢4-36-1	区立公園
12	世田谷区立教育総合センター	若林5-38-1	区施設
13	若林公園	若林4-34-2	区立公園

コロナ禍の事業者支援の一例



経済産業部商業課

1 事業概要 ~ SETACOLOR(せたカラー)とは ~

コロナ禍で始めた事業者支援についてご紹介いたします。

SETACOLOR(せたカラー)は、コロナの影響でより加速した社会の変化に対応しようとする意欲ある区内小規模事業者への支援策として、令和3年度から開始した事業です。

経営課題の把握、戦略的なサポートや実践的なアドバイスを行うため、地域人材を活用した専門家によるハンズオン型(伴走型)の支援手法を初めて取り入れました。支援を行うことで、コロナ禍で希薄になった地域とのつながりを回復しつつ、支援後の事業者間のネットワークの構築を目的としています。

特徴 通称とロゴ化

通称を、「SETACOLOR(せたカラー)」とし、覚えやすくすることで、認知拡大の効果もあり、毎年、100以上の事業者の方に申請いただいています。

特徴 多様なプログラム

補助金 + 専門家 + 地域経済のネットワークでサポートし、事業の成長を支援。令和3年度 ~ 6年度までの約3年間で、ブラッシュアップを行い、現在は3つの形態で実施しています。

PRO (フルサポート型) : 補助金上限150万円 + 伴走支援(最長8カ月間)

LIGHT (スポット型) : 補助金上限50万円 + 伴走支援(最長2カ月間)

ビジネススクール型 : ビジネスアイデアをかたちにするインキュベーションプログラム
(通称: ネイバースクールSETAGAYA)

特徴 ネイバーフードな関係で創る支援

また、区内に関わる大企業や個人店など、様々なステークホルダーが組むことで、互いに得意な領域を持ちあって、事業者を支えるチームを結成。事業者同士のつながりや専門家のつながりも生まれていき、新たなコミュニティが生まれおり、区内産業がワンチームになって、区内産業の活性化に取り組んでいます。

令和3~5年度までの
参加事業者(全プログラム) **約200以上**

専門家、メンター



事業パートナー



2 事例のご紹介

SETACOLORが、コロナ禍でどのように活用いただき、どんな支援が実現できたのか、事業者さんの一事例を交えて、ご紹介いたします。

【事業者名】 株式会社山口茂デザイン事務所

【事業内容】 スーパーなど小売店を中心に「POP(ポップ)」の書き方を教える事業を展開。主にBtoB向けの勉強会やセミナー、社員研修を実施。

STEP1 課題の整理を支援

コロナ禍において集会の禁止やお客様である小売店の経営の悪化にセミナーや勉強会などの研修が激減。従来の手法では厳しい状況に。

STEP2 状況改善に向けた方向性の整理を支援

視聴者目線で、売上向上のPOP技術向上の動画が必要で、他と一線を画するため、山口茂の「売り方・見せ方・伝え方」を視聴者に直接語る「POPの学校」のYouTube展開

STEP3 アウトプット(補助金を活用した具体的なプロジェクトの実践)

POPの学校の開校((YouTubeチャンネルの開設)
広報面の強化(HPへのリニューアル、YouTubeへの誘導チラシ)

【SETACOLORに参加してみた】

山口茂デザイン事務所の山口茂さんからコメントをいただきました！

【コメント】

SETACOLORに参加して、一番の大きなメリットは専門家、メンターの存在でした。コロナ禍での新規事業の推進は不安でしたが、的確なアドバイスやフォローをしていただけたことで、現在、この事業は会社全体の中でも大きな柱に育っています。



2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

経済政策 イ アーティスト及び民間文化施設等支援事業(せたがや元気出せArtsプログラム)

実施期間 令和2年7月～令和5年3月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

外出自粛や施設等の休業要請により多くの文化・芸術活動が休止を余儀なくされ、従来のような活動ができない状況にあったことから、プロのアーティストや民間文化施設等を対象とした支援策「せたがや元気出せArtsプログラム」を実施した。

詳細

実施した事業は以下の通り。

令和2年度

アーティスト支援事業(令和2年9月～令和3年3月)

民間文化・芸術施設支援事業(令和2年9月～令和3年3月)

上記事業に向けたふるさと納税及びガバメントクラウドファンディング®の実施(令和2年9月～令和3年3月)

世田谷文化生活情報センター劇場施設利用料金の減額(令和2年7月～令和2年9月)

令和3～4年度

文化・芸術活動継続支援事業(令和3年9月～令和5年3月)

各種事業の具体的な内容は次ページ以降参照

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

経済政策 イ アーティスト及び民間文化施設等支援事業(せたがや元気出せArtsプログラム)

各事業の具体的内容 (~)

アーティスト支援事業

【実施時期】

令和2年9月～令和3年3月

【概要】

若手アーティスト等による文化・芸術に関する動画配信を通じて、文化・芸術活動の継続を支援するとともに、区民が文化・芸術に親しむ機会を創出する。

【対象】

プロのアーティスト(企画Bは申請者(団体の場合代表者)が40歳未満)

【補助内容】

企画A...文化・芸術活動の動画撮影・配信及び、経費としてアーティスト1人につき10万円(グループの場合は30万円を限度)を助成する。

企画B...自ら撮影する文化・芸術活動の動画作品を募集し、動画配信するとともに、企画Aと同様の助成を行う。

【実績】

企画A...受付件数107件(277人)、採択件数18件(50人)

企画B...受付件数134件(328人)、採択件数20件(50人)

民間文化・芸術施設支援事業

【実施時期】

令和2年9月～令和3年3月

【概要】

有観客での事業実施が困難なライブハウスや小劇場等の文化・芸術施設に対し、映像配信事業にかかる経費の一部を補助する。

【対象】

ライブハウス、小劇場、ミニシアター等の民間文化・芸術施設

【補助内容】

公演等の映像配信により、文化・芸術を発信する事業に必要な経費を助成する。

【実績】

申請件数 36件(39施設)、採択件数 35件(38施設)

ふるさと納税及びガバメントクラウドファンディング®の実施

【実施時期】

令和2年9月～令和3年3月

【概要】

～ の事業実施にあたり、ふるさと納税及びガバメントクラウドファンディング®を活用し、世田谷区文化振興基金への寄附を呼び掛け、財源の一部とした。

【実績】

2,571千円(目標金額 2,000千円)

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

経済政策 イ アーティスト及び民間文化施設等支援事業(せたがや元気出せArtsプログラム)

各事業の具体的内容 (~)

世田谷文化生活情報センター劇場施設利用料金の減額

【実施時期】

令和2年7月～令和2年9月

【概要】

世田谷文化生活情報センター劇場施設の感染症拡大防止対策のための入場者数制限により利用団体の収入が減収となることから、施設の利用料金の一部を減額する。

【対象】

令和2年7月から令和2年9月末までに劇場施設を利用した団体

【補助内容】

観客数を半分以下に制限する場合、客席相当分の利用料金を5割減額する。

【実績】

対象 5団体 2,944千円

文化・芸術活動継続支援事業

【実施時期】

令和3年9月～令和5年3月

【概要】

区内のアーティストや文化・芸術団体の活動再開・継続を後押しするため、感染拡大防止対策を講じたうえで実施する公演・展示等の文化・芸術事業にかかる経費の一部を助成する。

【対象】

新型コロナウイルス感染症の影響により活動を自粛・縮小せざるを得ない区内のアーティスト、文化・芸術団体及び、民間文化・芸術施設等

【補助内容】

1事業あたり上限30万円(補助率4/5)

【実績】

令和3年度 申請件数 56件、採択件数 38件

令和4年度 申請件数 49件、採択件数 40件

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

給付金等 ア 特別定額給付金事業

実施期間 令和2年5月～令和3年3月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

令和2年4月20日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において示された特別定額給付金事業について、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、市区町村が実施主体となって行うこととなった。

(単位：世帯)

	対象世帯数	支払件数	未申請件数
オンライン申請	492,620	31,066	1,920
郵送申請		459,634	
配慮を要する方の申請	884	881	3
合計 (給付率)	493,504	491,581 (99.6%)	1,923
支払額 (支払人数)	91,896,200千円 (918,962人)		

詳細

(1) 給付対象者及び受給権者

給付対象者：基準日(令和2年4月27日)において、区の住民基本台帳に記録されている者

受給権者：給付対象者の属する世帯の世帯主

(2) 給付額：給付対象者1人につき10万円

(3) 対象世帯：基準日時点の世帯

(4) 申請方法：郵送申請、マイナンバーカードを活用したオンライン申請等

(5) 給付方法：世帯主又はその代理人の口座振り込みを基本とし、口座がない場合は原則、現金書留。

(6) 実施結果：左図のとおり。

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

給付金等 イ 住居確保給付金

実施期間 令和2年4月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

生活困窮者自立支援法に基づき、就労能力及び就労意欲があつて、住居を喪失した又は喪失するおそれがあり、かつ世帯の生計を主として維持している者に対して、住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行う。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、支給対象者を「離職・廃業2年以内の者」としていたところ、「個人の責によらない理由・都合(休業等)により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある者」にまで範囲を拡大するなど、多くの制度変更を行った。

	初回	延長	再延長	再々延長
令和2年度	6,775	4,744	3,631	2,172
令和3年度	3,496	1,281	1,256	1,279
令和4年度	1,120	395	419	—

初回には再支給も含む

詳細

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえた主な制度変更

支給対象者の拡大(令和2年4月～)

支給額算定方法の変更(令和2年7月～)

職業訓練受講給付金と併給可(令和3年6月～)

郵送での申請可(令和2年4月～令和5年3月)

再々延長の実施(令和2年12月～令和4年2月)

特例再支給の実施(令和3年2月～令和5年3月)

求職活動等要件の緩和(令和2年4月～令和5年5月)

求職活動等要件(求職申込先)の拡大(令和3年11月～)

支給件数...左記の表を参照

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

給付金等 ウ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

実施期間 令和3年6月～令和5年3月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化した中で、社会福祉協議会が実施していた特例貸付(緊急小口資金及び総合支援資金)を利用した世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために支給した。

詳細

対象者

社会福祉協議会が実施していた特例貸付の借受者

収入・資産要件、求職活動等要件等あり

支給額(月額)

単身世帯:6万円 2人世帯:8万円 3人以上世帯:10万円

支給期間

3か月 1度のみ再支給可能

支給実績

初回支給:3,293世帯 再支給:2,191世帯

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

給付金等 Ⅰ 国民健康保険料減免

実施期間 令和2年7月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)において「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う」とされた。

厚生労働省が示した減免措置に対する財政支援の考え方にに基づき「世田谷区国民健康保険料の徴収猶予及び減免事務処理要綱第5条」等の規定により、国民健康保険料の減免を実施した。

後期高齢者医療保険料の減免については、保険者である東京都後期高齢者医療広域連合で実施した。

実績

年 度	支給決定数(件)	保険料減免額(円)
令和2年度	10,772	1,680,910,913
令和3年度	1,753	331,558,559
令和4年度	559	109,824,296
令和5年度	3	328,502

令和5年度は令和6年2月時点

詳細

減免の対象となる世帯

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入という)の減少が見込まれ、以下の条件に全て該当する世帯

・世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること

・世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額の合計額が1,000万円以下であること

・減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

給付金等 才 介護保険料減免

実施期間 令和2年6月～令和5年3月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。」とされたことを踏まえ、同年4月9日付で厚生労働省から財政支援の対象となる介護保険料(第1号被保険者)の減免の取扱いについて示された。

これに基づき「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による世田谷区介護保険料の減免事務処理要領」を定め、介護保険料(第1号被保険者)の減免を実施した。

実績

年 度	減免決定者数(件)	保険料減免額(円)
令和2年度	4,430	183,269,501
令和3年度	463	26,323,828
令和4年度	100	5,806,264

詳細

減免の対象となる被保険者

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という)の減少が見込まれ、以下の条件に全て該当する第一号被保険者

- ・世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
- ・減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

給付金等 力 国民健康保険傷病手当金

実施期間 令和2年7月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について」(令和2年3月10日)において、国民健康保険被保険者への傷病手当金支給に対する厚生労働省の考え方(財政支援を含む)が示された。

上記を踏まえ、別に定めた世田谷区国民健康保険条例付則第8条等の規定により、支給要件を満たした申請者に傷病手当金を支給した。

後期高齢者医療制度の傷病手当金については、保険者である東京都後期高齢者医療広域連合で実施した。

実績

年 度	支給決定数(件)	支給決定額(円)
令和2年度	49	3,543,794
令和3年度	138	7,007,385
令和4年度	493	18,699,448
令和5年度	37	1,777,186

令和5年度は令和6年2月時点

詳細

支給要件

(1)対象者

- ・給与等の支払いを受けている世田谷区の国民健康保険加入者であること。
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した、又は発熱等の症状があり感染が疑われ療養のため労務に服することができなかったこと。
- ・労務に服することができなかった期間、給与等の支払いを受けられない、又は一部減額されて支払われていること。

(2)支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数

(3)支給額

(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象となる日数

(4)適用期間

令和2年1月1日以降で療養のため労務に服することができない期間(令和5年5月7日までに感染していること)

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

給付金等 キ 新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業

実施期間 令和2年8月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

新型コロナウイルス感染症患者や感染の疑いのある者に対応することにより、他の診療や入院の縮小等を行わなければならない、収入が減少するとともに、病床の確保や発熱外来の設置等によって支出が増加するなど、区内の医療機関の経営に大きな影響を与えていた。

そこで区では、新型コロナウイルス感染症へ対応する医療機関を増やし、区民の生命を守り、区民が住み慣れた地域で安心して医療を受けることができる地域医療体制の確保を図ることを目的に、緊急対策事業として、新型コロナウイルス感染症患者に対応する区内の医療機関を支援する補助事業を実施した。事業は感染状況に応じて、必要な見直しを行いながら実施した。

詳細

1 支援事業の概要

- (1) 病床確保支援【支援対象期間: 令和2年1月～】
新型コロナ病床を確保し、区民が使用した病床数に応じた補助を行う。
- (2) 発熱外来等の運営支援【支援対象期間: 令和2年1月～】
PCR検査の検体採取を行う医療機関に対し、検査件数に応じた補助を行う。
- (3) 休業・縮小施設の再開支援【支援対象期間: 令和2年1月～】
職員や入院患者の感染等により、外来診療を休診、又は病床の使用を停止した医療機関に対し、休診日数や停止した病床数に応じた補助を行う。
- (4) 回復後患者の転院等受入れ支援【支援対象期間: 令和3年4月～令和5年3月】
重症化した区民が入院できる病床を確保するため、新型コロナ回復後患者の転院受入れ数に応じた補助を行う。

2 支援した医療機関数

R2:34 R3:85 R4:96 R5:80

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

給付金等 ク 子育て世帯への特別給付金等給付事業(令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金(国制度))

実施期間 令和2年5月～令和3年3月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯に対する支援として、対象児童1人あたり1万円を支給

詳細

対象者: 令和2年4月分の児童手当受給者

支給実績: 67,373名分×10,000円 = 673,730,000円

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

給付金等 ク 子育て世帯への特別給付金等給付事業(令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金(国制度))

実施期間 令和2年6月～令和3年3月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援として、1世帯あたり5万円(第2子以降1人につき3万円追加)を支給、更に12月に再支給(5万円)を実施

詳細

対象者:令和2年6月分の児童扶養手当の受給者等

支給実績:484,190,000円

(内訳)児童扶養手当受給世帯等への給付(再支給分含)

6,766世帯(再支給分含)×50,000円=338,300,000円

第2子以降加算 2,548名分×30,000円=76,440,000円

収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付

1,389世帯(再支給分含)×50,000円=69,450,000円

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

給付金等 ク 子育て世帯への特別給付金等給付事業(令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(国・区制度))

実施期間 令和3年4月～令和4年3月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

新型コロナウイルス感染症の影響により損害を受けた低所得の子育て世帯を見舞う観点から、低所得の子育て世帯に児童1人あたり5万円及び区要綱に基づき3万円を追加して支給

詳細

<ひとり親世帯分>

対象者: 令和3年4月分の児童扶養手当受給者等

支給実績: 341,880,000円

(内訳) 4,286名×50,000円 = 214,300,000円

追加支給分 127,580,000円

<ひとり親世帯以外分>

対象者

令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者のうち、令和3年度分の住民税均等割非課税である者等

令和3年3月31日において、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育する者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者等

支給実績: 814,790,000円

(内訳) 10,189名×50,000円 = 509,450,000円

追加支給分 10,178名×30,000円 = 305,340,000円

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

給付金等 ク 子育て世帯への特別給付金等給付事業(令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(国制度))

(令和4年度低所得の子育て世帯生活支援追加特別給付金(区制度))

実施期間 令和4年4月～令和5年3月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、損害を特に受けた低所得の子育て世帯を見舞う観点から、低所得の子育て世帯に児童1人あたり支給される5万円(国制度)に、区独自の上乘せ5万円(令和4年9月30日までの転出者は上乘せ3万円)を含めて、児童1人につき10万円(令和4年9月30日までの転出者は児童1人につき8万円)を支給

詳細

【令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(国制度)】

<ひとり親世帯分>

対象者: 令和4年4月分の児童扶養手当受給者等

支給実績: 198,200,000円

(内訳) 3,964名×50,000円 = 198,200,000円

<ひとり親世帯以外分>

対象者: 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者のうち、令和4年度分の住民税均等割非課税である者等

令和4年3月31日において、平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童を養育する者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者等

支給実績: 472,300,000円

(内訳) 9,446名×50,000円 = 472,300,000円

令和4年度低所得の子育て世帯生活支援追加特別給付金(区制度)は次ページ参照

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

給付金等 ク 子育て世帯への特別給付金等給付事業(令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(国制度))

(令和4年度低所得の子育て世帯生活支援追加特別給付金(区制度))

実施期間 令和4年4月～令和5年3月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、損害を特に受けた低所得の子育て世帯を見舞う観点から、低所得の子育て世帯に児童1人あたり支給される5万円(国制度)に区独自の上乘せ5万円(令和4年9月30日までの転出者は上乘せ3万円)を含めて、児童1人につき10万円(令和4年9月30日までの転出者は児童1人につき8万円)を支給

詳細

【令和4年度低所得の子育て世帯生活支援追加特別給付金(区制度)】

対象者: 令和4年度世田谷区低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)又は令和4年度世田谷区低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)の支給の決定を受けている者
世田谷区外において令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(国制度)又は令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)(国制度)の支給の決定を受けており、令和4年4月1日以降に世田谷区に転入し、本給付金の申請を行う時点で区内に住所を有する者

支給実績: 674,520,000円

(内訳) 13,281名×50,000円 = 664,050,000円

349名×30,000円 = 10,470,000円

令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(国制度)は前ページ参照

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

給付金等 ク 子育て世帯への特別給付金等給付事業(乳幼児臨時特別給付金(区制度))

実施期間 令和3年6月～令和4年3月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けた、乳幼児を養育する世帯の家計に対して迅速かつ的確な支援を行う

詳細

対象者:令和3年6月1日において、区の住民基本台帳に令和2年4月28日から同年12月31日までに出生により記録され、出生の日から引き続き区の住民基本台帳に記録されている乳幼児を養育する者

支給実績:412,700,000円

(内訳)4,127名×100,000円=412,700,000円

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

給付金等 ク 子育て世帯への特別給付金等給付事業(子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金を含む))

実施期間 令和3年12月～令和4年7月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

令和3年11月19日に国が閣議決定をした「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を受け、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯について、子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯を支援するため、対象児童1人につき10万円を支給する。

また、国からの通知により事業の見直しがあり、9月1日以降の離婚等により、新たに児童の養育者になっているにもかかわらず給付金を受けられなかった方々に対しても対象児童1人につき10万円を支給する。

詳細

支給対象者

児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除く、0歳から高校3年生までの児童

実施時期

令和3年12月～令和4年7月

実績

75,762人

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

給付金等 ケ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

実施期間 令和4年2月～令和4年12月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

令和3年11月19日に国が閣議決定をした「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を受け、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯に対して、1世帯につき10万円を支給する。

また、令和4年4月26日に「原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議」で決定した、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」を受け、令和4年度新たに住民税非課税となった世帯が対象となり、家計急変世帯についても運用変更を行う。

詳細

支給対象者

令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

- a. 令和3年度住民税非課税世帯
- b. 令和3年1月から令和4年9月に家計が急変した世帯

令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

- a. 令和4年度新たに住民税非課税となった世帯
- b. 令和4年1月から令和4年9月に家計が急変した世帯

実施時期

令和4年2月～令和4年12月

実績

住民税非課税世帯	93,525世帯
家計急変世帯	2,145世帯

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

給付金等 コ 新型コロナウイルスの影響を踏まえた生活困窮世帯の子どもの生活を応援する給付事業

実施期間 令和2年3月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、保護者の失業・休業に伴う収入減、休校中の食費や教育費等の家計の負担増のため、深刻な状況に直面している生活困窮世帯が増加。新型コロナウイルスの収束が不透明な中、生活困窮は子どもの生活にもさらなる負の影響を及ぼしており、子どもの貧困対策として、迅速に生活困窮世帯の子どもに対する支援を強化する必要があることから、生活困窮世帯の家計負担の軽減を図り、子どもの育ちと学びを支援するために生活を応援する給付事業を臨時的に実施した。

上記に伴い、実施した事業は以下のとおり

- 休校中の緊急的な弁当配達
- 就学援助による昼食代補助(給食費相当額の支給)
- 生活困窮世帯の子どもへの主食の応援
- 高校生世代の子どもへの生活応援
- 中学3年生への新生活応援
- 子ども配食事業

詳細

- 休校中の緊急的な弁当配達
令和2年3月
- 就学援助による昼食代補助(給食費相当額の支給)
令和2年度 4～6月(50日分)
令和3年度 9月(分散登校3日分)
- 生活困窮世帯の子どもへの主食の応援
令和2年10月～令和3年3月
- 高校生世代の子どもへの生活応援
令和2年10月～令和3年3月
- 中学3年生への新生活応援
令和2年10月～令和3年3月
- 子ども配食事業
令和2年3月～

各事業の具体的内容は次ページ以降参照

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

給付金等 コ 新型コロナウイルスの影響を踏まえた生活困窮世帯の子どもの生活を応援する給付事業

各事業の具体的内容

(~)

休校中の緊急的な弁当配達

【実施期間】

令和2年3月

【概要】

区立小・中学校臨時休業期が長期化する中、給食がないことに伴い、ご家庭の経済的な理由や保護者の病気等により昼食を食べることができていない小・中学生への支援として、緊急的に昼食としてお弁当をご家庭に配達する

【対象】

経済的な理由や保護者の病気等により昼食を食べることができていない小学生・中学生で、在宅でお弁当を受け取ることができる世帯

【補助内容】

弁当(利用料:昼食1食あたり100円)の配達

【実績】

247世帯 1,381食

就学援助による昼食代補助(給食費相当額の支給)

【実施期間】

令和2年度 4～6月(50日分)

令和3年度 9月(分散登校3日分)

【概要】

区立小・中学校臨時休業期間等、給食を停止していた期間の家庭での子どもへの昼食提供に対する経済的な支援として、準要保護認定者へ給食費相当額を支給した。

【対象】

区立小・中学校 就学援助準要保護認定者

【補助内容】

給食費相当額の支給

【実績】

令和2年度 約300円×約13,000人×50日=約1億9,500万円

令和3年度 約300円×約13,000人×3日=約1,170万円

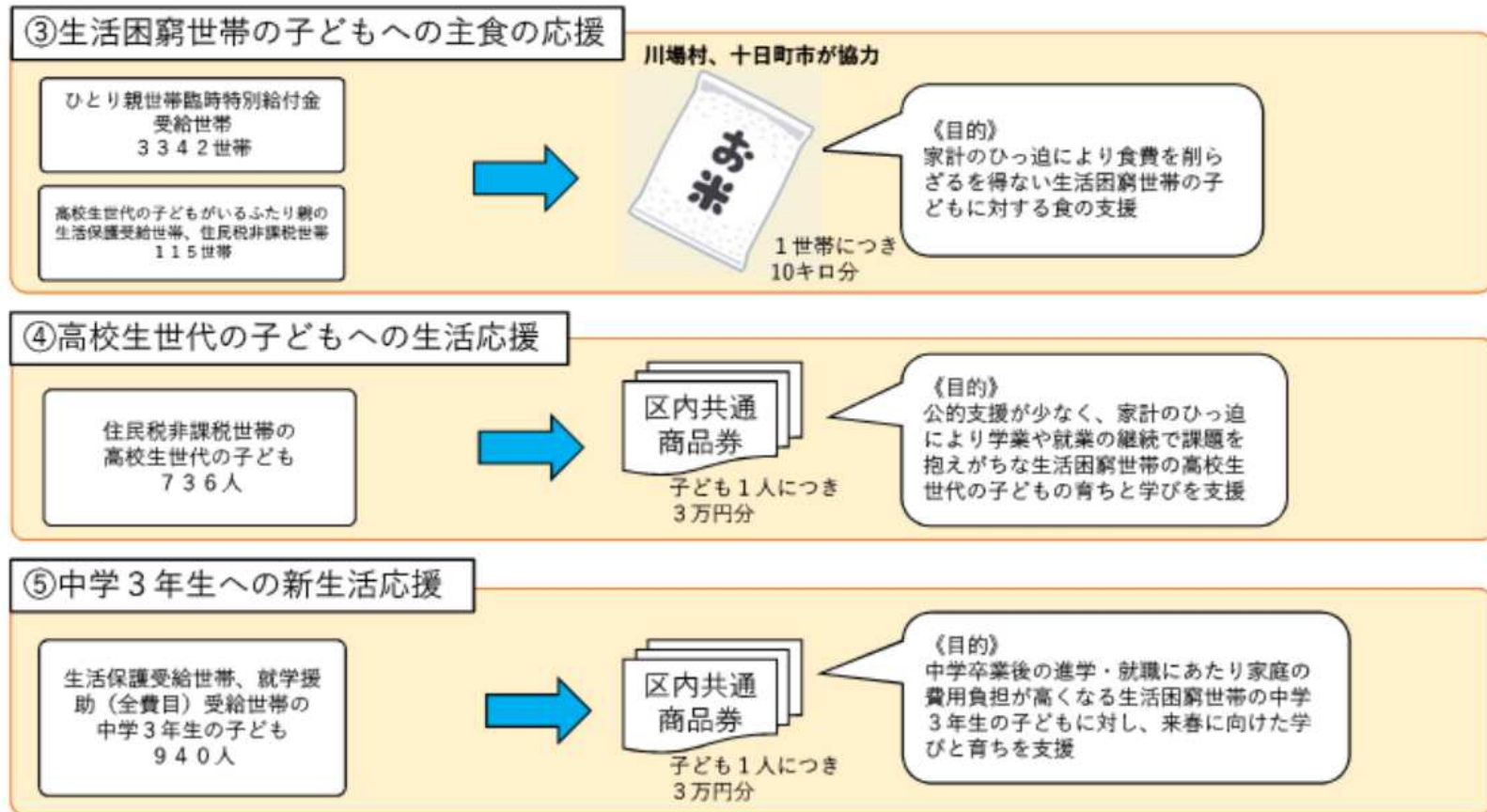
2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

給付金等 コ 新型コロナウイルスの影響を踏まえた生活困窮世帯の子どもたちの生活を応援する給付事業

各事業の具体的な内容

(~)



支給実績 72,072,644円

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

給付金等 コ 新型コロナウイルスの影響を踏まえた生活困窮世帯の子どもの生活を応援する給付事業
各事業の具体的内容

()

子ども配食事業(新型コロナウイルス感染症による著しい収入減や保護者の疾病により利用を認めた家庭を対象)

【実施期間】

令和2年3月～

【概要】

新型コロナウイルスの影響による家庭の経済的な理由や保護者の疾病等により、子どもが食事をとることが困難な状況にある場合に、既存の子ども配食事業を活用することで支援を行った。

【対象】

失職や収入減等で家庭が生活困窮に陥ったり、保護者の疾病などで食事をとることが困難な子どもがいる世帯

【補助内容】

弁当(昼食又は夕食)の配達

利用料:1食あたり100円

【実績】

延べ74世帯 (令和6年2月時点)

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

給付金等 サ 子ども関連施設等支援事業

実施期間 令和2年4月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

地域子ども・子育て支援事業を行う事業所、保育施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入に必要な経費等について補助を行う。また、新型コロナウイルス対策のための学校休業等の理由により、ファミリー・サポート・センター事業を利用した方のうち、要件を満たす方に利用料の助成を行う。

詳細

実施した支援事業は以下のとおり

新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園に対する支援事業補助金(令和2年4月～令和5年5月)

地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業並びにファミリー・サポート・センター事業における緊急対応補助金(令和2年4月～令和5年5月)

一時預かり事業及び延長保育事業における感染症拡大防止のための備品購入等補助金(令和2年10月～)

産後ケア事業等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策事業(令和2年10月～令和3年3月)

私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金(令和2年4月～令和5年5月)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校等の臨時休業等によるファミリー・サポート・センター事業補助金(令和2年4月～令和3年3月)

保育施設等に対する新型コロナウイルス感染拡大防止のための備品購入費等補助金(令和2年10月～)

各種支援事業の具体的内容は次ページ以降参照

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

給付金等 サ 子ども関連施設等支援事業

各支援事業の具体的内容

(~)

新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園に対する支援事業補助金

【実施期間】

令和2年4月～令和5年5月

【概要】

新型コロナウイルス感染症により保育施設等が臨時休園した場合において、区市町村が利用者負担額を軽減する保育施設等に対する補助及び保育料に対する補助

【対象】

認証保育所、保育室、保育ママ、認可外保育施設、認可保育所で行われる定期利用保育事業

【補助内容】

新型コロナウイルス感染症による臨時休園や登園自粛等で休園した保育料を日割り計算し、施設が減額した分について補助又は、保護者負担した減額部分について補助。なお、認証保育所は施設あてに補助を実施し、その他の認可外保育施設は保護者に対する保育料補助に上乗せして支給した。下記の交付額は保育料補助総額を記載

【実績】交付額(令和5年度は予算額)

令和2年度 577,599,861円(の一部)
令和3年度 569,424,497円(の一部)
令和4年度 514,214,047円(の一部)
令和5年度 544,249,960円(の一部)

地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業並びにファミリー・サポート・センター事業における緊急対応補助金

【実施期間】

令和2年4月～令和5年5月

【概要】

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しながら事業を継続するために必要な経費の補助を行った。

【対象】

- ・おでかけひろば事業者
- ・ほっとステイ事業者
- ・ファミリー・サポート・センター事業

【補助内容】

主な補助対象経費は以下の通り。

- ・マスクや消毒液等の物品購入経費
 - ・継続的に事業を実施するために必要なかかり増し経費
 - ・業務のICT化を行うためのシステム導入経費等
- 上記以外にも対象としていた経費あり。
年度や事業によって対象経費の詳細は異なる。

【実績】

令和2年度 31,251,169円 / 57施設
令和3年度 14,310,893円 / 51施設
令和4年度 15,533,260円 / 48施設

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

給付金等 サ 子ども関連施設等支援事業

各支援事業の具体的内容

(~)

一時預かり事業及び延長保育事業における感染症拡大防止のための備品購入等補助金

【実施期間】

令和2年10月～

【概要】

一時預かり事業及び延長保育事業における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置とするための補助

【対象】

認可保育所及び認定こども園で行われる一時預かり事業及び家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業又は居宅訪問型保育事業を行う者が実施する延長保育事業、病児・病後児保育事業

【補助内容】

マスク、消毒等感染症対策用物品購入費や新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するために必要な経費(研修受講費、かかり増し経費等)、感染拡大防止のための改修費

【実績】

123ページ参照

産後ケア事業等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策事業

【実施期間】

令和2年10月～令和3年3月

【概要】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために必要となる衛生用品等を対象者に支給するものとする。(要綱制定により実施)

【対象】

産後ケア事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業及び里親支援事業を実施する事業者

【補助内容】

マスク、消毒液その他感染防止対策の一環として必要となる物品とする。

【実績】

1,080千円(不織布マスク、消毒液等の購入)

上記事業の他、令和3年度には、産後ケア事業、子育て短期支援事業を実施する事業者を対象に、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策による施設維持管理委託契約」を締結、利用者の安全性の確保と事業の安定的な運営確保を行い、また、養育支援訪問事業の事業者には消毒液を購入した。(991千円)

私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金

【実施期間】

令和2年4月～令和5年5月

【概要】

新型コロナウイルス感染症(以下、新型コロナ)の拡大防止を図る幼稚園に対し、その経費の一部を補助することにより、幼児教育の質の向上を促進する。

【対象】

区内私立幼稚園設置者

【補助内容】

新型コロナ防止用の保健衛生用品の購入に要する経費及び、新型コロナ対策の取組みを徹底することに伴う幼稚園の業務量の増加への対応に必要なかかり増し経費に対し、各園50万円まで補助(令和2年度は100万円まで)。

令和5年度は、濃厚接触者又は陽性者が発生した園において、今後の発生予防に要した上記の経費が対象。

【実績】

<令和2年度>	51園	42,086千円
<令和3年度>	50園	19,614千円
<令和4年度>	47園	17,384千円
<令和5年度>	15園	2,360千円

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

給付金等 サ 子ども関連施設等支援事業

各支援事業の具体的内容

(~)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校等の臨時休業等によるファミリー・サポート・センター事業補助金

【実施時期】

令和2年4月～令和3年3月

【概要】

新型コロナウイルス対策に伴う学校等の臨時休業等を理由として、ファミリー・サポート・センター事業の援助活動を利用した場合に利用料相当額を助成する。

【対象】

以下にすべて当てはまる利用会員

- ・利用会員の養育する児童が在籍する小学校、幼稚園、保育園、学童クラブ(以下、学校等という。)について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、臨時休業、縮小保育若しくは応急保育、分散登校(園)、利用時間の短縮、要請による利用自粛(以下、臨時休業等という)が実施された。
- ・援助活動は、臨時休業等がなければ学校等が開業している日時に、臨時休業等の対象の児童について行われた。

幼児教育・保育無償化の施設等利用用給付費等を受給している部分の利用料は助成対象外。

【補助内容】

援助活動の利用料金相当額(1時間800円、1日あたり6,400円が上限)

【実績】

延べ対象人数 166人

助成額合計 307,950円

保育施設等に対する新型コロナウイルス感染拡大防止のための備品購入費等補助金

【実施時期】

令和2年10月～

【概要】

区内保育施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置とするための補助

【対象】

認可保育所・認定こども園・地域型保育事業・認所保育所・保育室・保育ママ・認可外保育施設・病児・病後児保育事業

【補助内容】

マスク、消毒等感染症対策用物品購入費や新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するために必要な経費(研修受講費、かかり増し経費等)

【実績】

123ページ参照

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

給付金等 サ 子ども関連施設等支援事業

事業実績 一時預かり事業及び延長保育事業における感染症拡大防止のための備品購入等補助金

保育施設等に対する新型コロナウイルス感染拡大防止のための備品購入費等補助金

当該事業は国や東京都の補助金を活用して実施、活用した補助金ごとに実績を記載(下記参照)

令和5年度の実績は、申請額(令和6年1月時点)

		保育施設等に対する新型コロナウイルス感染拡大防止のための備品購入費等補助金			一時預かり事業及び延長保育事業における感染症拡大防止のための備品購入等補助金			一時預かり事業及び延長保育事業における感染症拡大防止のための備品購入等補助金		
年度	補助内容	保育対策総合支援事業費補助金			緊急新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援事業補助金			子ども・子育て支援交付金		
		補助額 (1施設あたり)	負担割合	実績	補助額 (1施設あたり)	負担割合	実績	補助額 (1施設あたり)	負担割合	実績
令和2年度	備品	500,000円	国10/10	324施設 104,892,000円	500,000円	国10/10	381施設 125,738,000円	500,000円	国10/10	252施設 21,840,000円
令和3年度	備品及びかかり まし経費	施設規模により300,000円 ～500,000円 (令和2年度繰越分は 500,000円)	国1/2 区1/2 (令和2年度繰越分は国10/ 10)	357施設 60,034,000円	500,000円	国10/10	実績なし	300,000円 (令和2年度繰越分は 500,000円)	国1/3 都1/3 区1/3 (令和2年度繰越分は国10/ 10)	211施設 45,514,000円
令和4年度	備品及びかかり まし経費	施設規模により300,000円 ～500,000円	国1/2 区1/2	345施設 59,954,000円	(注) 令和4年度実績は、申請額(令和5年1月時点)			施設規模により150,000円 ～300,000円	国1/3 都1/3 区1/3	248施設 46,793,000円
	改修費	1,029,000円	国1/3 都1/3 区1/3	108施設 59,062,000円				1,000,000円		26施設 10,497,000円
令和5年度	備品及びかかり まし経費	施設規模により300,000円 ～500,000円	国1/2 区1/2	366施設 76,900,000円	(注) 令和5年度実績は、申請額(令和6年1月時点)			施設規模により150,000円 ～300,000円	国1/3 都1/3 区1/3	申請なし
	改修費	1,029,000円	国1/3 都1/3 区1/3	申請なし				1,000,000円		260施設 63,800,000円

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

給付金等 サ 子ども関連施設等支援事業

【参考】各支援事業の実施時期一覧



新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園に対する支援事業補助金(令和2年4月～令和5年5月)

地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業並びにファミリー・サポート・センター事業における緊急対応補助金(令和2年4月～令和5年5月)

一時預かり事業及び延長保育事業における感染症拡大防止のための備品購入等補助金(令和2年10月～)

産後ケア事業等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策事業(令和2年10月～令和3年3月)

私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金(令和2年4月～令和5年5月)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校等の臨時休業等によるファミリー・サポート・センター事業補助金(令和2年4月～令和3年3月)

保育施設等に対する新型コロナウイルス感染拡大防止のための備品購入費等補助金(令和2年10月～)

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

届出・証明 ア 住民票異動届出期間の猶予

実施期間 令和3年6月～令和5年5月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

住民票異動届は、届出期間が事由発生日より14日以内と法律で定められている。

しかし新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う諸情勢及び感染拡大の防止、また感染拡大が長期化したことに伴い届出期間内に届け出ることが困難な事例が多く発生した。そのため、国からの通知を受け、区民の負担を軽減すべく届出期間を遅滞理由に関わらず、猶予する取扱を行った。

詳細

対象者

住所や世帯に変更が生じた者

対応内容

住民票異動届は届出期間が法律で定められており、その期間を超過した場合は届出人より理由書を徴取し、東京簡易裁判所へ通知をすることとなっている。その後、東京簡易裁判所で50,000円以下の過料が科せられる。世田谷区の運用として、1年と14日を過ぎた者から届出期間超過の理由書を徴取していたが、届出期間超過の理由を問わず、当該理由書の徴取を猶予した。

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

届出・証明 イ 郵送による国外転出届の取消届

実施期間 令和2年5月～令和5年5月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

国外への出国により、住民票の転出届を行った者について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い出国できない事例が多く発生した。

法律では、郵送での転出届の取消しの申出は定められていない。しかし、国からの通知を受け、郵送での国外転出届の取消申出を郵送で受け付けることとした。

詳細

対象者

世田谷区から国外で転出届出を行ったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により出国が出来ず、引き続き従前の世田谷区に居住を続ける者。

対応内容

国外への転出届出を取消す申出を書面に記載し、世田谷区へ郵送することにより、国外転出届の取消処理を行った。

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

届出・証明 ウ 住民票の写しの交付手数料免除

実施期間 令和2年4月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

世田谷区の外郭団体が実施の支援金申請に使用する場合、交付手数料免除の対応を行った。

詳細

対象者

下記の理由により住民票の写しを社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会へ提出する者。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等による福祉資金緊急小口資金(特例貸付)申請(対応期間:令和2年4月～令和4年9月)

新型コロナウイルス感染症の影響による離職等による総合支援資金生活支援費(特例貸付)申請(対応期間:令和2年4月～令和4年9月)

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請(対応期間:令和3年6月～令和5年1月)

特例貸付の償還免除(対応期間:令和4年1月～)

対応内容

住民票の写しの交付手数料は、世田谷区手数料条例により1通300円と定められているが、証明書の使用目的が上記内容であると申し出があった場合、手数料を免除とした。

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

届出・証明 工 郵送による住民基本台帳事務における支援措置延長申出

実施期間 令和2年4月～令和5年5月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

住民基本台帳事務における支援措置延長申出においては、国が定める事務処理要領では、来庁を求めていたが、国からの通知を受け郵送で受け付けることも可能とした。

詳細

対象者

世田谷区に住民登録をしており、既に住民基本台帳事務における支援措置決定者の延長を希望する者。

対応内容

既に送付した、支援措置延長申出書に記載のうえ、担当窓口へ郵送で送付する。送付を受けた窓口は審査を行い支援措置延長の可否決定を行った。

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

届出・証明 才 印鑑登録申請時の回答期限の延長(印鑑登録事務)

実施期間 令和3年6月～令和4年3月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

印鑑登録申請時、登録申請者本人の意思に基づくものであることを確認する為文書で照会を行い、1か月以内に回答すると定められている。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う諸情勢及び感染拡大の防止により外出できず、期間内に回答することが困難なため、救済措置として、回答期限の延長を行った。

詳細

対象者

印鑑登録申請時、文書照会となったもの。

対応内容

照会の回答期限が1か月を超過した場合も当該申請を無効とはせず、印鑑登録の回答を受付けた。

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

住民税・軽自動車税 ア 軽自動車税(種別割)(三輪以上の軽自動車に限る)の所有権変更申請期限の延長に伴う課税処理

実施期間 令和2年4月～令和5年4月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、手続き先窓口(軽自動車検査協会)での3月末の申請手続きの集中を避けるために、三輪以上の軽自動車について延長された所有権変更の申請期限に沿った課税処理を行った。

詳細

軽自動車税(種別割)は4月1日に車両を所有していることで賦課が発生するため、例年3月末は多くの配車等の手続き申請が行われ、手続き先窓口が混雑する。

窓口混雑の緩和を図るため、令和2年度から令和5年度にかけて、三輪以上の軽自動車について、3月中に廃車や使用停止を伴う所有権変更が行われ、かつ、当該事由が発生してから15日以内に所定の手続きがなされたと確認できた場合には、当該手続き及び税申告が4月以降であっても3月中に事由が発生したことを前提として課税処理を行った。

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

住民税・軽自動車税 イ 特別区民税・都民税の申告期限の延長

実施期間 令和2年3月～令和4年4月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

緊急事態宣言やオミクロン株の流行を受け、国税庁が申告期限の延長を行ったため、特別区民税・都民税の申告期限を4月15日まで延長した。

詳細

令和2年から令和4年にかけて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が延長されたことやオミクロン株が流行したことを受け、国税庁が申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限を3月15日から4月15日まで延長を行った。

これに伴い、特別区民税・都民税の申告期限も4月15日まで延長し、本来の期限内に申告することが困難な方についても申告を受け付けた。

また、申告書提出にあたっては極力来庁を避け、郵送での手続きをしていただくよう案内した。

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

住民税・軽自動車税 ウ 地方税(特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割))の猶予制度【特例】

実施期間 令和2年4月～令和3年3月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、令和2年4月30日に施行された地方税の徴収猶予の特例制度で、特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割)を対象とし、申請に基づき徴収を猶予するもの。

詳細

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方を対象に、申請により最長1年間、地方税(特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割)等)について徴収の猶予(納期限の延長)を受け付けた。担保の提供は不要及び猶予期間中の延滞金は免除とした。

特例制度の対象者

以下1、2のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者。

1. 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
2. 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

申請件数 2,278件 許可件数 2,199件

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

公共施設・区主催イベントの対応

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う区民利用施設及び区主催イベント等の対応について

実施期間 令和2年4月～令和5年5月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

新型コロナウイルス感染症の感染状況に伴い発出される国や東京都の措置を踏まえ、区民会館・区民センター・地区会館・スポーツ施設などの区民利用施設及び区主催イベント等について、施設ごとの休止や、利用時間・人数・収容率など利用条件の制限、感染防止対策の設定及び徹底を図ることで、感染拡大の抑制を図った。

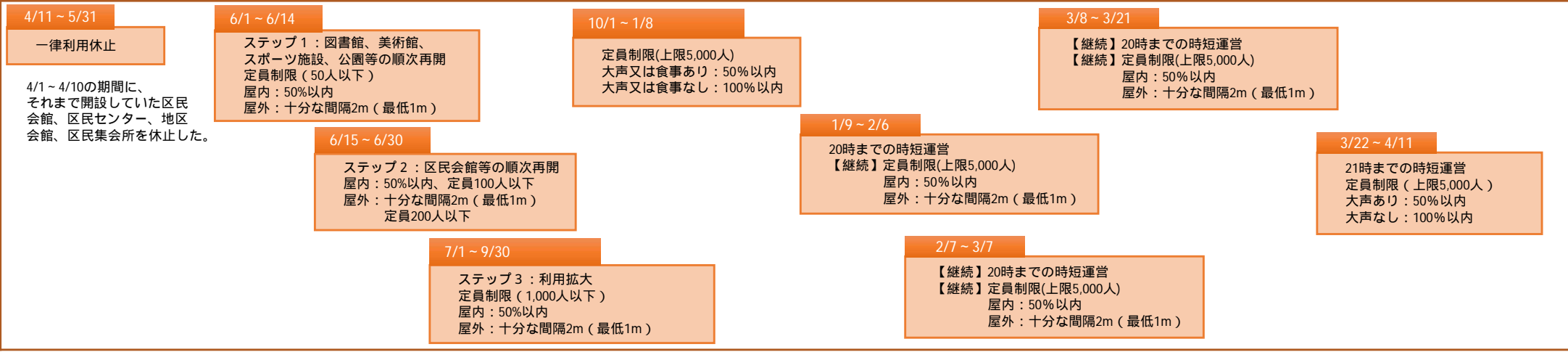
詳細

[次ページ参照](#)

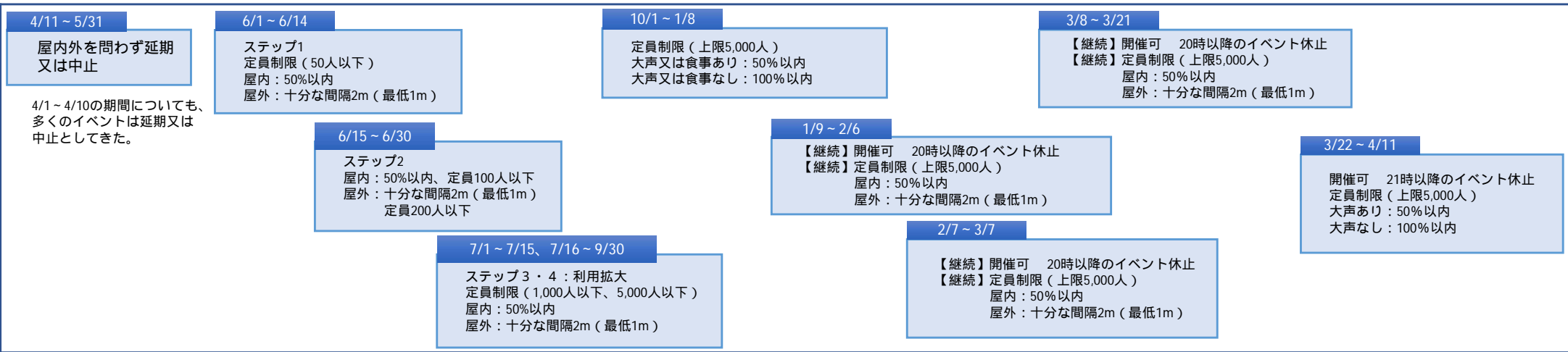
新型コロナウイルス感染症に伴う区の対応について（令和2年4月～）



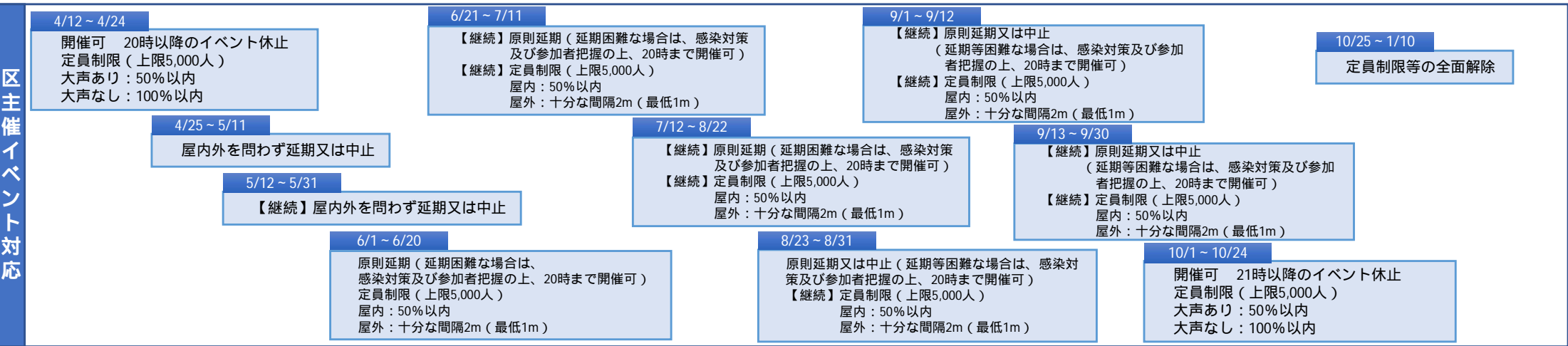
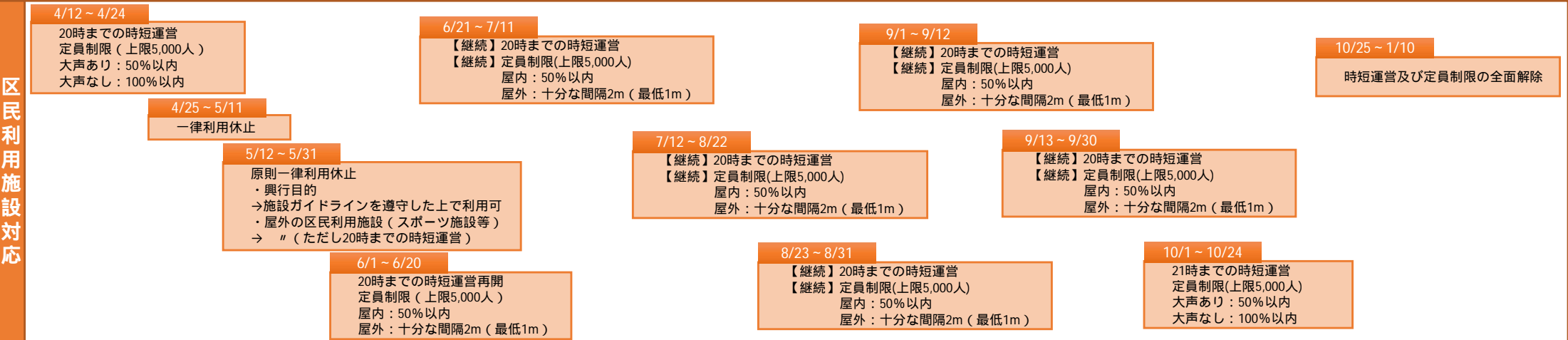
区民利用施設対応



区主催イベント対応



新型コロナウイルス感染症に伴う区の対応について（令和3年4月～）



新型コロナウイルス感染症に伴う区の対応について（令和4年1月～）

オミクロン株の急速拡大に伴う
緊急対応（1月11日～1月20日）

まん延防止等重点措置
（1月21日～3月21日）
延長 2/14～ 3/7～

リバウンド警戒期間
（3月22日～5月22日）
延長 4/25～

5月23日以降の取組み
（5月23日～9月12日）

感染拡大防止の取組み
（9月13日～）

区民
利用
施設
対応

1/11～1/20

【継続】時短運営及び定員制限等の制限なし

1/21～2/13

【継続】時短運営の制限なし
定員制限（上限5,000人）
大声あり：50%以内
大声なし：100%以内

2/14～3/6

【継続】時短運営の制限なし
【継続】定員制限（上限5,000人）
大声あり：50%以内
大声なし：100%以内

3/7～3/21

【継続】時短運営の制限なし
【継続】定員制限（上限5,000人）
大声あり：50%以内
大声なし：100%以内

3/22～4/24

【継続】時短運営の制限なし
【継続】定員制限（上限5,000人）
大声あり：50%以内
大声なし：100%以内

4/25～5/22

【継続】時短運営の制限なし
【継続】定員制限（上限5,000人）
大声あり：50%以内
大声なし：100%以内

5/23～9/12

【継続】時短運営の制限なし
【継続】定員制限（上限5,000人）
大声あり：50%以内
大声なし：100%以内

9/13～1/26

【継続】時短運営の制限なし
定員制限（上限5,000人）
大声あり：50%以内
大声なし：100%以内
【変更】 エリア別上限設定可。

区
主催
イベント
対応

1/11～1/20

【継続】定員制限等の制限なし

1/21～2/13

原則延期（延期困難な場合は、
感染対策及び参加者把握の上、開催可。 時短制限なし）
定員制限（上限5,000人）
大声あり：50%以内
大声なし：100%以内

2/14～3/6

【継続】原則延期又は中止（延期等困難な場合は、
感染対策及び参加者把握の上、開催可。 時短制限なし）
【継続】定員制限（上限5,000人）
大声あり：50%以内
大声なし：100%以内

3/7～3/21

【継続】原則延期又は中止（延期等困難な場合は、
感染対策及び参加者把握の上、開催可。 時短制限なし）
【継続】定員制限（上限5,000人）
大声あり：50%以内
大声なし：100%以内

3/22～4/24

開催可
【継続】定員制限（上限5,000人）
大声あり：50%以内
大声なし：100%以内

4/25～5/22

【継続】開催可
【継続】定員制限（上限5,000人）
大声あり：50%以内
大声なし：100%以内

5/23～9/12

【継続】開催可
【継続】定員制限（上限5,000人）
大声あり：50%以内
大声なし：100%以内

9/13～1/26

【継続】開催可
定員制限（上限5,000人）
大声あり：50%以内
大声なし：100%以内
【変更】 エリア別上限設定可

新型コロナウイルス感染症に伴う区の対応について（令和5年1月～）

感染拡大防止の取組み（9月13日～）

R5.1.27～イベント制限解除

R5.3.13～マスク方針変更

5類感染症に移行後の取組み（5月8日～）

1/27～

【継続】時短運営の制限なし
定員制限なし 通常利用可
ただし、定員が設定されていない場合は
例外あり。

3/13～

【継続】時短運営の制限なし
【継続】定員制限なし 通常利用可
ただし、定員が設定されていない場合は例外あり。
マスク着用は個人の判断に委ねることを基本とし、
着脱を強いることがないよう留意。

5/8～

区民利用施設の利用については、これまでの区の対応を廃止し、以下のとおり対応することとする。
感染防止対策の実施や内容については、主催者である個人や事業者の主体的な選択を尊重し、
判断を委ねることを基本とする。ただし、重症化リスクが高い方（高齢者・基礎疾患を有する方
等）が多い場合などは、これまでの取組みを参考に、基本的な感染防止対策等の実施などを検討する。
マスクの着用は、引き続き個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱
を強いることがないよう留意する。

1/27～

【継続】開催可
定員制限なし
ただし、定員が設定されていない施設にお
ける開催の場合は例外あり。

3/13～

【継続】開催可
【継続】定員制限なし
ただし、定員が設定されていない施設における開催
の場合は例外あり。
マスク着用は個人の判断に委ねることを基本とし、
着脱を強いることがないよう留意。

5/8～

区主催イベントの実施については、これまでの区の対応を廃止し、以下のとおり対応することとする。
感染防止対策の実施や内容については、イベント実施所管である各所属長の判断とする。ただし、
重症化リスクが高い方（高齢者・基礎疾患を有する方等）が多い場合などは、これまでの取組みを
参考に、基本的な感染防止対策等の実施などを検討する。
マスクの着用は、引き続き個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱
を強いることがないよう留意する。

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

高齢者施設等に対する感染症対策の主な取組み

概要

事業所・施設への周知 陽性者が発生した事業所・施設への確認 事業所・施設への物品提供

在宅要介護高齢者の受入体制整備事業の実施 高齢者・障害者施設等支援事業の実施 感染症対策研修(WEB配信)の実施

詳細(具体的な感染症対策の取組み)

事業所・施設への周知

定期的・随時のFAX送信等で感染症への対応に関する情報及び区、東京都、国にて行った様々な感染症対策の取組みに関する情報を提供した。

陽性者が発生した事業所・施設への確認

保健所業務がひっ迫したため、事業所・施設の利用者や従業員に陽性者が確認された場合、高齢福祉部が保健所が行う積極的疫学調査の補助業務にあたった。

事業所・施設への物品提供

国・都が確保した感染症対策物品の受入れ調整及び配付を行った。また、感染者の発生時に感染対策物品の確保が困難な状況にある事業所・施設の要請に応じ、区が保管する物品を提供した。

在宅要介護高齢者の受入体制整備事業の実施(令和3年1月開始)

介護者が新型コロナウイルス感染症に罹患したこと等により、既存のサービス等の介護を受けることができず在宅での日常生活の継続が困難となる要介護の高齢者で、PCR検査の結果陰性と判明された濃厚接触者について、家族が療養から復帰し介護が可能な状況になるまでの間、自宅等で個別支援が必要な場合に、ヘルパー事業所からホームヘルパーを派遣する体制を整備した。また、令和4年度末までは、緊急一時的に利用できる宿泊施設を確保し、必要な介護サービス等を受けられる体制を整備した。

令和5年5月7日までの実績:15件

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

高齢者施設等に対する感染症対策の主な取組み(続き)

詳細(具体的な感染症対策の取組み)

高齢者・障害者施設等支援事業の実施(令和2年4月開始)

高齢者・障害者施設等に対し、感染防護及び事業を継続するための体制整備に必要な用品の購入等に要する経費(令和2年度のみ)や、利用者又は職員が新型コロナウイルスの陽性診断を受けた場合等に、施設の運営を継続するために行う消毒その他対応に要する必要経費等を補助することで、感染拡大防止の取組みを支援した。
令和5年5月7日までの実績: 889件(高齢者施設分のみ)

感染症対策研修(WEB配信)の実施(令和2年7月配信開始)

感染症対策の正しい知識を学ぶことができるよう、世田谷区福祉人材育成・研修センターに委託し、福祉サービスに従事する職員向けに感染症対策研修のWEB配信を行った。

高齢者施設での感染症対策記録

世田谷区内特別養護老人ホーム施設長会 会長
特別養護老人ホーム「博水の郷」 施設長 田中 美佐

新型コロナウイルス感染症は、当初から感染力が強く、重症化する恐れがあることが知られていました。高齢者施設では、ご利用者をその危険から守らなくてはならないという責任を強く感じていました。

「博水の郷」は世田谷区鎌田にある、入所90名、短期入所18名の特別養護老人ホームです。コロナが流行していた令和2年11月に、世田谷区が行う社会的検査を受け、職員とご利用者合わせ15名がコロナ陽性になってしまいました。ただ全員無症状で体調変化もなく感染対応期間を終えることができました。ご利用者は2名陽性でしたが、入院先から元気な姿で施設に戻っていらっしゃいました。

それまで外からの感染を防ぐ為、ご来訪者の制限をしていました。施設の高齢者をコロナから守らなくてはと、標準予防策として、「出勤時の検温」「常時マスク着用」「手指消毒」「三密回避」「不必要な外出を控える」「飲み会の禁止」などを徹底してきました。次亜塩素酸による施設内消毒と定期的な換気を行っていました。「職員が感染しなければ、ご利用者が感染することはない。ご利用者を守るのは我々しかない」という気持ちで職員は日々過ごしていました。これだけ対策を行っていたので、「感染者は一人もいないはず」との思いで受けた社会的検査でしたが、信じられない結果となってしまいました。

対策がまだ不十分だったと反省し、新たな対策を追加しました。各ユニットの境にビニールカーテンをかけ、扉があれば閉め、ゾーニングを行いました。換気の回数を増やし、ご利用者の机の上にアクリル板を設置するなどしました。このような取り組みを行うことにより、その後陽性者が発生しても、感染が広がることはありませんでした。令和5年まで博水の郷はクラスターとは無縁でした。

感染が広がらなかった要因は3つあると考えています。1つはゾーニング。ご利用者が感染したら居室隔離を行いました。職員は他のユニットの職員・ご利用者と交わらない様に共用部分を通らない、使わない対応をしました。感染ユニットでは、各居室への入室時や各ご利用者に対する際、完全防護服で身を包み、手袋・N94マスクを着用し感染の拡大を防ぎました。

高齢者施設での感染症対策記録

世田谷区内特別養護老人ホーム施設長会 会長
特別養護老人ホーム「博水の郷」 施設長 田中 美佐

2つ目は、発熱・感染した職員が施設内に入らないようにしました。出勤時玄関で検温し、37度以上あれば帰宅してもらいました。帰宅後発症した職員もいたので有効な手立てでした。

3つ目は、手指消毒を含む施設内消毒だったと思います。アルコールや次亜塩素酸による消毒をこまめに行い、清潔を保ち続けるよう徹底しました。

おかげ様で、コロナを直接の原因としてご逝去された方はお一人もいらっしゃいませんでした。職員が、ご利用者を守る感染対策を行ってきたからだと考えています。これからもコロナは収まらないと思われるので、対策を怠らず、ご利用者への感染と重症化を防いでいきたいと思っております。



特別養護老人ホーム「博水の郷」 外観写真



玄関の感染対策



ユニットの間のビニールカーテン



各居室前に設置した、手指消毒の設備

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

障害者施設等に対する感染症対策の主な取組み

概要

感染防止対策の周知 陽性者発生時の支援 在宅要介護者の受入体制整備事業の実施 高齢者・障害者施設等支援事業の実施
移動困難な障害者等に対する福祉タクシー券の給付 障害者施設向け接種支援(巡回接種、施設利用者専用レーン)

詳細(具体的な感染症対策の取組み)

感染防止対策の周知

国や東京都、保健所等から出される新型コロナウイルスの感染防止対策に関する資料を送付するなどして周知を図るとともに、施設における体調確認、換気、消毒など感染防止対策における相談等に対応。

陽性者発生時の支援

陽性者発生時には、施設の職員や保健所等と連携して濃厚接触者の特定を行うとともに、施設運営について、職員・利用者の状況を踏まえ個別に調整して対応。

在宅要介護者の受入体制整備事業の実施 (令和3年1月開始)

介護者が新型コロナウイルス感染症に罹患したこと等により、既存のサービス等の介護を受けることができず在宅での日常生活の継続が困難となる要介護の高齢者及び障害者で、PCR検査の結果陰性と判明された濃厚接触者について、家族が療養から復帰し介護が可能な状況になるまでの間、区が確保した施設(障害者グループホーム)での受け入れや、自宅等で個別支援が必要な場合に、ヘルパー事業所からホームヘルパーの派遣を行った。

令和5年5月7日までの実績:11件

高齢者・障害者施設等支援事業の実施(令和2年4月開始)

高齢者・障害者施設等において、利用者又は職員が新型コロナウイルスの陽性診断を受けた場合又は感染している可能性が高いと認められる場合、施設の運営を継続するために行う消毒その他必要な措置を講じるために、通常の施設運営では生じないかかり増し経費等を補助することで、感染拡大防止の取組みを支援した。

令和5年5月7日までの実績:195件(障害者施設のみ)

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

障害者施設等に対する感染症対策の主な取組み(続き)

詳細(具体的な感染症対策の取組み)

移動困難な障害者等に対する福祉タクシー券の給付(令和3年6月～令和5年3月)

移動困難な高齢者・障害者に対するワクチン接種会場への移動支援として福祉タクシー券を給付。

障害者施設向け接種支援(巡回接種、施設利用者専用レーン)(令和3年7月開始)

障害者入所・通所施設への巡回接種、施設職員同行による集団接種会場(保健医療福祉総合プラザ)での障害者通所利用者の集団接種(施設専用レーン)を行った。

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

保育施設に対する感染症対策の主な取組み

概要

保育料減免措置 登園自粛要請 保育園休園 通常保育に向けた段階的保育

エッセンシャルワーカーである保育士へのワクチンの優先接種 濃厚接触者判定の取組み

詳細(具体的な感染症対策の取組み)

保育料減免措置

認可保育園の保育料について、陽性者等が発生したことにより、臨時休園及び登園自粛要請を実施した場合に保育料を日割り計算により減免した。

登園自粛要請

国の緊急事態宣言及び東京都のまん延防止宣言、感染状況を踏まえ、ガイドライン「新しい日常における保育」通常保育(保育対応レベル1)から規模を縮小した保育(保育対応レベル2)に移行し、利用者に対して、登園自粛の協力をお願いした。

実施期間

令和2年4月8日～4月13日、令和2年6月1日～6月30日、令和3年1月12日～2月28日、令和3年4月26日～6月30日、

令和3年8月2日～9月30日、令和4年2月1日～2月28日

上記期間以外においても、(令和5年5月7日まで)陽性者等が発生した場合は、園ごとに個別に臨時休園及び登園自粛の協力をお願いしていた。

保育園休園

国の緊急事態宣言や東京都の緊急事態措置を受け、令和2年4月8日(水)から4月12日(日)まで、延長保育や休日保育、一時保育、定期利用保育も含め極力登園を自粛した。その上で、4月13日(月)より原則休園とし、東京都の緊急事態措置により継続とされた業務に従事する世帯等への保育は「応急保育」として、園内におけるクラスター発生を防止できるよう対策を講じた上で、臨時休園を実施。(令和2年4月13日～5月31日)

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

保育施設に対する感染症対策の主な取組み(続き)

詳細(具体的な感染症対策の取組み)

通常保育に向けた段階的保育

ガイドラインによる「縮小保育(保育対応レベル2)」から「通常保育(保育対応レベル1)」へ移行し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対応を徹底した上で、園運営を継続
令和2年4月新型コロナウイルス感染防止を徹底し、園内における罹患者やクラスターの発生防止を図ることを目的に「新しい日常における保育」(ガイドライン)を策定
(令和2年9月30日、令和3年2月3日、4月23日改訂)

実施期間:令和2年7月1日～令和3年1月11日、令和3年3月1日～4月25日(4月11日～25日注意喚起)、令和3年7月1日～8月1日、
令和3年10月1日～令和4年1月31日、令和4年3月1日～令和5年5月7日

エッセンシャルワーカーである保育士へのワクチンの優先接種

区及び東京都の集団接種会場や高齢者施設への巡回接種の活用、企業の職域接種の協力によるエッセンシャルワーカーである保育士へのワクチン接種をの優先的に接種
できるよう調整及び周知

濃厚接触者判定の取組み

令和4年1月25日～東京都の通知を踏まえ、保育園で陽性者が発生した際の濃厚接触者の対象範囲等をあらかじめ保健所と共有したうえで、保育園と連携し、保育部が
濃厚接触者を特定。

令和4年4月28日～小児では重症例が少ないといったオミクロン株の特性を踏まえ、濃厚接触者の特定は行わないものの、園児が陽性者となった場合には、感染拡大防止の
ために、陽性となった園児以外の登園自粛を保護者に依頼。また、保育施設での園児の陽性者の行動調査を行うとともに、当該クラスの保護者に対して健康観察を徹底するよ
う依頼する。ただし、クラス単位で5人以上の陽性者が発生した場合は、集団感染の可能性を踏まえ世田谷保健所による調査を行い、必要に応じて濃厚接触者を特定する。

新型コロナウイルス感染症との闘い ~ 区立保育園の軌跡 ~

あおぞら卒園式 区立池尻保育園 園長 隈澤 聖子

令和2年度、コロナ禍により、様々な保育活動や行事が制限されていた中、今年度の卒園式をどの様に行うのか、コロナだから出来る事は何だろうと職員と頭を悩ませていました。

室内では制限がたくさんある、では園庭はどうだろう。区立でも1、2位を争う程の広い園庭には、区民幼児プールを思わせる大きなプールがあり、園庭からプールサイドに上る段々や、プールサイドの壁には海の中をイメージしたダイナミックな卒園制作の絵が描かれていて、見方を変えると舞台になる。「ここで卒園式をしよう!」皆の意見が一致しました。

広い園庭なら歌を歌うことも、大きな声を出すことも、保護者の間隔を開けることもできます。しかも人数制限もいりません。いいことづくめの『あおぞら卒園式』です。「このあおぞら卒園式は区立保育園始まって以来なのでは?」と、職員みんなでワクワクしながら計画し、準備を進めていきました。運よく当日はお天気にも恵まれ、本当に青空の下での卒園式となりました。卒園式が行われている間も、2階のテラスでは乳児クラスが普段通り遊び、興味を持った子が入れ替わり立ち代わり柵につかまり、式の様子を見ています。時々手をたたいたり、声を上げたりして、一緒にお祝いしてくれているようです。幼児クラスも式の様子を見たい子が、1階のテラスや園庭の後方などに座り、興味深く見ています。一緒に拍手をしたり、うんうんとうなずいたり、顔を見合わせてにっこりするなど、思い思いにお祝いしていました。

その様子がなんとも保育園らしく、ほのぼのとしていて、とても素敵な時間が流れていました。保護者の方からも「温かいアットホームな式でした」「あおぞら卒園式アリです!」「妹も2階から見られてよかったです」「祖母もよろこんでいました」などたくさんの嬉しいコメントをいただき『あおぞら卒園式』は大成功に終わりました。

この『あおぞら卒園式』は次の年まで続きました。コロナ禍では大変なことが多かった保育園ですが、考え方を変えることで、このような貴重な経験ができた期間でもありました。

あおぞら卒園式の様子



新型コロナウイルス感染症との闘い ～区立保育園の軌跡～

休園中のエピソード～保育園でまってるよ～

区立若竹保育園 園長 坂口 由美子

保育園が休園となった時のことです。応急保育のお子さんが数名だけ登園していたり、日によっては登園がなかったりと、保育園とは思えない静かな日々でした。時々保護者に連絡をして子ども達が元気であることがわかると、「早く会いたい」という思いで胸がいっぱいになりました。

そこで、お休みをしている子ども達に少しでも保育園の雰囲気をお届けするため、各園でできることを考え、行いました。園庭に咲いている花や実、新しい絵本をお便りにしてHPに掲載しました。また子ども達が笑顔で遊ぶ姿を想像しながら、遊具の消毒やロッカーのペンキ塗り、壁紙の貼り替えをして園舎の環境を整え、その様子をお便りにし、「保育園で待ってるよ」という気持ちを届けました。

保護者に向けても、お家でできるふれあい遊びやレシピの紹介等をお便りにしました。お便りをHPに掲載するだけでなく、「子どもの日」の前には、保育園で子ども達と作るはずだったこいのぼりの製作セットを取りに来られる方に配布したり、子ども達や地域の方に向けて保育園のフェンスに手作り遊具の作り方や、屋内でできる運動遊びを掲示しました。

こんなに長く子どもたちと離れて過ごすことは初めての経験でしたが、子どもたちと過ごす日常がどれほどかけがえのないものであるかということに改めて感じた時間となりました。



園庭のお花

新型コロナウイルス感染症との闘い ～区立保育園の軌跡～

感染から子ども達を守るために 区立等々力中央保育園 園長 萩原 幸

新型コロナウイルスの流行は、体調の変化が著しく、ウイルス感染からの自己防御が難しい乳幼児期の子ども達を、未知の感染症から守る難しさを感じました。その中でも保育園においては、衛生面での基本的な対応を行うことが重要だと考えました。

衛生面では4点を中心に対応していきました。1点目は正しい手洗いの励行です。正しい手洗と手洗いのタイミングを職員と子ども達に伝えました。特に子ども達には、理解に合わせた年齢ごとの手洗い指導を行いました。保護者の方々にも、手洗いの有効性を伝え、可能な限り登園時に親子で一緒に実施されていました。2点目は定期的な換気です。保育園は、それぞれ環境が違い、窓の設置状況も違います。感染を拡大しないために、施設の環境に合わせ、時間を決めて換気を実施し、還流を妨げない工夫を行いました。3点目は細やかな健康観察です。園児やその家族の健康状態を家庭と共有し、園児の体調の変化にいち早く気が付けるよう心がけました。4点目は施設、玩具の消毒です。新型コロナウイルスの特性を理解し、保育園内の環境に合わせた消毒を行いました。根拠に基づいた正しい消毒方法で、定期的に消毒を行うために、消毒チェック用紙を作成し、職員間の共通認識を図りました。

これら4点は、基本的な事ですが、子どもや保護者の安全を守るために、世界的大流行をしている新型コロナウイルスの感染対策にとっても有効でした。

今振り返ると、新型コロナウイルス感染症における、日々の精神的な不安や感染予防策の労力は非常に大きいものでした。しかし、職員や保護者の方の理解や協力のもと、情報共有を行いながら対応をしていくことができました。新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着いてきた現在も、各ご家庭の健康面に対する意識の高さを感じています。今後、新たな感染症が発生した際にも、今回の経験を活かし、対応できるよう努めていきたいと思えます。

新型コロナウイルス感染症との闘い ～区立保育園の軌跡～

食事とお昼寝奮闘記 区立上祖師谷保育園 園長 佐々木 裕子

コロナ禍の食事と昼寝は、飛沫や呼気と関わりやすい場面ということで、コロナ以前とがらりと変わった対応を余儀なくされました。

食事に関しては、1テーブルにつく人数を減らし、衝立を使用することに。でも、市販の衝立は高価！どうしようと思案していましたが、前々年に工事が入ったときに使用した半透明のポリ板を保管していたことを思い出し、それだ！と倉庫から発掘。きれいに消毒して拭き上げて手作りしました。長さとお高さを図ってカットして、直立するようにポケットを付けてブックエンドに差して…。涙ぐましい努力の末に完成。丹精込めると愛着も沸くもの。コロナの暗い気持ちを吹き飛ばす意味も相まって、衝立に「シールドくん」と名付けて、彼らは代替りを経ながらも5類へ移行となるまでの間、毎日活躍してくれました。

昼寝については、国の「保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援」のおかげで、綿布団に代わり午睡マットが全園に設置されました。合皮製で拭き上げ消毒が可能となり、週末の消毒作業が行えるようになりました。

昼寝の環境としては、クラスを分けたり、布団の間隔をなるべく空けて敷いたり、呼気が被ることを極力避けるように布団の上下を互い違いに敷くなど工夫しました。この対応は全国保育園保健師看護師連絡会から発行された「保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック」を参照しました。当時は、何か一つでも園生活に活用できる知見や方法はないか模索し、ネットの海を泳いでいました。

5類移行を節目に上記の行動も変容し、継続しているものもあれば、コロナ前に戻したものもあります。食事に関しては、衝立も外し、保育士とともに楽しく会話しながらの食事風景が戻ってきました。年長クラスにもなると、ウイルス、病気の性質と行動との関係性の理解もでき、保育士の働きかけに応え、静かに食べることを実行していました。その姿を傍から見て凄いなと思う一方で、ジレンマを感じる保育士も少なくなかったと思います。

そんな生活が元に戻った現在、その嬉しさを噛みしめつつ、コロナ禍を経て乳幼児期に不可欠なコミュニケーションの大切さを再認識できたと感じています。

大人も子どももよく頑張った！と振り返れる時が来て本当に良かったし、これからも心身ともに健やかな成長発達を図るための環境作りには引き続き取り組んでいきたいと思っています。

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

小・中学校(区立)に対する感染症対策の主な取組み

概要

臨時休業・分散登校 通常授業・オンライン学習選択制 学級閉鎖基準の見直し 自宅学習用タブレット型情報端末等の臨時貸与

GIGAスクール構想に基づく区立小・中学校タブレット型情報端末配備及び校内通信ネットワーク整備

区立中学校における修学旅行の中止に伴う費用の公費負担 日光林間学園延期に伴う費用の公費負担

就学援助による区立小・中学校臨時休業期間等の給食費相当額の支給(再掲) 家計急変世帯に対する就学援助の特例申立の実施

詳細(具体的な感染症対策の取組み)

臨時休業・分散登校

臨時休業:令和2年4月～5月末 / 分散登校:令和2年6月1日～19日

(分散登校は、クラスの約2分の1が教室を利用する形で利用人数を限定するとともに、登校時間帯を午前・午後に分け、午前の児童・生徒と午後の児童・生徒の時間が重ならないように設定した。)

通常授業・オンライン学習選択制

学校における感染拡大防止に向けて、オンラインを活用した授業が保障できるよう、区立小・中学校においてオンライン専用授業の配信を準備・実施したうえで、通常授業とオンライン授業の選択制を実施した。(期間:令和4年1月28日～3月4日)

学級閉鎖基準の見直し

感染状況や国の方針を踏まえて適宜学級閉鎖基準を見直し、校内の感染拡大防止と学校活動の継続の両立を図った。

令和4年9月1日～ コロナが5類へ移行する直前の学級閉鎖基準は次の通り。

「同一の学級(部活)」において、原則として連続する4日間(土日祝含む)のうちに「4名以上」の園児・児童・生徒の新型コロナウイルス感染症陽性が判明した場合、又は上記の状況になる可能性が非常に高いと考えられる場合。

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

小・中学校(区立)に対する感染症対策の主な取組み(続き)

詳細(具体的な感染症対策の取組み)

自宅学習用タブレット型情報端末等の臨時貸与

学校臨時休業期間の長期化に鑑み、ICTなどを活用しての子どもの自宅学習の支援に向け、スマートフォンなど、インターネットに接続可能な通信機器を保有していないご家庭を対象に、タブレット型情報端末及びモバイルWi-Fiルーターを臨時貸与した。

対象学年： 区立小学校5年生、6年生、区立中学校1年生及び、区立中学校2年生又は3年生の生徒のうち令和元年度に世田谷区立中学校に在籍して

及び期間 いなかった生徒(貸与物品：タブレット型情報端末及びモバイルWi-Fiルーター、貸与期間：令和2年5月上旬～令和3年3月下旬)

区立小学校4年生(貸与物品：タブレット型情報端末及びモバイルWi-Fiルーター、貸与期間：令和2年6月上旬～令和3年3月下旬)

区立小学校3年生(貸与物品：タブレット型情報端末、貸与期間：令和2年10月上旬～令和3年3月下旬)

実施実績：タブレット型情報端末及びモバイルWi-Fiルーター各々を合計約1,200台貸与

GIGAスクール構想に基づく区立小・中学校タブレット型情報端末配備及び校内通信ネットワーク整備

学校臨時休業期間の長期化等により多様なICT環境の整備が求められていた状況を踏まえ、文部科学省の「GIGAスクール構想」に基づき、学校及び家庭双方での活用を視野に入れて、区立小・中学校の児童・生徒1人1台のタブレット型情報端末配備及び校内通信ネットワーク整備を行った。

実施実績： 児童・生徒1人1台のタブレット型情報端末配備(計43,037台) 配備期間：令和2年11月～令和3年3月

及び期間 全区立小・中学校(90校)を対象とした校内通信ネットワーク整備() 整備期間：令和2年11月～令和3年3月

【 校内通信ネットワーク整備の内容】

・児童・生徒1人1台のタブレット型情報端末配備を見据え、インターネットに常時接続するために必要となるネットワーク機器(無線アクセスポイント)を全教室に整備

・タブレット型情報端末の配備後に遅延なく動画教材等を視聴可能なインターネット接続環境を実現するため、ケーブル敷設と高速通信可能な通信機器への入れ替えを実施

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

小・中学校(区立)に対する感染症対策の主な取組み(続き)

詳細(具体的な感染症対策の取組み)

区立中学校における修学旅行の中止に伴う費用の公費負担

生徒の保護者負担を軽減するため、各学校が修学旅行の中止の決定を行った場合に旅行代理店から求められる企画料違約金について、公費で補填した。
令和2年度: 中学校27校が中止決定、補填費用は22,387,807円 / 令和3年度: 中学校22校が中止決定、補填費用は23,288,007円

日光林間学園の延期に伴う費用の公費負担

令和3年度 緊急事態宣言発出により実施を延期したことに対する、旅行のキャンセル料、及び新たに発生する宿の宿泊費、補助員・看護師の謝礼・旅費等を公費負担した。

令和4年度 新型コロナウイルス感染症等により不参加となった児童のキャンセル料を公費負担した。

【実績】 令和3年度 6,273万円

令和4年度 259万円(34校182名分)

就学援助による区立小・中学校臨時休業期間等の給食費相当額の支給(再掲)

臨時休業期間等、給食を停止していた期間の家庭での子どもへの昼食提供に対する経済的な支援として、準要保護認定者へ給食費相当額を支給した。

令和2年度(4～6月 50日分) 約300円×約13,000人×50日 = 約1億9,500万円

令和3年度(9月分散登校 3日分) 約300円×約13,000人×3日 = 約1,170万円

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

小・中学校(区立)に対する感染症対策の主な取組み(続き)

詳細(具体的な感染症対策の取組み)

家計急変世帯に対する就学援助の特例申立の受付(令和2～4年度実施)

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯に対し、通常、前年所得により審査しているところ、特例として直近の収入状況等により審査し、経済的な支援を図った。(各年度9月より実施)

【実績】

	申請者数	認定者数
令和2年度	270人	184人
令和3年度	84人	48人
令和4年度	79人	66人

新型コロナウイルス感染症との闘い ～区立小学校の軌跡～

学校での生活と感染症対策

世田谷区立船橋小学校
校長 奥長 英樹

新型コロナウイルス感染症は、令和2年2月27日政府からの学校臨時休業要請から、令和5年5月8日に季節性インフルエンザなどと同じ5類感染症に引き下げられた。政府による緊急事態宣言の発出、分散登校、ワクチンの接種やPCR検査・抗原検査の実施、1年延期されたオリンピック・パラリンピックの無観客での実施 社会の大きな変化の中で、学校での教育活動も、この3年の間に様々な変化があった。

○「三密」を避ける、その言葉に表される感染症への対応は、児童の学校生活にも大きな影響を及ぼした。

- ・マスクの着用に対する対応・・・マスクをつけることの奨励と(運動時など)はずすことの奨励と。
- ・児童が、日常の生活で、互いの距離をとるということの難しさ。パーティションを置いての学習活動。
- ・換気、消毒など、環境整備を進める業務の忙しさ。

○登校前の家庭での健康観察。登校時の健康チェックなど、日常的な健康指導の実施。

○給食等の食事をする場面では、飛沫を飛ばさないような注意や、会話を控え(黙食)、距離を確保するなどの工夫。それによる児童への心理的な負担も大きかった。

○対面形式でのグループワーク、一斉に大きな声を出す合唱などの活動、組み合ったり接触したりする運動などの場面では、「近距離」「対面」「大声」での発生や会話を控え、触れ合わない程度の身体的距離を確保しなければならなかった。

感染症流行時のこのような対応をとらざるを得ない状況から、学習場面や給食などの場面では、児童の心理的な負担に配慮し、厳格な対応からゆるやかなものへとシフトしていった。



新型コロナウイルス感染症との闘い ～区立小学校の軌跡～

学習活動と感染症対策

世田谷区立船橋小学校
校長 奥長 英樹

臨時休業明け、分散登校から平常の登校になっても、感染症対策をしながらの学習は続いた。児童の学習をどのように作り、どのように取り組むか、また限られた時間と環境の中でどのように進めるか、日々これまでにない学習づくり・授業づくりを行ってきた。



- 個別の学びの奨励と制限のある双方向の学び・対面での学びづくり。
- 体験的な学習の減少に伴い、どのように実感の伴った学びをつくるか。

対策を進め学習をつくっていく過程で、関わり合い学び合いの大切さも実感した。マスクを奨励しての対面での活動や、集合して活動する場面をより効果的に行うべく取り組んだ。

この間、大きく進んだのが学習におけるICTの活用であった。

○ICTの導入と急激な変化に対応する学びの保障

ICTの活用において、児童の情報モラルの課題や、教員の授業力向上、学校や教室環境の整備など、教育委員会と一体となって学びの保障を実現していった。

コロナ禍に中止となった宿泊行事も、感染症対策をしながら実施する方向で川場移動教室(5年生)、日光林間学園(6年生)も、日数や時期を考慮しながら実施した。会場への人数を制限した入学式・卒業式などの対策も、教育委員会と連携しながら進めてきた。



変化する社会情勢の中で、多くの感染症対策を通して、学びの保障・学びの価値も大きく見直す機会にもなった。これまでの新型コロナウイルス感染症との戦いを、今後の教育活動にも大いに生かしていきたいと考える。

新型コロナウイルス感染症との闘い～区立中学校の軌跡～

学びを止めるな

世田谷区立東深沢中学校
校長 本田 仁

子どもたちの学びを止めないということで、一人一台の学習用タブレット端末が配布され、教育DXが一気に進みました。このことは日本の学校教育において大きな前進であると感じています。学校教育においては授業が一番大切ですが、子どもたちの成長においては人とのかかわりやつながりもとても大切なことです。そのことにおいては、学校行事はとても大きな役割を担っています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、ほとんどの学校行事が中止又は制限のある中での縮小開催となりました。

令和2年度、世田谷区は2か月間の学校休業期間を経て、6月1日から学校が再開しました。再開しても生徒全員が同時に揃うことはなく分散登校という形でした。当然ですが、学校行事などは二の次であり、まずは、生徒たちの心身の健康・安全と学びの継続が第一優先でした。しかし、2か月間以上ずっと自宅学習を強いられていた生徒たちになんとか笑顔や生き生きとした姿を取り戻してほしいという教職員や保護者の願いがあり、そのことを受けて、宿泊行事は厳しいとしても、学校行事はできるだけ例年に近い形で実施しようと考えました。

10月に延期した体育祭は、体力面や生徒同士の接触には考慮したものの例年に近い形で実施しました。また、人数制限はしましたが、コロナ禍とは思えないほど保護者の方々に観戦に来ていただき、大いに盛り上がりました。この様子は「コロナに負けず積極的な教育を展開」というタイトルで日本教育新聞も取材に来てくださいました。終わった後の生徒の満足気な笑顔を見て、教職員も私も実施してよかったと心から思いました。そして、何よりも実施したことがどのような状況においても頑張ることができる、感謝の気持ちを大切にするという生徒の成長につながりました。

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

幼稚園(区立)に対する感染症対策の主な取組み

概要

臨時休業の取扱い 感染防止対策

詳細(具体的な感染症対策の取組み)

臨時休業の取扱い

・令和2年4月7日～令和2年5月31日

区立幼稚園:臨時休園

区立認定こども園:原則休園とし、保育が必要な世帯等へは「応急保育」を実施

・令和2年7月1日～令和2年7月17日

区立幼稚園・認定こども園分散登園を実施(保育が必要な世帯等は毎日登園可能)

・令和3年9月3日～令和3年9月10日

区立幼稚園・認定こども園分散登園を実施(保育が必要な世帯等は毎日登園可能)

・令和4年1月28日～令和4年3月4日

区立幼稚園・認定こども園分散登園を実施(保育が必要な世帯等は毎日登園可能)

感染防止対策

「学校・園における 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」に基づき、「三密(密集、密閉、密接)」の状態の回避や手洗い・換気・消毒等、感染症対策の徹底

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

児童相談所・一時保護所(令和2年4月開設)に対する感染症対策の主な取組み

概要 児童相談所内の感染対策整備 職員への周知 訪問・面接における感染対策

一時保護所内の感染対策整備等(濃厚接触児童や陽性児童への対応、抗原検査陽性から入院までの体制構築)

詳細(具体的な感染症対策の取組み)

児童相談所内の感染対策整備

感染対策物品の購入・設置、執務室や勤務体制の分散(令和2年5月～令和3年3月)を行った。

職員への周知

全職員への注意事項(健康管理・面接・訪問時の注意等)に関する資料を配布し、説明を行った。

訪問・面接における感染対策

来庁者用のチェックリストを作成し、来庁者の健康チェックを徹底した。また、感染対策物品(ゴーグル・ガウン・マスク等)を購入し、訪問・面接時における職員の着用を意識づけた。

一時保護所内の感染対策整備等

- ・令和2年4月開所時に保健所の助言を受け、感染予防対策に必要な物品購入や職員・児童の基本的感染予防対策、環境整備を実施した。
- ・令和2年6月まで濃厚接触児童を一時保護所で保護する事例が発生していたため、感染防止マニュアルの作成、児童の入所インテーク時のチェックリストの作成、一時保護所での動線確保やゾーニングを行った。また、一時保護所の看護師と児童相談所の医師・保健師の医療職担当会で毎月打合せを行い、感染予防対策を強化した。
- ・濃厚接触児童について、東京都事業「新型コロナウイルス感染症にかかる養育困難ケースへの対応」(令和2年7月開始)に基づき、一時保護先医療機関の調整を保健所と連携し行った。委託先が見つからない場合は、東京都児童相談センター経由で小児総合医療センター等の都内医療機関調整窓口に協力を依頼した。(実績10件、うち東京都制度の利用は4件)
- ・入所児童の抗原検査、PCR検査の対応を実施した。
- ・一時保護所入所児童の新型コロナ抗原検査陽性発生から入院調整(実績16件)まで全職員が迅速に対応できるように、保健所や一時保護所と協議し、フローの作成・周知を行った。特に令和4年度は職員や児童の感染が多く発生する事態もあったが、新規入所に影響が出ないよう工夫し、運営を維持した。

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

新BOP学童クラブに対する感染症対策の主な取組み

概要

感染拡大等にかかる周知 利用料減免の取扱い 休止対応 感染防止対策

詳細(具体的な感染症対策の取組み)

感染拡大等にかかる周知

【新型コロナによる学校の休業期間】

令和2年4月～7月

学校の休業措置に伴い、一日利用可とする。利用時間は9時35分から18時15分とし、特段の事情がある家庭の場合は8時15分から利用可能。(その場合は事前に新BOPへ連絡をするよう保護者に依頼)なお、土曜日は従来どおり8時15分から運営。

【緊急事態宣言初発令期間について】

感染予防の観点から自宅で過ごすことは可能なご家庭(在宅勤務、就業先の自粛や休業等)や児童については、最小限の利用となるよう保護者あてに協力依頼をした上で、通常どおり運営。

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

新BOP学童クラブに対する感染症対策の主な取組み(続き)

詳細(具体的な感染症対策の取組み)

利用料減免の取扱い

令和2年4月～7月(新型コロナによる学校の休業期間)

令和3年9月(分散登校終了まで)

学童クラブの利用料を出席日数により、日割り計算とした。 日額200円として算出。ただし、半月の利用料は2,500円、月額の利用料は5,000円を上限とする。

令和2年4月～令和5年5月(新型コロナウイルスが5類に変更になるまで)

利用料の減額。又は免除。月の前半(1日～15日)又は後半(16日～末日)にわたり欠席する場合は、利用料をそれぞれの期間について2,500円減額(初日から末日までの期間は全額)

休止対応

新BOP学童クラブは休止はせず運営、BOPについては令和2年4月～令和3年9月まで休止とした。

感染防止対策

感染リスクを低下させるために、手洗いや咳エチケットの励行、部屋のこまめな換気などのほか、児童の接触の機会を減らす取組みを心がけた。

なお、そのために、スペースや人員の不足が課題とならないよう、教育委員会事務局から学校に依頼。

学童クラブ及びBOPを利用する際は、毎朝必ず検温をしてから利用するよう、保護者に依頼。また、職員も毎朝必ず検温してから出勤した。

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

児童館に対する感染症対策の主な取組み

概要

休館対応 感染防止対策

詳細(具体的な感染症対策の取組み)

休館対応

- ・令和2年4月1日～令和2年6月30日 休館
(令和2年6月9日～令和2年6月30日 子育て支援館5館のみ 予約制・臨時子育てひろばを開設)
令和2年7月1日以降 開館(段階的に運営を再開)

感染防止対策

- ・令和2年7月1日 児童館利用ガイドライン(新型コロナウイルス感染拡大防止対策)を作成
- ・緊急事態宣言(国)、リバウンド防止措置(都)等に合わせ、主に下記対策を実施したほか、宣言等の解除後も区内の感染状況を踏まえて各種対策を継続
 - (1)館内の利用人数や活動内容の一部制限
 - (2)行事の精査
 - (3)正午から午後2時までを閉館(館内消毒作業実施)

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

図書館に対する感染症対策の主な取組み

概要

休館対応及び再開方法 感染防止対策

詳細(具体的な感染症対策の取組み)

休館対応及び再開方法

- ・令和2年3月28日から4月10日までの間、感染拡大防止のため、資料の閲覧、閲覧席利用等を休止し、カウンター業務のみを行った。
- ・令和2年4月11日から5月31日までの間、国の緊急事態宣言を受け、全館休館し、カウンター業務を含むすべて図書館サービスを休止した。
- ・図書館サービスの再開を以下の通り段階的に行った。

第1段階 令和2年5月22日から6月11日までの間 予約確保済資料の貸出宅配サービスを実施した。(貸出実績560件)

第2段階 令和2年6月1日から6月11日までの間 予約確保済資料の貸出等、短時間で終了するカウンター業務のみを再開した。

第3段階 令和2年6月12日から6月23日までの間 第2段階に加え、新規予約の受付、利用者登録等のカウンター業務を再開した。

第4段階 令和2年6月24日以降 第3段階に加え、資料の閲覧(最大2時間まで)・閲覧席の利用(席数の一部制限)を再開した。

- ・その後、「世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部」の方針に従い、滞在時間の制限、閲覧席数の制限、イベントの実施の制限等を漸次緩和し、令和4年7月以降、図書館サービスをほぼ全面的に再開した。

感染防止対策

- ・第4段階(資料閲覧、閲覧席の利用の再開)にあたって、以下の考え方で感染防止対策を徹底した。
 - 従事職員を介した感染の予防 … 始業前の体温チェック、体調チェック(自己申告)、作業開始の都度の手指消毒・マスク着用の徹底
 - 利用者を介した感染の予防 … 37度5分以上の方への入館自粛の要請、入館時の手指消毒の徹底、マスク着用の協力依頼
 - 図書館資料を介した感染の予防 … 返却資料はすべて表面カバーを消毒液で清拭してから書架にもどす。清拭が困難な資料は、72時間別置き、ウイルスの不活性化を促したうえで書架に戻す。
- ・電子書籍サービスの導入
感染症対策に資する非接触型サービスの一環として、電子書籍サービスを令和2年11月から導入し、現在に至っている。
(令和4年度実績 コンテンツ数 12,434タイトル 登録者数 32,643人 貸出数 19,052点 予約数 6,158件)

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

区営住宅に対する感染症対策の主な取組み

概要

区営住宅の居住者への対応 高齢者向け区営住宅の居住者への対応 区営住宅併設施設の活用

詳細(具体的な感染症対策の取組み)

区営住宅の居住者への対応(令和2年4月～令和5年5月)

・使用料等の制度(収入の再認定請求及び減免申請、支払い期限の延長申請)について再周知するとともに、生活支援に関する情報を全住戸に配布し、これらに関する受付、相談等を行った。

・居住者向け広報誌に感染症予防等に関する情報を掲載し全住戸に配布した。

高齢者向け区営住宅の居住者への対応(令和2年4月～令和5年5月)

・上記、居住者向け広報誌の配布に加え、体力の維持や認知症予防等に関する情報を、高齢者向け住宅の全戸に配布した。

・感染症対策とし住宅施設の団らん室の使用を制限せざるを得なかったが、代替えの措置として高齢者向け住宅に派遣する生活協力員が戸別に訪問し、感染症対策に配慮しつつ扉越しでの会話により、安否や健康状況等の確認を行った。

区営住宅併設施設の活用(令和4年12月～令和5年3月)

・区営住宅に併設する施設の空室をPCR検査会場として提供した。

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

区民等への情報発信 ア 広報（感染者数等の公表）

実施期間 令和2年4月～令和5年5月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

個人のプライバシーの保護と人権への配慮、医療機関や企業活動への配慮の観点から、感染者個人の氏名、住居地、職業等の情報については、公表しない一方で、区内事業所等において感染が確認された場合は、区民への注意喚起や感染予防に向けた協力をいただく観点から、感染者数など情報の速やかな公表に努めてきた。

(公表の経過)

- ・令和2年4月1日～検査陽性者数の公表開始
 - ・令和2年5月13日～東京都の公表方法に準じ、検査陽性者の状況を公表（入院中、宿泊療養中、退院等、死亡）
保健所・地区医師会・一部の医療機関の検査数の公表
 - ・令和2年5月25日～検査陽性者の男女別・年代別人数の公表を開始
- 令和2年5月25日以降の公表の経過の詳細については、169ページ参照

詳細

新型コロナウイルス感染症に関する感染者数等の公表に関する区の考え方
【公表の範囲】

検査陽性者の状況（累計数、入院中、宿泊療養中、自宅療養中、退院等（療養期間経過を含む）、死亡） 男女別人数 年代別人数 PCR検査数
検査陽性者数の推移 日ごとの感染者数

【区内事業所等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合の公表】

- (1)次に掲げる事例に該当し、事業の全部又は一部を休止する場合、施設種別や職員・利用者の感染者数等を公表する。
 - 区が事業主として雇用する職員が感染した場合
 - 区立小中学校、幼稚園、保育園等、区立施設において感染者が発生した場合
 - 区が指導・助言等を行う立場にある保育施設や福祉施設等において感染者が発生した場合には、区立施設に準じて当該施設と調整を行う。
 - その他、広く区民に公表することにより、感染拡大防止に寄与すると認めらるもので、事業者の同意を得た場合又は事業者が区からの公表を希望する場合
- (2)上記に関わらず、区内で集団感染(5人以上の患者発生)が発生し、誰が出入りしたか特定できず、当該事業所やイベントに参加した方々に感染の可能性の注意喚起を行う必要がある場合は、個人のプライバシーの保護と人権に十分配慮したうえで、迅速に事業所名やイベント名を公表する。

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

区民等への情報発信 ア 広報(報道(取材)対応) 実施期間 令和2年1月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

ア 取材対応(令和2年4月～令和4年11月)

令和2年2月以降、世田谷保健所、保健福祉政策部、ワクチン接種担当部への新型コロナウイルスに関する取材対応を広報広聴課で一本化した。基本として、電話による問い合わせ対応は広報広聴課のみとし、報道担当が3部及び関係所管と調整の上、回答した。

イ プレスリリース(令和2年1月～令和4年12月)

令和元年度 8件

- ・区関連施設等における新型コロナウイルスへの感染 1件
- ・新型コロナウイルスにおける区の対応 7件

令和2年度 156件

- ・区関連施設等における新型コロナウイルスへの感染 133件
- ・新型コロナウイルスにおける区の対応 21件
- ・新型コロナウイルスに伴うイベント中止 2件

令和3年度 22件

- ・新型コロナワクチンに関する区の対応 10件
- ・新型コロナウイルスに伴うイベント中止 2件
- ・新型コロナウイルスにおける区の対応 10件

令和4年度 10件

- ・新型コロナワクチンに関する区の対応 6件
- ・新型コロナウイルスに伴うイベント中止 1件
- ・新型コロナウイルスにおける区の対応 3件

詳細

財政担当部副参事(ふるさと納税・財源対策担当)が政策経営部副参事(広報・報道担当)を兼務し、広報広聴課長とともに報道業務を担っていた。

(令和2年9月1日～令和2年12月31日)

ア 取材対応 *電話対応による完結案件(R2・3は概ね1日10件以上対応)は含まない

令和元年度・2年度 212件 (令和2年2月～令和3年3月末)

令和3年度 240件

令和4年度 36件 *11月頃より、通常通り各所管課での直接の報道対応に随時移行

イ プレスリリース案件

【令和元年度】

- ・区関連施設等における新型コロナウイルスへの感染について 1件
- ・新型コロナウイルス関連感染症に関する区民相談用電話を設置
- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応
- ・社会保険労務士による「新型コロナウイルス感染症に伴う世田谷区臨時労働電話相談」を開設
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした区立小中学校の休業の継続等
- ・「世田谷区新型コロナウイルス感染症対策緊急融資」の実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応(図書館業務・入学式等の扱い)
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設の休館について

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

区民等への情報発信 ア 広報(報道(取材)対応)

詳細 イ プレスリリース案件

【令和2年度】

- ・区関連施設等における新型コロナウイルスの発生状況について 133件
- ・新型コロナウイルス感染症検査陽性者数の公表
- ・区立小中学校の授業等について
- ・区立小中学校の入学式・始業式の延期等
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う新BOP(学童クラブ及びBOP)の休止
- ・緊急事態宣言後の保育所及び学童クラブ等の対応
- ・せたがや まなびチャンネル配信開始!
- ・新型コロナウイルス感染症対策緊急融資あっせん日数の短縮化
- ・保育所等の休園
- ・新型コロナウイルス感染症対策緊急融資等コールセンターの開設
- ・緊急事態宣言期間後の世田谷区の対応について
- ・新型コロナウイルスをとともに乗り越えよう～寄附金募集を開始しました
- ・緊急事態宣言、緊急事態措置の状況を踏まえた区の対応
- ・「世田谷区たまがわ花火大会」の休止(追加)
- ・特別定額給付金の重複給付
- ・新型コロナウイルス感染症対策～日産車体(株)から感染者移送車両の無償貸与を受けました
- ・7月1日以降の保育施設、児童館等の対応
- ・世田谷区立図書館の業務再開(第4段階)
- ・業態転換及び新ビジネス創出支援補助事業を開始
- ・新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起
- ・区内飲食店応援冊子を発行します(世田谷ライフ+)
- ・「令和3年新成人のつどい」中止のお知らせ
- ・緊急事態宣言(令和3年1月)を踏まえた世田谷区の対応
- ・緑道の桜は「密」を回避する静かな観賞を～開花状況に合わせた「バーチャル背景用画像」を公開

【令和3年度】

- ・新型コロナワクチン第一便が到着
- ・新型コロナワクチンの高齢者への先行接種を開始
- ・高齢者への新型コロナワクチン集団接種を開始
- ・高齢者への新型コロナワクチン接種の予約支援
- ・「世田谷区たまがわ花火大会」開催見送り
- ・社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査(社会的検査)で陽性となった事例のウイルス量に関する報告及び要望
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における学校連携観戦への区立園・学校の参加の中止
- ・集団接種会場におけるワクチンの誤接種
- ・区内事業者の職域接種における区民へのワクチン接種
- ・「せたがやPay」を活用した新たな消費喚起策を実施
- ・区立園・学校における2学期の当面の教育活動等
- ・妊婦及び同居する配偶者等の新型コロナワクチン優先接種の実施
- ・新型コロナワクチンの予約なし接種の実施
- ・新型コロナワクチン高齢者施設での3回目前倒し接種
- ・新型コロナワクチン3回目接種にかかる一般高齢者に対する令和4年1月中の前倒し接種の対応
- ・世田谷区民等を対象とした抗原定性検査キットの無料配布等(追加)
- ・世田谷区民等を対象とした区施設での抗原定性検査キットの無料配布方法について
- ・感染拡大に伴う診療患者への検査体制確保に向けた医療機関等への抗原定性検査キット配布
- ・新型コロナウイルス感染急拡大に伴うPCR検査会場の臨時設置
- ・国の方針に伴う抗原定性検査キットの配布運用
- ・PCR検査会場臨時設置の運用開始
- ・区内薬剤師会を通じた高齢者等への無料抗原定性検査キット配布

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

区民等への情報発信 ア 広報(報道(取材)対応、動画配信)

詳細 イ プレスリリース案件

【令和4年度】

- ・新型コロナワクチン3回目接種の「接種数増加強化期間」実施！
- ・後遺症を含む新型コロナウイルス感染症に関する区民相談
- ・集団接種会場における小児用ワクチンの廃棄
- ・集団接種会場における新型コロナワクチンの廃棄
- ・集団接種会場における新型コロナワクチンの廃棄
- ・新型コロナワクチン4回目接種の開始
- ・「世田谷区たまがわ花火大会」の開催見送り
- ・職域接種による区民へのワクチン接種ご協力について 楽天グループ株式会社への感謝状贈呈
- ・発熱外来の逼迫解消に向けた医療機関によるオンライン体制確保
- ・年末年始を含む第8波に備えた「小児専用同時検査・診療所」及び「同時検査・オンライン診療」の開始

動画

新型コロナウイルスに関する注意喚起や区の取組みについて、主に区長からメッセージ動画としてYouTubeで配信するとともにSNSによる区民周知を図った。

- ・区長メッセージ配信 34件(令和元年度 1件、令和2年度 10件、令和3年度 20件、令和4年度 3件)
- ・世田谷保健所メッセージ動画 2件(令和4年度 2件)

区長メッセージ配信

【令和元年度】

- ・児童・生徒の皆さんへ(令和2年3月27日)

【令和2年度】

- ・新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口(令和2年4月16日)
- ・新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起(令和2年5月22日)
- ・PCR検査体制の拡充と注意喚起(令和2年9月28日)
- ・感染状況を踏まえた注意喚起(令和2年11月20日)
- ・感染拡大防止について(令和2年12月24日)
- ・緊急事態宣言と区内感染状況等について(令和3年1月8日)
- ・介護事業所・障害者施設における社会権検査(令和3年1月8日)
- ・緊急事態宣言延長に伴う区民の皆さんへのお願い(令和3年2月8日)
- ・新型コロナワクチン接種に向けて準備を進めています(令和3年3月5日)
- ・引き続きの感染防止対策へのご協力(令和3年3月5日)

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

区民等への情報発信 ア 広報(動画配信)

詳細

区長メッセージ配信

【令和3年度】

- ・高齢者施設におけるワクチン接種開始と接種に関するご案内(令和3年4月16日)
- ・区内感染状況と注意喚起(令和3年4月25日)
- ・緊急事態宣言延長を受けて(令和3年5月10日)
- ・ワクチン接種について(令和3年5月14日)
- ・緊急事態宣言の延長を受けて(令和3年5月31日)
- ・まん延防止等重点措置への移行を受けて(令和3年6月21日)
- ・緊急事態宣言の発出を受けて(令和3年7月12日)
- ・新規陽性者の急増を受けて(令和3年7月28日)
- ・年末年始の感染対策・今後のワクチン接種について(令和3年12月20日)
- ・オミクロン株拡大による注意喚起(世田谷保健所長も出演)(令和4年1月17日)
- ・抗原定性検査キットの無料配布について(令和4年1月18日)
- ・新型コロナワクチン3回目接種について(令和4年1月19日)
- ・オミクロン株の拡大とワクチン3回目接種(令和4年1月21日)
- ・新型コロナウイルス感染症における検査体制(令和4年1月21日)
- ・新型コロナワクチン3回目接種に関する最新情報(令和4年1月26日)
- ・無料抗原定性検査キットの配布等に関する最新情報(令和4年1月26日)
- ・抗原定性検査キット配布に関する運用変更(令和4年1月28日)
- ・新型コロナウイルス感染症検査体制に関する最新情報(令和4年2月9日)
- ・都PCR等検査無料化事業の最新情報(令和4年2月14日)
- ・新型コロナウイルス検査体制の強化(令和4年2月28日)

区長メッセージ配信

【令和4年度】

- ・連日の猛暑に伴う熱中症の予防と対応について(マスク着用)(令和4年6月30日)
- ・新型コロナワクチン接種の促進に関する最新情報及び社会的検査の拡充に関する最新情報(令和4年7月15日)
- ・新型コロナウイルス感染の急拡大と感染対策の徹底(令和4年7月26日)

世田谷保健所メッセージ動画

【令和4年度】

- ・新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ(令和4年9月26日)
- ・新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ(令和5年1月12日)

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

区民等への情報発信 ア 広報(ホームページ)

概要(目的)

区ホームページ

令和2年1月22日 新型コロナウイルス感染症に関する情報発信を開始

令和2年2月28日 情報発信ページを全庁の情報をまとめた特設ページとして整理

ア) 新型コロナウイルス検査陽性者数の公表

令和2年4月1日 区内新型コロナウイルス感染症検査陽性者数の公表を開始

令和2年5月13日 都の公表方法に準じ、検査陽性者の状況(入院中、宿泊療養中、自宅療養中、退院等(療養期間経過を含む)、死亡)の公表を開始

令和2年5月25日 検査陽性者の男女別・年代別人数の公表を開始

令和3年7月27日 検査陽性者の療養状況の推移(死亡を含む)について推移のグラフ掲載を開始

令和4年9月25日 全数届出数見直しにより、区内検査陽性者数を把握できなくなることに伴い、区内検査陽性者数の公表を終了

令和4年9月26日 全数届出見直しに伴い、医療機関による届出件数の公表を開始(月曜～日曜の届出件数を翌火曜15時までに公表した)

令和5年5月7日 法律上の位置づけが5類感染症に変更したことにより、発生届による届出が終了したことに伴い、発生届数の公表を終了

令和5年5月8日 区内感染動向の発信として、区内定点医療機関(区内25ヵ所)が把握した患者数を週ごとの統計として公表開始

イ) 区関連施設等における新型コロナウイルス感染症発生状況の公表

令和2年3月4日 区内関連施設における新型コロナ発生状況の公表を開始(注目情報掲載)

令和2年4月24日 区職員における新型コロナ陽性情報の公表を開始(注目情報掲載)

令和2年12月1日 区内関連施設における新型コロナ発生状況に関する集約ページを開設

令和4年9月26日 区内感染動向の公表として区関連施設の感染状況を公表開始

令和4年12月27日 令和4年9月25日分以前の区関連施設等における発生状況の公開を終了

ウ) ワクチン接種に関する案内

令和3年1月29日 新型コロナワクチン接種に関する情報を公開(地域保健課)

令和3年6月1日 新型コロナワクチンに関する特設ページを開設(広報広聴課)

運用体制

区内検査陽性者数の公表 (令和2年4月1日～令和4年9月25日)

広報広聴課にて世田谷保健所による報告データを基に検査陽性者数の算出及びホームページによる公表作業を実施。

医療機関による届出件数の公表 (令和4年9月26日～令和5年5月7日)

広報広聴課にて、保健福祉政策部による報告データを基にホームページ公表作業を実施。

区関連施設等における新型コロナウイルス感染症発生状況の公表(令和4年9月26日～令和5年5月7日)
広報広聴課にて、高齢者施設(高齢福祉課)、障害者施設(障害施策推進課)、保育園(保育課)、幼稚園・小中学校(学校健康推進課)、区職員(広報広聴課)の陽性者数及び発生施設数の報告データを集計し公表作業を実施。

ワクチン接種に関する案内

令和3年5月より令和4年1月まで、ワクチン接種に関するホームページでの情報発信を広報広聴課で担い、特設ページの開設及び随時更新を実施。

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

区民等への情報発信 ア 広報(SNS・LINE・写真ニュース)

概要(目的)

X(旧Twitter)

- ・令和3年3月16日 「世田谷区コロナワクチン」アカウントを開設
- ・令和6年3月29日 「世田谷区コロナワクチン」アカウントの運用を終了予定
- * 令和3年6月から令和5年3月まで広報広聴課で当該アカウントを運用。
令和5年4月以降は、住民接種担当課にて当該アカウントを運用。

Facebook

- 令和3年6月から令和5年3月まで配信原稿の作成を広報広聴課で実施。
- 令和5年4月以降は、住民接種担当課にて配信原稿を作成、広報広聴課で配信。

LINE

- 令和2年5月25日 新型コロナウイルス感染症対策に関する情報発信の多重化として区公式LINEを開設

令和3年12月15日 「新型コロナワクチン」セグメント配信を開始

令和6年3月29日 「新型コロナワクチン」セグメント配信を終了予定

写真ニュース

新型コロナウイルスに関する区の取組み等を掲載

令和2年度 10件

令和3年度 9件

詳細

X(旧Twitter)「新型コロナワクチンアカウント」

(令和3年3月16日～令和6年1月末時点)

配信数 477件 * 広報アカウントにおいても随時同内容を配信

Facebook (令和2年3月30日～令和6年1月末時点)

配信数 217件(新型コロナに関する案件)

LINE (令和2年10月7日～令和6年1月末時点)

配信数 81件(新型コロナに関する全登録者あて配信)

115件(セグメント配信「新型コロナワクチン」)

26件(LINE VOOMによる新型コロナに関する発信)

写真ニュース

令和2年度:川場村からのヨーグルトの児童養護施設等への提供、川場村からの雪ほたかの母子生活支援施設等への提供、世田谷ライオンズクラブを通じたマスク寄贈、区立小学校分散登校開始、手作りマスクの寄贈(深沢地区の皆さんの取組み)、小学校で感染症対策用のパーテーション作り、寄附金で購入したマスクの区内病院等へのお届け、日産車体(株)から特別仕様の車両の無償貸与、目黒星美学園よりマスクとアルコール消毒寄贈、柔道整復師会世田谷支部からの寄附に感謝状を贈呈

令和3年度:新型コロナワクチンの接種準備、高齢者への新型コロナワクチン集団接種開始、ワクチン接種のWEB予約申込みを区職員がサポート、区長・区職員による感染拡大防止の注意喚起、ウイルス量に関する報告書・要望書を厚生労働省へ提出、多様なワクチン接種の機会を周知、高齢者へワクチン3回目接種の前倒し開始、検査車両を用いたPCR検査会場を臨時設置、抗原定性検査キットの無料配布を実施

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

区民等への情報発信 ア 広報(区のおしらせ等)

概要(目的)

広報紙等

区のおしらせ、メールマガジンでの掲載、エフエム世田谷での放送を通じて、コロナ情報(相談窓口、ワクチン、給付金等)を周知(令和2年3月～)特に、第6波以降は、重症化リスクの低下と感染者数の急増によって、発熱相談センター等への問い合わせ集中や医療機関の業務ひっ迫等が発生したため、「セルフケア推進のための周知啓発」や「診療・検査等の情報に関する周知」等の周知啓発や情報提供に取り組んだ。

詳細

広報紙等

- ・区のおしらせ定期号(コロナ相談窓口案内、ワクチン接種情報)(令和2年3月～令和6年3月)
- ・区のおしらせ特別定額給付金・新型コロナウイルス感染症対策特集号の発行(令和2年5月)
- ・区のおしらせ新型コロナワクチン接種特集号の発行(令和3年4月)
- ・区のおしらせ新型コロナワクチン3回目接種特集号の発行(令和3年12月)
- ・区のおしらせ住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金特集号の発行(令和4年2月)
- ・医療機関・薬局対象ポスター 新型コロナワクチン接種予約情報臨時号(令和3年7月9日)

<区のおしらせ「せたがや」令和4年12月1日号より>

新型コロナウイルス感染症に関する相談

発熱や咳・痰、全身ののだるさなどの症状がある方は、まずは「かかりつけ医」に電話でご相談ください。

「かかりつけ医」がない、相談する医療機関に迷う等の場合

世田谷区発熱相談センター ☎03-5432-2910 (月～金曜(祝・休日含む)午前8時30分～午後5時15分)
発熱外来を実施している医療機関リストは、こちらからご覧いただけます

東京都発熱相談センター
 症状のご相談 ☎03-5320-4592 ☎03-6258-5780(いずれも24時間・多言語対応)
 医療機関案内専用 ☎03-5320-4327 ☎03-5320-5971 ☎03-5320-7030(いずれも24時間)
☎03-5388-1396(電話での相談が難しい方)

症状はないが不安に思う方、その他新型コロナウイルス感染症に関するご相談

世田谷区新型コロナウイルス相談窓口 ☎03-5432-2111 ☎03-5432-3022
(平日午前8時30分～午後5時15分)

東京都新型コロナ・オミクロン株コールセンター (毎日午前9時～午後10時・多言語対応)
 ☎0570-550-571 ☎03-5388-1396(電話での相談が難しい方)

男性と
なった方

区のホームページ
新型コロナウイルス感染症陽性となった方へ
(右記二次元コードをご覧ください。)



療養期間終了後も症状が残っている方
(「コロナの後遺症について」とお申し出ください)

世田谷区コロナ後遺症相談窓口
☎03-5432-2910
(月～金曜(祝・休日含む)午前8時30分～午後5時15分)
※東京都が設置する相談窓口、コロナ後遺症対応医療機関の一覧も
 ご覧いただけます(後記二次元コード参照)。

新型コロナウイルス感染症に関して詳しくはこちら ▶▶▶



自宅療養への備え

普段使用している医薬品・食料品を少し多めに備える「日常備蓄」を
実践しましょう(1～2週間分を目安に備えておきましょう)

☑備えておきたい医薬品等

常備薬(市販薬)、解熱鎮痛薬等
市販の解熱鎮痛薬については
 東京都薬剤師会ホームページをご覧ください▶▶▶

検査キット
(体外診断用医薬品または第1類医薬品)

体温計(電池残量も確認しておきましょう)

マスク アルコール消毒液

洗剤 生理用品

手洗い石鹸 ごみ袋

衛生用品等の必要なもの

トイレトペーパー・ティッシュペーパー

☑備えておきたい食料品

水分補給ができるもの
(スポーツ飲料、経口補水液、ゼリー飲料、
 ペットボトルや缶入りの飲料など)

体調がすぐれない時でも
 食べやすいもの
(レトルトのおかず、パックごはん、
 そうめんなど)

調理が不要で簡単に
 食べられるもの
(レトルト食品、缶詰、即席スープ、
 インスタントみそ汁、冷凍食品 など)

新型コロナウイルスの陽性が判明したとき

●発生届対象の方
 保健所や自宅療養者フォローアップセンター等からの連絡に
従って療養してください。

・65歳以上 ・入院を要する方 ・妊婦の方

・重症化リスクがあり、かつ
新型コロナ治療薬または酸素投与が必要の方

●発生届対象外の方

①「東京都陽性者登録センター」に登録をお願いします
健康観察、物資の支援、ホテル療養などの支援を受けられます。
東京都 陽性者 検索

②体調不安や療養中の困りごとは「うちさぽ東京」にご相談ください
うちさぽ東京 ☎0120-670-440(24時間)

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

区民等への情報発信 ア 広報(やさしい日本語による在住外国人への情報提供)

実施期間 令和2年5月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

新型コロナウイルス感染症に関する基本情報及び予防に係る注意喚起、ワクチン接種等に関する情報について、やさしい日本語を用いてまとめたホームページを作成し、在住外国人へわかりやすく情報提供を行った。

詳細

やさしい日本語での表記(例:相談場所 そうだん する ところ)

漢字のルビ付記

主な掲載内容:

・新型コロナウイルス感染症に関する基本情報及び項目ごとの適切な所管機関への案内

・新型コロナウイルスについての基本情報・予防対策

・新型コロナウイルスについての相談先(支援金や仕事等の生活支援)

・新型コロナワクチン接種のおしらせ

・外国語ができる医療機関検索サービスの案内 等

閲覧件数

約2,500件(令和5年5月7日時点)

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

区民等への情報発信 イ 広聴(世田谷区民意識調査)

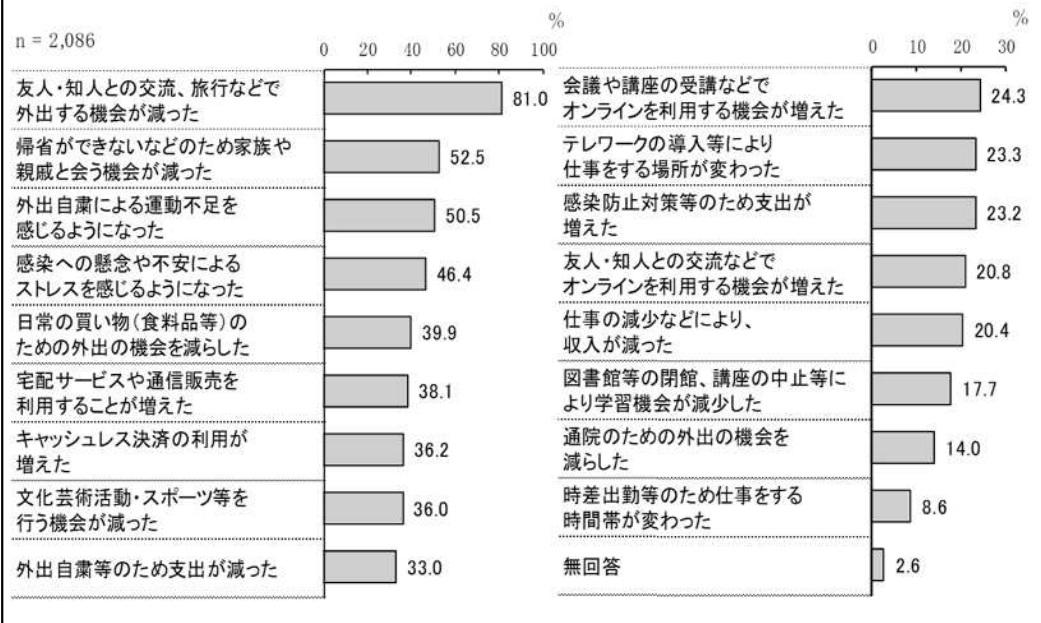
概要

令和3年度、令和4年度の世田谷区民意識調査において「新型コロナウイルス感染症に伴う生活への影響」を調査した。

詳細

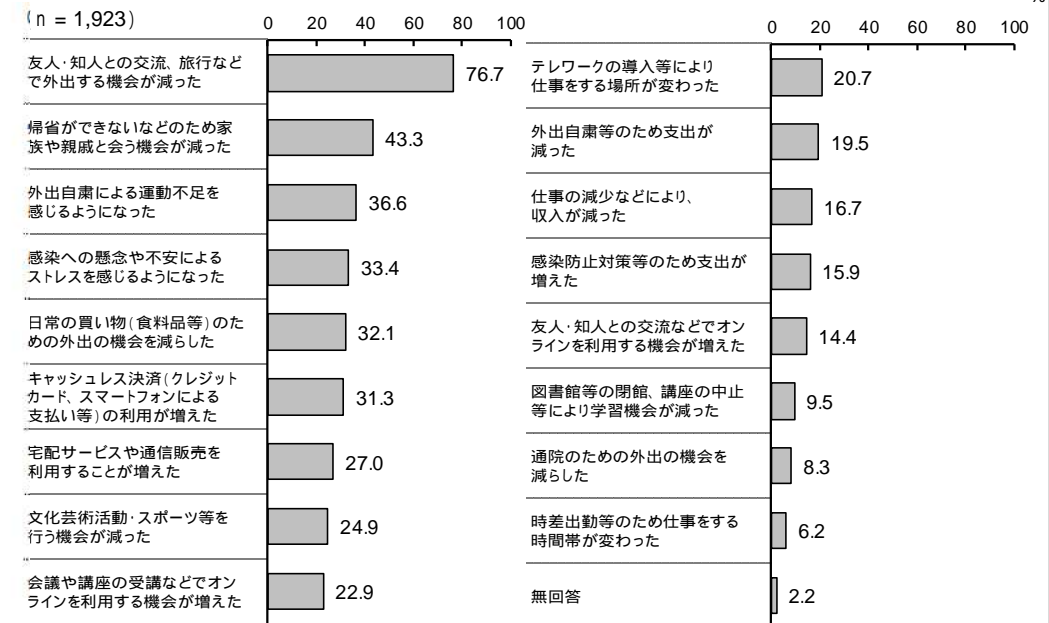
< 令和3年度世田谷区民意識調査(令和3年5月実施) >

「新型コロナウイルス感染拡大による仕事や生活への影響」



< 令和4年度世田谷区民意識調査(令和4年5月実施) >

「新型コロナウイルス感染拡大による仕事や生活への影響」



2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

区民等への情報発信 イ 広聴(区民の声)

概要

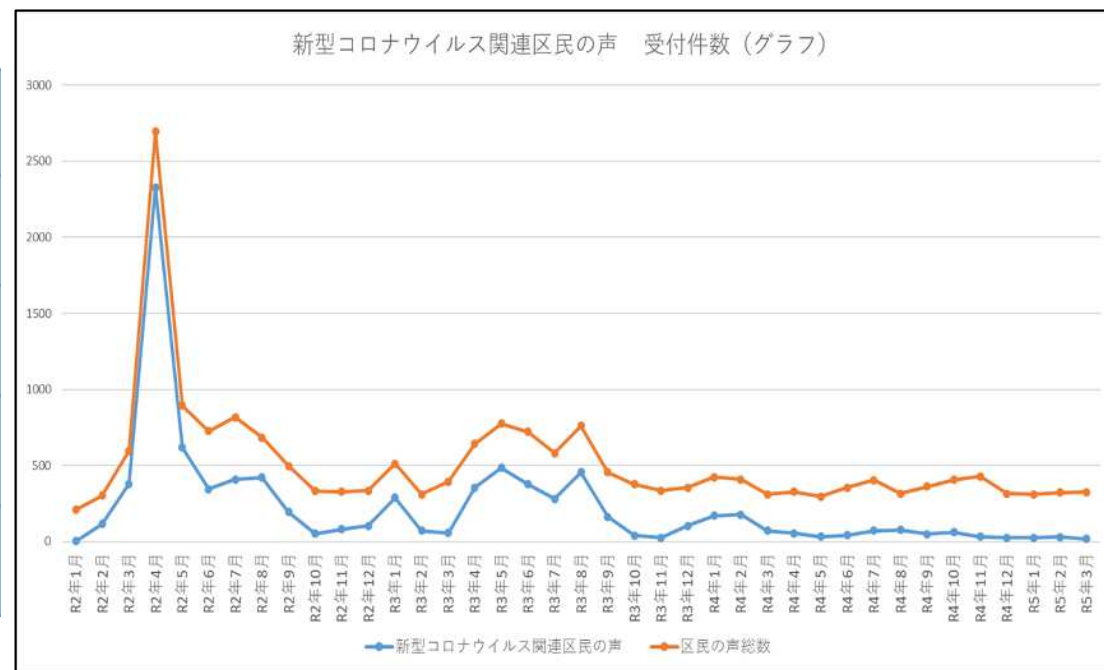
新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、区民の声 が急増した。新型コロナウイルス関連区民の声の推移は以下のとおり。

区長へのハガキや区のホームページなどを通じ、区民の皆さんから寄せられたご意見やご要望

詳細

新型コロナウイルス関連区民の声 受付件数(令和2年1月～令和5年3月)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和元年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	115	378	495
令和2年度	2,328	618	344	409	421	193	52	80	102	287	72	57	4,963
令和3年度	354	484	376	281	455	162	38	25	102	169	176	70	2,692
令和4年度	54	32	41	70	77	50	60	32	23	25	30	18	512



2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

区民等への情報発信 ウ 新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害防止チラシの作成

実施期間 令和3年2月～令和3年7月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、感染者やその家族、医療関係者などへの偏見、誹謗中傷、差別が各地で後を絶たない状況を抑止するため、人権侵害を防ぐ啓発用チラシを作成し、順次、区民、事業者などへ配布した。

詳細

区立小中学校保護者、世田谷区医師会、玉川医師会、商店街連合会、世田谷工業振興協会、区広報板、町会・自治会回覧、区立施設などへ配布等を行った。

チラシ原稿は次ページ参照

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

区民等への情報発信 ウ 新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害防止チラシの作成

チラシ原稿

STOP! コロナ差別

新型コロナウイルスのことを正しく理解することで、不安だけでなく、偏見による差別や人権侵害を防げます。敵は「人」ではなく「ウイルス」です。保健所などの公共機関が発信する正確な情報を知りましょう。



こんなことも差別や人権侵害につながります

- 「家族に感染者がいるなら、うちの店で買い物をしてほしい。」
- 「PCR検査結果が陰性でも会社のイメージが悪くなるし…退職したら?」
- 「自宅待機中というけど症状がないなら出勤してよ、忙しい時期だから。」
- 「〇〇ちゃんは快復して登校したけど、しばらく一緒に遊んでほしい。」

区長からのメッセージ



世田谷区長 保坂眞人

新型コロナウイルスは、いつどこで感染するかわかりません。残念なことに、感染した方や治療に携わる方などへの誹謗中傷や心ない差別などが後を絶ちません。「ちよっと待って」と言いたい。新型コロナウイルスに感染した方は、何も悪くありません。病状が快復しても、偏見や差別に苦しむのは理不尽です。

私たちは、ウイルスと戦っているのだということを忘れてください。私たちが、区民の皆さん、力を合わせて、感染拡大防止に取り組み、この難局を乗り切りましょう!



【お問い合わせ先】 世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画担当課
電話 03-6304-3453 FAX 03-6304-3710

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

その他 ア 世田谷区新型コロナウイルスをともに乗り越える寄附金

実施期間 令和2年4月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、医療機関等への支援を寄附で支えようとする機運の高まりを受け、区の新型コロナウイルス感染症対策を加速させるため、「世田谷区新型コロナウイルスをともに乗り越える寄附金」(以下、「コロナ寄附金」という)の募集を開始した。

詳細

寄附募集活動

寄附受付専用の銀行口座の開設のほか、区HPでの周知、寄附ポータルサイトでのガバメントクラウドファンディング®の実施(令和2年5月1日～8月24日、8月24日～12月31日)、区内広報掲示板やワクチン接種会場等での募集チラシの掲示、雑誌への記事掲載、コロナ禍で断捨離が増加した世相を反映した“モノによる寄附—断チャリプロジェクト”への参加等による寄附募集に取り組んだ(断チャリプロジェクト実績:28件 228,019円)。

また、世田谷246オンラインハーフマラソンの開催に当たり、一般の参加料とは別に、寄附金500円分を含む参加料を設定し、その寄附金分をコロナ寄附金に充当した(令和2～4年度 計752件 376,000円)。

寄附金の実績(令和6年3月末時点)

寄附金は、新型コロナウイルス感染症対策本部にて、フェーズの変化に応じ必要とされる対策に活用することとし、以下に活用した。

- ◆ 区内医療機関等への感染防止対策に必要な防護用品(マスク、防護服、グローブ)等の配付 1,000万円
- ◆ 医療的ケア児(者)に対する消毒液の配付 361万8,120円
- ◆ PCR検査体制の強化等 8,160万1,170円
- ◆ 区内介護事業所等への抗原定性検査キットの配付 612万2,088円

実施期間合計:1億134万1,378円

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

その他 イ マスクや消毒液などの寄附の受け入れ

実施期間 令和2年4月～令和5年5月

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

マスクや消毒液など、手に入りづらい時期等に、新型コロナウイルス感染症対策のご支援として、区民並びに事業者から世田谷区へ支援物資の寄贈の申し出があり、受け入れを行った。

頂いた寄贈品は、区内医療機関や高齢者施設、障害者施設、子ども関連施設及び庁内等で、感染拡大防止等のために有効に活用した。

詳細

寄贈件数の合計は144件であり、内訳は以下のとおりである。

対象年度	寄贈件数
令和2年度	122件
令和3年度	15件
令和4年度	7件

内訳

マスク	消毒液等	飲料等	衛生用品	その他
86件	20件	8件	20件	10件

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

その他 ウ 新型コロナウイルス対策のためのICT環境の整備

実施期間 令和2年4月～

第1波

第2波

第3波

第4波

第5波

第6波

第7波

第8波

概要(目的)

対面での人との接触等を減らすことによる感染リスクの低減と、区の体制における機動性の強化や業務の継続を支えるためのICT環境の整備を行った。

詳細

モバイルPC等の配備・モバイルワーク環境整備

モバイルPC100台を保健所のほか新型コロナウイルス対策本部及び事業継続対策部会の所属等に早期に集中的に配置し、その後、各部・全管理職に配備

モバイルルーター50台の導入

モバイルワーク(在宅勤務)実施に向けたマイクロソフト社のオンラインストレージ(OneDrive)の利用環境や利用ルールを整備

オンライン会議・ウェビナー環境整備

ZOOMライセンスや専用PC、モバイル回線、カメラ、スピーカーを導入・拡充し、マニュアル整備とともにオンライン会議用端末等を庁内に貸出

電子申請

区への来庁不要や対面機会の抑制、窓口混雑緩和などのため、電子申請の拡充に向けた検討や支援を実施

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

その他 Ⅰ 各種取組みへの応援職員配置状況

取組みによっては、区の人事部局と調整し応援体制を組み業務を実施した。その主な応援体制については以下のとおり。

年度	業務名	応援(兼務)日数(日)	応援(兼務)職員延べ人数(人)(概算)
令和2年度、 令和3年度	世田谷保健所体制強化	501	2,446
令和2年度	新型コロナワクチン接種体制強化	65	327
令和2年度	住居確保給付金関連業務	134	279
令和2年度	緊急融資関連業務	365	857
令和2年度	特別定額給付金業務(全般)	143	4,165
令和2年度	特別定額給付金業務(手続処理)	89	8,860
令和2年度	特別定額給付金業務(電話対応)	36	476
令和2年度	社会的検査等検査関連業務	312	1,761
令和2年度	医療機関等支援事業	214	244
令和2年度	国民健康保険料減免	131	1,326
令和2年度	介護保険料減免業務	19	38

令和2年度は令和2年4月1日から令和3年3月31日まで、令和3年度は令和3年4月1日から令和4年3月31日まで、令和4年度は令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

その他 Ⅰ 各種取組みへの応援職員配置状況

取組みによっては、区の人事部局と調整し応援体制を組み業務を実施した。その主な応援体制については以下のとおり。

年度	業務名	応援(兼務)日数(日)	応援(兼務)職員延べ人数(人)(概算)
令和3年度	GW期間中の世田谷保健所体制強化	7	42
令和3年度	世田谷保健所体制強化	173	2,919
令和3年度	新型コロナワクチン接種体制強化	341	2,630
令和3年度	新型コロナワクチン接種 コールセンター対応	96	415
令和3年度	新型コロナワクチン接種 集団接種会場対応	276	12,420
令和3年度	新型コロナワクチン接種 予約支援対応	31	62
令和3年度	新型コロナワクチン接種 要配慮者対応への体制強化	297	1,384
令和3年度	社会的検査 体制強化	183	440
令和3年度	感染拡大に伴う緊急措置対応	14	46
令和3年度	生活困窮者自立支援金支給業務	274	274
令和3年度	臨時特別給付金業務	121	398

令和2年度は令和2年4月1日から令和3年3月31日まで、令和3年度は令和3年4月1日から令和4年3月31日まで、令和4年度は令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。

2 世田谷区における主な取組み

(1) 令和2年1月～令和5年5月7日

その他 エ 各種取組みへの応援職員配置状況

取組みによっては、区の人事部局と調整し応援体制を組み業務を実施した。その主な応援体制については以下のとおり。

年度	業務名	応援(兼務)日数(日)	応援(兼務)職員延べ人数(人)(概算)
令和3年度	子育て世帯への特別給付金業務	304	1,380
令和4年度	世田谷保健所体制強化	133	537
令和4年度	臨時特別給付金業務	97	228

令和2年度は令和2年4月1日から令和3年3月31日まで、令和3年度は令和3年4月1日から令和4年3月31日まで、令和4年度は令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。

2 世田谷区における主な取組み

(2) 令和5年5月8日以降(新型コロナウイルス感染症5類移行後)

【区の対応方針(令和5年4月13日 第102回新型コロナウイルス感染症対策本部決定)】 (令和5年5月時点)

区は、国や東京都の動きを踏まえ、5類移行後は次の考え方に基づいて対応を行う。

感染症法上の分類が5類に移行することにより、実施根拠がなくなる事業については原則「廃止」する。

(例)濃厚接触者への検査、患者移送、自宅療養者への支援など

5類移行後も、新型コロナウイルス感染症から区民の生命と健康を守るために区が担うべき事業は「継続」する。

(例)区民の不安解消、外来や救急への影響緩和、重症化リスクの高い区民が多い高齢者施設等の感染対策、幅広い医療機関による自律的な対応に向けた医療機関支援など

「継続」する事業の実施期間については、国や都の動向も踏まえて判断する。

感染が再拡大した場合に備える必要があるため、これまでの経験を活かし、機動的に対応できる体制を維持する。

今後、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になった場合には、ただちに迅速な対応を図る。

2 世田谷区における主な取組み

(2) 令和5年5月8日以降(新型コロナウイルス感染症5類移行後)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に移行した5月8日以降も継続とした主な区の実施内容については以下のとおり

事業名	令和5年5月8日以降の取組み内容(令和5年5月時点)
新型コロナウイルス相談窓口 発熱相談センター 後遺症相談窓口	世田谷区自宅療養者相談センターにおける健康相談機能も含めて、電話相談窓口を統合し、「世田谷区新型コロナウイルス感染症相談センター」として実施する。
新型コロナウイルス感染症に関する「暮らしの総合相談窓口」	各総合支所において、通常業務である、すぐやる相談窓口の業務に含めて継続実施する。
感染症アドバイザー派遣	希望する社会福祉施設等に対し、アドバイザーによる新型コロナウイルス感染症に関する感染症対策及び予防に係る助言等を行う体制を当面維持する。
保健所体制強化 (委託の活用)	5類移行後も入院調整業務の一部を保健所が担うことが都の方針として決定したことから、入院調整に係る看護師の委託を継続する。 一方で、発生届の入力等のデータ入力作業は終了となるため、データ入力に係る事務職は入院調整業務を残し縮小する。
積極的疫学調査	集団発生報告に基づき積極的疫学調査は施設調査のみ保健所職員にて継続して対応。

2 世田谷区における主な取組み

(2) 令和5年5月8日以降(新型コロナウイルス感染症5類移行後)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に移行した5月8日以降も継続とした主な区の実施内容については以下のとおり

事業名	令和5年5月8日以降の実施内容(令和5年5月時点)
入院勧告・医療費公費負担決定 証明書の発行	令和5年5月7日以前の患者にかかる申請について引き続き対応している。
社会的検査(随時検査)	対象施設を高齢者・障害者施設とし、事業所・施設内で感染者が発生した場合のみ実施する。
社会的検査(抗原定性検査) - 随時検査の補完	対象施設を高齢者・障害者施設に限定し抗原定性検査キットを配付する
新型コロナワクチン接種	重症化予防の観点から令和5年春開始接種(5月～8月)及び令和5年秋開始接種(9月～12月)を実施予定。
区民相談体制拡充(労働相談、経営 相談、生活困窮相談など)	引き続き実施
業態転換及び新ビジネス創出支援 補助	引き続き実施
区有地を活用したキッチンカー等移動販 売の機会拡充による事業者支援の実施	引き続き実施

2 世田谷区における主な取組み

(2) 令和5年5月8日以降(新型コロナウイルス感染症5類移行後)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に移行した5月8日以降も継続とした主な区の実施内容については以下のとおり

事業名	令和5年5月8日以降の実施内容(令和5年5月時点)
国民健康保険料減免	国の通知等に基づき、継続して実施
国民健康保険傷病手当金	引き続き実施
新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業	令和5年6月末までを支援対象期間とし、補助内容を精査した上で実施。以降は分類変更後の対応医療機関数の推移や、感染拡大状況を見定めて、補助が必要な場合には、改めて内容等を検討する。
子ども配食事業	引き続き実施
子ども関連施設等支援事業	感染防止用としてのマスクや消毒液等の物品購入に対する補助は廃止するが、引き続き東京都補助金を活用し、感染者が発生した場合の職員の割増賃金や消毒清掃費用等を補助対象とする。なお、今後の国や都の動向を踏まえ、変更等が生じる場合にはあらためて方針を検討する。

2 世田谷区における主な取組み

(2) 令和5年5月8日以降(新型コロナウイルス感染症5類移行後)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に移行した5月8日以降も継続とした主な区の実施内容については以下のとおり

事業名	令和5年5月8日以降の実施内容(令和5年5月時点)
住民票の写しの交付手数料免除	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会へ「特例貸付の償還免除」の理由により提出する住民票は、交付手数料免除を継続
高齢者・障害者施設等支援事業	マスク等の衛生物品購入に限り補助対象とし、国や都の動向を踏まえ今後の方針を検討する。
在宅要介護高齢者の受入体制整備事業	濃厚接触者の考え方がなくなるため、個別の介護状況等を踏まえて実施可否を判断。セーフティネットとして半年程度継続し、その後は状況を見て廃止についても検討する。
感染症対策研修(WEB配信)の実施	内容を適宜見直し、引き続き実施
在宅要介護者の受入体制整備事業	濃厚接触者の考え方がなくなるため、個別の介護状況等を踏まえて実施可否を判断。セーフティネットとして半年程度継続し、その後は状況を見て廃止についても検討する。

2 世田谷区における主な取組み

(2) 令和5年5月8日以降(新型コロナウイルス感染症5類移行後)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に移行した5月8日以降も継続とした主な区の実施について以下のとおり

事業名	令和5年5月8日以降の取組み内容(令和5年5月時点)
障害者施設向け接種支援(巡回接種、施設利用者専用レーン)	障害者入所・通所施設への巡回接種を引き続き実施
世田谷区新型コロナウイルスをともに乗り越える寄附金	区における新型コロナウイルス感染症対策への取組みを継続していることから引き続き実施

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和2年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年3月30日	第1回	審議事項	世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について	総務部・世田谷保健所	改正特措法に基づく「政府対策本部」及び「東京都新型コロナウイルス感染症本部」の立ち上げを受け、区は、令和2年3月26日付けで「世田谷区健康危機管理対策本部」を区対策本部に移行する。名称は、「世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部(世田谷区新型インフルエンザ等対策本部)」とし、構成員について決定する。	付議のとおり決定。
令和2年3月30日	第1回	審議事項	新学期における区立小中学校の授業等の再開について	教育委員会事務局	新学期における区立小中学校の授業等については、必要な感染症対策を講じるなど子どもたちの安全に十分に留意して再開する。始業式から4月10日(金)までの期間については、学年ごとに登校時間を異ならせる分散登校方式により授業等を実施し、4月13日(月)以降の期間については、通常の時間割により授業等を実施する。	決定事項なし。 4月1日まで判断を延期。
令和2年3月30日	第1回	審議事項	新型コロナウイルス感染症の対応に伴う学校施設開放の中止期間の延長について	教育委員会事務局	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、学校休業期間中(4月5日まで)の学校施設の開放を中止しているが、中止する期間を4月15日(水)まで延長する。	付議のとおり決定。
令和2年3月30日	第1回	審議事項	新型コロナウイルス感染防止に関する新BOP、児童館について	子ども・若者部	学校が分散登校または再開の延期となった場合は、4月1日以降、児童館を閉館し、学童クラブの一日育成に、児童館の人員を振り向ける。	新型コロナウイルス感染拡大のリスクが高まり、それに対応した安全な運営をすることが困難であると判断し、令和2年4月1日(水)から4月15日(水)まで、児童館を閉館する。
令和2年3月30日	第1回			各総合支所 生活文化部 子ども・若者部		【関連事項】 感染拡大リスクを鑑み、区の各関連施設の休止・休館等の対応を行う。(方向性の決定)
令和2年3月30日	第1回	審議事項	新型コロナウイルス感染症予防に伴う認可保育園における保育料等の取扱いについて	保育担当部	新型コロナウイルス感染症予防のために認可保育園を休園したお子さんの保育料、延長保育料については、欠席した日数に応じて減免する。 減免する保育料、延長保育料は、3月(延長保育料除く)、4月、5月分とする。なお、6月以降は新型コロナウイルス感染症拡大の状況を注視し、改めて検討する。	付議のとおり決定。

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和2年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年4月1日	第2回	審議事項	新学期における区立小中学校の授業等について	教育委員会事務局	東京都における新型コロナウイルス感染症の感染者数の拡大状況等を踏まえ、区立小中学校においては、通常の時間割による授業等は、令和2年5月7日(木)からの再開を目指すこととし、令和2年5月1日(金)までの間は、学年ごとに登校日や登校時間を異ならせる分散登校などにより子どもたちの安全に十分に留意した措置を講じたうえで、授業・学習指導等を実施する。	付議のとおり決定。
令和2年4月1日	第2回	報告事項	区内通所介護事業所における新型コロナウイルス感染者の発生について	高齢福祉部	令和2年3月31日、区内通所介護事業所(デイホーム千歳(所在地:給田))に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症に罹患していることが判明した。本件に対する概要とその対応について報告があった。	

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和2年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年4月3日	第3回	審議事項	新学期における区立小中学校の授業等について	教育委員会事務局	世田谷区内の感染状況も拡大傾向にある状況をふまえ、下記のとおり、4月1日の決定内容を変更する。 ・区立小学校の入学式(4月6日予定)及び区立中学校の入学式(4月7日予定。夜間学級については4月6日予定)は、延期する。 ・区立小中学校の始業式(4月6日予定)は、延期する。 ・区立小中学校は、5月1日まで臨時休業とし、5月7日からの再開を目指して検討を進める。当初予定していた臨時休業期間中の分散登校についても見送る。 上記3点について、区ホームページに掲載する。	付議のとおり決定。
令和2年4月3日	第3回	審議事項	新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う新BOPの運営休止について	子ども・若者部 教育委員会事務局	・都内及び区内の感染者数の拡大が懸念される中、新BOPにおける感染拡大のリスクに対応した環境の確保及び安全な運営体制の整備は困難であると判断し、学童クラブの運営も含め新BOPの運営を、4月6日から当面の間休止する。 BOPは全面休止	・都内及び区内の感染者数の拡大が懸念される中、新BOPにおける感染拡大のリスクに対応した環境の確保及び安全な運営体制の整備は困難であると判断し、学童クラブの運営も含め新BOPの運営を、4月6日から当面の間休止する。 <u>ただし、以下の家庭については学童クラブを利用可能とする。</u> ・医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な家庭 ・ひとり親家庭などで仕事を休むことが経済的に困難な家庭

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和2年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年4月7日	第4回	審議事項	東京都による緊急事態措置を踏まえ利用を休止する区施設等について	政策経営部	国による緊急事態宣言、東京都による緊急事態措置が発表された場合には、その内容を踏まえ、区施設等の利用について、4月8日(水)から5月31日(日)まで休止する。	なし 東京都による緊急事態措置内容が出た際に再度決定する
令和2年4月7日	第4回	審議事項	緊急事態措置を受けた社会福祉施設等の対応について	保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部 子ども・若者部 保育部	国による緊急事態宣言、東京都による緊急事態措置が発表された場合には、その内容を踏まえ、世田谷区の保健福祉に関する施設・事業の運営については、要請等を受け休止する施設のほかに、感染予防対策を徹底し、職員や利用者の健康管理の徹底と、衛生管理の徹底の管理を行い、事業を継続することを基本とする。(各施設については別紙詳細あり) 期間については、原則として、緊急事態措置の期間対応とするが、今後の状況に応じて改めて検討する。	なし 東京都による緊急事態措置内容が出た際に再度決定する
令和2年4月7日	第4回	審議事項	今後の保育の取り扱いについて	保育部	国による緊急事態宣言後の、東京都による緊急事態措置が発表されるまでの間、区内の認可保育所、地域型保育事業、私立認定こども園の運営については、仕事を休んで家にいることが可能な保護者への登園の自粛を要請する。	なし 東京都による緊急事態措置内容が出た際に再度決定する
令和2年4月7日	第4回	審議事項	多聞幼稚園保育枠の取り扱いについて	教育委員会事務局	国による緊急事態宣言、東京都による緊急事態措置が発表された場合には、その内容を踏まえ、区内の区立認定こども園多聞幼稚園の保育枠の運営については、原則休園とすることとし、併せて事業が継続される世帯等への「応急保育」を実施する。	なし 東京都による緊急事態措置内容が出た際に再度決定する
令和2年4月7日	第4回	審議事項	東京都による緊急事態措置を踏まえた区の業務の継続について	政策経営部	国による緊急事態宣言、東京都による緊急事態措置が発表された場合には、その内容を踏まえ、窓口を含め、区の業務を継続する。	なし 東京都による緊急事態措置内容が出た際に再度決定する
令和2年4月7日	第4回	審議事項	東京都による緊急事態措置を踏まえ延期する区主催のイベントについて	政策経営部	国による緊急事態宣言、東京都による緊急事態措置が発表された場合には、その内容を踏まえ、区が主催するイベントについて、4月8日(水)から5月31日(日)までの期間、屋内外を問わず開催を延期する(当初予定していた日程以外での開催が困難なイベントは中止とする)。	なし 東京都による緊急事態措置内容が出た際に再度決定する

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和2年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年4月10日	第5回 【書面開催】	審議事項	緊急事態宣言後の保育の対応について	保育部 教育委員会事務局	国による緊急事態宣言、4月9日付で東京都通知「緊急事態宣言後の保育所及び学童クラブ等の対応について」を受け、区内保育所等利用者に対して、今後はより強く園児の登園自粛を要請するとともに、これまでの通常保育から、新型コロナウイルス感染症拡大防止対応を徹底した上で、規模を縮小した保育へ移行する。 実施期間は、令和2年4月13日(月)から緊急事態宣言適用期間である5月6日(水)までとし、適用期間が延長された場合はそれに準じる。	付議のとおり決定
令和2年4月10日	第5回 【書面開催】	審議事項	緊急事態宣言後の対応について(新BOP(学童クラブ、BOP))	子ども・若者部 教育委員会事務局	国による緊急事態宣言、4月9日付で東京都通知「緊急事態宣言後の保育所及び学童クラブ等の対応について」を受け、新BOPについては、4月6日(月)以降の取扱い(当面の間休止)を継続する。 学童クラブは、これまでどおり現下の状況により仕事を休むことが困難な方の児童を預かることとする。また、保護者に対し、可能な限り、学童クラブの利用を控えるよう依頼する。 実施期間は緊急事態宣言適用期間である5月6日(水)までとし、適用期間が延長された場合は、それに準じる。	付議のとおり決定

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和2年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年4月10日	第6回 【書面開催】	審議事項	東京都による緊急事態措置を踏まえた社会福祉施設等の対応について	保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部 子ども・若者部 世田谷保健所	<p>新型コロナウイルス感染症に関する国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置等を受け、世田谷区の保健福祉に関する各施設・事業の運営についての対応を決定する。(保育事業及び新BOP(学童クラブ・BOP)並びに高齢者施設(短期入所施設、通所施設)を除く)</p> <p><基本的考え方></p> <p>(1)東京都による緊急事態措置の対象となる社会福祉施設等については、感染防止対策を徹底し、事業を継続する。</p> <p>(2)東京都による緊急事態措置の対象となる社会福祉施設以外の保健福祉施設等についても、感染防止対策を徹底して事業を継続することを基本とする。ただし、感染防止の観点からやむを得ない場合は、事業の一部または全部を休止、もしくは事業の縮小を行う。</p> <p>(3)相談に関する事業は面談や訪問をできる限り実施せず、電話相談を基本に継続する。</p> <p>実施期間は緊急事態措置の期間(5月6日(水)まで)の対応とする。ただし、今後の状況に応じて柔軟に対応する。</p>	付議のとおり決定
令和2年4月10日	第6回 【書面開催】	審議事項	緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応について	高齢福祉部	<p>東京都通知「緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応について」を受け、介護サービス事業所・施設の対応について、事業者に対し下記の内容を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設・サービス事業所より一層の感染拡大防止に取り組み、引き続き事業運営を継続すること。 ・居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所 <p>感染拡大防止の観点から、各利用者が現在利用しているサービスの必要性を再度確認し、利用者・家族と相談の上、必要に応じてサービスの見直しを行うこと。</p> <p>対応を依頼する期間は、緊急事態措置の期間(5月6日(水)まで)の対応とする。</p>	付議のとおり決定

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和2年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年4月10日	第7回 【書面開催】	審議事項	東京都による緊急事態措置後の区民利用施設等の対応について	政策経営部	国による緊急事態宣言(4月7日)及び東京都による緊急事態措置(4月10日)を受け、区は、さらなる新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底するため、区民利用施設等の利用について、これまで休止していた施設は休止を継続するとともに、新たに休止する施設を追加する。 休止の期間は4月11日(土)から5月31日(日)までとする。ただし、緊急事態措置の適用期間も考慮し、今後の状況に応じて適宜判断していく。	付議のとおり決定
令和2年4月10日	第7回 【書面開催】	審議事項	東京都による緊急事態措置を踏まえた区の窓口等業務の継続について	政策経営部	国による緊急事態宣言を受けて実施される東京都緊急事態措置において、官公署は「社会生活を維持する上で必要な施設」とされ、休止要請の対象ではないことから、今後も窓口を含め、区の業務は基本的に継続する。併せて、窓口の混雑緩和による区民等への感染リスク軽減を図るための取組みをさらに推進していく。その他の事業についても、基本的に継続する。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、事業の休止等が必要なものについては、所管部において判断し、区ホームページ等で対象者に周知する。	付議のとおり決定
令和2年4月10日	第7回 【書面開催】	審議事項	延期または中止する区主催のイベントについて	政策経営部	国による緊急事態宣言を受けて実施される東京都緊急事態措置において公表された催物の開催の停止要請等を受け、緊急事態措置後の区主催イベントの対応を以下のとおり、延期または中止を継続する。 ・区が主催するイベントについて、屋内外を問わず開催を延期する(当初予定していた日程以外での開催が困難なイベントは中止とする)。 対象期間は4月11日(土)から5月31日(日)までとする。ただし、緊急事態措置の適用期間も考慮し、今後の状況に応じて適宜判断していく。	付議のとおり決定

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和2年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年4月17日	第8回 【書面開催】	審議事項	保育所等の休園について	保育部 教育委員会事務局	国による緊急事態宣言、東京都による緊急事態措置を踏まえ、区内保育所等利用者に対して、園児の登園自粛を要請し、「世田谷区新型コロナウイルス感染症拡大防止対応による縮小保育ガイドライン(第1版)」に基づき、縮小保育を行ってきたところであるが、区内で感染が著しく拡大している状況を鑑み、保育所等を休園する。 対象施設 区立保育園、私立保育園、地域型保育事業、区立認定こども園(保育枠)、私立認定こども園、認証保育所、保育室、保育ママ 期間 令和2年4月20日(月)から緊急事態宣言適用期間である5月6日(水)まで。 なお、就業先と調整される間は、保育を継続することとする。	付議のとおり決定
令和2年4月17日	第8回 【書面開催】	審議事項	新型コロナウイルス感染症の影響による区内保育施設の保育料の取扱いについて	保育部	・区内の保育施設(認可保育園の定期利用保育、認証保育所、保育室、保育ママ、認可外保育施設(国の指導監督基準を満たしている施設))を園児が欠席した場合や園が休園した場合の保育料の補助を行う。 ・保育料の補助対象は、4月～5月分の保育料とし、国の緊急事態宣言、都の緊急事態措置が出される前に登園を自粛した期間(4月1日～6日)も、補助の対象とする。 実施期間 令和2年4月～5月 国の緊急事態宣言が出される前(4月1日～6日)に自発的に登園を自粛した場合も対象に含む。	付議のとおり決定
令和2年4月17日	第8回 【書面開催】	審議事項	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う認可保育園等における育児休業復帰時期の延長及び副食費等の取扱いについて	保育部	・保護者の育児休業復帰時期を5月中から6月中に延長する。(4月以降の入園者で、保護者が育児休業中の場合、6月中の復職でも可とする。) ・保育料及び区立園の延長保育料について、保護者からの減免申請を問わず、欠席日数に応じて減免を行う。 ・区立認可保育園の副食費について、欠席日数等に応じて減免する(4月、5月分)。休園中の給食を提供しない日についても減免する。	付議のとおり決定

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和2年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年4月17日	第9回	審議事項	新型コロナウイルス感染防止対策としてのPCR検査体制の拡充について	保健福祉政策部 世田谷保健所	区における検査件数を増加することを目的に、検査待ちの状況の改善、迅速かつ効率的な検査につなげるため、検査体制を拡充する。 世田谷保健所では令和2年4月8日(水)より、空き施設を活用したPCR検査を開始した(平日の午後実施)。その後、世田谷区医師会会員医師の協力も得て、世田谷保健所とともに検査を実施している。今後、玉川医師会の協力も得て準備が整い次第、順次開始する。	付議のとおり決定
令和2年4月17日	第9回	報告事項	世田谷区社会福祉協議会の新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付(福祉資金緊急小口資金、総合支援資金生活支援費)の受付方法の変更について	保健福祉政策部	世田谷区社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付(福祉資金緊急小口資金、総合支援資金生活支援費)を実施しており、ぶらっとホーム世田谷において電話予約による面談を経て、貸付を決定している。 今般の新型コロナウイルス感染症の状況と申請件数の増加に対応するため、郵送での申請の受付を開始する。	
令和2年4月24日	第10回	審議事項	新型コロナウイルス感染症対策本部における事業継続対策部会の設置について	総務部	新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年3月26日付で「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し各取り組みを進めているところであるが、さらなる感染拡大防止、増大する感染者対応等に迅速かつ的確に対応していくため、以下のとおり本部条例規則第2条に基づく「事業継続対策部会」を設置することとする。 なお、部会構成員は勤務訓令により本務と同様の職務命令を発令する。	付議のとおり決定
令和2年4月24日	第10回	審議事項	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る区発注工事等の対応について	財務部	4月16日に国の緊急事態宣言対象地域が全国に拡大され、東京都が「特定警戒都道府県」に位置づけられる中、区内でも感染が拡大している状況に鑑み、感染拡大防止に係る区発注工事等の対応について整理し、受注者に改めて周知を行い、感染拡大防止対策の徹底を図る。 区発注工事等の施工者が追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、施工者から見積を徴収したうえで協議を行い、区が必要と認めた対策については、施工計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額の変更や工期の延長を行う。	付議のとおり決定
令和2年4月24日	第10回	審議事項	新型コロナウイルス感染防止対策としてのPCR検査体制の拡充について	保健福祉政策部 世田谷保健所	新型コロナウイルス対策として、医師会によるPCR検査等(保険診療適用)をし、診療所からの紹介もできるようにするなど、検査体制の拡充を図る。世田谷区医師会会員医師及び玉川医師会の協力による検査体制の拡充については、4月17日の本部において決定されたところであるが、玉川医師会の検査体制について、調整が整ったため改めて報告する。	付議のとおり決定

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和2年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年4月28日	第11回	審議事項	(仮称)特別定額給付金事業の実施について	政策経営部 交流推進担当部	令和2年4月20日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において示された(仮称)特別定額給付金について、すべての区民に可能な限り迅速かつ的確に給付ができるよう、令和2年5月1日付で専管組織を設置し、同日より事業実施に取り組む。	付議のとおりとし、国の補正予算成立をもって決定(所管決定)
令和2年4月28日	第11回	審議事項	「(仮称)世田谷区新型コロナウイルスにともな立ち向かう寄附金」の募集について	政策経営部	新型コロナウイルス感染症の対策を、区民を始めとした皆様からの寄附金により加速させるため、「(仮称)世田谷区新型コロナウイルスにともな立ち向かう寄附金」を募集する。 募集開始時期：令和2年4月30日(木)から	付議のとおり決定
令和2年4月28日	第11回	審議事項	新型コロナウイルス感染症対策商店街向け融資制度の実施について	経済産業部	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げが下落した商店街加盟店が商店街費を支払うことが困難になり、商店街がこれを減免する事態が生じているため、商店街振興組合等に対する融資あっせん制度の利子全額補給および信用保証料全額補助の制度を設置し、地域の公共的役割を担っている商店街の支援を行う。 実施期間：令和2年5月(金融機関との契約締結後、順次)～9月30日	付議のとおりとし、所管部で起案決定
令和2年4月28日	第11回	審議事項	保育所等の休園の取り扱いについて	保育部 教育委員会事務局	現在保育所等においては、緊急事態宣言の期間である5月6日(水)まで休園しているが、休園期間を5月31日(日)まで延長する。	付議のとおり決定
令和2年4月28日	第11回	審議事項	新BOP(学童クラブ、BOP)の取扱いについて	子ども・若者部 教育委員会事務局	新BOPについては、緊急事態宣言の期間である5月6日まで休止としているが、5月7日以降の対応について事前周知を行う必要があるため、5月31日まで休止の取扱いを延長する。	付議のとおり決定

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和2年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年4月28日	第11回	審議事項	東京都による緊急事態措置を踏まえた社会福祉施設等の対応について	保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部 子ども・若者部 世田谷保健所	これまで、各施設の対応について基本的考え方を示し、適用期間を緊急事態宣言の期間としてきたが、国・都の動向や区内の状況などを踏まえ、当面の間、対応を継続することとする。 なお、子ども・若者部については5月31日(日)までとする。	付議のとおり決定
令和2年4月28日	第11回	審議事項	区立小中学校・幼稚園の臨時休業の取扱いについて	教育委員会事務局	区立小中学校・幼稚園については、緊急事態宣言の期間である5月6日(水)まで臨時休業としているが、休業期間を5月31日(日)まで延長する。	付議のとおり決定
令和2年4月28日	第11回	審議事項	新型コロナウイルス感染拡大に伴う就学援助の支給について	教育委員会事務局	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、区立小中学校が休校する中、給食についても休止している。就学援助受給世帯をはじめとして、多くの家庭で子どもへの昼食の提供について負担が増加していることから、経済的な支援を目的として、就学援助受給世帯に対して、臨時休校期間中(4月～5月)の「給食費」相当額の支給を行う。	付議のとおりとし、所管部で起案決定
令和2年4月28日	第11回	報告事項	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用を休止している区民利用施設等の休止期間の延長について	政策経営部	5月6日までを休止期間としていた施設について、休止期間を5月31日(日)まで延長する。	
令和2年4月28日	第11回	報告事項	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除等に係る臨時特例措置について	保健福祉政策部	令和2年4月23日付け厚生労働省通知に基づく臨時特例措置により、国民年金保険料免除申請受付を開始する。	
令和2年4月28日	第11回	報告事項	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う認可保育園等保育料の算定方法について	保育部	認可保育園等の欠席に対する保育料等の減免にかかる手続き及び算定方法について定める。	

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和2年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年5月19日	第12回	審議事項	今後の区施設および事業の再開に向けた基本的な考え方について	政策経営部	国による緊急事態宣言、東京都による緊急事態措置の状況も踏まえ、今後区施設および事業の再開について、基本的な考え方を定める	付議のとおり決定
令和2年5月19日	第12回	審議事項	区立小中学校の対応について	教育委員会事務局	5月31日まで臨時休業としている区立小中学校について、6月1日以降の対応について方針を定める必要があるため、本案を付議する	付議のとおり決定
令和2年5月19日	第12回	審議事項	新BOP(学童クラブ、BOP)等の取扱いについて	子ども・若者部 教育委員会事務局	新BOP及び児童館については、緊急事態宣言の期間である5月31日まで休止・休館としているが、6月1日以降の対応について、保護者等に対し、事前周知する必要があるため、当面の扱いを決定する	付議のとおり決定
令和2年5月19日	第12回	審議事項	今後の区民利用施設等の対応について	政策経営部	国による緊急事態宣言、東京都による緊急事態措置の状況も踏まえ、今後、区民利用施設等の利用について、感染状況等の段階に応じた対応方針を定める	付議のとおり決定
令和2年5月19日	第12回	審議事項	今後の区主催イベントの対応について	政策経営部	国による緊急事態宣言、東京都による緊急事態措置の状況も踏まえ、今後、区主催イベントについて、感染状況の段階に応じた休止や開催の判断基準を定める	区主催イベントの休止・開催の判断基準については、本部決定とする。ただし、個々のイベントの開催可否については、各部で決定すること

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和2年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年5月20日	第13回	審議事項	令和2年6月1日以降の保育の取り扱いについて	保育部	現在保育所等においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年5月31日まで休園しているが、令和2年6月1日以降の対応について、保護者等に対し事前周知する必要があるため、当面の取り扱いを決定する 【緊急事態宣言が継続された場合】 継続された期間に応じて休園を延長する 【緊急事態宣言が解除された場合】 休園措置を終了する	付議のとおり決定
令和2年5月20日	第13回	審議事項	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う認可保育園等における対応について	保育部	<認可保育園等> ・保育料、延長保育料、副食費、定期利用保育利用料の減免について、6月分も対象とする。【延長】 ・保護者の育児休業からの職場復帰時期、児童の欠席できる期間を延長する。【延長】 <認可外保育施設> ・認証保育所、保育室、保育ママ、基準を満たす認可外保育施設を園児が欠席した場合等の保育料の補助について、6月分も対象とする。【延長】	付議のとおり決定
令和2年5月20日	第13回	審議事項	区立幼稚園・認定こども園の対応について	教育委員会事務局	5月31日まで臨時休園としている区立幼稚園及び認定こども園について、6月1日以降の対応について方針を定める必要があるため、本案を付議する。	付議のとおり決定
令和2年5月20日	第13回	審議事項	東京都による緊急事態措置を踏まえた社会福祉施設等の対応について	保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部 子ども・若者部 世田谷保健所	国の緊急事態宣言及び都の緊急事態措置等の状況を踏まえ、社会福祉施設等について当面の対応を決定する	付議のとおり決定
令和2年5月20日	第13回	審議事項	臨時休館中の世田谷区立図書館の再開方法について	教育委員会事務局	区立図書館では、令和2年4月11日(土)から5月31日(日)までの間、臨時休館としているが、緊急事態宣言が解除または緊急事態措置に基づく施設休止要請が緩和された場合を想定し、段階的な再開方法について決定する	付議のとおり決定

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和2年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年5月20日	第13回	審議事項	新型コロナウイルス感染症対策に係るマスク等物資の供給について	総務部	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、区職員等へマスクの配付や各施設等へ手指消毒液の配付を次のとおり行う	付議のとおり決定
令和2年5月20日	第13回	審議事項	避難所における新型コロナウイルス感染症への区の対応について	危機管理部	避難所において新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、次のとおり対応し、感染症対策を徹底する	付議のとおり決定
令和2年5月20日	第13回	審議事項	新型コロナウイルス感染症対応を踏まえたICT教育環境の充実及び保健衛生用品の購入について	教育委員会事務局	新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、自宅でのオンライン学習を実施できる環境が整っていない小学校4年生以下の児童の学習用として、都の補助金を活用し、学校に設置している教育用タブレット型情報端末の一部を貸し出すために必要な作業等を行う また、文部科学省の「GIGAスクールネットワーク構想」に基づき、国及び都の補助金を活用し、学校及び家庭双方での活用を視野に入れて、小中学校の児童・生徒1人1台のタブレット型情報端末の配備及び構内通信ネットワークの整備を行う さらに、今後の学校再開に向けての環境整備として、国及び都の補助金を活用し、非接触型検温器及び飛沫感染防止シート等の購入を行う	付議のとおり決定
令和2年5月20日	第13回	審議事項	世田谷区新型コロナウイルスをともに乗り越える寄附金」の活用について(第1回)	政策経営部	4月30日より募集を開始した標記の寄附金について、第1回目の活用方法を決定する。	付議のとおり決定
令和2年5月29日	第14回 【書面開催】	審議事項	今後の区民利用施設等の対応について	政策経営部	区による緊急事態宣言解除や東京都の「ステップ2」への移行発表を踏まえ、今後の区民利用施設等の対応を定める。 区は、都の休業要請等の緩和措置の状況も踏まえ、施設種別ごとに段階的な再開の方針を定める。なお、今後、改めて東京都の施設休止要請の対象となった施設については、再度休止とする。	付議のとおり決定
令和2年5月29日	第14回 【書面開催】	審議事項	今後の区主催イベントの対応について	政策経営部	区による緊急事態宣言解除や東京都の「ステップ2」への移行発表を踏まえ、今後の区主催イベントの対応を定める。 屋内外を問わず、徹底した感染拡大防止策が講じられるイベントについて、段階的に実施する。 なお、今後、改めて東京都からイベント休止要請が出された場合については、再度休止とする。	付議のとおり決定

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和2年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年6月4日	第15回	審議事項	PCR検査体制等の今後の取組みについて	保健福祉政策部 世田谷保健所	現在、実施しているPCR検査の今後の取組みなどについて報告する。	PCR検査体制について、すべての濃厚接触者を検査対象にすることを決定。詳細について検討を進め、再度本部にて審議する。 また、医療関係者へのリスクを軽減する唾液採取による検査の導入に向けて準備を進める。
令和2年6月4日	第15回	審議事項	区内で陽性者が発生した場合等の対応について	政策経営部	区内で陽性者が発生した場合等の対応について	感染者が増加している現状を踏まえ、以下の点を考慮して、今週末までに再度区民へ注意喚起を行う。 事態を公表することで、次に感染者が発生した場合に協力が得られなくなる可能性があるため、相手方に十分理解をいただくこと クラスターが発生した場所だけでなく、どんな場所でも感染のリスクがあること 発生個所の詳細ではなく、クラスターが発生したシチュエーションを示すこと 感染者が出た場合には、調査へのご協力を合わせてお願いすること
令和2年6月8日	第16回	審議事項	区民利用施設等の再開等について	政策経営部	これまで休止してきた区民利用施設等について、5月29日新型コロナウイルス感染症対策本部において決定された方針に基づき、再開または引き続き休止とする。なお、区民センター、地区会館、区民集会室の再開に当たり、利用者が遵守すべき「新しい生活様式」における利用者ガイドラインを示す。	付議のとおり決定。ただし、指定喫煙場所については、指定スペース外での喫煙の可能性もあるため、特に混雑が予想される地域において監視体制等の対策を講じたうえで再開とする。
令和2年6月9日	第17回	審議事項	PCR検査体制等の今後の取組みについて	保健福祉政策部 世田谷保健所	現在、実施しているPCR検査の今後の取組みや、抗体検査等の考え方などについて報告する。	方向性については、付議のとおりとする。具体的な手法については、今後も検討を継続する。
令和2年6月19日	第18回	審議事項	新型コロナウイルス感染症予防に伴う新BOP休止期間中等における学童クラブ利用料等について	子ども・若者部 生涯学習部	休止期間中等(4月1日から7月末日)の利用料等の取り扱いについては、利用料を日割り計算で算出し、7～9月までの利用料と合算して請求することとする。	付議のとおり決定

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和2年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年6月19日	第18回	審議事項	児童館の再開の方向性について	子ども・若者部	児童館の段階的な再開に向けた7月1日以降の取扱いについて、以下のとおりとする。 【7月1日～】 「臨時子育て広場（予約制）」、小学生対象の講座等（予約制）実施 17時以降を中高生世代の利用時間とする。中高生支援館では、週2日、中高生対応として1時間の利用延長を実施 【7月14日～】 乳幼児から高校生まで利用時間で対象区切って自由来館を開始 【8月1日～】 適切な感染防止対策を講じたうえで、通常運営を開始する	付議のとおり決定
令和2年6月19日	第18回	審議事項	今後の保育の取り扱いについて	保育部	保育の取り扱いについて、7月1日から8月31日までを、通常保育に向けた段階的保育（保育対応レベル1）とする。 【通常保育に向けた段階的保育】 登園自粛は解除とするが、家庭保育の協力の実施をお願いする。 家庭保育の協力を合わせて、7月末まで保育料減免を継続し、育児休業からの復帰期限を10月末とする。 「新しい日常における保育」について、PTを発足させ、今後の対策を検討する PTの検討結果を踏まえ、8月末を目途に、感染症拡大防止ガイドラインの改定を行う。	付議のとおり決定
令和2年7月3日	第19回	審議事項	今後のPCR検査等に対する取組みについて	保健福祉政策部 世田谷保健所	現在、実施しているPCR検査等の今後の取組みについて、以下の内容にて実施する。 1 国が唾液検査を保険適用にしたことを受け、その検査に対する検査時間や手法について検証する。 2 世田谷区医師会が行う、自己負担が発生する保険適用による検査について、5月の検査開始当初からの自己負担分の補助として、協力金等の形式で区が負担する。 3 PCR検査の拠点として活用している旧保健センターについて、東京都との協議を行ったうえで近隣対策を講じ、現在の非公表から公表の取り扱いに切り替えていく。 4 区におけるPCR検査体制については、この体制を維持する。なお、旧保健センターにおいては、現状の2ブースから4ブースにする。	PCR検査の拠点として活用している旧保健センターの公表については、東京都との協議が整ったうえで公表に切り替えることとする。 その他については、付議のとおり決定
令和2年7月3日	第19回	審議事項	抗体保有調査（社会福祉施設対象）への支援について	保健福祉政策部 世田谷保健所	新型コロナウイルス抗体保有調査の実施を希望する区内の社会福祉施設（高齢福祉施設・障害福祉施設）に対し、東京都医学総合研究所での検査実施の調整、検体採取・運搬の助成などの支援を行う。	付議のとおり決定

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和2年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年7月3日	第19回	審議事項	新型コロナウイルス感染症対策に係る「(仮称)アドバイザー会議」の設置について		新型コロナウイルス感染症対策に係る、今後の区への対応などを議論する場として、学識経験者や医療関係者などで構成する「(仮称)アドバイザー会議」を設置する。	名称を「新型コロナウイルス感染症対策に係る有識者会議」とし、付議のとおり決定とする。
令和2年7月27日	第20回	審議事項	8月以降の区主催イベントへの対応について	政策経営部	8月以降の区主催イベントの人数や収容率の制限のさらなる緩和については、国や都の動向、区内の感染状況がまだまだ増加傾向にあることを踏まえ、これまでと同様の対応を継続することとする。	付議のとおり決定
令和2年7月27日	第20回	審議事項	新型コロナウイルス感染症予防の取組みと今後の対応について	政策経営部 世田谷保健所	企画総務領域及び福祉保健領域の常任委員会にて報告を行う本案件の報告内容について決定する。	なし。 各部において再度資料内容の確認を行うこと及び第21回新型コロナウイルス感染症対策本部において行う有識者との意見交換の場で出される意見を踏まえ、報告資料の修正後、再度本部において決定することとする。
令和2年7月27日	第21回		有識者との意見交換		区では、感染症対策と経済活動の両立が今後の課題となる中で、専門家による最新の知見と助言を得る「世田谷区としての戦略的な布陣」を敷き、令和2年7月27日(月)の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、各分野の有識者にご出席いただき、各分野について区の現状と課題を提起したうえで、各有識者に多様な視点からご意見を伺った。 < 議事 > 1 開会 2 区の現状分析に関する報告 3 総合的な施策展開について意見交換 (1) 感染拡大防止に寄与する検査体制のあり方 (2) 感染拡大防止と社会福祉施設運営のあり方 (3) 感染拡大防止に寄与する区が行う普及啓発のあり方 (4) 感染拡大防止と学校等子ども関連施設運営のあり方 (5) 「感染拡大防止」と「区民生活・経済活動」の両立のため必要なこと 4 閉会	

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和2年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年7月29日	第22回 【書面開催】	審議事項	新型コロナウイルス感染予防対策について	政策経営部	第20回本部会議の審議結果および第21回本部会議における有識者との意見交換をふまえ、企画総務領域及び福祉保健領域の常任委員会にて報告を行う本案件の報告内容について、決定する。	付議のとおり決定
令和2年7月29日	第22回 【書面開催】	報告事項	新型コロナウイルス感染症に係る事業者等に対する支援の実施状況について	経済産業部	新型コロナウイルス感染症に係る事業者等に対する支援の実施状況について、以下のとおり報告する。	
令和2年8月5日	第23回	審議事項	今後のPCR検査体制の方向性について	保健福祉政策部 世田谷保健所	区のPCR検査体制については、現在の約360件から約600件に拡充する取り組みを進めているが、今後さらに拡充を図る。 <今後の拡充施策(600~)> 玉川病院と関東中央病院の連携協力による検査体制の拡充(54件増) 玉川病院並びに関東中央病院の施設を活用した行政検査の委託(108件) 訪問によるPCR検査の実施 衛生検査所の設置	なし
令和2年8月21日	第24回	審議事項	新型コロナウイルス感染症に対するPCR検査の取組みについて	保健福祉政策部 世田谷保健所	以下の2点について決定する。 現在実施している「感染症の疑いがある有症状の方や濃厚接触者のPCR検査の拡充について」 ・最大検査件数を約300件から600件に拡充する ・PCR検査センター内に検体採取検査機器を新たに設置する 社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査(社会的検査)の実施」に向けた検討結果について ・コロナ禍においても、社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査を「社会的検査」として位置づける ・介護や保育等の現場で、接触を避けられない職員を対象に実施する ・1日あたり約1,000人を対象として実施	資料の修正を行ったうえで、付議のとおり決定 資料の修正を行ったうえで、付議のとおり決定
令和2年8月21日	第24回	審議事項	「世田谷区新型コロナウイルスをともに乗り越える寄附金」の活用(2回目)及び寄附募集方法の更新(第2弾)について	政策経営部 保健福祉政策部 障害福祉部	4月30日より募集を開始した「世田谷区新型コロナウイルスをともに乗り越える寄附金」の2回目の活用方法を決定すること及び「PCR検査体制の拡充」に用途を限定した寄附を第2弾として行うことを決定する。	2回目の活用方法については、すでに決定しているため、「PCR検査体制の拡充」に用途を限定した寄附の募集を行うことのみを決定する。
令和2年8月21日	第24回	報告事項	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う児童養護施設退所者等支援事業の緊急見直しについて	子ども・若者部		

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和2年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年8月26日	第25回 【書面開催】	審議事項	保育施設等関係者が新型コロナウイルス感染症に罹患した際の臨時休園等に伴う保育料等の取扱いについて	保育部	認可保育園等の関係者が感染し、施設が区の要請に応じて臨時休園等の措置を実施した場合に、令和2年2月27日内閣府事務連絡「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付等の取扱いについて」に基づき保育料等の減免等の措置を行うことを決定する。なお、認証保育所等についても、同様に保育料の補助を実施する。	付議のとおり決定
令和2年9月1日	第26回 【書面開催】	審議事項	新型コロナウイルス感染予防対策について	保健福祉政策部 世田谷保健所	7月29日付で決定した「新型コロナウイルス感染症予防の取り組みと今後の対応について」に関して、8月28日時点での更新(速報値)を行ったため、その内容について本部において決定する。 なお、決定した内容については、9月2日の福祉保健常任委員会で報告する。	付議のとおり決定
令和2年9月1日	第26回 【書面開催】	審議事項	新型コロナウイルス感染症に対するPCR検査の取組みについて	保健福祉政策部	第2波の到来とも呼べるような状況のなか、介護事業所等を利用されている方への感染に伴う重症化を避けるため、従来のPCR検査の拡充に加え、有症状者や濃厚接触者に限らない新たな検査の取組みとして、介護事業所、障害者施設、保育園等で働く職員、特養等の施設入所予定者を対象とする社会的検査の実施に取り組む。 なお、決定した内容については、9月2日の福祉保健常任委員会で報告する。	付議のとおり決定
令和2年9月24日	第27回	報告事項	社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査(社会的検査)における現時点の取組み状況について	保健福祉政策部		報告事項のため、決定事項なし
令和2年9月25日	第28回 【書面開催】	審議事項	10月以降の区主催イベントへの対応について	政策経営部		付議のとおり決定

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和2年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年9月28日	第29回	審議事項	社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査第1段階の実施について	保健福祉政策部	社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査について、第1段階の実施内容について決定する。	付議内容について、本部資料のとおり決定する。
令和2年9月28日	第29回	審議事項	社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査第2段階以降の実施に向けた公募型プロポーザル方式による手続きの開始について	保健福祉政策部	社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査について、第2段階以降の実施に向けた公募型プロポーザル方式による手続き内容について決定する。	付議内容について、本部資料のとおり決定する。
令和2年9月28日	第29回	報告事項	介護事業所等を対象としたPCR検査(社会的検査)の実施について	保健福祉政策部		報告事項のため、決定事項なし
令和2年9月28日	第29回	報告事項	[介護事業所向けお知らせ]介護事業所等を対象としたPCR検査(社会的検査)の実施について	高齢福祉部		報告事項のため、決定事項なし
令和2年9月28日	第29回	報告事項	世田谷保健所の体制強化について	世田谷保健所		報告事項のため、決定事項なし
令和2年9月28日	第29回	その他	世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部における第二回有識者との意見交換の実施について			現時点の区の取り組み状況等について、再度有識者と意見交換を実施する。
令和2年10月20日	第30回	審議事項	有識者との意見交換における案件について		新型コロナウイルス感染症対策本部会議(有識者との意見交換)の案件の確認および使用する資料の確認を行う。	
			新型コロナウイルス感染症予防の取組み	政策経営部 世田谷保健所		新型コロナウイルス感染症対策本部会議(有識者との意見交換)の案件とする。
			新型コロナウイルス感染症に係る区内の経済状況及び支援策について	経済産業部		新型コロナウイルス感染症対策本部会議(有識者との意見交換)の、案件とする。
			世田谷区社会福祉協議会の特例貸付、住居確保給付金及び生活保護、子育て世帯への支援等の状況について	保健福祉政策部		新型コロナウイルス感染症対策本部会議(有識者との意見交換)の、案件とする。
			社会的検査における今後の方向性について	保健福祉政策部		新型コロナウイルス感染症対策本部会議(有識者との意見交換)の、案件とする。
			高齢福祉事業所への支援について	高齢福祉部		新型コロナウイルス感染症対策本部会議(有識者との意見交換)には、案件として出さないこととする。

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和2年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年10月21日	第31回		有識者との意見交換		<p>区では、第3波の到来や新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が想定される状況のもと、引き続き感染症対策に万全を期すとともに、経済活動との維持両立など、区民生活を支える更なる戦略的な施策を実行していくことが求められていることから、令和2年10月21日(水)に開催した新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、各分野の有識者をお招きし、今年度2回目となる「有識者との意見交換」を実施し、区の概況報告及び現状分析、各分野における総合的な施策展開についての意見交換を行うとともに、多様な視点からのご意見を伺った。</p> <p><議事> 1 開会 2 区の概況報告および現状分析について 3 総合的な施策展開についての意見交換 (1) 新型コロナウイルス感染症に係る区内の経済状況及び支援策について (2) 世田谷区社会福祉協議会の特例貸付、住居確保給付金及び生活保護、子育て世帯への支援等の状況について (3) 社会的検査における今後の方向性について (4) その他 4 閉会</p>	

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和2年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年10月23日	第32回	報告事項	新型コロナウイルス感染症の区内の感染状況	政策経営部		報告事項のため、決定事項なし
令和2年10月23日	第32回	報告事項	世田谷区社会福祉協議会の特例貸付、住居確保給付金及び生活保護、子育て世帯への支援等の状況について	保健福祉政策部		報告事項のため、決定事項なし
令和2年10月23日	第32回	審議事項	今後の地域経済対策について	経済産業部	新型コロナウイルス感染症の影響により影響を受けている事業者に対する今後の経済対策の方向性について決定する。	決定事項なし
令和2年10月23日	第32回	審議事項	社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査における11月以降の対応について	保健福祉政策部	社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査における11月以降の対応について、以下の内容について決定する。 11月以降の検査会場の確保について、資料に記載の場所を会場として確保する。 10月から実施している社会的検査に関する区内医療機関との契約について、11月30日まで延長する。 社会的検査による陽性者発生後の定期検査を「月1回*3か月」実施することをルール化する。 社会的検査における陽性者が発生した場合の随時検査について、小中学校教職員および新BOP職員を追加する。	付議のとおり決定する
令和2年11月2日	第33回 【書面開催】	報告事項	新型コロナウイルス感染症の区内の感染状況	政策経営部		報告事項のため、決定事項なし
		報告事項	新型コロナウイルス感染症に係る区内の経済状況及び支援策について	経済産業部		報告事項のため、決定事項なし
		報告事項	世田谷区社会福祉協議会の特例貸付、住居確保給付金及び生活保護、子育て世帯への支援等の状況について	保健福祉政策部		報告事項のため、決定事項なし
		審議事項	区立中学校における修学旅行の中止に伴う費用の公費負担について	教育委員会事務局	区立中学校において新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行を中止したことに伴い発生した費用について、公費により負担する	付議のとおり決定する
令和2年11月2日	第34回 【書面開催】	審議事項	新型コロナウイルス感染症に係る地域経済対策について	経済産業部	更なる地域経済対策として、以下2点の経済対策を実施する 区内飲食店への「せたがやPay」等を活用した支援事業 介護事業等の人材不足産業を中心とした、短時間・短期間の雇用マッチング支援事業	付議のとおり決定する

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和2年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年11月9日	第35回 【書面開催】	審議事項	新型コロナウイルス感染症に係る区内の社会経済状況について	経済産業部	区内の社会経済状況の確認及び現状を踏まえた以下の3点の対応方針について決定する オンラインイベントなど、新たな手法を活用した地域活動等の支援 今後増加していくことが想定される生活困窮や、活動が制限されていることによる精神的なストレスなどを抱えた子ども等に向けた支援 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが落ち込んでいる区内事業者や、解雇や休業の影響を受けた方の就労等の支援	付議のとおり決定する
令和2年11月19日	第36回	審議事項	社会的検査に係る「高齢者・障害者施設への支援事業」の拡充について	高齢福祉部	社会的検査に係る「高齢者・障害者施設への支援事業」の拡充について、以下の2点を決定する。 区と職員相互派遣に関する覚書を締結した特別養護老人ホームに対する感染防護支援金について、上限額10万円から100万円とする 区が実施する社会的検査により陽性者が判明した場合における施設支援金を、上限額10万円から100万円とする。	支援拡充に関する方針のみ決定する
令和2年11月19日	第36回	その他	自宅療養者フォローシステムの活用について			
令和2年11月19日	第36回	その他	社会的検査の本格的実施に伴うコンタクトトレーサー等の体制に関する情報共有			
令和2年11月19日	第36回	その他	補助金の活用について			

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和2年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年12月3日	第37回	審議事項	新型コロナウイルス感染症の第3波に向けた勤務態勢について	総務部	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、以下の点について決定する。 職員の感染予防・感染拡大防止対策を改めて庁内に周知し徹底を図る 職場の分散について、改めて庁内に実施するよう周知する 今後の職員体制について、新型コロナウイルス感染症の影響による業務の増大に対応するため、柔軟な対応を行い、合わせて新たな執務場所を確保を進める	付議のとおり決定する
令和2年12月3日	第37回	審議事項	区主催イベント及び区民利用施設の対応について	政策経営部	区主催イベント及び区民利用施設については、以下の点について決定する。 ・当面の間は、国や東京都から新たな方針が示されたり、感染状況の変化等がない場合、現行の対応を継続する。 ・施設使用料等については、東京都から可能な限り不要不急の外出を控えるよう要請が出された令和2年11月25日から12月17日の期間のキャンセル料や納付済みの使用料は、還付または免除とする。	付議のとおり決定する
令和2年12月3日	第37回	審議事項	「せたがやPay」を活用した個店支援事業の一部変更について	経済産業部	新型コロナウイルス感染症が再び拡大している状況を踏まえ、以下3点について事業内容を変更する ・「せたがやPay」のプレミアム付電子商品券の販売方法を抽選へ変更 ・飲食店応援キャンペーンの事前登録クーポンの配布方法の変更 ・飲食店応援キャンペーンのポイントの利用範囲の拡大	・決定事項はなし。内容について、確認及び協議を行った。 ・第4次補正予算の議決後、感染状況等を考慮し改めて対応を決定する。
令和2年12月3日	第37回	審議事項	社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査(社会的検査)における現状と課題を踏まえた対応策について	保健福祉政策部	社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査(社会的検査)について、現状と課題を踏まえ、令和3年2月・3月における対応策等、以下5点について決定する。 ・定期検査の対象追加について ・社会的検査業務委託の契約期間の延長等について ・スクリーニング検査の実施について ・区内医療機関(第1段階)の契約終了について ・社会的検査の拡大等に伴う積極的疫学調査の体制強化について	令和3年2月以降の対応策の方向性については了とし、各項目の詳細や予算措置については、別途決定することとする。
令和2年12月3日	第37回	審議事項	今後の新型コロナウイルスワクチン住民接種の実施に向けた体制整備等について	世田谷保健所	新型コロナワクチンの住民接種の実施に向け、新型コロナウイルス感染症対策本部の事業継続対策部会に住民接種班を加え、庁内体制を整備し、検討を進めていく。	付議のとおり決定する

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和2年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年12月9日	第38回	審議事項	「せたがやPay」を活用した個店支援事業の一部変更について	経済産業部	新型コロナウイルス感染症が再び拡大している状況を踏まえ、以下3点について事業内容を変更する ・「せたがやPay」のプレミアム付電子商品券の販売方法を抽選へ変更 ・飲食店応援キャンペーンの事前登録クーポンの配布方法の変更 ・飲食店応援キャンペーンのポイントの利用範囲の拡大	付議のとおり決定する
令和2年12月14日	第39回	審議事項	インフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行へ備えた検査体制について	保健福祉政策部	季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行への備えとして、世田谷区医師会、玉川医師会に委託実施している夜間休日診療所等の検査体制の拡充について決定する。	付議のとおり決定する
令和2年12月21日	第40回	審議事項	一時預かり事業に対する支援について	子ども・若者部 保育部	区の要請に基づき利用停止等の措置を行ったことに伴い、利用料収入が減少した一時預かり事業について、事業の継続と人材確保の安定を図るため、支援を行うことを決定する。	付議のとおり決定
令和2年12月21日	第40回	審議事項	新型コロナウイルス感染症に伴う認可保育園保育料等の取扱いについて	保育部	新型コロナウイルス感染症に伴う認可保育園保育料等の取扱いについて、以下2点について決定する。 ・保育施設関係者が感染したことによって施設が臨時休園等の措置を実施した際の保育料等の日割り計算対応及び補助の実施について、令和3年1月以降も実施する。 ・保育料等減額の一つである「主たる稼働者が失業したとき（自己都合による退職は適用外）」の減額について、適用期間を最大6か月に延長する。	付議のとおり決定
令和2年12月21日	第40回	審議事項	令和3年度新型コロナウイルス感染状況を踏まえた乳幼児健診の実施について	世田谷保健所	令和2年度7月から乳幼児健診について密を避け一回の健診人数を絞ることや受診対象年齢の延長などとして感染対策を実施しているが、令和3年度についても同様の健診体制を維持することを決定する。	付議のとおり決定
令和2年12月21日	第40回	その他	<年末年始の対応について> 総合経営相談窓口（中小企業者向け）	経済産業部		
令和2年12月21日	第40回	その他	<年末年始の対応について> 世田谷保健所の防疫体制等	世田谷保健所		
令和2年12月23日	第41回	報告事項	新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した際の各施設及び事業者への対応について	総務部		報告事項のため、決定事項なし
		報告事項	区関連施設等における新型コロナウイルス感染症陽性者発生時の議員への情報提供対応の流れについて	総務部		報告事項のため、決定事項なし
		その他	年末年始の世田谷保健所の新型コロナウイルス感染症の防疫体制等について			(12月21日本部決定事項)
令和2年12月28日	第42回	審議事項	新型コロナウイルス感染症ワクチン住民接種の実施（案）等について	世田谷保健所	新型コロナウイルスワクチンの住民接種に向けた実施概要及び住民接種事務の運営委託に係る内容について決定する。	付議のとおり決定する。

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和2年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和2年12月28日	第42回	審議事項	新成人のつどい(成人式)を中止する場合の対応	生活文化政策部	都内の感染状況は拡大傾向にあり、式典3回合わせて3,600人を集めるイベントを開催することは、さらに感染を拡大させてしまう恐れがあるため、新成人のつどいの式典開催を中止することを決定する。	付議のとおり決定する。
令和2年12月28日	第42回	審議事項	在宅要介護者の受入体制整備事業について	高齢福祉部 障害福祉部	介護が必要な在宅の高齢者や障害者について、介護している家族等が新型コロナウイルスに感染した場合の一時宿泊施設の体制整備事業について決定する。	付議のとおり決定する。
令和2年12月28日	第42回	報告事項	新型コロナウイルス感染症予防の取組みと今後の対応について	政策経営部		報告事項のため、決定事項なし
令和3年1月8日	第43回	審議事項	国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置を踏まえた区の対応について	政策経営部	国による緊急事態宣言の発出と、同日に都が公表した緊急事態措置による施設の使用制限やイベントの開催制限の要請を踏まえ、区民利用施設及び区主催イベントの今後の対応について、以下の3点を決定する。 ・区民利用施設及び区主催イベントについては、運営を継続する ・区立幼稚園及び小・中学校については、学校運営を継続する ・社会福祉施設等については、施設運営等の継続を原則とし、施設の感染状況などに応じて、利用者への協力を求める	付議のとおり決定する。
令和3年1月8日	第43回	審議事項	国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置を受けての区の業務態勢等について	総務部	国による緊急事態宣言、東京都による緊急事態措置を踏まえ、今後の区の業務態勢等について、以下の2点を決定する。 ・令和2年5月29日付2世総第238号通知で示した業務態勢等の取り組みを継続する ・妊娠中の職員及び重症化しやすい職員の在宅勤務及び妊娠中の職員への配慮について、国の取り組みが1年延長されたことに伴い、区においても期間を令和4年1月31日まで延長する	付議のとおり決定する。
令和3年1月8日	第43回	審議事項	緊急事態宣言を受けての保育の対応について	保育部	国による緊急事態宣言を受け、今後の保育施設等運営について、以下の2点を決定する。 ・これまでの「新しい日常における保育」通常保育(保育対応レベル1)から規模を縮小した保育(保育対応レベル2)へ移行する ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対応を徹底した上で、区内保育施設等利用者に対して、登園自粛をお願いし、園運営を継続する	付議のとおり決定する。
令和3年1月8日	第43回	報告事項	新型コロナウイルスワクチン接種に関する「有識者との意見交換」の実施について	総務部		報告事項のため、決定事項なし
令和3年1月15日	第44回	審議事項	新型コロナウイルス感染症ワクチン住民接種の実施に向けた推進体制の構築について	世田谷保健所	新型コロナウイルスワクチン住民接種の運営を万全なものとするため、全庁をあげた推進体制を構築する。	全庁体制で実施する方針のみ決定する。

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和2年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年1月18日	第45回		有識者との意見交換		<p>国は、令和3年前半での国民への新型コロナウイルスワクチン接種（以下「コロナワクチン接種」）の実施をめざし、都道府県、保健所設置市および特別区に対し、コロナワクチン接種のために必要な体制を、実際の接種より前に着実に整備することを求めており、このことを踏まえ、区民の命と健康を守るため、当該ワクチンの日本での薬事承認後、区民全員へのコロナワクチン接種の速やかかつ円滑な実施に向け、庁内体制を整備している。</p> <p>有識者にご出席いただき、現状と課題を提起したうえで、各有識者に多様な視点からご意見を伺った。</p> <p><議 事></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 区の概況報告および現状分析について 3 新型コロナウイルスワクチン接種についての意見交換 4 閉会 	
令和3年1月19日	第46回	審議事項	新型コロナウイルス感染症に対するPCR検査体制等における令和3年度の対応等について	保健福祉政策部	現在、新型コロナウイルス感染症に対するPCR検査体制等について、感染症の疑いがある有症状の方や濃厚接触者を対象としたPCR検査（従来型検査）や、社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査（社会的検査）等を実施している。これらについて、区内の感染状況や各検査の実施状況等を踏まえ、令和3年度の検査規模及び体制など、かかる対応を決定する。	付議のとおり決定する。
令和3年1月28日	第47回	審議事項	新型コロナウイルスワクチンの接種に向けた集団接種会場の確保について	世田谷保健所	新型コロナウイルスワクチン接種の実施に向けて、区民の集団接種会場を確保するため、利用予定施設の区民利用を停止し、集団接種会場として使用することを決定する。	集団接種会場については、資料のとおり決定する。 接種予約やワクチンの供給状況等により、今後会場の拡充や縮小等について、柔軟に変更する。
令和3年1月28日	第47回	審議事項	新型コロナウイルス感染症対策本部事業継続対策部会構成の一部改正について	総務部	新型コロナウイルスワクチン住民接種に向けて、庁内体制をより強化するため、新型コロナウイルス感染症対策本部事業継続対策部会の住民接種班の構成を以下のとおり変更する。 副班長に、「総合支所のうち区長が指定する者」を加える 班員に「総合支所各課」を加える	付議のとおり決定
令和3年2月1日	第48回 【書面開催】	審議事項	令和3年2月8日以降の保育の取り扱いについて	保育部	緊急事態宣言の期間が令和3年3月7日まで延長された場合、延長後の保育の取り扱いについては、引き続き縮小保育（保育対応レベル2）を継続することとする。	付議のとおり決定
令和3年2月4日	第49回	報告事項	新型コロナワクチン住民接種事務に関する委託契約の概要について	世田谷保健所		報告事項のため、決定事項なし

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和2年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年2月4日	第49回	報告事項	世田谷区内の新型コロナウイルス感染状況	政策経営部		報告事項のため、決定事項なし
令和3年2月4日	第49回	審議事項	緊急事態宣言延長を踏まえた区への対応について	政策経営部	国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置の期間が、2月7日から3月7日まで延長されたことを踏まえ、区施設や区主催イベントについては、令和3年3月7日まで現行の対応を継続する。	付議のとおり決定する
令和3年2月4日	第49回	審議事項	くみん窓口・出張所の混雑期における密回避について	地域行政部	混雑期を迎えるくみん窓口・出張所において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、混雑緩和を図るため、区民の来庁時間や来庁場所の分散につながる集中的な取り組みを実施する。	付議のとおり決定する
令和3年2月4日	第49回	審議事項	高齢者・障害者施設等への支援事業の拡充について	高齢福祉部 障害福祉部	すでに実施している高齢者・障害者施設等への支援事業について、下記のとおり拡充する。 感染防護支援金の補助対象経費の拡充 陽性者発生時支援金の補助対象経費及び上限額の拡充 感染防護用品の管理・供給事業における対象品目及び数量の拡充	付議のとおり決定する
令和3年2月4日	第49回	審議事項	自宅で療養する新型コロナウイルス感染症陽性患者への対応について	世田谷保健所	新型コロナウイルス感染症陽性者の中で、入院病床・宿泊施設を利用できない自宅療養者に対して、下記のとおり対応する。 入院調整が必要な者に対して、保健所保健師による1日1回の体調確認(電話)を行い、呼吸苦等の症状が出現した場合は、速やかに入院調整を行う。 都フォローアップセンターの対象外の陽性者もしくは入院調整が必要となる可能性が高い患者に対して、健康観察及び相談窓口の機能を持つ「区健康観察センター」を設置する。 軽症かつ65歳未満の陽性者に対して、都フォローアップセンターの枠組みを利用し、健康観察を行う。 パルスオキシメーターの配布 食料品の配達	大枠について、付議のとおり決定する
令和3年2月18日	第50回	審議事項	令和3年3月1日以降の保育の取り扱いについて	保育部	国の緊急事態宣言延長及び区内保育施設の感染報告を踏まえ、施設利用者に対しては、引き続き登園自粛の協力をお願いし、園運営を継続してきた。1月下旬以降、区内保育施設における感染報告数は減少し、2月に入ってから著しく減少していることから、「通常保育(保育対応レベル1)」へ移行し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対応を徹底した上で、園運営を継続していくこととする。	付議のとおり決定
令和3年2月22日	第51回	審議事項	世田谷区新型コロナワクチン接種実施計画(令和3年2月22日時点)の策定について	住民接種担当部	区の住民接種に関する方針や体制整備、接種に伴う業務等について必要な事項を定め、接種に携わる区職員、区内両医師会、区内医療機関、その他関係者等と共有することで、迅速かつ安全な住民接種を行うことを目的として、「世田谷区新型コロナワクチン接種実施計画」(令和3年2月22日時点)を策定する。	計画策定に関する方針について決定する。

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和2年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年3月4日	第52回	審議事項	3月8日以降の区への対応について	政策経営部	国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置の期間が、2週間程度再延長される見込みとなったことを踏まえ、区施設や区主催イベントについて、延長期間中は現行の対応を継続する。	付議のとおり決定する。
令和3年3月4日	第52回	審議事項	新型コロナウイルスワクチン住民接種の実施における4月以降の対応について	住民接種担当部	国が示した4月のワクチン供給量を踏まえ、4月以降の区の住民接種の対応については、下記のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・当面の間、区に供給されるワクチンは高齢者施設入所者への接種に優先して活用する。 ・集団接種会場は、ワクチン供給量に応じた開設順を定めるとともに、一部については4月1日から5月5日までの間、区民利用のために一般開放する。 ・接種券(高齢者用)の送付は、一斉送付の時期を4月23日と想定し、区分を「75歳以上」と「65歳から74歳未満」に分け、2段階で行う。 ・区民周知は、接種券の一斉送付に先立ち、区のおしらせ特集号を全戸配付するほか、区ホームページ、区ツイッターや広報掲示板などを用いて行う。 	それぞれの考え方については、付議のとおり決定する。 なお、具体的な内容は、今後、ワクチンの供給量やスケジュールが明らかになり次第、あらためて協議することとする。
令和3年3月4日	第52回	報告事項	世田谷区内の新型コロナウイルス感染状況	政策経営部		報告事項のため、決定事項なし
令和3年3月19日	第53回	審議事項	緊急事態宣言解除に伴う区への対応について	政策経営部	緊急事態宣言解除後の区施設や区主催イベントの対応については、下記のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・3月22日から31日までの期間、区民利用施設の開設時間を21時までとするとともに、21時以降の区主催イベントは休止する。 ・なお、東京都による集会施設等の短縮依頼が、3月31日以降も継続された場合は、引き続き区民利用施設等も21時までとする。また、時間短縮依頼が終了または22時以降となった場合は、準備が整った施設から、順次、通常の時間での運用へと移行する。 ・当面の間、マスクなしでの会食による感染拡大の防止を図るため、区民利用施設の飲食を伴う利用は休止し、飲食を伴う区主催イベントは休止とする。 ・区民利用施設及び区主催イベントの収容率を50%以下とする取扱いについては、緊急事態宣言前の運用に戻す。 	付議のとおり決定する。
令和3年3月19日	第53回	報告事項	世田谷区内の新型コロナウイルス感染状況	政策経営部		報告事項のため、決定事項なし
令和3年3月19日	第53回	報告事項	国による緊急事態宣言の解除を受けての区の業務態勢等について	総務部		報告事項のため、決定事項なし
令和3年3月19日	第53回	報告事項	生活に困窮される方への支援(緊急小口資金等の特例貸付・住宅確保給付金)について	保健福祉政策部		報告事項のため、決定事項なし

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和2年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年3月19日	第53回	報告事項	新型コロナウイルス感染症に係る生活困窮対策の状況について(令和3年2月末現在)	保健福祉政策部		報告事項のため、決定事項なし
令和3年3月19日	第53回	報告事項	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(仮称)について	子ども・若者部		報告事項のため、決定事項なし
令和3年3月23日	第54回	審議事項	新型コロナウイルス感染症対策本部事業継続対策部会構成の一部改正について	総務部	令和3年4月1日付組織改正等に伴い、新型コロナウイルス感染症対策本部事業継続対策部会の構成を一部変更する。	付議のとおり決定する。
令和3年3月23日	第54回	審議事項	新型コロナウイルスワクチン高齢者施設等における接種について	高齢福祉部 住民接種担当部	4月に供給されるワクチンについては、クラスター抑止の観点から特別養護老人ホームにおいて接種する。受け入れ体制や接種後の環境整備踏まえ、先行3箱の接種施設を選定する。	付議のとおり決定する。
令和3年3月23日	第54回	報告事項	緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応方針(検討状況)	保健福祉政策部		報告事項のため、決定事項なし
令和3年3月23日	第54回	報告事項	社会的検査の実施期間の延長に伴う対象施設等への積極的な受検要請の実施について(検討状況)	保健福祉政策部		報告事項のため、決定事項なし
令和3年3月23日	第54回	報告事項	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る令和3年度国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免について(報告)	保健福祉政策部		報告事項のため、決定事項なし
令和3年3月23日	第54回	報告事項	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和3年度における減免措置について	高齢福祉部		報告事項のため、決定事項なし
令和3年3月23日	第54回	報告事項	ワクチン接種記録システムの利用に向けた取組みの方向性について	住民接種担当部		報告事項のため、決定事項なし
令和3年3月25日	第55回	審議事項	社会的検査の積極的な受検要請について	保健福祉政策部	新型コロナウイルスワクチンの接種を着実に進めるために、社会的検査について積極的な受検を強く要請する。	付議のとおり決定する。

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和3年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年4月9日	第56回	審議事項	まん延防止等重点措置の適用に伴う区の対応について	政策経営部	重点措置の適用及び東京都による要請が出されることを見越し、今後の区民利用施設や区主催イベントについて、この間の区の感染防止対策及び区内での感染状況などを踏まえ、取り扱いを決定する。 対象期間：4月12日(月)から5月11日(火)まで	付議のとおり決定する。
令和3年4月9日	第56回	審議事項	有識者との意見交換における案件について	政策経営部 経済産業部 保健福祉政策部 子ども・若者部 世田谷保健所 住民接種担当部	4月14日に開催する新型コロナウイルス対策本部会議における有識者との意見交換の議題について、資料の確認を行う。	資料の確認を行い、各案件の資料を修正し決定とする。 ただし、世田谷保健所の「新型コロナウイルス感染症後遺症への対応について」は、アンケートの内容を精査すること。相談窓口設置については、あらためて所管決定後に情報提供すること。
令和3年4月9日	第56回	審議事項	令和3年度4・5月の連休の従来型PCR検査体制の拡充について	世田谷保健所 保健福祉政策部	4月29日から5月7日にかけては、祝日に発熱相談センターを稼働させるとともに、祝日を挟み民間病院での検査数の減少が見込まれることや、東京都全体の感染が増加傾向にあることから、従来型PCR検査体制の拡充し、検査件数を拡大する。	付議のとおり決定する。
令和3年4月9日	第56回	審議事項	ワクチン接種記録システムの利用について	住民接種担当部	新型コロナワクチン接種において、自治体が接種状況を可能な限り逐次把握することを支援するために国が準備を進める「ワクチン接種記録システム」について、国が示すシステムのセキュリティ基準や確認事項等に同意し利用する。	付議のとおり決定する。
令和3年4月9日	第56回	審議事項	新型コロナワクチン接種集団接種会場の確保について	住民接種担当部	ワクチンの供給状況や対象者の範囲の拡大、区民の接種状況など、集団接種会場使用に関して不確定要素が多く、先行きを見通すことが難しい状況にあるため、新型コロナワクチン接種の集団接種会場の確保期間を延長する。 変更前：10月31日まで 変更後：11月30日まで	付議のとおり決定する。
令和3年4月9日	第56回	審議事項	在宅要介護高齢者の受入体制整備事業について	高齢福祉部	在宅で介護している家族が新型コロナウイルスに感染したことにより、濃厚接触者となった要介護高齢者が一時的に利用可能な施設のベッドを確保し、家族が安心して療養に専念できる環境を構築する受入体制整備事業を実施する。	事業内容については、決定。 経費については、別途財政課と協議し調整すること。
令和3年4月9日	第56回	報告事項	新型コロナウイルス感染症対策に関する有識者との意見交換の実施について	総務部	新型コロナウイルス感染症対策に関する有識者との意見交換を4月14日19時～実施する。	
令和3年4月9日	第56回	報告事項	新型コロナウイルス感染症対策本部事業継続対策部会構成の一部改正について	総務部	新型コロナウイルス感染症に関する分析体制をより強化するため新型コロナウイルス感染症対策本部事業継続対策部会の構成を一部改正したので、報告する。	
令和3年4月9日	第56回	報告事項	新型コロナワクチン接種券の送付及び予約受付の開始について	住民接種担当部	5月以降の高齢者集団接種の本格開始に先立ち、高齢者あてに接種券を送付するとともに、予約の受付を開始する。	

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和3年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年4月14日	第57回		有識者との意見交換		この間、世田谷区では、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、全庁的に対策の検討、対応を行ってきております。変異株の感染拡大も懸念されるなど、今後も予断を許さない状況が続いている中で、令和3年4月14日(水)の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、各分野の有識者にご出席いただき、これまでの区の感染症対策の評価と課題を提起したうえで、今後の有効な対策について、多様な視点からご意見を伺いました。 <令和3年4月14日(水)開催概要> 【議事】 1 開会 2 区の概況報告および現状分析について 3 今後の対策についての意見交換 (1) 新たな感染症対策について (2) 社会経済状況の変化を踏まえた対応について 4 閉会	
令和3年4月19日	第58回	審議事項	「東京都生活応援事業」(補助事業)を活用したプレミアム付区内共通商品券の発行	経済産業部	新しい日常における区民の生活応援及び厳しい経営状況にある区内事業者(飲食、小売、生活サービス業等)を支援するため、東京都の補助事業を活用し、世田谷区商店街振興組合連合会によるプレミアム付区内共通商品券の発行を補助する事業を新たに実施する。	付議のとおり決定する。
令和3年4月19日	第58回	審議事項	社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査(社会的検査)における令和3年度の対応の一部変更等について	保健福祉政策部	(1)スクリーニング検査における対象施設の追加および実施サイクルの変更を行う。 従来の対象施設に加え、東京都の補助対象外である「一時保護所」等で働く職員を対象に追加する。スクリーニング検査の実施サイクルを1週間に1回に短縮する。 (2)小中学校・新BOPにおける感染状況等に応じて児童、生徒も含め随時検査を実施する。 (3)随時検査における対応を強化することから、保育園・幼稚園・小中学校・新BOPについて、陽性者発生施設の「月1回*3か月」の定期検査の取扱いを終了する。 その他報告5件	付議のとおり決定する。

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和3年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年4月19日	第58回	審議事項	新型コロナウイルス感染症自宅療養者の対策強化について	世田谷保健所	自宅療養者の対策を強化する。 (1)自宅療養中に酸素吸入が必要となる中等症程度の感染者に対して、民間事業者と連携し、酸素吸入を行うしくみを導入し、感染者を的確にフォローする体制を構築する。 (2)都による自宅療養者への医療支援策のさらなる活用を進める	付議のとおり方向性について決定する。
令和3年4月19日	第58回	審議事項	居宅サービス等従事者に対する優先接種の対応について	住民接種担当部	感染拡大時においても安定したサービス提供を確保するため、自宅療養中の高齢の患者等にサービス提供を行う居宅サービス等従事者を新型コロナワクチンの優先接種対象「高齢者施設等の従事者」の範囲に含む。	付議のとおり決定する。
令和3年4月19日	第58回	報告事項	新型コロナウイルス感染症予防の取組みと今後の対応について	保健福祉政策部	これまでの取組みについて報告する。	
令和3年4月19日	第58回	報告事項	令和2年度の社会的検査の実績について	保健福祉政策部	令和2年度の社会的検査の実績について報告する。	

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和3年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年4月23日	第59回 【書面開催】	審議事項	国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置等を踏まえた区の対応について	政策経営部	4月23日(金)に、国による緊急事態宣言及び東京都の緊急事態措置の内容を踏まえ、今後の区主催イベントや区施設等の対応について、区は人流を抑制し感染を抑える観点から、基本的方針を定める。 (1)区主催イベントについて 4月25日(日)から5月11日(火)までの間、屋内外を問わず開催を延期または中止とする。 (2)区民利用施設等について 4月25日(日)から5月11日(火)までの間、原則休止とする。 (3)社会福祉施設等について 引き続き感染防止対策を徹底したうえで、施設運営等の継続を原則とし、施設の感染状況などに応じて、利用者への協力を求める。 (4)区立小中学校及び幼稚園・認定こども園について 感染症防止対策を徹底したうえで、通常の登校・登園することとする。 オンラインによる授業参加やICTを活用した学習、学校情報や学習課題等の定期的配信など、児童・生徒の実態等に応じた支援を実施する。 校外での学習は基本的に中止又は延期 ・部活動は時間を制限し、原則平日のみ実施する。公式な大会等に参加する部活動は、平日以外にも、人数・時間・場所等を制限して実施を可とする。 ・移動教室、連合行事の緊急事態宣言期間中の実施については、延期又は中止する ・修学旅行の緊急事態宣言期間中の実施については、学校が延期又は中止する。 (5)新BOPについて ・学童クラブは保護者に利用の自粛を求め運営し、BOPは休止を継続 (6)その他 施設使用予約キャンセル時の使用料等の還付またはキャンセル料の免除の取扱いについては、5月11日(火)まで現在の取扱いを継続する。	付議のとおり決定する。
令和3年4月23日	第59回 【書面開催】	審議事項	緊急事態宣言を受けての保育の対応について	保育部	区内保育施設では、4月の感染者数が、増加傾向に転じていることから、国の緊急事態宣言及び都に対するまん延防止等重点措置の適用を受け、これまでの「新しい日常における保育」通常保育から規模を縮小した保育へ移行し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対応を徹底した上で、区内保育施設等利用者に対して、「登園自粛のお願い」をし、園運営を継続していくこととする。 (1)対象施設 区立保育園、私立保育園、地域型保育事業、私立認定こども園、認可外保育施設(認証保育所、保育室、保育ママ等) (2)期間 令和3年4月26日(月)から緊急事態宣言終了まで	付議のとおり決定する。
令和3年4月23日	第59回 【書面開催】	審議事項	緊急事態宣言・緊急事態措置を踏まえた啓発の実施について	総務部	緊急事態宣言・緊急事態措置を踏まえ、区民、事業者等に対する新型コロナウイルス感染拡大防止に関する啓発活動を実施する。	付議のとおり実施について決定する。

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和3年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年4月26日	第60回	審議事項	新型コロナワクチン接種の予約受付について	住民接種担当部	新型コロナワクチン接種の予約受付について、ワクチンの確保数の増が見込まれるため、受付数についても4月23日までに全戸配布した区のお知らせの内容を変更し、区民周知を行う。 受付期間 5月3日(月・祝)～7月31日(土) 予約可能施設数 19か所 開設時期についても確定 予約可能人数 約10.5万人	付議のとおり決定する。
令和3年4月26日	第60回	報告事項	ゴールデンウィーク中(4月29日～5月5日)における業務体制について	総務部	ゴールデンウィーク中(令和3年4月29日～5月5日)における事業継続対策部会各班の業務体制及び陽性者が発生した場合の各施設及び事業者への対応について、集約した結果を報告する。 集約した結果を各所管と情報共有、連携を図りながら連休中の体制を整備する。	
令和3年5月6日	第61回 【書面開催】	審議事項	75歳以上の高齢者に対する新型コロナワクチン接種の予約支援について	総合支所 住民接種担当部	新型コロナワクチン接種について、コールセンターがつながりにくいことにより、予約ができない75歳以上の高齢者が、接種の機会を失うことがないように、身近なまちづくりセンターにおいて、インターネット予約の支援を行う。 <対象期間> 8日(土)、9日(日)の2日間 8時30分から17時まで <場所> 各まちづくりセンター	付議のとおり決定する。
令和3年5月6日	第61回 【書面開催】	報告事項	高齢者集団接種における予約受付及び接種実績、並びに65歳～74歳の高齢者への接種券の送付について	住民接種担当部	75歳以上の高齢者の予約受付状況と65歳から74歳の高齢者への接種券の送付時期について決定したので報告する。 <65歳から74歳の高齢者への接種券の送付時期> 5月10日から5月12日までに接種券が届くように送付する。	
令和3年5月10日	第62回	審議事項	国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置等の延長を踏まえた区の対応について	政策経営部	4月25日から5月11日までの国による緊急事態宣言及び東京都の緊急事態措置が5月31日(月)までに延長されたことを踏まえ、今後の区主催イベントや区施設等の対応について、区は人流を抑制し感染を抑える観点から、基本的方針を定める。 <区の対応> 5月31日までの期間、屋外の一部区民利用施設等を除き、現行の対応を継続する。今後の、区内の感染状況等を踏まえ、対応の見直しや必要な対策を図る。	付議のとおり決定する。

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和3年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年5月10日	第62回	審議事項	令和3年5月12日以降の保育の取り扱いについて	保育部	4月25日から5月11日までの国による緊急事態宣言が5月31日(月)までに延長されたことを踏まえ、感染拡大防止と安全な保育を実施していく観点から、規模を縮小した保育を5月31日まで期間延長し実施する。 (1)対象施設 区立保育園、私立保育園、地域型保育事業、私立認定こども園、認可外保育施設(認証保育所、保育室、保育ママ等) (2)延長期間 令和3年5月12日から5月31日まで	付議のとおり決定する。
令和3年5月10日	第62回	審議事項	令和3年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業について	保健福祉政策部	令和2年度に新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関等の支援を実施したが、令和3年度も引き続き新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関等を支援する補助事業を実施する。	付議のとおり方針を確認する。
令和3年5月24日	第63回	審議事項	令和3年6月1日以降の保育の取り扱いについて	保育部	緊急事態宣言の再延長等の有無にかかわらず、縮小保育と「登園自粛のお願い」を令和3年6月30日まで継続する。	付議のとおり決定する。
令和3年5月24日	第63回	審議事項	新型コロナワクチン接種の課題への対応について	住民接種担当部	新型コロナワクチン接種の課題について、以下の通り対応する。 1 接種計画数を見直す 2 高齢者の次の接種順位者へ接種権を送付する 3 余剰ワクチンを有効に活用する 4 集団接種会場を令和4年2月末まで確保する 5 集団接種会場の庁内応援体制を強化していく	主旨については了承。 各項目の具体的な手法については、別途検討を行う。
令和3年5月24日	第63回	その他	大蔵第二運動場への接種者無料シャトルバスの検討について	道路・交通計画部	接種者の大蔵第二運動場への無料バス移送を実施するため、運行計画の概要、乗降方法、配置人員等についてバス事業者と協力を申し入れた。協議が整い次第、新型コロナウイルス感染症対策本部にて決定し、運行を開始する。	
令和3年5月31日	第64回	審議事項	国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置等の再延長を踏まえた区の対応について	政策経営部	4月25日から5月31日までの国による緊急事態宣言及び東京都の緊急事態措置が6月20日(日)までに延長されたことを踏まえ、今後の区主催イベントや区施設等の対応について、区の基本的方針を定める。 <区の対応> 6月20日までの期間、東京都による緊急事態措置等を踏まえ、利用定員の制限や徹底した感染防止対策等を講じた上で、施設運営及びイベント開催を一部再開することとする。	付議のとおり決定する。
令和3年5月31日	第64回	審議事項	新型コロナワクチン接種に係る移動困難な高齢者等の移動支援について	高齢福祉部 障害福祉部	既存の福祉移動サービスを利用している移動困難な高齢者等に対し、ワクチン接種会場への移動などを理由にワクチン接種を躊躇することがないように、追加でタクシー券等を給付して移動支援の充実を図る。	付議のとおり決定する。
令和3年5月31日	第64回	審議事項	大蔵第二運動場への無料送迎シャトルバスの運行について	道路・交通計画部	大蔵第二運動場接種会場でのワクチン接種者の利便性向上のため、成城学園前駅および用賀駅からの無料シャトルバスの運行を開始する。	付議のとおり決定する。

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和3年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年5月31日	第64回	審議事項	新型コロナウイルス感染症対策本部事業継続対策部会構成の一部改正について	総務部	6月1日付組織改正等に伴い、新型コロナウイルス感染症対策本部事業継続対策部会の構成を一部改正する。 <改正内容> 「子育て世帯特別給付金班」の追加	付議のとおり決定する。
令和3年6月7日	第65回	審議事項	今後の接種券の送付について	住民接種担当部	標準的には6月中旬を目途に、広く住民へ接種券を送付するよう自治体に求める国の方針や、大規模接種センターの開設、今後の職域接種の開始等を踏まえ、60歳未満の接種券の送付スケジュールを定める。 【送付スケジュール】 年齢、送付件数(概数)、送付時期 50 59 142,000 6月30日~ 40 49 154,000 7月5日の週 30 39 131,000 7月12日の週 16 29 140,000 7月20日の週 合計 567,000	付議のとおり決定する。
令和3年6月18日	第66回	審議事項	緊急事態宣言解除に伴う区の対応について	政策経営部	4月25日から6月20日までの国による緊急事態宣言及び東京都の緊急事態措置が解除され、6月21日(月)から7月11日(日)までの期間、重点措置が適用されることを踏まえ、今後の区主催イベントや区施設等の対応について、区の基本的方針を定める。 <区の対応> 7月11日までの期間、東京都による重点措置等を踏まえ、徹底した感染防止対策等を講じた上で、施設運営及びイベント開催等を実施することとする。	付議のとおり決定する。
令和3年6月18日	第66回	報告事項	区内病院敷地内におけるPCR検査の継続実施について	保健福祉政策部	新型コロナウイルス感染拡大の終息がみられないことを踏まえ、現在6月30日までとしている区内病院敷地内におけるPCR検査について、期間を9月30日までに延長し、継続して実施する。	
令和3年6月18日	第66回	報告事項	令和3年7・8月の祝日の従来型PCR検査体制について	保健福祉政策部 世田谷保健所	7月、8月は、複数日の祝日があり、医療機関休診に伴うPCR検査数の減少が見込まれるため、従来型PCR検査のうち、保健所が実施する行政検査について、当該祝日にも検査を実施する。	
令和3年6月18日	第66回	報告事項	新型コロナワクチン住民接種の実施状況について	住民接種担当部	新型コロナワクチン住民接種の実施状況についての報告。 国・都の動向報告 区の接種実績や予約状況 課題対応(個別接種、職域接種、高齢者施設接種、障害者通所施設等接種、予約システムの変更等)	
令和3年6月24日	第67回	審議事項	令和3年7月1日以降の保育の取り扱いについて	保育部	保育施設における感染者がほぼ抑えられている状況となっていることから、7月1日より、これまでの「縮小保育(保育対応レベル2)」から、「新しい日常における保育」通常保育(保育対応レベル1)へ切り替えることとする。なお、引続き、保育施設及び保護者に対して、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底を求め、園運営を継続していく。	付議のとおり決定する。

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和3年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年6月29日	第68回	審議事項	新型コロナワクチン接種にかかる障害者への対応について	障害福祉部 住民接種担当部	特に配慮が必要な障害者に対応するため、安心してワクチンの接種を受けることができるように環境整備を行う。 <内容> ・巡回接種及び嘱託医等接種 ・施設職員の集団接種会場への引率による接種の対応 ・特に配慮が必要な知的障害や精神障害などの方を対象とした集団接種会場における障害者専用枠の設置	付議のとおり決定する。
令和3年7月5日	第69回	審議事項	世田谷区新型コロナワクチン接種実施計画の見直しについて	住民接種担当部長	接種対象年齢の変更や東京都の大規模接種会場設置、企業や大学などによる職域接種開始などワクチン接種に関する環境が変化している。 さらに楽天グループ株式会社において区民等を対象としたワクチン接種の協力が得られる見込みとなったことを踏まえ、希望者への12月中の接種完了を目標としている接種計画について、スケジュールを前倒しする形で見直すこととする。	楽天グループによる接種の内容については、了とする。
令和3年7月5日	第69回	審議事項	集団接種会場における風水害時(台風など)等の対応について	住民接種担当部長	新型コロナワクチン接種の集団接種会場について、風水害時の対応や熱中症対策について以下のとおり定める。	なし
令和3年7月5日	第69回	報告事項	新型コロナウイルス感染症対策本部事業継続対策部会構成の一部改正について	総務部	7月1日付組織改正等に伴い、新型コロナウイルス感染症対策本部事業継続対策部会の構成を一部改正したので報告する。	
令和3年7月8日	第70回 【書面開催】	審議事項	新型コロナワクチン住民接種の実施状況について	住民接種担当部	新型コロナワクチン住民接種の実施状況について報告する。なお、今後、国の動きが変更された場合は、区の実施内容も随時変更する。 これまで拡大してきた区の接種体制を維持できるワクチン数の供給が見通せないことから、集団接種及び個別接種の接種体制の調整に入る。 また、この間の企業、大学で実施が進んでいる職域接種や、国、都の大規模接種センター等での接種見込み数を踏まえ、区の接種計画の再見直しを行い、別途報告する。 集団接種について、風水害時の対応や熱中症対策を行う。	付議のとおり決定する。

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和3年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年7月9日	第71回 【書面開催】	審議事項	国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置等を踏まえた区の対応について	政策経営部	7月12日(月)から8月22日(日)までの間、東京都へ適用される国による緊急事態宣言及び東京都の緊急事態措置の内容を踏まえ、今後の区主催イベントや区施設等の対応について、基本的方針を定める。 (1)区主催イベントについて 緊急事態宣言発令中の期間、延期が可能な場合は延期とする。延期が困難な場合に限り、感染防止対策の徹底と参加者の把握を条件に、開催を可とする。 (2)区民利用施設等について 緊急事態宣言発令中の期間、開設時間を20時までとする。利用人数制限を行う。 (3)社会福祉施設等について 引き続き感染防止対策を徹底したうえで、施設運営等の継続を原則とし、施設の感染状況などに応じて、利用者への協力を求める。 (4)区立小中学校及び幼稚園・認定こども園について 感染症防止対策を徹底したうえで、通常の登校・登園することとする。 オンラインによる授業参加やICTを活用した学習、学校情報や学習課題等の定期的配信など、児童・生徒の実態等に応じた支援を実施する。 校外での学習は基本的に中止又は延期 ・部活動は時間を制限し、原則平日のみ実施する。 ・宿泊を伴う行事は緊急事態宣言期間中は実施せず、延期又は中止する (5)新BOPについて ・学童クラブは保護者に利用の自粛を求め運営し、BOPは休止を継続 (6)図書館 感染防止策を徹底したうえで閉館する。	付議のとおり決定する。
令和3年7月9日	第72回	審議事項	社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査(社会的検査)の令和3年10月以降の体制について	保健福祉政策部	社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査(社会的検査)における令和3年10月以降の体制について、区内の感染状況やワクチンの接種状況を踏まえ、体制の見直しを行い、社会的検査を令和4年3月末まで継続して実施する。 また、定期検査の廃止に伴い、随時検査の対象を一部拡大する。	付議のとおり決定
令和3年7月9日	第72回	報告事項	新型コロナウイルス感染症予防の取組みについて	保健福祉政策部 世田谷保健所	これまでの取組みについて報告する。	
令和3年7月9日	第72回	報告事項	大蔵第二運動場体育館の集団接種会場としての活用終了について	スポーツ推進部 住民接種担当部	大蔵第二運動場体育館については、令和3年5月3日から、新型コロナワクチンの集団接種会場として活用してきたところであるが、区の施策における今後の利用予定やワクチンの供給量等の状況を鑑み、当初9月としていた区民利用の再開時期を早める。 利用再開日 8月17日(火)	
令和3年7月9日	第72回	報告事項	新型コロナワクチン住民接種の実施状況について	住民接種担当部	新型コロナワクチン住民接種の実施状況について報告する。	

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和3年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年7月9日	第72回	報告事項	新型コロナワクチン接種予約情報第7号	住民接種担当部	新型コロナワクチン接種予約情報第7号を発行するので、報告する。 <紙面内容> ・楽天グループでのワクチン接種について ・2回目の予約が取れない方への対応	
令和3年8月18日	第73回	審議事項	国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置等の再延長を踏まえた区の対応について	政策経営部	国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置等の期間が再延長されたことに伴い、区民利用施設及び区主催イベント等の対応については、9月12日(日)までの期間、現行の対応を継続することとする。	付議のとおり決定
令和3年8月18日	第73回	審議事項	社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査(社会的検査)の臨時対応の方向性について	保健福祉政策部	社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査(社会的検査)について、深刻化する感染状況に鑑み、臨時的な対応として、小中学校等を対象に抗原定性検査を実施する方向で、具体的な検討に入る。	付議のとおり決定
令和3年8月18日	第73回	審議事項	新型コロナワクチン住民接種の実施状況について	住民接種担当部	区の集団接種や個別接種、また職域接種や大規模接種センター等の接種実績及び今後の見込み数を踏まえ、区の接種計画を「10月中旬に、高齢者は85%、12歳から64歳までの区民は70%の方が、2回の接種(118万回)を受けられる体制を整備する」に見直す。また、第13クールから第15クールの供給見通しに基づき、新たに予約枠を設定する。	付議のとおり決定 (ただし、「今後の集団接種会場の運営について」の部分は、再検討すること)
令和3年8月18日	第73回	報告事項	新型コロナウイルス感染症予防の取組みについて	保健福祉政策部 世田谷保健所	これまでの取組みについて報告する。	
令和3年8月25日	第74回	審議事項	社会的検査における新たな検査手法の実施について	保健福祉政策部	社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査(社会的検査)において、新たな検査手法(抗原定性検査)等を令和3年9月から12月末まで実施する。 (1) 随時検査において、PCR検査と抗原定性検査を併せて実施する 対象施設：区内小中学校、新BOP、その他社会的検査対象施設(高齢施設、障害保育園幼稚児 児童養護施設等)、クラスター発生の可能性が高い施設(高校、大学、会社等) (2) 郊外学習や部活動の大会等の行事実施前に抗原定性検査を実施する 対象施設：区内小中学校	付議のとおり決定
令和3年8月25日	第74回	審議事項	(仮称)世田谷区酸素療養ステーションの開設について	世田谷保健所	区は、医療職の管理の下、入院治療待ちの患者、また、自宅療養中に体調が急変した患者に対して、酸素投与を行うことにより、重症化を予防し、入院治療までの間、患者に必要な支援を行うことを目的として、世田谷区酸素療養ステーションを開設する。1か所目の開設と並行して2か所目(社会福祉施設を活用)の開設の準備を進める。 開設期間：令和3年8月下旬～9月下旬(調整中)	付議のとおり決定

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和3年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年8月25日	第74回	審議事項	新型コロナウイルス感染症に係る区立小・中学校及び幼稚園等の運営方針について	教育委員会事務局	区における9月1日以降の区立小・中学校及び幼稚園、認定こども園における運営方針を以下の通りとする。 これまで請じてきた基本的な感染状況の取り組みを徹底する。(国通知を踏まえた感染対策、部活動の取り扱い、夏季休業明けの児童・生徒等の心のケア等について追記あり) 感染拡大抑止に向けた分散登校等の実施 令和3年9月1日(水)・2日(木)の両日は、短縮授業とする。令和3年9月3日(金)～12日(日)は、分散登校を実施する。区内の感染状況等を踏まえ13日以降の延長を行う場合は、8日(水)を目途に期間等を決定し、保護者へ周知を行う。分散登校等により給食が提供されない場合、就学援助対象者へその日数に応じた給食費相当額を支給する。	付議のとおり決定
令和3年8月25日	第74回	報告事項	妊婦及び配偶者、パートナーの方の新型コロナウイルスワクチンの優先接種について	住民接種担当部	妊娠中に新型コロナに感染すると、重症化や早産のリスクが高いことから、妊婦及び同居する配偶者等について、区の集団接種会場で新型コロナウイルスワクチンの優先接種を行う。	
令和3年9月8日	第75回	審議事項	新型コロナウイルス感染症に係る区立小・中学校及び幼稚園等の運営方針について(その2)	教育委員会事務局	区における9月13日以降の区立小・中学校及び幼稚園、認定こども園における運営方針を以下の通りとする。 区立小・中学校について、9月13日から当分の間、自宅からのオンラインでの授業参加希望者が一定数いることから、通常授業と自宅でのオンラインでの参加の選択制を実施する。 区立幼稚園・認定こども園については、9月13日以降は、登園もしくは家庭等での教育・保育のいずれかを保護者が選択できるものとする。 今後、区立小・中学校等において、クラスター発生や感染者数の著しい増加が確認された場合には、必要な対応を実施する。	付議のとおり決定
令和3年9月8日	第75回	審議事項	新型コロナウイルス感染症に係る新BOP(学童クラブ)の運営方針について(その2)	子ども・若者部	新BOP学童クラブは、9月3日～12日までの間、1日育成(8時15分～18時15分まで)をすることとした。9月13日以降は、分散登校終了に伴い、通常運営(授業終了後～18時15分まで)に戻して運営する。 児童館については、午前中の休館を終了する。	付議のとおり決定
令和3年9月8日	第75回	報告事項	保育施設における感染状況及び登園率について	保育部	保育施設における感染状況及び登園率についての報告があった。 抗原簡易キットの活用についての申し込み状況、配布状況についても情報提供があった。	
令和3年9月24日	第76回	審議事項	令和3年10月1日以降の保育の取り扱いについて	保育部	区内保育施設の感染状況をふまえ、10月1日より、「縮小保育」から「通常保育」へ移行し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底したうえで、通常保育を実施する。 現在行っている「登園自粛協力のお願ひ」についても9月30日をもって終了とする。	付議のとおり決定

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和3年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年9月24日	第76回	審議事項	新型コロナウイルス感染症に係る区立小・中学校及び幼稚園等の運営方針について(その3)	教育委員会事務局	区における10月1日以降の区立小・中学校及び幼稚園、認定こども園における運営方針を以下の通りとする。 区立小・中学校について、通常登校による授業を基本とする。感染症への不安等から自宅等でのオンライン学習を希望する児童・生徒には、オンラインでの授業を保障する。 校外活動・不特定多数の人が参加する活動・部活動・宿泊を伴う行事について、宣言解除後は、感染症防止対策を講じたうえで、学校の状況によって実施を可とする。 区立幼稚園・認定こども園は登園を基本とする。 今後、区立小・中学校等において、クラスター発生や感染者数の著しい増加が確認された場合には、必要な対応を実施する。 新BOP学童クラブは通常運営とし、保護者に対しては可能な範囲での利用自粛の協力を求めている	付議のとおり決定
令和3年9月29日	第77回	審議事項	緊急事態宣言解除に伴う区の対応について	政策経営部	7月12日から発令された国による緊急事態宣言が9月30日をもって解除され、10月24日(日)までの期間、東京都よりリバウンド防止措置が要請されることを踏まえ、今後の区主催イベントや区施設等の対応について、区の基本的方針を定める。 <区の対応> 10月24日までの期間、施設運営及びイベント等の実施にあたっては、引き続き徹底した感染防止対策並びに感染拡大防止を目的とした注意喚起を講じた上で、区民利用施設の時間短縮等を段階的に緩和することとする。	付議のとおり決定
令和3年9月29日	第77回	報告事項	新型コロナワクチン3回目接種の概要と実施に向けた課題	住民接種担当部	今般、厚生労働省により自治体説明会が開催され、3回目接種の想定シナリオ及び接種事務・体制確保が提示された。その内容を踏まえ、新型コロナワクチン3回目接種の概要と実施に向けた課題について報告する。	
令和3年10月21日	第78回	審議事項	今後の区民利用施設及び区主催イベント等の対応について	政策経営部	10月1日から実施された東京都によるリバウンド防止措置に基づく制限が緩和されることを想定し、10月25日以降の区主催イベントや区施設等の対応について、区の基本的方針を定める。 <区の対応> 区内感染者数の減少に伴う感染状況の改善や、都のリバウンド防止措置の緩和を踏まえ、区民利用施設の時間短縮等の制限を解除する。徹底した感染防止対策並びに感染拡大防止を目的とした注意喚起については、継続して実施していく。	内容について確認した。 改めて、東京都のリバウンド防止措置の取り扱い内容を確認し、付議内容に大幅な変更が無い場合は、所管決定とする。

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和3年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年10月21日	第78回	審議事項	せたがやPayを活用した事業者支援について	経済産業部	区内中小企業者を対象として世田谷区商店街振興組合連合会による「せたがやPay」を活用した給付を行うとともに、せたがやPay 加盟店の増加を促進する。 <実施期間> 令和3年11月から令和4年1月末まで	付議のとおり決定する。
令和3年10月21日	第78回	審議事項	社会的インフラを継続的に維持するための検査(社会的検査)における今後の対応等について	保健福祉政策部	社会的インフラを継続的に維持するための検査(社会的検査)について、今後の感染拡大に向けた対応策を講じる。 (1) 随時検査の体制強化 (2) 抗原定性検査のさらなる活用	方向性については了とするが、(2)について、実施方法等、関係所管と調整し精査すること。また、経費についても根拠資料を明示すること。
令和3年10月21日	第78回	審議事項	新型コロナワクチン3回目接種に向けた接種体制の確保について	住民接種担当部	先般、国から新型コロナワクチン3回目接種の想定シナリオ等が示され、3回目接種のスケジュールや実施概要の現時点の案が明らかとなった。 国は現時点の情報をもとに12月からの接種開始に向けて自治体に準備を求めていることから、3回目接種に向けた接種体制の確保を行う。 なお、今後の国からの情報等により、随時、見直しを行う場合がある。	付議のとおり決定する。
令和3年10月21日	第78回	報告事項	満12歳を迎える方への新型コロナワクチン接種券の発送時期の見直しについて	住民接種担当部	現在、新型コロナワクチンの対象年齢の下限が12歳であることから、これまで新たに満12歳を迎える方の新型コロナワクチン接種券は、満12歳を迎えた翌月の月上旬に発送してきたが、今後感染症が流行する季節を迎えることなどから、できる限り早期に予約、接種が可能となるよう、接種券の発送時期を見直す。令和3年11月以降は、これから満12歳を迎える方に、事前に順次発送を行う。	
令和3年12月13日	第79回	審議事項	令和4年度上半期(4月から9月)における社会的インフラを継続的に維持するための検査(社会的検査)の体制について	保健福祉政策部	社会的インフラを継続的に維持するための検査(社会的検査)について、令和4年度(4月～9月)における体制を見直し、引き続き実施する。事業経費については、令和4年度当初予算案に計上する。 (1) 随時検査 令和3年4月～9月と同規模で実施 (2) 抗原定性検査 随時検査の補完、行事前検査の実施、施設や家庭における感染拡大防止を目的とし、高原検査キットの配付を行う定期検査及びスクリーニング検査は引き続き「停止」とする。	付議のとおり決定する。

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和3年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年12月13日	第79回	審議事項	令和4年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業について	保健福祉政策部	令和2年度から実施している新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関等の支援事業について、令和4年度(4月～9月)における実施内容を決定する。事業経費は、一部先行実施分を除いて、令和4年度当初予算に計上する。 (1) 病床確保支援 補助額の変更 (2) 発熱外来の設置運営 補助額の変更 (3) 休業・縮小施設の再開支援 継続実施 (4) 新型コロナ回復後患者の転院等受入支援 補助要件を新たに追加(拡充)	付議のとおり決定する。
令和3年12月13日	第79回	審議事項	子育て世帯及び住民税非課税世帯への臨時特別給付について	保健福祉政策部	(仮称)子育て世帯への臨時特別給付のうち、5万円相当のクーポンを基本とした給付について、現金で給付を行う方向で検討する。 先行給付金については、速やかに実施する。5万円相当のクーポンを基本とした給付については、12月21日の国の補正予算成立後、区においても補正予算により必要経費を確保する。実施内容は、クーポン給付に替え現金の給付を行う方向で検討し、区の補正予算成立とあわせ、改めて決定する。	付議のとおり決定する。 クーポンを基本とした給付については、現金給付で速やかに実施できるか検討をすること。
令和3年12月13日	第79回	審議事項	感染第6波及び変異株(オミクロン株)に備えた保健所体制の整備及び強化について	世田谷保健所	感染第6波及び変異株(オミクロン株)に備え、世田谷保健所の体制を強化する。 (1) 既存の取り組みの見直し 積極的疫学調査及びデータ入力委託 自宅療養者・健康観察センター対応 自宅療養者センター対応 パルスオキシメーターの配送 酸素療養ステーションの開設準備 (2) 新たな取組 日本体育大学及び国士舘大学との患者へのトリアージ対応等への協力に関する協定締結 療養サポートシートの導入	付議のとおり決定する。 療養サポートシートについて、わかりやすく説明を追加すること。
令和3年12月13日	第79回	審議事項	新型コロナワクチン接種における各課題への対応について	住民接種担当部	この間の国の動向を鑑み、各課題について、以下の通り対応する。 (1) 高齢者施設入所者・従事者に対する前倒し接種の実施 (2) ワクチンの供給比率をふまえた3回目接種計画の変更 (3) 予約なし接種の実施(1・2回目接種) (4) 接種証明書のデジタル化等	付議のとおり決定する。

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和3年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和3年12月27日	第80回	審議事項	新型コロナワクチン3回目接種における前倒し接種への対応について	住民接種担当部	新型コロナワクチンの追加接種「3回目接種」)における、2回目接種からの間隔を8か月以上の経過を待たずに実施する前倒し接種の取扱いについて、国が示した実施内容をふまえ、2回目接種の完了から7か月以上経過した後に3回目接種が可能な対象者に一般の高齢者を追加する。このことに伴い、接種計画を見直す。	付議のとおり決定する。
令和3年12月27日	第80回	審議事項	抗原定性検査キットの活用について	世田谷保健所	新規濃厚接触者数が増加した際に備え、PCR検査枠を確保するとともに、抗原定性検査キットを活用する。	なし。
令和4年1月17日	第81回	審議事項	区民等を対象とした無料抗原定性検査キットの配布について	保健福祉政策部	都が実施している「PCR等検査無料化事業」を活用し、民間事業者と連携して、無料でPCR等検査を実施する。そのための検査場所を確保する。 区民等を対象とした簡易キットの配布を行う。希望する区民が身近な場所で無料抗原定性検査キットを受け取れるよう、配布場所を確保する。	付議のとおり決定する。
令和4年1月17日	第81回	審議事項	新型コロナワクチンにかかる今後の接種体制の確保等について	住民接種担当部	新型コロナワクチンの追加接種「3回目接種」)について、国から3回目接種時期の変更が示された。この内容をふまえ、医療従事者等や一般高齢者、その他の一般の方の3回目接種について、前倒し接種のスケジュールを変更する。	付議のとおり決定する。

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和3年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和4年1月20日	第82回 【書面開催】	審議事項	まん延防止等重点措置の適用に伴う区の対応について	政策経営部	1月21日(金)から2月13日(日)までの期間、まん延防止等重点措置が東京都に対し適用されることを踏まえ、今後の区主催イベントや区施設等の対応について、区の基本的方針を定める。 <区の対応> 2月13日までの期間、施設運営及びイベント等の実施にあたっては、引き続き徹底した感染防止対策並びに感染拡大防止を目的とした注意喚起を講じた上で、区民利用施設の利用人数制限等を行うこととする。	付議のとおり決定する。
令和4年1月24日	第83回	審議事項	新型コロナウイルス感染者に係る区立小・中学校及び幼稚園等の運営方針について(その4)	教育委員会事務局	感染者拡大にともない、学校における感染拡大防止に向けた対策を下記の通り実行する。 区立小・中学校は「通常授業とオンライン学習の選択制」を実施する。区立幼稚園は、分散登園を実施する。 実施期間：1月26日～2月13日 抗原定性検査キットによる社会的検査対象者の把握を強化する。抗原定性検査キットの配布を陽性者の在籍するクラスや部活動等の児童・生徒等へ拡大し、調査の迅速化、感染抑止対策につなげる。	付議のとおり決定する。
令和4年1月24日	第83回	審議事項	区民等を対象とした無料抗原定性検査キットの追加配布について	保健福祉政策部	区民等を対象とした無料抗原定性検査キットの配布について、1月17日に決定した内容から下記の通り対応を変更する。 民間事業者との連携事業(東京都PCR等検査無料化事業)の実施期間を2月13日まで延長する。 区民等を対象とした簡易キットの配布について、配布数を追加し、配布期間を1月29日までに変更する。 医療機関等に対し抗原定性検査キットの配布を行う。	付議のとおり決定する。
令和4年1月24日	第83回	審議事項	PCR検査会場の臨時設置について	保健福祉政策部	上用賀公園の拡張用地一部において、事業者への委託により、PCR検査用車両を活用し、臨時的PCR検査会場を設置する。 実施期間：令和4年2月1日～3月31日	付議のとおり決定する。
令和4年1月24日	第83回	審議事項	新型コロナワクチン住民接種における各課題への対応について	住民接種担当部	新型コロナワクチンの追加接種「3回目接種」について、医療従事者等や一般高齢者、その他の一般の方の3回目接種について、下記の通り対応する。 接種券の発送スケジュールの前倒しを行い、接種券が届き次第、一般の高齢者及びその他の一般の方、2回目接種完了から6日以上経過後に予約及び接種を可能とする運用にあらためる。 小児接種について、概ね3月から6月末頃までを目途に、集団接種と個別接種を組み合わせ実施する。 楽天グループの職域接種にて、3回目接種においても区民等を対象としたワクチン接種を実施する。	付議のとおり決定する。

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和3年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和4年2月9日	第84回	審議事項	上用賀公園臨時PCR検査会場の検査対象者拡大および東京都PCR等検査無料化事業に関する民間事業者との連携について	保健福祉政策部	上用賀公園の拡張用地一部に臨時設置したPCR検査会場について、検査対象を拡大する。検査対象は、陽性者が発生した保育園等の施設で、濃厚接触となった無症状で区内在住の園児および職員とする。川崎重工工業株式会社と連携し、実施している東京都PCR等検査無料化事業について、宮坂区民センターの実施期間を令和4年2月20日まで延長する。また、新たに実施会場として、大蔵第二運動場屋外プールハウス内を追加する。	PCR検査会場における検査対象に、高齢者施設及び障害者施設も加えることとし、付議のとおり決定する。
令和4年2月9日	第84回	審議事項	まん延防止等重点措置の延長を踏まえた区の対応について	政策経営部	1月21日(金)から2月13日(日)までの期間、適用されたまん延防止等重点措置が3月6日まで延長されることを踏まえ、今後の区主催イベントや区施設等の対応について、区の基本的方針を定める。 <区の対応> 3月6日(土)までの期間、施設運営及びイベント等の実施にあたっては、引き続き徹底した感染防止対策並びに感染拡大防止を目的とした注意喚起を講じる。区民利用施設については、利用人数制限等を行うこととし、区主催のイベントについては、延期または中止を基本とする。	まん延防止等重点措置の取り扱いについて、2月10日に政府決定がされた場合、付議のとおり実施することを決定する。
令和4年2月9日	第84回	審議事項	新型コロナウイルス感染者に係る区立小・中学校及び幼稚園等の運営方針について(その5)	教育委員会事務局	感染者拡大にともない、学校における感染拡大防止に向けた対策を下記の通り実行する。 現在実施している区立小・中学校の「通常授業とオンライン学習の選択制」及び区立幼稚園の分散登園の実施期間を2月27日(日)まで延長する。 学期末の各種行事の実施に向け、まん延防止等重点措置の適用の有無にかかわらず2月28日(月)から通常登校による授業を基本に実施する。 宿泊行事は、行事前の抗原定性検査を活用し、保護者に感染症対策を示し理解を得るとともに、参加の意思確認を再度行い、参加状況等も考慮した上で実施の判断をする。	方向性は了とするが、通常登校の再開時期及び宿泊行事の実施判断については、感染状況及び国・都の措置や宣言の発出状況を考慮したうえで、然るべき時期に判断すること。
令和4年2月18日	第85回	審議事項	薬剤師会による抗原定性検査キットの配布について	保健福祉政策部	優先供給の対象となっている医療機関や社会福祉施設に対し、区からの簡易キット配付の目的がたつことから、薬剤師会による無料抗原定性検査キットの配布を実施する。 ・対象者：区内在住者であって、65歳以上の方または基礎疾患を有する方 ・配布場所：両薬剤師会のうち協力を得られた薬局(224か所) ・配布数：全体9万キット ・実施開始日：令和4年3月1日	付議のとおり決定する。

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和3年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和4年2月18日	第85回	審議事項	東京都PCR等検査無料化事業に関する民間事業者との連携について	保健福祉政策部	川崎重工業株式会社と協定を結び会場を提供している東京都PCR等検査無料化事業について、新たな会場を決定する。 また、これまで実施していた宮坂区民センターにおける事業は、2月20日をもって終了する。 ・新たな検査実施施設 (1) 区営玉川三丁目アパート併設施設 (2) 旧松原まちづくりセンター施設 ・実施期間：準備ができ次第3月中(予定)	付議のとおり決定する。
令和4年2月18日	第85回	報告事項	上用賀公園拡張用地臨時PCR検査会場の検査対象者拡大について	保健福祉政策部	上用賀公園の拡張用地一部に臨時設置したPCR検査会場について、検査対象を拡大する。 検査対象の範囲を社会的検査の対象施設まで拡大するとともに、区民以外の職員等も対象とする。	
令和4年3月1日	第86回	審議事項	新型コロナウイルス感染者に係る区立小・中学校及び幼稚園等の運営方針について(その6)	教育委員会事務局	感染者拡大にともない、学校における感染拡大防止に向けた対策を下記の通り実行する。 現在実施している区立小・中学校の「通常授業とオンライン学習の選択制」について、まん延防止等重点措置の延長の有無にかかわらず、3月7日(月)から通常登校による授業を基本に実施する。 宿泊行事は、行事前の抗原定性検査を活用し、保護者に感染症対策を示し理解を得るとともに、参加の意思確認を再度行い、教育委員会と学校が連携し実施の判断をする。 やむを得ず中止をする場合は、これまでと同様に中止に伴うキャンセル料を公費負担により対応する。	付議のとおり決定する。
令和4年3月1日	第86回	報告事項	令和4年3月1日以降の保育の対応について	保育部	区内保育施設の感染状況をふまえ、3月1日より、「縮小保育」から「通常保育」へ移行し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底したうえで、通常保育を実施する。 「登園自粛協力のお願ひ」についても2月28日をもって終了とする。	

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和3年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和4年3月18日	第87回	審議事項	今後の区民利用施設及び区主催イベント等の対応について	政策経営部	東京都に適用されているまん延防止等重点措置が3月21日をもって解除されることを踏まえ、今後の区主催イベントや区施設等の対応について、区の基本的方針を定める。 <区の対応> 区内における感染者数は、令和4年2月の直近のピークの時から減少傾向にあるものの、依然として高い水準で推移している。また、東京都による重点措置は解除されたが、要請が出されていることを踏まえ、区民利用施設や主催イベント等の実施にあたっては、引き続き徹底した感染防止策を講じた上で、4月24日までのリバウンド警戒期間中、区民利用施設の利用人数制限等を行うこととする。	付議のとおり決定する。
令和4年3月18日	第87回	報告事項	新型コロナウイルス感染症の検査体制について	保健福祉政策部	上用賀公園拡張地臨時PCR検査会場について当初の予定どおり令和4年3月25日をもって、運営を終了する。 東京都PCR等検査無料化事業に関する民間者との連携について 区と川崎重工業株式会社が連携し、実施している都の無料PCR検査については、検査期間を当初、東京都PCR等検査無料化事業実施要綱で定める「一般検査事業」の実施期間に準拠することとしていたが、当該事業を最大限に活用するため要綱で定めるもう一つの事業「定着促進事業」の実施期間のいずれかに準拠することとし、令和4年3月31日まで実施する。なお4月以降については、東京都の動向を踏まえ、別途判断する。	

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和4年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和4年4月6日	第88回	審議事項	新たな世田谷区PCR検査センターの体制について	保健福祉政策部	世田谷保健所及び世田谷区医師会が協働して運営しているPCR検査センターの建物老朽化に伴う新たなPCRセンターへの移転について、東京都と区内医療機関敷地の活用に関する協議が整ったため、6月1日からの移転に向けた新たな検査体制や、移転に関する予算対応について以下のとおり決定する。 <新たな保健所の検査体制> 区民の利便性を高める観点から、医師や看護師の配置、受付事務配置等について、民間事業者への一括委託とする。 <検査センター移転費用> 検査センターの仮設建物の設置に関する費用については、補正予算により対応予定。	付議のとおり決定する。
令和4年4月6日	第88回	審議事項	在宅要介護高齢者の受入体制整備事業の再開について	高齢福祉部	在宅で介護している家族が新型コロナに感染したことにより、濃厚接触者となった要介護高齢者が一時的に利用可能な施設のベッドを確保し、家族が安心して療養に専念できる環境を以下のとおり構築する。 対象者 介護者が新型コロナに罹患したこと等により、介護を受けることができず在宅での日常生活の継続が困難となる要介護の高齢者(陰性) 受入施設 区内の短期入所生活介護(ショートステイ)1か所 実施期間 令和4年4月16日～9月30日(約6ヶ月) 予算措置について 当初予算を活用し、不足額については、補正予算により対応予定	付議のとおり決定する。
令和4年4月6日	第88回	審議事項	新型コロナワクチン4回目接種の実施に向けた準備について	住民接種担当部	新型コロナワクチンの4回目接種に向けて、国の通知に基づき、現時点における対応について、以下のとおり決定する。 接種兼の発送について 5月末頃を目途に、3回目接種完了者に対する接種兼の発送を行う。 予約受付体制の確保 コールセンターの受電体制の確保、4回目接種に対応した予約システムの調整等を行う。 高齢者施設入所者等に対する巡回接種の体制確保 予算措置について ~ の予算措置について、余生予算により対応予定。	付議のとおり決定する。
令和4年4月6日	第88回	報告事項	新型コロナウイルス感染症(後遺症を含む)に関する区民の相談体制について	経済産業部 保健福祉政策部 世田谷保健所	新型コロナウイルス感染症後遺症アンケート結果を踏まえ、後遺症を含むコロナ禍で不安を抱えている区民に対し、改めて区民の相談体制の周知を図る。	

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和4年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和4年4月6日	第88回	報告事項	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る令和4年度国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免について(報告)	保健福祉政策部	国より、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る令和4年度国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免に関する通知が届いたので、報告する。	
令和4年4月6日	第88回	報告事項	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和4年度における減免措置について	高齢福祉部	国より、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和4年度における減免措置に関する通知が届いたので、報告する。	
令和4年4月20日	第89回	審議事項	新型コロナウイルス感染症の感染状況、第6波における区の感染症対策の検証および今後の取組みについて	保健福祉政策部	<p>第7波に向けた対応について、以下の項目における各対応について、拡充、継続、見直しの方針を決定する。</p> <p>新型コロナウイルス関連の相談窓口</p> <p>拡充</p> <p>行政検査</p> <p>従来型検査 拡充</p> <p>社会的検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期検査、随時検査 見直し ・随時検査の補完 見直し ・行事前検査 継続 ・施設および家庭における感染拡大防止 継続 <p>抗原定性検査検査キットの配布 見直し</p> <p>臨時検査会場の設置 見直し</p> <p>保健所体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内応援体制 拡充 ・委託の活用 拡充 ・大学との連携 継続 <p>療養者対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅療養者の健康観察 拡充 ・パルスオキシメーター貸与 継続 ・酸素濃縮装置(在宅酸素供給体制) 継続 <ul style="list-style-type: none"> ・体調悪化時の対応 <ul style="list-style-type: none"> 医師会との連携 継続 訪問看護ステーション 継続 外部委託 拡充 ・食料配達委託 継続 ・酸素ステーション運営 継続 <p>入院病床対応(医療機関支援) 継続</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種 継続</p> <p>感染症アドバイザー派遣 継続</p>	付議のとおり決定する。 なお、資料内容については、一部修正し、決定とする。

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和4年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和4年4月20日	第89回	審議事項	新型コロナワクチン3回目接種の実績及び4回目接種の実施に向けた対応方針について	住民接種担当部	<p>新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に向けて、以下に記載の現時点における対応方針を決定する。</p> <p>接種兼の発送 3回目接種完了日から4か月を迎える前に発送する。ただし、予約の集中を避けるため、1回あたりの発送件数を分散する。</p> <p>予約受付体制 コールセンターの回線数は3回目と同様に最大150回線を確保する。また、4回目に対応した予約システムの調整等を行う。</p> <p>集団接種体制 接種対象者の想定ピーク時と同程度の4万回/週の接種能力を備え、集団体制を強化する。</p> <p>4回目接種の期間を4か月と想定し、12会場を10月まで確保する。4回目接種の後倒しや5回目接種の可能性も想定し、11月以降に関しても、区民利用の予約解放を延期する。</p> <p>台風接近時などにより安全が確保できないと判断した場合には集団接種会場での接種は原則中止とする。</p> <p>個別接種体制 区内医師会調整し、集団接種と同時期に開始できる体制を整える。また、個別接種実績の即時把握を目的として、VRSへの登録方法の改善を図る。</p> <p>高齢者施設接種 3回目と同様に、施設内で接種を希望する施設が3回目接種からの接種間隔経過後、速やかに接種できる体制を確保する。</p> <p>障害者施設等接種 3回目と同様に、施設内で接種を希望する施設が3回目接種からの接種間隔経過後、速やかに接種できる体制を確保する。</p> <p>巡回接種や、障害者専用接種会場の活用など、柔軟に対応する。</p> <p>区民周知 区のおしらせやホームページ、SNS、コールセンター、その他の紙媒体等による周知や案内で補完するなど、必要な情報を区民に届けるための情報発信を行う。</p>	付議のとおり決定する。

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和4年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和4年4月28日	第90回	審議事項	新型コロナウイルス感染症対策に関する有識者との意見交換の実施について	政策経営部 総務部	新型コロナウイルス感染症対策の有効な対策について、最新の知見に基づくご意見やご助言をいただき、今後の参考とするため世田谷区新型コロナウイルス等対策本部会議にて有識者の意見を伺う。	付議のとおり決定する。
令和4年4月28日	第90回	審議事項	有識者との意見交換における案件について	政策経営部 経済産業部 保健福祉政策部 子ども・若者部 世田谷保健所 住民接種担当部 教育委員会事務局	5月9日に開催する新型コロナウイルス対策本部会議における有識者との意見交換の議題について、資料の確認を行う。	資料の確認を行い、各案件の資料を決定とする。
令和4年4月28日	第90回	資料配付	保育施設における新型コロナウイルス感染症陽性者判明時の対応について	保育部		
令和4年4月28日	第90回	資料配付	新型コロナウイルス感染症陽性者への対応状況について(令和4年4月28日時点)	世田谷保健所		
令和4年5月9日	第91回		有識者との意見交換		<p>この間、世田谷区では、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、全庁的に対策の検討、対応を行ってきた。第6波が収束しつつある状況ではあるが、第7波への懸念がある中での感染対策、経済対策、イベントの再開などの課題について、令和4年5月9日(月)の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、各分野の有識者にご出席いただき、これまでの区の感染症対策の評価と課題を提起したうえで、今後の有効な対策について、多様な視点からご意見を伺った。</p> <p>【議 事】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 区の概況報告および現状分析について 3 今後の対策についての意見交換 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新型コロナウイルスワクチン住民接種の実施状況及び4回目接種について (2) 小児の新型コロナウイルスワクチン接種について (3) 新型コロナウイルス感染症後遺症への対応について (4) 新型コロナウイルス感染症に係る区内の社会経済状況について (5) 新型コロナウイルス感染症に係る生活困窮対策の状況について (6) 新型コロナウイルス感染症の第7波に備えた対策について 4 今後のイベント、お祭り、コミュニティ活動のあり方についての意見交換 5 閉会 	

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和4年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和4年5月11日	第92回	審議事項	今後の感染拡大に向けた社会的インフラを継続的に維持するための検査(社会的検査)の対応について	保健福祉政策部	社会的インフラを継続的に維持するための検査(社会的検査)について、令和4年7月以降の感染拡大(いわゆる第8波)に向けた対応策等を以下のとおり決定する。 社会的検査の対象施設等内で陽性者が発生した場合の随時検査の運用変更(7月1日より) ・重症化リスクの高い施設等(高齢・障害施設等) 抗原定性検査を実施後、検査結果の判定結果に関わらず、随時検査(PCR検査)を実施する ・その他施設 抗原定性検査を実施後、陽性判定の場合に、随時検査(PCR検査)を実施する。陰性判定の場合には、感染予防策の継続実施。 備え置き用の抗原検査キットの用途、配付方法等の変更(7月1日より) ・抗原検査キットの用途に「事業所・施設内で感染者が発生した場合」を追加する。 ・備え付きのキットが無い場合、施設から希望に応じて配付(補充)する。 随時検査予定数、抗原検査キット配付予定数を、に合わせ増量する。	付議のとおり決定する。
令和4年5月11日	第92回	審議事項	新型コロナワクチン4回目接種の接種計画等について	住民接種担当部	国より新型コロナワクチン4回目接種の実施内容が示されたため、4回目接種の接種計画を定めるとともに、接種券の発送スケジュールなど、4回目接種に関する業務内容を決定する。 接種対象 ・60歳以上 ・基礎疾患を有する方等 接種時期 3回目接種完了日から5か月以上経過後 区の接種開始時期 令和4年5月下旬から開始予定 接種会場について 区内施設計9会場を集団接種会場として使用 接種券の発送および予約受付 3回目接種完了日から5か月を迎える前に到着するように5月中旬から発送を開始する。予約受付システムの改修が完了後、受付を開始する(5月下旬予定)。	付議のとおり決定する。
令和4年5月11日	第92回	報告事項	コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に伴う特別給付金の支給について	子ども・若者部		

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和4年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和4年5月19日	第93回	審議事項	リバウンド警戒期間の延長に伴う区民利用施設及び区主催イベント等の対応について	政策経営部	東京都におけるリバウンド警戒期間が5月22日(日)までとなるため、今後の区民利用施設及び区主催イベント等の対応について、以下のとおり決定する。 リバウンド警戒期間が延長した場合 現在実施している感染防止対策を継続して実施することに加え、第91回新型コロナウイルス感染症対策本部(有識者との意見交換)において、有識者からいただいた助言を踏まえた感染対策を行う。 リバウンド警戒期間が終了した場合 区民利用施設及び区主催イベントの収容制限の解除について、東京都の決定内容に応じた取扱いとする。ただし、引き続き感染防止対策の徹底を行い、長時間に及ぶ飲食などの感染リスクが高い行動は避けることとする。また、第91回新型コロナウイルス感染症対策本部(有識者との意見交換)において、有識者からいただいた助言を踏まえた感染対策を行う。	東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議における、今後のリバウンド警戒期間の取り扱いに関する決定内容によって、もしくはの対応を確定することとし、付議のとおり決定する。
令和4年5月19日	第93回	審議事項	新型コロナウイルス感染症対策本部事業継続対策部会構成の一部改正について	総務部	子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給に伴い、新型コロナウイルス感染症対策本部事業継続対策部会の構成を一部改正する。	付議のとおり決定する。
令和4年5月19日	第93回	審議事項	世田谷保健所による新たなPCR検査センターの設置について	世田谷保健所	区民の利便性や今後の感染拡大時の更なる検査需要にも対応するため、新たなPCR検査センターの設置について決定する。	付議のとおり決定する。
令和4年5月19日	第93回	審議事項	新型コロナワクチン4回目接種における基礎疾患を有する方等への接種券発行方法の変更について	住民接種担当部	新型コロナワクチン4回目接種の対象者である「基礎疾患を有する方等」に対し、希望する方からの申請受付後に接種券を発送としていたが、国からの通知に合わせ、3回目のワクチン接種を終えている以下の対象者については、申請の有無に関わらずを区から接種券を発送する。 愛の手帳を有する方 基礎疾患を有する方として、1・2回目接種券の発行申請を行った方	付議のとおり決定する。
令和4年5月19日	第93回	報告事項	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給について	子ども・若者部		
令和4年7月15日	第94回	審議事項	社会的インフラを継続的に維持するための検査(社会的検査)における今後の対応等について	保健福祉政策部	急激な感染拡大が発生しており、今後もさらなる感染拡大が見込まれることから、社会的インフラを継続的に維持するための検査(社会的検査)の今後の対応等について、以下のとおり実施する 随時検査の体制強化 現在の6班体制(通常3班+緊急対応班3班)から9班体制(通常3班+緊急対応班6班)にする。 医師会や区の医療機関支援を受けている「診療所」に対して、感染拡大・集団感染防止のため抗原定性検査キットを配付する。 30,000キットを全体の上限とし、希望する対象医療機関に対し配付する	付議のとおり決定する。

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和4年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和4年7月15日	第94回	審議事項	新型コロナワクチン3回目接種の更なる促進及び4回目接種対象者の拡大について	住民接種担当部	新型コロナワクチン3回目接種の更なる促進策の実施 区集団接種会場における武田社ワクチン(ノバックス)の実施する ウィークエンド夜間接種について、8月中まで期間を延長する 3回目未接種者等に対し、勧奨通知を送付する 4回目接種対象者の拡大 医療従事者や高齢者施設従事者を対象とする	付議のとおり決定する。
令和4年7月29日	第95回	審議事項	令和4年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業について	保健福祉政策部	令和4年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業について、令和4年9月末までとしていた補助期間を令和4年度末まで延長する	付議のとおり決定する。
令和4年7月29日	第95回	審議事項	発熱外来ひっ迫の解消に向けた医療機関によるオンライン診療体制の確保について	保健福祉政策部 世田谷保健所	新型コロナウイルス感染症の感染拡大による発熱外来ひっ迫の解消に向け、医療機関による区民に対するオンライン診療体制を確保する。	付議のとおり決定する。
令和4年7月29日	第95回	審議事項	在宅要介護高齢者の受入体制整備事業の実施期間延長について	高齢福祉部	在宅で介護している家族が新型コロナに感染したことにより、濃厚接触者となった 要介護高齢者が一時的に利用可能な施設のベッドを確保し、家族が安心して療養に専念できる環境を構築する事業について、現在の実施期間(9月30日まで)を、令和5年3月31日まで6か月延長する。	付議のとおり決定する。
令和4年7月29日	第95回	審議事項	オミクロン株対応ワクチン接種の実施に向けた準備の開始について	住民接種担当部	国より、今年の秋以降にオミクロン株対応ワクチンの接種実施に向けた準備に関する通知があったため、予算、会場、接種券の発送準備を開始する。	付議のとおり決定する。
令和4年7月29日	第95回	審議事項	日光林間学園実施における新型コロナウイルス感染等により不参加となった児童分のキャンセル料の公費負担について	教育総務部	夏季休業期間中に区立小学校6年生を対象に実施している宿泊行事において、新型コロナウイルスへの感染等により不参加となる児童が昨年度に比べ急増しているため、やむを得ず参加ができないことで生じるキャンセル料について公費により支援を行う。 対象者(以下の理由による不参加) (1)新型コロナウイルスへの感染 (2)同居家族等の感染により濃厚接触者に特定	付議のとおり決定する。

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和4年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和4年9月9日	第96回	審議事項	オミクロン株対応ワクチン接種及び小児(5~11歳)への3回目接種の区の対応について	住民接種担当部	<p>国が決定した以下の2点について、区の対応を決定する</p> <p>(1)オミクロン株に対応したワクチンの接種 国がオミクロン株に対応したワクチンの接種開始時期が10月半ばから9月半ば以降に前倒したことを受け、60歳以上及び基礎疾患を有する方等について、9月27日からの接種開始することとし、9月23日より予約を開始する。</p> <p>(2)小児(5歳~11歳)への3回目接種 国が2回目接種を完了した全ての小児を対象に、9月6日から3回目接種(2回目接種から5か月経過後)を開始することとしたことを受け、9月20日より予約を開始し、接種券を10月5日(水)に一斉発送することとする。</p> <p>5月31日までに2回目の接種を受けた方で、早期に接種を希望する方に向けて、9月17日(旧二子玉川仮設庁舎)、9月24日(砧総合支所)の2日間にて接種を行う。</p>	付議のとおり決定する。
令和4年9月9日	第96回	報告事項	体制確保支援を受けた医療機関によるオンライン診療の実施状況等について	保健福祉政策部 世田谷保健所		
令和4年10月21日	第97回	審議事項	新型コロナウイルス感染症第7波の検証について	保健福祉政策部	新型コロナウイルスの第7波の検証結果及び第8波に向けた対応方針について決定する。	付議のとおり決定する。
令和4年10月21日	第97回	審議事項	インフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行に備えた地域医療との連携及び支援について	保健福祉政策部	<p>今冬に想定されるインフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行への備えとして、世田谷区医師会及び玉川医師会に委託している診療所の検査体制の充実を図る</p> <p>「オンライン診療体制の確保支援」について、11月以降も継続実施する</p>	付議のとおり決定する。
令和4年10月21日	第97回	審議事項	年末年始を含む第8波に向けたオンライン診療体制の確保の拡充について	保健福祉政策部	<p>これまでのオンライン診療体制の確保に加え、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時検査キットを用いた同時検査・オンライン診療・薬の処方箋発行までを行う「同時検査・オンライン診療所」を確保する</p> <p>インフルエンザ感染者の過半数は子どもであることから、小児対応医療機関のひっ迫に備え、対面診療で行う「小児専用同時検査・診療所」を確保する</p>	付議のとおり決定する。
令和4年10月21日	第97回	審議事項	今後の感染拡大に備えた社会的インフラを継続的に維持するための検査(社会的検査)の対応について	保健福祉政策部	今冬に想定される新型コロナウイルス感染症第8波に備え、抗原検査キットの配付するとともに、令和5年3月まで社会的検査の実施を延長する。	付議のとおり決定する。

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和4年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和4年10月21日	第97回	審議事項	オミクロン株対応ワクチンの接種間隔短縮に伴う対応について	住民接種担当部	オミクロン株対応ワクチンの接種間隔が、5か月以上経過後から3か月以上経過後に短縮されたため、以下の対応を行う。 接種計画の見直し 各種試算数値の更新、計画期間の前倒し(令和5年1月末から令和4年12月末に変更) 接種券の発送時期の前倒し 高齢者施設での接種 年内を目途に接種を完了させる 障害者施設等での接種 ・障害者施設での接種 年内を目途に、希望する施設に対して巡回接種を完了させる ・障害者専用接種会場 9月22日に開設した障害者専用接種会場においては従来株対応型ワクチンを使用したため、12月下旬以降にオミクロン株対応ワクチンによる接種会場の開設を検討する	付議のとおり決定する。
令和4年10月21日	第97回	報告事項	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の追加支給について	子ども・若者部		
令和5年1月6日	第98回	審議事項	区における新型コロナウイルス感染症の類型変更の場合の対応について	保健福祉政策部 高齢福祉部 世田谷保健所	令和5年4月以降に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型変更(2類→5類)された場合を踏まえ、各取組の方向性について決定する	付議のとおり決定する。
令和5年1月30日	第99回	審議事項	今後の区民利用施設及び区主催イベント等の対応について	政策経営部	東京都によるイベントの開催制限が解除されることに伴い、以下のとおり対応する。 1 区民利用施設及び区主催イベント 「大声あり・なし」に基づく人数制限を解除する。ただし、以下の点に留意する。 (1) 基本的な感染防止対策を行う。 (2) 高齢者等、重症化リスクが高い方の感染リスク軽減に配慮し、対策を行う。 (3) 換気やマスク着用などの対策を行う。乳幼児等のマスク着用が難しい方が施設利用する場合には、人同士の距離を確保するなど、適切な対応をとる。 (4) イベント会場周辺を含む広範な観点での密集、滞留が生じない対策を行う。 (5) 飲食を伴うイベントについては、長時間の飲食など、感染リスクの高い行動を避けるよう注意喚起する。 2 区立小学校及び幼稚園、保育施設、新BOP 令和4年9月13日付けで決定した運営方針に基づくこととする。	付議のとおり決定する

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和4年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和5年3月3日	第100回	審議事項	「マスクの着用」に関する基本的な考え方について	政策経営部	国及び都の決定した「マスクの着用」に関する方針を受け、令和5年3月13日以降の区施設、事業における感染対策やマスクの着用について、以下のとおり決定する。 (1) 換気等の基本的感染防止対策の継続 (2) マスク着用については個人の判断を基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように留意する (3) 施設利用及び事業の実施等におけるマスクの着用については、国及び都の考え方を基本とする	付議のとおり決定する
令和5年3月22日	第101回	審議事項	令和5年度の区の新型コロナワクチン接種について	住民接種担当部	国の令和5年度の新型コロナワクチン接種方針を受け、区の令和5年度の接種について、以下のとおり決定する。 (1) 令和5年春開始接種では、個別接種への移行を進めていくが、接種見込み回数等を踏まえて、引き続き一部の集団接種会場を開設する。 (2) 令和5年秋開始接種における区の接種体制や運営方法は、7月末までに判断をする。 (3) 国庫補助の見直しの主旨を踏まえ、令和5年春開始接種時点から、区民への影響を最小限に抑える配慮をしつつ、国の補助単価を踏まえた見直しを行う。 (4) 国、東京都に対して、必要な補助金や接種体制に関する要望を行っていく。	付議のとおり決定する

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和5年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和5年4月13日	第102回	審議事項	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う区の取組について	保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部 子ども・若者部 世田谷保健所	令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」へ変更されることに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る各種取組について見直しを行い、以下の考え方に沿って、各事業の方針を決定する。 【考え方】 感染症法上の分類が5類に移行することにより、実施根拠がなくなる事業については原則「廃止」する。 5類移行後も、新型コロナウイルス感染症から区民の生命と健康を守るために区が担うべき事業は「継続」する。 「継続」する事業の実施期間については、国や都の動向を踏まえて判断する。 感染が再拡大した場合に備える必要があるため、これまでの経験を活かし、機動的に対応できる体制を維持する。 今後、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になった場合には、ただちに迅速な対応を図る。	付議のとおり決定する
令和5年4月27日	第103回	審議事項	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の基本的な感染対策の考え方及び感染状況の周知方法について	世田谷保健所	新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」へ変更されることに伴い、以下のとおり5月8日以降の対応について、決定する。 (1) 基本的感染対策 令和5年3月31日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡に記載の感染対策に準じた感染対策を推進する。 (2) 感染状況の把握 令和5年1月27日付「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について(政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定)」のとおり、定点医療機関による感染動向把握に移行する。 (3) 区民周知方法 ・基本的感染対策 区HP、SNS等にて周知する ・感染者数の公表 毎週水曜日に区内の定点医療機関が把握した前週の患者数を区HPで公表する ・5類変更に伴う各種取り扱い変更点 区HPにおいて、変更点一覧を掲載し、周知する。	付議のとおり決定する

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和5年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和5年4月27日	第103回	審議事項	今後の区内施設及び区主催イベント等の対応について	政策経営部	<p>新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」へ変更されることに伴い、以下のとおり5月8日以降の対応について、決定する。</p> <p>(1) 区民利用施設 ・感染防止対策は、利用者・事業者等の主体的な選択を尊重し、判断を委ねることを基本とする。ただし、重症化リスクが高い方が多い場合は、基本的な感染防止対策等の実施を検討する。 ・マスクは個人の判断を基本とし、本人の意思に反して着脱を強いることがないように留意する。</p> <p>(2) 区主催イベント ・感染防止対策は、実施所管の所属長の判断とする。ただし、重症化リスクが高い方が多い場合は、基本的な感染防止対策等の実施を検討する。 ・マスクは個人の判断を基本とし、本人の意思に反して着脱を強いることがないように留意する。</p> <p>(3) 社会福祉施設等 ・感染防止対策は、各施設等の管理・運営状況に応じた主体的な選択を尊重し、判断を委ねることを基本とする。ただし、重症化リスクが高い方が多い場合は、基本的な感染防止対策等の実施を検討し、対応する。 ・マスクは個人の判断を基本とし、本人の意思に反して着脱を強いることがないように留意する。</p> <p>(4) 区立小・中学校 ・国及び東京都の通知があり次第、本通知を踏まえ運営方針を決定する。</p> <p>(5) 対応が変更される場合 ・国や東京都による新たな対応方針が発出された際には変更する場合がある</p> <p>(6) 各区立施設における区職員の基本的な感染防止対策等については、以下のとおりとする。 マスクの着用 ・マスクの着用は個人の判断に委ねる。なお、マスク着用をお願いする貼り紙等をしている所員においては廃棄する。ただし、重症化リスクの高い方に感染を防ぐため、区民等と対面で接する職場や、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合などには、マスクの着用を推奨する。 アクリル板、ビニールシートなどのパーティション（仕切り）の取扱い ・パーティションについては、窓口等の設置場所や状況に応じて、換気を優先し、段階的に設置数を減らすなど所属長が判断する。なお、再流行に備え、使用可能なものについては、当面の間保管する。 手洗い等手指衛生・換気 ・新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として有効なため、引き続き実施する。なお、換気については定期的な換気を行うこととするが、庁舎の換気に伴うチャイムによる合図は終了する。 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保 ・感染防止対策として有効なため、再び流行期に入った場合は、必要に応じて行う。 その他 ・発熱や風邪の症状等がある場合は出勤しないようにするとともに、本人の体調管理や感染拡大防止を図る。 ・会議や出張・訪問などはオンラインの活用を引き続き行う。</p>	付議のとおり決定する
令和5年4月27日	第103回	審議事項	新型コロナウイルス感染症 第8波の検証について	保健福祉政策部	新型コロナウイルス感染症第8波の検証内容について決定する。	一部内容を追記のうえで、付議のとおり決定する

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和5年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和5年4月27日	第103回	審議事項	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う区の取組について(追加)	子ども・若者部	新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」へ変更されることに伴い、子ども関連施設等支援事業についての対応方針を決定する。	付議のとおり決定する
令和5年4月27日	第103回	審議事項	5類変更に伴う新型コロナウイルス感染症対策本部の取扱いについて	政策経営部 総務部 世田谷保健所	新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」へ変更されることに伴い、5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策本部の取扱いについて、以下のとおり決定する。 (1) 令和2年4月の勤務訓令(世田谷区訓令甲第41号)を廃止し、世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則2条に基づく「事業継続対策部会」を廃止する (2) 新型コロナウイルス感染症対策本部については、世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則第11条第1項の規定に基づき、継続して設置する。 (3) 本部会議の開催については、緊急的な対応の必要性が生じた場合にのみ開催する。なお、事務局については、世田谷保健所を中心に担うこととする。 (4) 病原性が大きく異なる変異株が生じた場合等、急速なまん延のおそれがあると認められた場合においては、勤務訓令により、5月7日以前の体制に基づいた「事業継続対策部会」を設置し、当該事業継続対策部会の下で対策本部を運営する。	付議のとおり決定する
令和5年5月1日	第104回	審議事項	5月8日以降の学校での新型コロナウイルス感染症の対応について	教育政策・生涯学習部	新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」へ変更されることに伴い、以下のとおり5月8日以降の対応について、決定する。 (1) 平時の主な感染症対策 健康状態の把握、換気の確保、手指衛生、咳エチケットの指導を継続する。これ以外には特段の感染症対策は行わない。 マスクの着用は求めないことを基本とする。 日常的な消毒、給食時の黙食、パーテーションの設置は不要とする (2) 感染流行時の対応 校内で感染が流行している場合(学級閉鎖時)などには、マスク着用等の感染対策を検討する。 (3) 出席停止の取り扱い 感染した児童生徒等は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでの期間を出席停止とする。 濃厚接触者にあたる者であっても、感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はない。 感染不安で休ませたいという保護者からの相談があった場合には、同居家族に高齢者等いるなどの事情があり、他に手段がない場合など、合理的な理由があるほか、校長が相当な理由があると判断できる場合には、欠席としない。 (4) 臨時休業(学級閉鎖等)の基準 季節性インフルエンザの対応に準ずる。 (5) 臨時休業・出席停止等の措置を講じた場合のICTの活用等による学習指導 登校を控えている児童生徒に対しては、オンライン授業の実施等を行う。	付議のとおり決定する

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和5年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和5年6月29日	第105回	審議事項	区における新型コロナウイルス感染症の取組について	世田谷保健所 保健福祉政策部	<p>現在区が実施している新型コロナウイルス感染症の各種取組について、国や都の動向や現在の実施状況、感染状況等を踏まえ改めて見直しを行い、今後の対応方針等について決定する。</p> <p>【考え方】</p> <p>「世田谷区新型コロナウイルス感染症相談センター」について、令和5年度中は継続して実施する。なお、国庫補助期間が上半期対象となっているため、下半期分は全額一般財源想定。</p> <p>入院調整等に係る事務及び看護師の委託業務を9月30日をもって廃止する。ただし、都の入院調整業務が10月以降継続となった場合は、継続して対応する場合がある。</p> <p>区内介護事業所等の社会福祉施設を対象に早期に感染者を発見することを目的とした社会的検査（行政検査）について、申し込みが減少傾向にあること等を踏まえ、休止する。ただし、新規変異株の流行等により、検査の必要性が生じる場合は再開する。また、休止の場合は短期間で再開するための体制維持費のみを委託事業者へ支払う。</p> <p>区内介護事業所等を対象に一定以上のウイルス量を有する方を早期に発見することを目的とした社会的検査（随時検査の補充）について、抗原定性検査の申し込みが一定程度あること等を踏まえ、継続する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関支援事業について、基本的には6月末で廃止予定。なお、世田谷区医師会及び玉川医師会とは改選期で未調整のため、改選後速やかに協議する。</p> <p>第102回及び103回のコロナ本部において、令和5年5月8日以降「継続」または「縮小」と決定した上記以外の事業における令和5年10月移以降の取り扱いについては、各所管で調整の上、別途決定する。</p>	付議のとおり決定する

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和5年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和5年7月24日	第106回	審議事項	令和5年新型コロナウイルスワクチン接種に係る秋開始接種について	世田谷保健所	<p>令和5年秋開始接種について、令和5年春開始接種の実績も踏まえながら、国の通知に基づき、以下のとおり決定する。</p> <p>(1) 接種体制及び対応</p> <p>春開始接種と同様に、個別接種と集団接種との併用により体制を確保する。集団接種会場は保健医療福祉総合プラザ、玉川区民会館、烏山区民センターの3箇所を開設する。</p> <p>個別接種は9月以降順次開始、集団接種は10月中旬頃を目途に開始予定。</p> <p>高齢者施設、障害者施設等での接種は、国の方針を踏まえ、嘱託医による接種を基本とする。なお、やむを得ず施設側で接種医を確保できなかった場合は、区側で施設接種が可能な医療機関を案内すること等により接種体制を確保する。</p> <p>個別接種中心の接種体制への移行を推進するために春開始接種と同様の支援策(一定回数以上を接種した医療機関に協力金を交付する)を国庫補助の範囲内で継続して実施する。</p> <p>オミクロン株対応ワクチンを受けている方のうち、春開始接種を受けた方には、接種後3か月を迎える頃に秋開始接種の接種券を発送する。春開始接種の対象者に該当しない方は、手元の接種券を使用して秋開始接種を受けることができる。なお、秋開始接種用の接種券同封物一式に個別接種医療機関一覧を新たに同封する。</p> <p>予約については、引き続き区予約システムまたは区コールセンターで受け付ける。</p> <p>引き続き、区のお知らせ、区HP等での区民周知を行う。</p> <p>(2) 概算経費 1,603,826千円 特定財源) 補助金: 824,860千円 負担金: 676,778千円</p> <p>必要経費の一部(1,388,173千円)を令和5年度第3次補正予算に計上する。</p> <p>(3) 集団接種会場の確保</p> <p>秋開始接種での集団接種会場としての使用見込みを踏まえ、10月以降一部施設の区民利用予約の開放を行う。</p> <p>国から令和6年度以降の方針が示されるまでは、保健医療福祉総合プラザ、玉川区民会館、烏山区民センターの区民利用の予約開始を延期する。</p>	付議のとおり決定する
令和5年9月29日	第107回	審議事項	区における新型コロナウイルス感染症の取組について	世田谷保健所 保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部 子ども・若者部	<p>現在区が実施している新型コロナウイルス感染症の各種取組について、国や都の動向や現在の実施状況、感染状況等を踏まえ改めて見直しを行い、今後の対応方針等について決定する。</p> <p>(1) 10月以降の方針が決定している事業について 令和5年6月29日のコロナ本部において決定した10月以降の方針について変更はなし。</p> <ul style="list-style-type: none"> 世田谷区新型コロナウイルス感染症相談センター：継続 委託の活用：廃止 社会的検査(行政検査)：休止・待機 社会的検査(抗原定性検査)：継続 <p>(2) 10月以降の方針が未決定の事業について 次の取組について、10月以降も継続し、既存予算で対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症アドバイザー派遣 高齢者・障害者施設等支援事業 在宅要介護者の受入体制整備事業 在宅介護高齢者の受入体制整備事業 子ども関連施設等支援事業 	付議のとおり決定する

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和5年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和5年12月6日	第108回	審議事項	区における新型コロナウイルス感染症の取組について	保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部 子ども・若者部 世田谷保健所	現在区が実施している新型コロナウイルス感染症の各種取組について、国や都の動向や現在の実施状況、感染状況等を踏まえ改めて見直しを行い、今後の対応方針等について決定する。 <令和6年度の取組方針について> 令和6年4月以降の取り組みごとの対応方針については、以下のとおり。 社会的検査（行政検査）：廃止 社会的検査（抗原定性検査）：廃止 世田谷区新型コロナウイルス感染症相談センター：実施しない 新型コロナワクチン接種（特例臨時接種）：廃止 新型コロナワクチンは、予防接種法に基づき実施しているため、5類になったことによる接種体制への大きな影響はない。 新型コロナワクチン接種（定期接種）：新規 感染症アドバイザー派遣：廃止 高齢者・障害者施設等支援事業：廃止 在宅要介護者の受入体制整備事業（障害分）：廃止 在宅要介護高齢者の受入体制整備事業：廃止 子ども関連施設等支援事業：廃止	付議のとおり決定する
令和6年1月10日	第109回	審議事項	令和6年度以降の新型コロナワクチン接種について	世田谷保健所	新型コロナワクチン接種について、国が特例臨時接種を今年度末で終了し、令和6年度以降は定期接種化するとして、令和6年度以降の接種プログラムを決定したこと、また、令和6年度の国庫補助制度について廃止する方針が示されたことを踏まえ、区では以下のとおり令和6年度以降の定期接種を実施する。 <区の対応> (1)接種体制 他の定期接種と同様、医療機関での個別接種を原則とする。 (2)集団接種 原則集団接種は実施しないが、国からの指示で接種対象者を拡大して早急に接種を実施しなければならない緊急の場合には、必要な策を講じて集団接種の体制を整える。 (3)施設入所者等 令和6年度以降も引き続き、嘱託医等による接種を基本とする。 (4)個別接種への支援策 国庫補助の範囲内で実施してきた支援策（予約システムの提供等）は令和5年度末をもって終了する。 (5)接種券の発送 特例臨時接種の終了に伴い、国統一様式の接種券の発送は終了する。令和6年度以降は、65歳以上の対象者に対し予診票等を発送する。それ以外の対象者については申請に基づき発送を行う。 (6)コールセンター・予約受付体制 世田谷区新型コロナワクチンコールとしての運営及び予約システムの稼働は令和5年度末をもって終了とし、予防接種全般の相談を受け付けるコールセンターを新たに設置する。 (7)区民周知 区のおしらせ、区HP、区SNSでの区民周知を行う。 <区民利用施設の予約開始について> 集団接種を継続する場合の会場予定地として令和6年4月以降の区民利用の予約を一部制限していた施設について、予約を開始する。 <経費（概算）> 406,289千円（接種にかかる医師会委託料等）	付議のとおり決定する

別添資料 世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果・報告事項について(令和5年度)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項
令和6年1月10日	第109回	報告事項	冊子「(仮称)新型コロナウイルス感染症世田谷区の対応記録」作成への協力について(依頼)	保健福祉政策部		
令和6年3月19日	第110回	審議事項	新型コロナウイルス感染症 世田谷区の対応記録について	保健福祉政策部 世田谷保健所	新型コロナウイルス感染症について、「新型コロナウイルス感染症 世田谷区の対応記録」のとおり、これまでの世田谷区の対応等を取りまとめたので報告する。	一部未確定の項目を除き、付議のとおり決定する